JELI | R | No.71

原子力責任班平成４・５年度報告書

「原子力事故－責任と保障－（ウィーン条約改正とヘルシンキシンポジウム）」

及び

「原子力損害に対する第３者責任－他のエネルギー分野との比較研究」

１９９６年７月

日本エネルギー法研究所

原子力責任班平成4年度報告書

「原子力事故 — 責任と保障— （ウィーン条約改正とヘルシンキシンポジウム）」

序

当研究所は，原子力損害賠償制度について，原燃サイクル班から原子力責任班への一連の研究において，「わが国の原子力損害賠償制度」，「越境損害の法的救済」，「諸外国の原子力損害賠償制度」というテーマを取り上げてきた。そして，平成４年度は，「『ＩＡＥＡ・ＯＥＣＤ／ＮＥＡ共催ヘルシンキシンポジウム ― 原子力事故に関する責任と保障 ― 』についての検討」というテーマで研究を行った。

このヘルシンキシンポジウムは，現行原子力第三者責任制度の長所・短所および現在進行中である「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」改正作業において生じている様々な問題を幅広く検討し，その適用を全世界に奨励するとともに，チェルノブイル事故からの教訓を評価する機会を提供することを目的として開催された。当研究所からも，私以下，能見善久東京大学教授，道垣内正人東京大学助教授および竹田保史，下田恭史の両研究員が出席した。

当研究班は，シンポジウム参加に際しての事前準備として，現行ウィーン条約改正動向の検討および道垣内助教授の報告論文の検討を行い，シンポジウム参加後は，概要報告および主要報告論文の内容検討を行った。本報告書は，これらの活動をまとめたもので，併せて当シンポジウムの主要論文の翻訳を掲載している。本報告書が今後のこの分野における実務および研究に多少なりとも資することができれば幸いである。

平成８年７月

原子力責任班主査　　谷　川　　久
日本エネルギー法研究所理事
成蹊大学法学部教授

研　究　活　動　記　録

第１回研究会　　平成４年４月17日
ＩＡＥＡにおけるウィーン条約改正の動き

第２回研究会　　平成４年５月22日
日本から見たウィーン条約改正作業

第３回研究会　　平成４年６月10日
損害賠償及びその支払いに係る国際的展開ならびにその国内的受容

第４回研究会　　平成４年７月１日
ウィーン条約改正：手続き面からの考察

第５回研究会　　平成４年10月14日
ヘルシンキ・シンポジウムの概要報告

第６回研究会　　平成４年11月17日
日独原子力法シンポジウム第５研究部会の総括

第７回研究会　　平成４年12月15日
ウィーン条約の改正動向について

第８回研究会　　平成５年１月19日
ヘルシンキ・シンポジウム論文の内容検討１

第９回研究会　　平成５年２月24日
ヘルシンキ・シンポジウム論文の内容検討２

第10回研究会　　平成５年４月21日
報告書案の最終検討

なお，本稿の執筆は以下のように分担して行った。

第１部　　現行ウィーン条約の改正動向 …… 清　水　敏　宣　　研究員
…… 下　田　恭　史　　研究員
…… 竹　田　保　史　　研究員

第２部　　ヘルシンキシンポジウム
Ⅱ　主要セッションにおける報告の検討
１　セッションⅡＡ …… 能　見　善　久　　研究委員

２　セッションⅡＢ …… 道垣内　正　人　　研究委員

※　なお，役職等は研究会当時のものであり，本稿の執筆にあたり参照した条約・法令・資料等もまた，原則として，研究会当時のものである。

原　子　力　責　任　班　名　簿

主　　査	谷　川　　久	成蹊大学法学部教授
研究委員	能　見　善　久	東京大学法学部教授
〃	道垣内　正　人	東京大学法学部助教授
研　究　員	竹　田　保　史	日本エネルギー法研究所
〃	髙　野　広　充	日本エネルギー法研究所 （平成4年7月まで）
〃	下　田　恭　史	日本エネルギー法研究所
〃	髙　橋　正　人	日本エネルギー法研究所 （平成4年7月まで）
〃	衣　斐　勝　由	日本エネルギー法研究所 （平成4年9月から）
〃	近　藤　慎　一	日本エネルギー法研究所 （平成4年9月から）
〃	清　水　敏　宣	日本エネルギー法研究所 （平成5年1月まで）
〃	田　上　　功	日本エネルギー法研究所 （平成5年2月から）
〃	高　畠　昌　雄	日本エネルギー法研究所
〃	永　井　宏　治	日本エネルギー法研究所 （平成4年7月まで）
〃	中　村　公　幸	日本エネルギー法研究所 （平成4年9月から）

目　　次

第１部　現行ウィーン条約の改正動向 …… 1

Ⅰ　はじめに …… 3

Ⅱ　検討作業の経過とポイント …… 3

1　改正の背景と経過 …… 4

2　議論の全般的な方向 …… 5

Ⅲ　原子力越境損害に対する我が国の対応 …… 6

Ⅳ　現行ウィーン条約改正動向 …… 8

1　責任限度額の設定と基金条約（補完的ファンド）の導入 …… 8

2　地理的適用範囲の拡大および軍事関係原子力施設の対象化 …… 11

3　国際的請求処理機関の設置 …… 16

4　国家責任の導入 …… 22

5　損害概念の拡大 …… 26

6　免責事由の削減 …… 29

7　請求の期間制限の延長 …… 30

8　賠償優先順位の設定 …… 32

9　単一法廷の確立 …… 34

10　責任限度額改定手続の法定化 …… 34

11　規定解釈等に係る紛争処理規定の導入 …… 37

第２部　ヘルシンキシンポジウム …… 41

Ⅰ　ヘルシンキシンポジウムの概要 …… 43

Ⅱ　主要セッションにおける報告の検討 …… 47

1　セッションⅡＡ …… 47

(1)　概要 …… 47

(2)　Rustand （スウェーデン）論文 …… 47

(3)　Lopuski （ポーランド）論文 …… 50

2　セッションⅡB …… 54
(1)　概要 …… 54
(2)　Zhou（中国）論文 …… 54
(3)　Andersson （スウェーデン）論文 …… 55
(4)　Saltzman（アメリカ）論文 …… 59
Ⅲ　ヘルシンキシンポジウムの主要論文（邦訳） …… 72
1．セッションⅠ …… 72
・ヨーロッパにおける原子力事故への国際民事責任制度の実際の適用状況の分析 …… 72
Hèbert（フランス）
2．セッションⅡA …… 125
・原子力損害の民事責任：ウィーン条約改正に関する問題 …… 125
Lopuski （ポーランド）
・損害概念の更新－特に環境損害と予防措置について，進行中のウィーン条約改正作業の関連においてーいくつかの比較点 …… 166
Rustand （スウェーデン）
3．セッションⅡB …… 195
・原子力事故災害に関する米大統領委員会の結論 …… 195
Saltzman（アメリカ）
・ウィーン条約改正作業：その手続法的側面 …… 204
Dogauchi（日本）
4．セッションⅢ …… 216
・原子力保険プール：経緯と発展 …… 216
Reitsma （オランダ）
・公衆保護の堂々巡りに終止符を打つ …… 222
― 米国の制度の発展 ―
Marrone （アメリカ）

5．セッションⅣ …… 235
・ドイツ連邦共和国における原子力責任保険 …… 235
Dangelmaier （ドイツ）
・補足的民事責任保険の状況：原子力事故の民事責任についてのスイス法の例 …… 239
Bühlmann（スイス）
・原子力事故の補足的補償への国家の介入 …… 250
Melchior（デンマーク）
・補足的基金に対する原子力産業界の集団的な貢献 …… 262
Delpirou（フランス）
6．セッションⅤ …… 266
・原子力越境損害の世界的補償制度に向けて：民事責任と国家責任／責任の相互関係における影響 …… 266
Handl （ＩＳＢＣ）

第　1　部

現行ウィーン条約の改正動向

第 1 部

銀行ウォーズ株価の変化動向

第１部　現行ウィーン条約の改正動向

Ⅰ　はじめに

原子力損害賠償責任の確保に関する世界的な条約作成作業は，国際原子力機関（ＩＡＥＡ）を中心にすすめられたが，その成果は，「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（1963年5月21日採択，1977年11月12日発効）として結実し，その後30年を経過した(1)。

この間，ウィーン条約自体が改正されたことは一度もなく，成立当初から抱えていたいくつかの複雑な問題点は依然未解決のまま，今日に至っている(2)。

この点，地域的な責任法制の確保を指向し，経済開発協力機構（ＯＥＣＤ）の枠内で成立した「原子力分野における第三者責任に関する条約」（1960年7 月29日採択，1968年4 月1 日発効，いわゆるパリ条約）が，2 度にわたる修正議定書，及び補足条約（ブラッセル補足条約）の採択・発効により，条約成立時での曖昧さ，不十分さを克服しようとする試みを繰り返してきたことと，対照的である。

パリ条約と異なり，ウィーン条約が一度も改正を経験することのなかった理由には次のような点が考えられる。

①原子力の主要先進国が条約に未加盟であるため，条約改正の検討に着手するだけのーダーシップが発現されなかったこと

②条約加盟国の多くが原子力施設の非保有国であると同時に，非加盟国の原子力施設からも相当程度の距離があったため，条約体制内において，原子力越境損害が必ずしも現実的な課題として認識されておらず，条約改正に対して，消極的な姿勢であったこと(3)。

③パリ条約加盟国は，それぞれ自国の原子力損害賠償法に条約の成果を取り込んでおり，その充実・強化はまさに不断の関心事であったため，条約改正に対する合意形成が容易であったこと(4)。

Ⅱ　検討作業の経過とポイント

１．改正の背景と経過

1986年のチェルノブイリ事故は，多くの国が陸上で国境を接し，極めて多数の原子力施設が稠密に存在している欧州諸国には，とりわけ，深刻にうけとめられ，原子力越境損害に対する国際的な民事責任確保の重要性があらためて強く認識された。

それは，一方では，かねてからの懸案であった，パリ条約とウィーン条約との調整問題を解決するためのジョイント・プロトコル策定へと結びつくとともに（1988年９月21日採択，1992年４月27日年発効），他方では，現行制度の改革・増強への契機となったのである。

すなわち，後者に関して，ウィーン条約成立当初からの曖昧さ・不十分さを改め，原子力利用の主要先進国に，条約加盟へのインセンティブを与えうるような救済レジーム構築の必要性が広く確認されたのであった(5)。

具体的には，チェルノブイリ事故後８か月経過後開催されたＩＡＥＡ理事会において，現行ウィーン条約による原子力損害賠償制度改正の必要性についての検討作業が開始されたが，その後1989年２月の理事会において，原子力損害賠償制度全般に係るワーキング・グループの設置が決議され，事務局をＩＡＥＡ法律部におき，本格的な条約改正作業に着手することとなった。

第１回ワーキング・グループは，1989年５月末に，世界50か国，４国際機関の参加を得て開催されたが，つづく第２回ワーキング・グループ（同年10月）での検討を得たのち，さらに1990年２月のＩＡＥＡ理事会で，原子力損害賠償責任に関する常任委員会(STANDING COMMITEE）の設置が決定され，同年４月その第１回委員会が開催された(6)。

本常任委員会の役割は次のとおりである。

①国際的な民事責任制度及び国家責任制度並びにこの両者の関係を含む国際的な原子力損害賠償制度に関する検討

②ウィーン条約に関する見直し作業の取りまとめ及び条約加盟国に対する助言

③ウィーン条約26条に従い開催される条約改正会議に対し，必要な実質的準備と事務的な調整を行うこと

また，第２回常任委員会において（1990年10月開催），草案起草委員会及び２

つのワーキング・グループ（それぞれ，補完的資金補償システム及び請求処理手続についての検討を行う）が設置されている。

第１回ワーキング・グループ以後1992年11末現在までに，計10回の検討会議が開催されているが，このような急速な進展を見せてきた背景には，条約改正に対するIAEA事務局の強い意欲，ペロストロイカ等の政治的な変革を背景とする旧ソ連・東欧諸国，既存スキームの抜本的改善・強化を求める先進諸国（米，仏を除く）及び第３世界諸国の積極的姿勢等の要因も指摘できる。

なお，今後は，1994年２月に開催予定の第９回常任委員会での検討が予定されているが，更に常任委員会での検討を要する状況であり，ウィーン条約改正のための外交会議は，早くて1995年後半に開催される見込みといわれている。

２．議論の全般的な方向

ワーキング・グループ及び常任委員会は，既存条約の改革に向けて現行の民事責任制度の改善・強化と，新たな国家責任制度の導入について，幅広い検討を行ってきた。

また，検討作業においては，条約による賠償システムを補完するための新たな基金を設置し，この補完的基金に関する部分は，ウィーン条約本体とは分離し，別の条約とする方向で，議論が進められてきている(7)。

したがって，予定される改正外交会議においては，改正ウィーン条約と基金条約という２つの条約案が提示されることになるが，これにより構築される救済レジームは必ずしも，すっきりしたものとはいい難い。すなわち，これら２つの条約が成立した場合，ＩＡＥＡの場には，現行ウィーン条約，改正条約，基金条約の３条約が併存するとともに，ＯＥＣＤの世界には，パリ条約と２つの修正議定書，ブラッセル条約と２つの修正議定書という６条約が存在し，更にパリ・ウィーン条約を連結する共同議定書と，多くの条約が存在し，しかも，その加盟国は複雑にからみあっている。

たしかに，現在ではジョイント・プロトコルの発効により，条約適用の調整問題はある一面での解決はなされているものの，本レジームが導入された場合，現実の事故被害者が救済を受けうる道の入口に容易にたどりつくことが出来るので

あろうか，そこにさらなる混乱が生じる恐れは否定できない（後出図「ウィーン条約およびパリ条約締約国と相互関係」参照。）。

この他議論の流れを全般的に考察すれば，現行条約の不備・欠陥に関する問題点の指摘は，大多数の参加国で意見の一致をみているものの，条約改正に対する基本的なスタンスとしては，民事責任制度の改善・強化を探るのが基本であるとする西側先進諸国と，原子力損害に対する救済措置の充実を求めて国家による積極的関与を要請するその他の国々とのあいだで，鋭い意見対立がみられ，この点の国家責任導入を巡る議論が，改正条約の方向性を左右する一つの焦点となっている。

それとともに，ＩＡＥＡにおける原子力安全条約の作成作業を意識してか，本損害賠償条約にも，原子力利用に対する安全性確保のインセンティブを持たせようと意図する提案もなされているところである。

Ⅲ　原子力越境損害に対する我国の対応

国境を越えた原子力損害に対して，我国は現在パリ条約，ウィーン条約のいずれにも加盟しておらず，また，これら既存の条約と我国国内法との整合性の問題，近隣諸国が未加盟であり条約加盟によるメリットが期待できないこと等の理由により，条約加盟には消極的である(8)。

しかしながら，上記専門部会報告及び平成元年3 月原賠法改正時における参議院科学技術特別委員会の附帯決議において，「越境損害については，国際動向を注視しつつ，国際法および国内法の対応を含めた我国のあり方についての検討を行うことが適当」である旨の認識が示されている。さらに，近隣諸国における原子力利用も近年著しく進展し，これにともなって，条約加盟を含め，原子力越境損害に対する救済についての関心が高まっており，また原子力先進国としての立場からより望ましい国際的救済レジームの構築を期待すべく，我国としても本ウィーン条約改正問題について，必要に応じた議論への積極的な参加が行われているところである。

（参考）ウィーン条約およびパリ条約締約国と相互関係

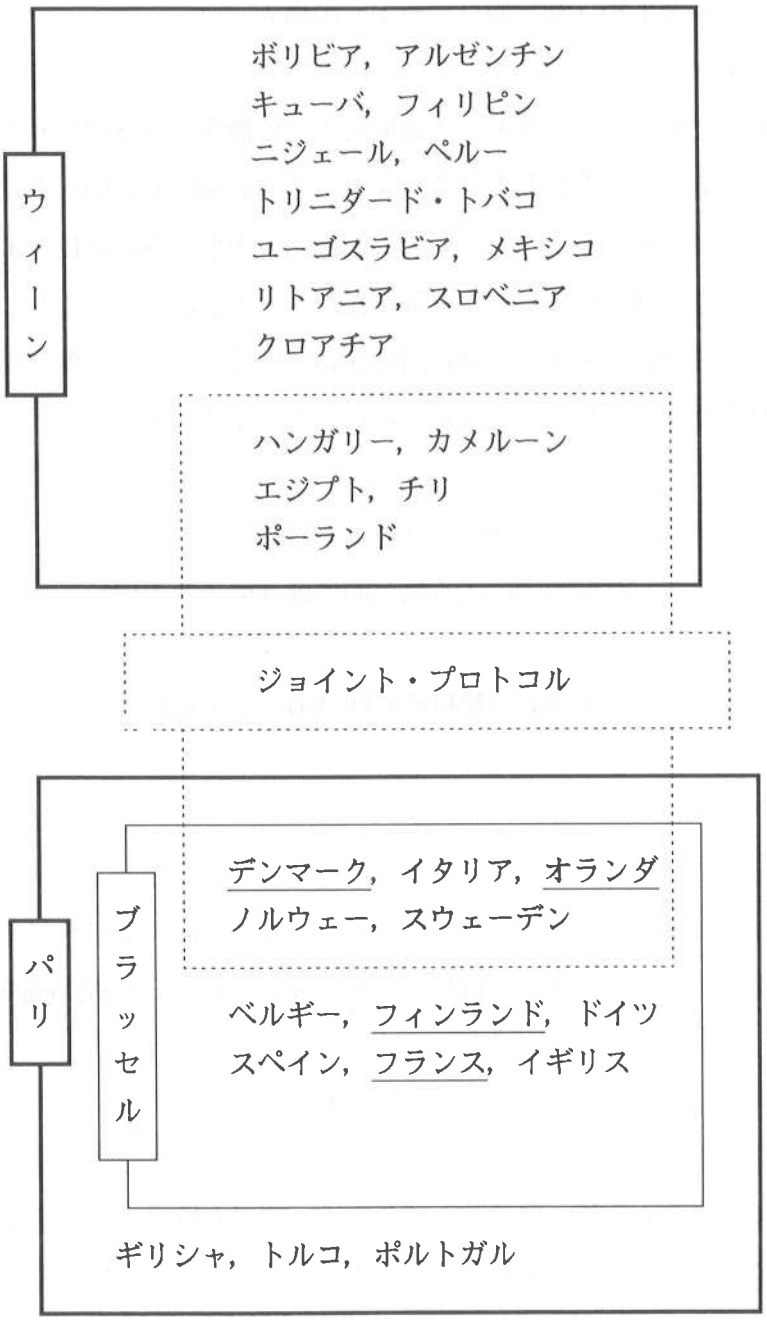

下線：
パリ条約・ブラッセル補足条約の1982年追加議定書（賠償計算単位変更・責任限度額増額等）の未批准国

Ⅳ　現行ウィーン条約改正動向

1．責任限度額の設定と基金条約（補完的ファンド）の導入

(1)責任限度額の設定

改正ウィーン条約においては，事業者の最低有限責任額を，現行の５００万ＵＳ＄（約６億５千万円）を１億５千万ＳＤＲ（約２８０億円）に引き上げる方向にある。即ち，まず第５条において，締約国は原子力事業者の責任を１億５千万ＳＤＲを下らない額を限度とする有限責任にすることができるとし，第７条１項において，その資金的保証を締約国に義務づけるとともに，事業者が講じるべき賠償措置額は各国法により決定されることとしている。

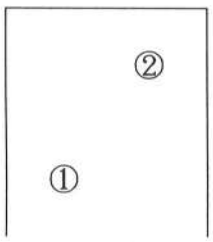

１億５千万ＳＤＲ以上（第５条）

②締約国による資金的保証（第７条１項）

①事業者の賠償措置額（第７条１項）

＜第５条＞

「１．施設国は運転者の責任を，一原子力事故につき，〔１５０ｍ〕ＩＭＦが自己の操作および取引のために規定するＳＤＲ（以下，ＳＤＲ）以上の値に制限することができる。」

＜第７条＞

「１．運転者は，施設国が定める額，形式および条件で，原子力損害に対する事故の責任を塡補する保険その他の資金的保証を維持されるよう要求されるものとする。施設国は，保険その他の資金的保証の支払額が運転者に対して提起された原子力損害の賠償要求をみたすため不十分であり，かつ，第５条の規定により設定される範囲をこえないかぎりにおいて，必要な資金を提供することにより，その賠償請求の支払いを確保しなければならない。」

⑵基金条約（補完的ファンド）の導入[1]

ウィーン条約改正作業においては，補完的賠償メカニズムをウィーン条約内に位置づけるか，あるいは，ウィーン条約本体で第三者責任に関する基本的事項を規定し，資金的保障を確実にするための補完的ファンドについては別の基金条約（ウィーン条約・パリ条約を補完するための原子力損害の補償にかかる国際条約案）を設けるかについては，ウィーン条約本体へのアクセスを容易にするため等の理由から，日本を含め後者を支持する動きが強い。基金条約への参加を義務的なものにするか，任意的なものにするかについては，任意参加を主張する国（日本を含む）とその他の国で議論が別れ結論が出ていない。

現時点（1992年１０月第６回常任委員会時点，以下同じ）では，事務局案・英仏共同提案・ドイツ案が併存している。三者に共通する基本的な合意点は，基金の対象となる原子力損害がパリ・ウィーン条約の適用される損害であること，基金の発動点に関しては最低１億５千万ＳＤＲであること，基金は事業者および締約国の拠出からなること，それぞれの拠出金は特定の範囲（研究施設の除外）の原子力施設毎に定められる一定額により算出されること，運転者の拠出金の支払いについては当該締約国がその支払いにつき履行の保証をすること，基金は事後的なものであること，基金事務局をＩＡＥＡ内に置き拠出金算定対象原子力施設リストの維持，拠出金の徴収・管理等の業務を行うこと，である。

各提案に共通するように，第一義的には事業者による民事責任制度とし，損害の規模により段階的に国家による補完的措置が講じられるシステムは，多くの国に受け入れられやすいシステムであると思われる。

しかしながら補完的賠償メカニズムが機能するためには，十分な資金の確保および確実な基金の設立が必須であり，したがって，提案されている各案を検討する際には，条約の本来の趣旨である被害者救済システムの確立とアクセスの容易性との調整が大きな課題となると思われる。

91.10 事務局案

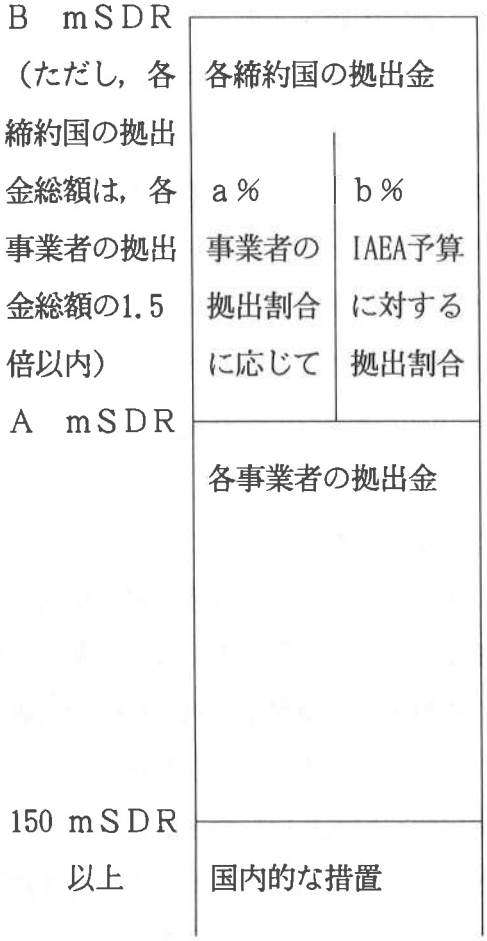

92.10 英仏共同提案

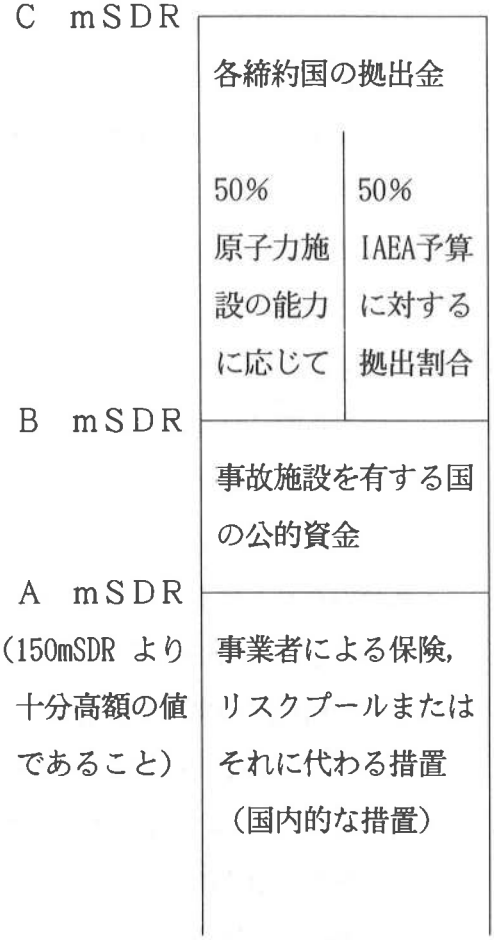

92.10 ドイツ提案

・危険な原子力施設の基金からの排除

・安全条約締約国（現在検討中）以外の基金からの排除

2．地理的適用範囲の拡大および軍事関係原子力施設の対象化

地理的適用範囲の拡大・明確化の問題は，具体的には，原子力事故の被害を被ったウィーン条約非締約国の扱い，および，軍事施設に起因する原子力事故の場合の扱いの問題である。以下，ウィーン条約ならびに基金条約双方における議論を検討する。

(1)地理的適用範囲の拡大

a．ウィーン条約

地理的適用範囲に関する規定を欠き，事故発生地および損害発生地ともに締約国の領域内である場合のみについて適用されると解されている現行条約を改め，一定の例外（相互互恵的な賠償措置を用意していない国に対する締約国による選択的適用除外）を除き，原則的に全世界で発生した原子力損害

に適用し得るものとするのが，改正の動向である。

具体的に，現時点での事務局案は下記のとおりとなっている。

＜条約冒頭に新条文を挿入＞

「1．本条約は，損害発生地のいかんを問わず，原子力損害に適用する。

2．しかしながら，施設国は立法により次に掲げる地で発生した損害に対しては，本条約の適用範囲から除外することができる。

(a) 非締約国の領土（領海を含む），または，

(b) 国際法に従って設定されている非締約国の排他的経済水域，もしくは，その国が排他的経済水域を設定していないときは，国際法にしたがって決定されるその国の領海に接続する水域であって，領海の基線から　200海里を越えない水域。

3．前項に定める適用除外は，非締約国のうち，事故発生時に次に定める条件を具備する国に限定することができる。

(a) その領土，領海，排他的経済水域もしくは前項(b)に定める水域に原子力施設を有している国であって，かつ，

(b) 相互的な利益を提供していない国。

4．本条第2項に定める適用除外は，第9条第2項(a)に定める権利に影響を与えるものではなく，また，本条第2項(b)項に定める適用除外は，船舶上のものへの損害，船舶もしくは航空機への損害までも除外するものではない。」

b．基金条約

基金条約は，その前文および第2条に定めているように，ウィーン条約およびパリ条約を補足し，損害賠償措置額を引き上げることを目的とするものであるから，その適用範囲は，両条約の適用範囲を前提とすることとなる。

現時点の事務局案では，地理的適用範囲は，第3条に規定されているが，締約国で発生した損害のみに適用するとしている第1案と，非締約国での損害もカバーするとしている第2案とが併記されている状態である。

「＜第３条＞

第１案：

この条約は，締約国の裁判所がウィーン条約またはパリ条約により裁判管轄権を有することを条件として，次に定める原子力損害に適用する。

(a) 運転者がウィーン条約またはパリ条約により責任を負うべきものであり，かつ，

(b)（ｉ）締約国の領域（領海を含む）において生じたもの，

（ii）国際法に従い設定された締約国の排他的経済水域，もしくは，締約国がこれを設定していない場合には，領海の幅を測る基線から２００海里を越えない範囲で国際法に従い締約国がその領域に接続して沖合に設定した海域において生じたもの，または，

（iii）公海において生じたもの。

第２案：

この条約は，締約国の裁判所がウィーン条約またはパリ条約により裁判管轄権を有することを条件として，運転者がウィーン条約またはパリ条約により責任を負うべき原子力損害に適用する。」

第１案においては，ウィーン条約の非締約国で生じた損害にウィーン条約が適用されるとなった場合においても，基金条約の非締約国で生じた損害には基金条約が適用されないこととなる。

一方，第２案においては，基金条約の非締約国で生じた損害にも基金条約が適用されることとなる。

実際問題として，両者の相違は，基金に拠出をしない国における損害を基金で救済しない（第１案）か救済する（第２案）かにある。第２案は，基金への拠出（基金条約への参加）のインセンティブを削ぐ可能性があり，基金制度の導入のためには第１案の適用範囲の限定は意味のあることと思われる。

なお，英仏共同提案においても，第３条１項において「本条約の制度は，

〔全体として事故が本条約の非締約国の領域内で起こった場合を除き，〕以下の原子力事故により生じた損害に適用する。」としており，両論併記の形となっている。

⑵軍事施設の対象化

ａ．ウィーン条約

軍事施設の問題は，「施設国」の定義の問題であり，具体的には，甲国の領域内にある乙国の軍事施設の原子力施設を原因とする原子力損害が発生した場合，甲国を原子力施設の所在国として責任を負うべき「施設国」としてよいか，という問題である。

現行ウィーン条約第１条１項(d)は，以下のように規定している。

「『施設国』とは，原子力施設に関しては，当該施設が領域内にある締約国，または，施設がいずれの国の領域でもない地に所在する場合には，自らもしくはその権限の下に原子力施設を運転する締約国をいう。」

この規定は，軍事施設を対象としているか否かが不明であり，議論としては，民事責任条約という性格上軍事施設は条約の適用範囲外であるとする考え等があり得る。

第４回常任委員会においては，軍事施設への条約の適用に反対するアメリカ，フランス，ベルギーと適用範囲に入れるべきであるとするオーストラリア，ドイツ，カナダ，スウェーデン，フィンランド，アイルランド，タイ等が対立した。また，適用対象とするとしても，非締約国の管理下にある締約国内の軍事施設に起因する原子力事故の場合，施設所在国である締約国を「施設国」とすべきか否かについて，これを肯定するオーストラリアと，これに反対するフィリピン，ベルギー，エジプトが対立した。

このような状況のなかで，現在においては，原則として全ての原子力施設を対象とするが，選択的に軍事施設への不適用を許容するドイツ案が，日本を含め多くの支持を集め，今後の常任委員会の検討に委ねられることとなっている。

＜ドイツ案＞

1．以下の規定を第1条1項(d)に追加する。

「非平和的目的に用いられる施設に関しては，施設国は，自らまたはその権限の下にその施設を運転する締約国とする。このことは，その施設がその締約国の領域内にあると否とを問わない。」

2．同時に，条約の適用範囲について，以下の条項を新設する。

「1　この条約は，平和的目的に用いられるか否かを問わず，すべての原子力施設に適用する。

2　締約国は，この条約は，自己の運転する非平和的目的に用いられる施設には適用しないことを宣言することができる。ただし，その締約国は，その場合には，その施設における原子力事故，またはその施設に向かうもしくはその施設から発した核物質が関与する原子力事故を原因とする原子力損害が，この条約が適用されれば提供されるのと同程度に補償されることを確保しなければならない。

3　この条約は，締約国に所在するものの，この条約の締約国ではない他の国の権限の下で運転されている非平和的目的に用いられる原子力施設には適用しない。ただし，締約国の法律により別段の定めをする場合はこの限りではない。」

なお，第6回常任委員会においては，フランス，エジプトにより，締約国の宣言により非平和目的施設を適用範囲に含める旨の共同提案がなされ今後の審議に委ねられることとなった。また，非平和目的施設を適用範囲に含めることについては，アメリカ，中国，ベルギー等が反対を表明し，他にも二重目的（軍事用かつ民生用）ないし境界線上の施設についての疑義が幾つかの国から寄せれており，この問題に関しての各国間の意見の隔たりは依然大きい。

b．基金条約

基金条約においては，第2条ｂｉｓにおいて以下のように規定されている。

＜第２条ｂｉｓ＞

「この条約は，平和目的の原子力施設の運転者がウィーン条約またはパリ条約によって責任を負うべき事故にのみ適用されるものとする。」

従って，ウィーン条約において軍事施設に起因する原子力事故が適用対象内とされた場合も，本条約の適用対象は，平和目的の原子力施設に限定されることとなる。

また，英仏共同提案においても，第３条１項(a)号において「原子力施設の運転者が，平和的目的で使用し，条約の締約国（以下，締約国）の領域内に存在し，ウィーン条約またはパリ条約の下に責任があ」る原子力事故により生じた損害に制度を適用する，と規定し適用対象を限定する立場をとっている。

３．国際的請求処理機関の設置

現行ウィーン条約第ＸＩ条において，訴訟の管轄権は，原則として事故発生締約国の国内裁判所が有することならびに管轄権が決定しえない場合および管轄権が競合する場合についての規定されているが，いずれにしても国内裁判所に管轄権が存することとされている。

条約改正会議の当初は，国内裁判所の管轄権の統一等現行制度の改善という観点で議論が進められていたが，1991年３月の第３回作業部会以来，「国際法廷」，「国際請求委員会」などの国際的請求処理機関の設置について提案がなされており，現在検討中である。

(1)国際法廷

1990年４月の第１回常任委員会において，国内外の被害者が同一の救済を受けることの重要性の観点から，オランダ代表団より単一の国際紛争処理請求法廷(International Claims Settlement Tribunal)という国際的な請求処理機関の設立の有効性が初めて提示された。この提案については，準拠法，具体的手続規定の内容等の問題点が指摘されたが，以後継続して検討されることとなっ

た。

同年10月の第２回常任委員会において，国内裁判所における処理を基本とし，１原子力事故につき１裁判所にのみ管轄権が帰属することの改正案が出される一方，前回のオランダ提案を踏まえ，通常の民事手続による国内裁判所での解決を基本とし，これに加え請求委員会または請求裁判所を設置するという考え方と，全請求を１つの国際的な請求処理の裁判所によって解決するという２つの考え方が検討された。国際的な請求処理の裁判所を設置する理由として，公平・統一的な賠償額の決定および迅速・確実な請求の確保が図れること（国内裁判所に管轄権を委ね独自に処理すると公平・統一的な解決を期待できない，加害者の賠償責任に限度がある），損害概念等実体的な概念，賠償額まで統一的に規定することは困難であること，多数の被害者が事故発生国の裁判所に提訴することは実際上困難であること等があげられた。1992年２月の第３回ワーキング・ループにおいて，国際法廷の設置について，①主に被害者にとってeasily accessible なものである②迅速な手続きが可能である③国が私人に代わって提訴することが可能である④国対国の訴訟が可能である⑤判決が全締約国に効力を有する，という５つの基本的考え方を前提とするオランダ・オーストリア共同提案をベースに新条文第11条Aおよび同条に係る付属書（annex）としてワーキンググループ案がまとめられ，同年４月の第３回常任委員会において事務局案として提案された。その概要は以下のとおりである（括弧内は未確定部分，下線部は主な対立点）。

①各締約国１名からなる候補者リストの中から[締約国会議において]選出される[9]人の人格・見識に優れた任期[5]年の裁判官より構成される新たな国際法廷(International Tribunal)を条約発行後速やかにＩＡＥＡに設置する（11条A-1, annex 2-1, 3-1, 7-2)。

②関係締約国（事故国，施設国，被害国）は事故後[ ]ヵ月以内に当該国際法廷が排他的管轄権を有することを望むか否かを国際法廷に通告する(11条A-3)。国際法廷は,(以下4つの選択肢が提示されている。）①[関係国の3つ

のカテゴリーのうち少なくとも2つ以上カテゴリーに属する]半数以上の関係国が求めたとき②半数以上の関係国の拒絶のないとき③全関係国が求めたとき④関係国のいずれか1つが求めたとき，原子力事故に係る損害賠償請求訴訟に関する排他的管轄権を取得する(11条A-4 alternative a, b, c, d)。条約11条に基づき国内裁判所に提訴された後に国際法廷に管轄権が設定された場合は国内裁判所は管轄権を放棄する(11条A-8)。

③条約２条に基づく訴訟は，施設国，事故施設の運転者または運転者の保険もしくはその他の資金的保証をしたもの，に対し，自らを代表する立場での国，領域内で被害を受けたまたはその国の国籍を有する私人を代表する立場での国，損害を被った私人，が提起することができる(11条A-5)。[締約国は，条約の署名，批准または承認の際に運転者として被告となる場合を除き，自らに対する訴訟ができない旨宣言することができる(11条A-6)。]

④訴訟が締約国のみに対して提訴された場合でも，運転者は，手続規範に従い訴訟参加の権利を有する(11条A-7)。

⑤国際法廷においては，本条約，[他の全ての関連する国際法]，および，もし国際法廷が管轄権を有していなかった場合に管轄権を有したであろう国内法廷（争いがある場合には国際法廷で決せられる国内法廷）において適用されたであろう法規範を適用する。

本提案は極めて斬新なもので，本常任委員会においてもかなり内容が詰められたが，国際法廷の排他的管轄権発生要件の構成，事後的に排他的管轄権が発生することによる手続きの不安定さおよびそれまでに採用された事実・証拠の取扱いをめぐる疑義，準拠法に国内法を用いることの意味（敢えて国際法廷を設置する必要性），訴訟免除特権の留保規定の適否，法廷の形態(permanentとするかad hoc とするか）およびその維持費用等につき見解の対立が顕著で，結局，見解の統一には到らなかった。各国の主張の主なものは以下のとおりである。

①国際法廷の設立に基本的に反対するグループ

・地域的な法廷を設立するのであれば検討が可能（アルゼンチン，メキシコ）

・国際法廷の管轄の排他性，維持費用に問題がある（ブラジル）

・準拠法の問題，個人の提訴を認めることによる裁判の非能率

（ドイツ，スイス）

・国際法と国内法の関係が不明瞭（チェコ・スロバキア）

・国内での救済手続を整えるべき（ハンガリー，ナイジェリア，カナダ）

・国家主権との抵触を懸念（イスラエル）

・実行可能性に疑問，逆に時間を要する虞れあり（イギリス，アメリカ）

・法解釈が困難，国内での執行の確保に懸念（スペイン）

②オプショナルな制度とすることで国際法廷の設立に賛成するグループ

エジプト，ベルギー，フィリピン，チリ，インドネシア他

…日本は，問題点を指摘しつつ最終的にはオプショナルなものであれば認める余地ありとする立場をとった。

③国際法廷の設立に賛成するグループ

オーストリア，オランダ，ギリシャ，ポーランド，イタリア，ユーゴ他

…この中でも，permanentとするかad hocとするかで見解が別れている。

本常任委員会においては，大勢としては国際法廷の設置に否定的な状況であったが，国際法廷の設立推進の立場から，国際法廷が管轄権を有する要件を修正するオランダ・オーストリア共同改正案等が出されたことから，選択肢の1つとして残され，継続して検討されることとなった。

一方，エジプトより，国際法廷の代替案として，関係国の同意のうえ設立する「国際請求委員会(International Claim Commission)」の提案がなされたところ，この提案に対しては各国よりかなり積極的な反応が見られたため，更に検討を継続することとされ，以後この国際請求委員会の設置へ議論の中心が移っていった。

⑵国際請求委員会

第４回ワーキンググループにおいては，第３回常任委員会で好評であったエジプト提案を中心に検討が進められた。その概要は，11条に第４項を付加するもので，以下の３点を規定している。

①関係国（事故発生国，被害発生国）すべての合意の下に紛争処理委員会を設置する。
②紛争処理委員会は，２条の原子力損害の請求，賠償に関する紛争の調停等を行う。
③委員会の手続，準拠法等は関係国の合意で決定する。

一般的には，事務局案の様な，義務的管轄権を有する国際法廷を設置し，賠償請求権を私人による訴訟提起を含め認める例はこれまでになく，各国に受け入れられるのは困難であると考えられるが，請求委員会による処理の方法は，従来より私人の請求を国際的に処理する機関として利用されてきたこともあり，設置，手続等が任意的なものであることから，受け入れやすいものということができる。

エジプト提案については，全関係国の合意は条件として厳しすぎる，事故発生国は自国運転者の便宜のため同委員会の開催を望まないのではないか等の意見が出たが概して好評であり，以後継続して検討されることになった。

エジプト提案との関連で，これに変更を加える形でオランダ案が出されている。その主な内容は，第11条に新条項を置くもので，①請求委員会の設置については，すべての関係国の同意ではなく，損害発生国を基本に，事故発生国または施設国の同意による②請求委員会は，請求の確定に関して最終的な判決を出す権限を有し，11条に基づき管轄権を有する国内裁判所はこの判決を基礎として被害者に与えられる損害額の割当と分配に関する問題のみを扱う③請求委員会の設置に同意していない国であっても，その管轄権を容認する場合は，その国および私人は訴訟を提起できる，というものである。

1991年12月の第４回常任委員会において，国際法廷の設置および上記国際請

求処理委員会の設置について議論され，permanentな国際法廷を支持する国（オーストラリア，ベルギー，フィリピン，タイ，ルクセンブルク，ポーランド，イタリア等）もあったが，国内裁判所の管轄権の問題等を指摘する国（日本，イスラエル，トルコ，スイス，デンマーク，フィンランド，中国，フランス，ドイツ等）もあり，その大勢は請求処理委員会の設置の方向で，かつオプショナルなものとして認める方向に傾いた。オランダ提案については，その中立性，客観性，公正の確保に問題があるという批判があり，請求処理委員会の設置においては施設国を含む関係国の合意を必要とすること提案が変更され，本案も継続して検討されることとなった。

第５回常任委員会では，第４回ワーキンググループにおいて提案されたトルコ案について検討がなされたが，具体的検討は次回以降に持ち越された。

また，本条に関連し，国による原子力被害者の代理請求の手続について，第ＸＩ条Ｂとしてドイツ・スウェーデン共同で以下のように提案され今後更に検討されることとなった。

〔第ＸＩ条Ｂ〕

管轄権を有する裁判所が存する締約国は，原子力損害の塡補を求める訴訟について，以下のことを確保しなければならない。

(a)他の締約国が，自国の国民または自国の領域内に住所を有する者で損害を被った者に代わり，その者の同意があることを条件として，訴訟を提起すること。

(b)この条約上の権利を代位または譲渡によって取得した者が，その権利の実現を求める訴訟を提起すること。

第６回常任委員会では，請求処理委員会に関する前々会で提案されたオランダ案，前回提案されたトルコ案が検討された。オランダ案については，請求処理委員会と国内裁判所の二重管轄の問題および第３項と地理的適用範囲の関係が指摘を受けオランダが修正案を提出し，再修正されたものがエジプト提案と

ともに今後常任委員会で検討されることとなった。なお，トルコ案は，上記変更オランダ案でカバーされるとして撤回された。

以上，国際法廷および国際請求処理委員会のどちらについても各国の賛否両論があり，またその各々の条項についても今後の継続検討の対象となっていることから，統一的見解が出されるまでには相当の時間を要すると思われる。

⑷国家責任の導入

現行ウィーン条約第Ⅶ条第１項には，運転者が保険その他の資金的保証により賠償請求を満たす充分な資金を提供できない場合に，国家が第Ⅴ条の範囲内で補完するための保証提供者となるという，いわゆる国家の残余責任が規定されている。運用管理者の民事責任と管轄国の残余（補充）責任を結合させる混合責任が認められた背景として，企業活動としての原子力産業活動は当該国のみが管理・規制できかつ損害の発生を予防しうること，当該産業活動の保護・育成を国益として行っていること，がいわれている。このような背景を持つ混合責任について，原子力産業を許可したことに伴う国家の相当の注意義務を定型化したもので，原子力産業特有の高度の危険性を理由とする新たな危険責任主義の反映であるという指摘もあり，この様な考え方は国家責任の導入に繋がりうるものといえるであろう。

条約改正作業の開始当初より，現行ウィーン条約第Ⅴ条に規定する賠償限度額を引き上げるべきことが概ね了解されており，第１回ワーキンググループにおいて旧ソ連が国家責任を含む包括的な国際間の損害賠償制度が検討されることを支持する等国家責任制度の検討を要望する国が多数を占めた。第１回常任委員会では，民事責任・国家責任両制度の関係を同時に議論すべきものとの考えのもと議論がなされたが，以下の様々な意見が出され，導入の必要性とともに次回以降に議論が継続されることになった。そこでは，国家責任導入の必要性を巡り以下の３つのグループ間の対立が見られた。

①環境保護を前面に押し出し，賠償に係る責任と併せ事故の予防・損害の拡大防止等に関する積極的な国家の義務の導入をめざす国家責任導入積極派

（カナダ，イタリア，スペイン，トルコその他多数の開発途上国）

②請求処理手続，補完的賠償責任の負担等を中心に国家の補完的関与を義務付けようとする国家責任導入推進派

（オランダ，スイス，オーストリア，ポーランド他）

③国家による補完的資金提供を含む既存の民事責任制度の改善で充分であるとする国家責任導入消極派

（アメリカ，イギリス，フランス，日本他）

第３回常任委員会において，ウィーン条約における国家の関与のありかたについ観念的議論ではなく具体的条文を下に検討すべきという大勢のなか，イタリアより条文形式の具体的案が提示された。その内容は以下のとおりである。

（次の新条文Ｘ－Ａを挿入する。）

1. 各締約国は，その領域内またはその管轄権あるいは管理の範囲内において行われる原子力活動が，他国または国家管轄権の限界を越える領域に原子力損害を生じさせないように保証する責任を有するものとする。
2. 締約国は，国境を越える損害の危険性を防護あるいは最小化するため，または，必要な場合には，その各々の領域内またはその管轄権あるいは管理の範囲内において行われる原子力活動の国境を越える有害な影響を阻止または最小化するために，すべての適切な立法的および行政的な措置を講ずるものとする。締約国はまた，原子力活動が安全に行われることを保証するために，最善の利用可能な技術の適用を奨励することとする。3. 締約国は，原子力活動の国境を越える有害な影響の回避，減少および制御を目的とする合意された規則を発展させるため，各締約国間およびＩＡＥＡと誠実に協力するものとする。そのような活動は，特に，次のような原子力活動の局面に関連する。

・原子力の安全および放射線防護

・科学的調査および新たな安全に関する情報交換

・核物質の防護

・環境影響調査

・放射線モニタリング

・偶発的緊急措置

・緊急状況の通知

・緊急援助および原子力損害緩和のための他の方策

（次の新条文Ｘ－Ｂを挿入する。）

1. その領域内または管轄権あるいは管理の範囲内において起こった原子力事故について，全ての締約国は，放射線の放射の防護および原子力損害の最小化のための早急な手段を講ずるものとする。

2. 他国の領域内または管轄権あるいは管理の範囲内で起こった原子力事故により影響を受けたまたは影響を受ける可能性がある締約国はすべて，自国の領域内または管轄権あるいは管理の範囲内における原子力損害の防護およびその損害の最小化のための早急な手段を講ずるものとする。

3. 原子力事故(または原子力事故の深刻な可能性がある)のばあい，その領域内またはその管轄権あるいは管理の範囲内で事故が起こる(または起こりそう)な締約国は，以下のことをするものとする。

(a) 直接またはＩＡＥＡを通じ，締約国か否かに係わらず原子力損害を被るであろう国およびＩＡＥＡに当該原子力事故，その性質およびその正確な位置を直ちに通知すること，および

(b) (a)における国に，直接またはＩＡＥＡを通じ，それらの国における原子力損害の最小化に関する情報を早急に提供すること

[3.の代替案]

本条約は，原子力事故の早期通報に関する条約および原子力事故または放射線緊急事態の場合における援助に関する条約において，締約国が有する権利および義務にいかなる影響も及ぼさない。

（次の新条文Ｘ－Ｃを挿入する。）

1. すべての締約国は，その領域内または管轄権あるいは管理の範囲内において行われている原子力活動に関連する事故が，他の締約国の領域内または管轄権あるいは管理の範囲内において重大な損害を引き起こした場合，十分な補償塡補が提供されることを保証するものとする。

この補償塡補は，運転者の責任限度，補足的基金の関与の限界，特別な免責事由または補償すべき原子力損害の定義に関する現存する条約の他の規定に係わらず，被害を受けた国に提供されるものとする。

2. １項における賠償または他の形式の補償塡補は，施設国と被害国の間における交渉により，または，関係国間での合意が得られない場合には，現存する条約により設立されている国際司法裁判所によって決定されるものとする。

しかしながら，1項における訴訟は，原子力損害の賠償のための現存する条約により明示されている方法が，運転者の責任限度，補足的基金の関与の限界，特別な免責事由または補償すべき原子力損害の定義の結果機能しない場合にのみ，被害国が施設国に対して，国際司法裁判所に提訴することが出来るものとする。

［ＸⅦ条を次のものに置き換える］

この条約は，原子力損害の責任に関する国際公法の一般的規則における締約国の権利に影響を与えないものとする。

第４回常任委員会では上記イタリア案について検討されたが，内容の検討以前に，国家責任の導入を巡り，国家責任導入を支持するグループ（オーストラリア，タイ，ギリシャ，インドネシア等）と国家責任について議論が不十分で導入には時期早尚であること，およびウィーン条約は民事責任に特化すべき等の理由より導入に反対するグループ（アメリカ，スウェーデン，ノルウェー，ドイツ，ベルギー，イギリス，イスラエル等）とが対立した。また，国家責任

の導入は困難であるが国が一定の役割を果たすべきとする意見（トルコ，スイス），開発途上国に原子炉を売る先進国の責任（タイ），選択的条項とすべきとする意見（アルゼンチン）が出るなど結論は次回会合に持ち越されたが，全体として反対の立場が強い傾向にあった。

イタリア提案に見られる国家責任は，従来の国家責任の考え方および現行ウィーン条約に規定される国家の残余責任とも性格の異なるものであり，領域，事業活動に対する国家の支配・管理を根拠にして無条件に国家の責任を認めるものではないことから民事責任条約に含まれるべきものでないこと，等の批判がある。

また，前文に国家責任について規定する案および被害者保護のための保証確保にとどめる案も提出されたが，国家責任の導入には変わりがないとして反対意見が多数を占めた。第6回常任委員会においても結局結論には達せず，今後継続して検討されることになった。

国家責任の導入に関しても，導入賛成国と反対国の対立が激しく，結論に達するまでには相当の時間を要するものと思われる。

⑸損害概念の拡大

現行ウィーン条約第Ⅰ条第1項(k)に原子力損害の定義がなされており，(i)において，死亡，身体の傷害および財産の滅失・毀損に限定し，その他の損害については，管轄裁判所の国内法に規定されている場合に認められることが(ii)，(iii)に規定されている。第8条により賠償の性質，方式，範囲ならびに分配については管轄裁判所の法律に委ねられることから，管轄裁判所がどの国に置かれるかにより，賠償範囲が異なることがありうることになる。

第2回ワーキンググループにおいて，従来どおり原子力損害概念は管轄裁判所の国内法に委ねるべきとする意見もだされたが，環境損害，経済的損失，予防措置とその費用および国際的に合意された基準が欠如している等現行条約における損害概念は不明確かつ不適当であることから，より適切な定義を検討すべきという一般的合意が形成され，以下の改正案が提案されている。

損害概念に関して，第1回常任委員会において提案された第Ⅰ条(k)の変更

に係る事務局案の改正・追加案が第2回常任委員会において提案されたが，現行条約において規定する死亡，身体の傷害および財産の滅失・毀損以外に以下の3つの分類を加えるものとなっている。

（ⅲ）環境汚染による滅失または損害，ただし環境損害によるうべかりし利益の損失(loss of profit)以外の環境損害に対する賠償は，現実に採られたまたは採られるべき回復のための合理的手段に限定される。
（ⅳ）（ⅲ)以外の経済的損失[で，管轄裁判所の法により決定される範囲のもの]
（ⅴ）予防的措置の費用およびこの措置により生じる更なる滅失および損害

以上の条文案について，条約の適用範囲を環境損害と経済損害（得べかりし利益を含む）に広げ，かつ条約上の義務（mandatory)とする趣旨であること，具体的には人的損害および物的損害に各々付随する経済損害はそれぞれ同条第1項(k)(ｉ),(ⅱ)に含まれること，管轄裁判所の法に委ねられる(ⅳ)の経済損害とは純粋経済損害をいい現実にはあまりないことが予想されることおよび締約国の経済損害の解釈の相違に対して柔軟性を与えるために(ⅳ)の留保部分は残されたことが事務局より説明された。

更に予防的措置に関して(l)に，また，原子力事故の定義は(m)として以下のとおり改正・追加案が提案された。

(l)「予防的措置」とは，事故発生後,(k)(ｉ)～(ⅳ)に関する損害を[調査，評価,]予防または最小化するために，いかなる人によってを問わず採られた全ての合理的措置をいう。
(m)「原子力事故」とは，原子力損害を生ずるまたは原子力損害を生ずる重大・緊急な危険性を創造する事故または同一の原因による一連の事故をいう（現行(l)の変更…下線部が追加部分）。

(iii)環境損害における「合理的措置」の判断主体，方法についてカナダ他か定的見解が示されたが，油濁基金条約における同様な規定と運用の実際から民事法廷で十分機能するという見解が多数を占めた。損害算定に要する費用を損害に含むかについては常任委員会の判断に委ねられた。

第3回常任委員会では，同条(k)(iv)の純粋経済損害について議論が集中し，この規定を削除するべきとするイギリス，準拠法の範囲内という限定を外しこの規定を存置すべきとする開発途上国・東欧諸国，原案どおりが適当とする北欧諸国に意見が別れたが，留保付きのまま前回案が維持され，環境損害に関する規定については他の条約を参考にした上継続して検討することになった。

これに関連し，事務局案第Ⅰ条(l)「予防措置」の定義に調査(detect)，評価(evaluate)を含める事については，開発途上国の強い主張にもかかわらず濫用の危険および実際に予防措置が取られなくとも調査するだけで補償の対象とするのは不適当であるという欧州諸国の意見が受け入れられ，定義から調査，評価が削除された。第5回常任委員会では事務局案が基本的に維持されたが，原子力損害の定義に対して付された留保事項が確認された。また，環境損害については，損害の塡補特に保険引受可能性および優先賠償の規則については更に検討を要することおよび純粋経済損害に対する異なる見解が示される一方，損害概念を厳格に分類することに対し，保留を示す国あるいは削除を求める国も見られた。更に環境損害および純粋経済損害の問題は他の国際的な機関で検討し，それを基に常任委員会で詳細に検討すべき，との意見もあり，今後更に検討することとなった。

第6回常任委員会では，ドイツより第Ⅰ条第1項(k),(l),(m),(n)および第8条の改正案が提案された。その内容は，損害概念について(k)(ⅰ)死亡および人身傷害(ii)財産に対する滅失・棄損(iii)環境損害（以上の内容は事務局案と同じ),(iv)予防的措置費用(v)管轄裁判所の法により決定されている場合，その範囲における予防的措置により生ずる損害を含むべかりし利益の損失，と規定している。また,(l)に環境損害の定義を「汚染による自然・景観に対する多大で継続的な悪影響」(m)に予防的措置費用として「事故発生後，

(k)(ⅰ)～(ⅲ),(ⅳ)に関する損害を予防または最小化するために，採られた全ての合理的措置」(n) に原子力事故の定義（内容は事務局案と同じ）を各々規定している。

事務局案を支持する国もあったが，ドイツ案に対し，特に経済損失は管轄裁判所の法律により決定されるとする点を支持する国が見られたことから，ドイツ案は事務局案と共に今後の継続して検討されることとなった。

我が国の原子力損害賠償法における原子力損害の定義は，ウィーン条約の定義と異なり柔軟な規定となっていることから，経済的損失等を賠償の対象にすることには問題がないといわれており，上記のように損害概念が拡張されても，Ⅷ条で賠償の範囲等が管轄裁判所の法に委ねられていることから，原賠法上の定義との問題はは生じないと思われる。ただし，純粋経済損害については相当因果関係により損害の範囲に含めることは可能であるが，現在の不法行為に関する判例は原則として純粋経済損害について相当因果関係を否定していること，予防的措置費用については，原子力力損害に含めることは困難であることがいわれている。

(6)免責事由の削減

現行ウィーン条約は第Ⅳ条３項において,(a)で戦闘行為，敵対行為，内戦または反乱を,(b)で設備国の法律に特段の定めがある場合を除き，異常な性質の巨大な天変地異を免責事由として規定している。

第２回ワーキンググループにおいて，すべての原子力災害について適切な賠償を行うという同グループでの合意を受け，保険引受けの限界を踏まえて免責事由を再検討すべきという意見がだされ，第１回常任委員会において，すべての自然災害を免責条項から除外するために，現行ウィーン条約は第Ⅳ条3(b)を削除する旨の意見が出され，第２回常任委員会で採用された。ただし，ＥＩＳ（欧州保険委員会）代表は保険によりすべての自然災害を必ず塡補することができるとは言えないとの見解を表明している。

第３回常任委員会において，パリ条約との整合性の観点から，フランスが同一敷地内の施設・財産に対する運転者の賠償責任の免除について第Ⅳ条5(a)

,(b)の修正案を提出し採用された。また，第Ⅳ条3(a)について戦闘行為等により惹起された損害であっても，合理的な予防手段を取ったことを条件として免責を認める3(b)追加修正案がオーストラリアから提出されたが，本修正案の下では運転者の責任が過重となること，当該状況下では予防措置を取ることが困難であることが予想されること等の意見が出され，それを加味した3(a)の修正案が以下のとおりデンマークより提出・採用され，以後この案が維持されている。

3(a)　運転者は，戦闘行為，敵対行為，内戦または反乱に直接起因する原子力事故により生じた原子力損害であることを証明した場合は，この条約に基づく責任を負わない。（注：下線部が修正箇所。）

日本が主張し中国も支持した自然災害を任意的な免責事項として残す案は今後検討することとされ，タイが主張したテロによる原子力事故を免責の対象とする案は採用されなかった。

条約上の免責事由の削減と現行日本の制度との関連については，通常の地震，噴火，津波等による原子力損害は責任保険で免責とされるが，政府補償契約で担保されることになり問題は生じないが，原賠法上「異常に巨大な天変地異」の場合には事業者は責任を負わないとする規定との関係が問題となるであろう。

(7)請求の期間制限の延長

現行ウィーン条約は第Ⅵ条第1,2,3項において，損害賠償の請求期間は原則として事故日から10年以内とし，管轄裁判所の法律により10年以上とすることができることおよび事故が盗取，喪失，投棄または放棄に因る場合は20年を超えない期間とすること，ならびに管轄裁判所の法律により損害および事故の責任を負うべき運転者を知った日または知りうべき日より３年を下回らない期間とすることができることが規定されている。

第１回ワーキンググループにおける請求権の期間制限についての問題提起を受け，第２回ワーキンググループでは，以下の種々の意見・問題点が提示され，

更に検討することとされた。その内容は，人体への損害と財産への損害とを区別して考えるべきこと，そこでは，財産への損害の10年は適切であるが，人体への損害については無制限または30から35年へ延長すべきこと，しかし，期間延長により早期に提訴したものの権利および遅れて提訴された請求への分配を阻害してはならないことから追加的塡補の必要となること，期間制限の起算点を事故発生時とするか損害の発生を知ったときとするか，損害および事故の責任を負うべき運転者を知った日または知りうべき日より３年間を損害賠償の請求期間とすること，環境損害に関しては異なる期間制限を設けること，等である。

ワーキンググループでの検討を受け，常任委員会で現在維持されている第Ⅵ条の改正案は以下のとおりである。

1. この条約に基づく損害賠償請求権は，(a)死亡または人身の傷害については事故発生日から30年以内(b)その他の損害に関しては事故発生日から10年以内に行使されない場合は消滅する。
2. 施設国の国内法において，運転者の責任が保険，国家基金を含むその他の資金的保証により，より長期間の塡補がなされる場合は，施設国の国内法において規定された当該期間を超過しない期間で，１項に規定する期間より長い期間の経過後にのみ，運転者に対する損害賠償請求権が消滅することを規定することができる。
3. 死亡または人身の傷害に関する損害賠償請求訴訟もしくは本条２項による事故発生後10年を経過経過したのち提起されたその他の損害に関する損害賠償請求訴訟は，いかなる場合にも請求期間内に訴訟を提起したいかなる私人の損害賠償請求権にも影響を与えない。
4. 〔現行２項を４項とする。〕
5. この条約に基づく損害賠償請求権は，被害者が損害の発生と責任を追うべき運転者を知った日から[3年間]を経過しても訴えを提起しない場合には，管轄裁判所の規定により時効または消滅に係らしめることができる。ただし，

本条1，2，4に掲げる期間を超過することはできない。

6.〔現行4項を6項とする。〕

7.〔現行5項を7項とする。〕

我が国における取扱いと比較した場合，現行法上20年が不法行為の期間制限となっていること，損害の区分毎に別個の損害賠償請求権を認める例はなく，区分する場合でも請求期間の区分に応じた損害概念の明確化が必要となり技術的にも容易でないこと，原子力事故による身体傷害の晩発性に着目した期間制限の区分について，公害などによる他の同種の損害との整合性の要否，責任保険契約では保険上の請求期限を事故時より10年としていること等の問題が指摘されている。

(8)賠償優先順位の設定

現行ウィーン条約第Ⅷ条により，損害賠償の分配は管轄裁判所の法により決定されるのであるが，第2回ワーキンググループでは，人的損害に対する請求へ優先権を付与するべきであるとの意見が出され，第1回常任委員会において事務局より人的損害に対する請求へ優先権を付与する第Ⅷ条の改正案が提案され，検討がなされている。第3回常任委員会において維持された改正案は以下のとおりである。

1. 本条約の規定に従い，賠償の法的性格・形式・程度および公平な分配方式は管轄裁判所の法により決定される。

2. 原子力事故の日より10年間の期限の前に運転者に対して提訴された請求については，この条約に基づき賠償されるべき損害が第ｖ条に基づく運転者の最大限度額を越え，または越える虞れがある場合には，賠償の分配の優先権は死亡または人身の障害に対する請求に与えられる。資金は次のとおり分配される。

〔(a)賠償請求に係る損害が死亡・傷害に関するもののみである場合またはその他の損害のみである場合には請求額は比例的に減額される。

(b)賠償請求に係る損害が死亡・傷害に関するものとその他の損害とからなる場合は，分配可能な資金の[3分の2]については損害が死亡・傷害に係る賠償請求に優先的に充当される。また，不足の場合，分配可能な資金の残額は，全請求に比例的に，即ちその他のすべての損害に関する賠償請求と未払いの死亡・傷害に係る賠償請求に比例的に分配される。

(c)しかしながら，死亡・傷害に係る賠償請求が国または公共の医療保険，社会保険または従業者の事故・疾病に対する保障のいずれかによって塡補される範囲の金額については上記(a),(b)におけるその他の損害として取り扱う。]

第6回常任委員会では，本案に基づく詳細な規定を国内法に一致させることは困難であるという理由から事務局案はほとんど支持されず，改正条約には優先順位の一般原則を定めその実行形式は管轄裁判所の法律に委ねるという見解に賛成する国が大勢を占めた。債権確定における優先順位の体系は補完基金との関係でも検討されるべきとの見解も示された。そこで，事務局案の第1項および第2項の第1文を残し，残り(a)～(c)は削除された。

また，第2項の第1文については，以下のとおり変更（一部留保とする，期間をブランクとする）および修正案（上段および下線部）が出され，両方を継続して検討することとなった。

2. 〔原子力事故の日より＿年間の期限の前に〕運転者に対して提訴された請求については，この条約に基づき賠償されるべき損害の総額が第5条に{基づき支払いに充てられる最大賠償額 / 基づき確定された運転者の最大責任限度額}を越え，または越える虞れがある場合には，賠償の分配の優先権は死亡または人身の障害に対する請求に与えられる。

本規定については，ウィーン条約上の「有限責任」を前提とした規定である

ことから，原賠法上運転者の責任を「無限責任」とする日本の現行制度とは直接関連を持たないものといえるであろう。

⑼単一法廷の確立

第１回常任委員会において，人的損害に対する請求へ優先権の付与に関連し，すべての種類の請求を処理するため単一のルールを適用する単一の法廷を設立する必要性が強調されたことから，第ＸＩ条に第４項として追加する形で次のとおり改正案が提案され，以後この事務局案が維持されている。

4.　管轄権を有する裁判所が存する締約国は，１つの事故について１つの裁判所のみに管轄権が帰属することを保障する。

単一法廷の確立については，外国の裁判所に提訴しなければならない被害者の不便さを強いるものであること，一度にすべての債権を決定しなければならない裁判所に過大な負担を負わせることになること，管轄国が原子力損害の事件を処理するために，他の紛争を留保してまで多数の裁判官をその裁判所に集めるのは困難であること等の批判がある。

⑽責任限度額改定手続の法定化

現行ウィーン条約には責任限度額改定手続について別段の規定はないが，第２回ワーキンググループでは，本条約内においてもパリ条約における改定に係る簡素化された手続および国連取引法委員会（UNCITRAL)その他の条約に見られる責任限度額の定期的見直し条項を規定することが提案され，概ねの合意が得られた。

第２回常任委員会において，事務局より，責任限度額改定手続の規定について以下の内容の条文を新たに追加する条文案が示された。

①締約国の３分の１以上の要求により責任限度額見直しのための締約国会議がＩＡＥＡ事務総長によって招集される。

②改正案は加盟国の過半数の出席のもと３分の２以上の賛成で採択される。

③採択された改正案は締約国に通知後６か月以内に締約国の３分の１以上が反対の意思を表明しないかぎり成立したものとみなされ，成立したものとみなされた改正案は，すべての締約国に対し受入れ後12か月後に発効する。

④改正案に反対する締約国も改正案が発効する最低１か月前までに脱退しない限り，改正案に拘束される。脱退は改正案発効の際より効力を有する。

⑤改正案採択後，６か月の受け入れ期間が経過しない間に加盟した国は改正案が発効した際には拘束される。同期間経過後に加盟した国は②の手続によるあらゆる改正案に拘束される。

第３回常任委員会において，改正された賠償責任額は承認した国にだけ適用され承認しなかった国には従前の賠償責任額が適用される，とする提案が中国より，また，前回案の迅速な改正手続を維持しつつ，意義を唱える国にまでは拘束しないとする提案が日本からなされ，次回以降継続して検討することとなった。

第５回常任委員会においては，見直しの際の反対国の条約上の取扱いが主に議論され，事務局案および中国・日本共同提案について協議された。事務局案については，UNCITRALにおいて使用されている条項および1982年国連総会によって責任制限条項を含む国際条約において使用することが奨励されている条項に基礎を置いており，そのアプローチに賛成する国も見られたが，委員会での大勢は，簡略化された改定手続に基づき，確定した賠償限度額に反対する当事国も改定後限度額に固執することなく条約上の締約国として存続できるとる方向であったことから，意義申立てをした国は更新された責任限度額に拘束されず，更新以前の限度額のまま条約の当事国として存続できるとする第１案および条約を脱退しないかぎり更新された責任限度額に拘束されるとする第２案の２つの改正案が事務局より提示され，次回常任委員会まで各国で検討することとなった。

第６回常任委員会においては，簡略化された改正手続によって確定した賠償限度額に反対する当事国も改正条約上の締約国でいることができるとする見解

が大勢を占めたため，第１案が採用された。本常任委員会にいて採用された条文案は以下のとおりである。ただし，この条文案については本常任委員会の改正作業において以下の変更がなされた。第７項の相互主義的原則に対しては，地理的適用範囲に関連して反対意見が出されため，第７項は，地理的適用範囲の決定に伴い検討されるという趣旨の注を付して留保条項とさた。第４項を削除すべきとする広範な意見があり，更新に反対した国は更新後の責任限度額に拘束されないという理解を前提とするという条件の下，削除が合意された。第３項に定める限度額更新の基準については，限定的なものではなく代表的なものの列挙であるという趣旨で改正案が変更されるのであれば維持する，という見解を多数の国が取ったため，基準項目の前に"inter alia(就中)"の語が挿入された。「改正条文案が保険費用に与える影響」という基準は項目から削除され，その他の基準は，基準に関する条項を更に検討するという理解の下留保事項から外された。

1. 締約国の，3分の1以上の要求がある場合には，Ｖ条に定める責任限度額を見直すためＩＡＥＡ事務総長によって締約国会議が招集される。
2. 改正案は，出席国数の3分の2以上の賛成により採択される。ただし，採決の際全加盟国の過半数の出席があることを要する。
3. 責任限度額の改正を提案する際，締約国会議においては，就中，~~「~~原子力事故か惹起される損害の危険性~~」，「~~貨幣価値の変更~~」，「~~改正条文案が保険費用に与える影響~~」，「~~保険市場の受入能力~~」~~を~~考慮に入れる。
4. (a)本条約に基づく責任限度額の変更は，署名のために本条約が開放された日から[　]年以内，あるいは本条約に基づく前改正の発効の日より[　]年以内は，検討されない。本条約に基づく如何なる変更も，本条約が発効する以前には，検討されない。

   (b)責任限度額を，本条約に規定する限度額に，本条約が署名のために開放された日からの複合された条件に基づき計算される年率[　]パーセントの増加率で対応する額を超過する額に増加しないことができる。

(c)責任限度額を，本条約に規定する限度額の[　]倍に対応する額を超過する額に増加しないことができる。

（以上，第１・２案共通条文案，以下が採用された条文案）

5. 本条第2項により採択された改正案は，ＩＡＥＡ事務総長により全提約国に通知される。[6カ月間] 以内に，改正委員会による改正案採択時における3分の1以上締約国が，ＩＡＥＡ事務総長に改正案に対する異議を申し立てない限り，改正案通知後[6カ月間] の満了時に承認されたとみなされる。本項により承認されたとみなされた改正案は，その承認の12カ月後に，異議申立をしなかった締約国に対して発効する。

6. 改正案に異議申立をした国は，何時でもその異議を撤回することができる。

7. 本条により確定される改正が発効しない締約国の領域内で起こった損害に適用される責任限度額は，当該締約国に効力のある責任限度額を超過しない。

（注：本項は地理的適用範囲の決定に関連して検討されることを要する。）

8. 改正案が締約国会議において採択された後，承認に要する[6カ月間]が経過する以前に，本条約の締約国になる国は，改正案が発効した場合には，その改正に拘束される。承認に要する期間が経過すた後に本条約の締約国になる国は，第２項により承認された如何なる改正にも拘束される。

(11)規定解釈等に係る紛争処理規定

第２回常任委員会において，紛争の解決に関して紛争の強制解決に係る選択的協定付随書を削減し，新たに以下のとおり条分を追加することが事務局より提案され，現在まで維持されている。

1. この条約の解釈または適用に関して，条約締約国間において紛争が起きた場合は，紛争の当事国は交渉または紛争の当事国が受入れ可能な紛争解決の平和的手段によってその論争を解決することを目指して，協議する。

2. 第１項で言及された紛争が，第１項により協議の請求がされてから１年以内に解決することができない場合で，その論争のいずれかの当事国の請求があるときには，その論争は，調停への付託または国際司法裁判所の裁判に提訴され

る。その紛争が調停へ付託される場合，調停の申立て日より６ケ月以内において紛争の当事国が調停の構成に構成に同意することができない場合は，各当事国は国際司法裁判所長官または国連事務総長に，１または複数の調停員を指名するよう要求することができる。紛争の当事国間でその要求について対立する場合は，国連事務総長に対する要求が優先権を持つ。

3. この条約を批准，承諾，承認または加入する場合，国家は，第２項で規定する紛争解決手続の両方に拘束されない，または両方に拘束されるものではない事を宣言することができる。その他の締約国は，このような宣言がなされている国家については，第２項に規定されている紛争解決手続に拘束されない。

4. 第３項に従い宣言をなした締約国は，相手方に対し通知することにより何時でもその宣言を撤回することができる。

〔注〕

(1) ウィーン条約の加盟国は，1992年末現在以下の17ヵ国である：アルゼンチン，ボリビア，カメルーン，キューバ，エジプト，ニジェール，ペルー，フィリピン，トリニダート・トバコ，ユーゴスラビア，チリ，ポーランド，ハンガリー，メキシコ，リトアニア，スロベニア，クロアチア。コロンビア，モナコ，スペイン，英国は，署名はしたものの，国内手続きは未完了。なお，1977年に加盟したユーゴスラビアは，1992年末現在，事実上消滅しており，同国はスロベニア，クロアチアのほか，セルビア，モンテネグロなど複数の国家に分裂しているが，いずれの国が旧ユーゴスラビアの条約上の地位を継承するかは未確定である。

(2) 下山俊次「原子力」『現代法律学全集54・未来社会と法』487 頁参照（築摩書房 1976年）

(3) 現在世界25ヵ国が約400基の原子力発電所を保有しているが，ウィーン条約加盟国で稼働中の原子力発電所を保有する国は，アルゼンチン(2基)，スロベニア(1基)，ハンガリー(4基)，メキシコ(1基)，リトアニア(2基) の 5 ヵ国10基にすぎない。

(4) パリ条約加盟国は，以下の14ヵ国：ベルギー，デンマーク，フィンランド，フランス，ドイツ，イタリア，オランダ，ノルウェー，スペイン，スウェーデン，イギリス，ギリシャ，ポルトガル，トルコ。その原子力発電所の総数は，148基である。

(5) この点に関しての認識は，1989年10月に開催された第 2 回ワーキング・グループ（後述）での議長コメントに集約されている。道垣内正人「国境を越える原子力損害について」『原子力事故による越境損害の法的救済』56頁参照（日本エネルギー法研究所 1991年）

(6) 1989年に開かれた2 回のワーキング・グループは，この常任委員会に発展的に解消された。

(7) ウィーン条約・パリ条約を補完するための原子力損害の補償に係る国際条約：INTERNATIONAL CONVENTION ON COMPENSATION FOR NUCLEAR DAMAGE SUPPLEMENTARY TO THE VIENNA CONVENTOIN AND THE PARIS CONVENTION. なお，別条約とする理由

は，基金条約への参加を任意とし，ウィーン条約本体へのアクセスを容易にするためと説明されている。

(8) 1988年12月原子力委員会原子力損害賠償制度専門部会報告『平成元年版原子力白書」296 頁

第　2　部

ヘルシンキシンポジウム

第 2 部

ヘルシンキシンポジウム

Ⅰ　ヘルシンキシンポジウムの概要

開催地：ヘルシンキ（フィンランド）

開催期間：1992．8．31　～　9．3

主催者：ＯＥＣＤ／ＮＥＡ，ＩＡＥＡ共催

参加国，参加人数：38か国，183人

〔内訳…（ ）内は参加人数〕

アルジェリア(2)，アルゼンチン(1)，オーストラリア(1)，オーストリア(2)，ベルギー(7)，ブラジル(3)，カナダ(5)，中国(2)，クロアチア(2)，チェコスロバキア(2)，デンマーク(2)，エジプト(2)，フィンランド(34)，フランス(14)，ドイツ(8)，ハンガリー(1)，アイルランド(1)，イタリア(2)，日本(8)，ルクセンブルク(1)，マーシャル諸島(1)，モロッコ(3)，メキシコ(2)，オランダ(8)，ノルウェイ(3)，フィリピン(2)，ポーランド(2)，ロシア(4)，サウジ・アラビア(1)，南アフリカ(1)，スペイン(17)，スウェーデン(8)，スイス(6)，チュニジア(1)，ウクライナ(1)，イギリス(10)，アメリカ(12)，ウルグアイ(1)，（他ＩＡＥＡより３名，ＯＥＣＤ／ＮＥＡより５名参加）

日本からの参加者：

成蹊大学　谷川教授，成蹊大学　広部教授，東京大学　能見教授，

東京大学　道垣内助教授，成蹊大学　中村助教授，

日本原子力保険プール　間島理事，日本エネルギー法研究所　竹田・下田研究員

目的：

・現在交渉中であるウィーン条約の原子力損害への民事責任，私法及び国際公法の双方における本分野の責任の多様化，様々な種類の財政的保障を考慮すること

・現在進行中である原子力責任条約の刷新化により起きる様々な疑問を幅広く検

討し，世界中にこの方法をＰＲすること

・現在の制度の適用及びその欠点と長所を検討し，チェルノブイリ事故の教訓を再評価する機会を提供すること

プログラム：

セッションⅠ　チェルノブイリ事故の教訓

報告①　チェルノブイリ事故の放射線（被害に対する）医療結果
Gonzalez(IAEA)

報告②　原子力事故の責任におけるロシアの法的問題
チェルノブイリ事故による損害の補償
Prof.Joirysch(Russia)

報告③　チェルノブイリ事故領域における事故後の防護措置
Pasechnikov(Russia)

報告④　ヨーロッパにおける原子力事故への国際民事責任制度の実際の適用状況の分析
Hèbert(France)

セッションⅡ－Ａ　原子力損害の民事責任に関する条約改正作業への評価

報告①　チェルノブイリ事故後表れた原子力民事責任制度の不適切性：１９８８年のジョイント・プロトコルの反応
Prof.Pelzer(Germany)

報告②　ウィーン条約改正の状況
Prof.Lamm(Hungary)

報告③　原子力損害の民事責任：ウィーン条約改正に関する問題
Prof.Lopuski(Poland)

報告④　損害概念の更新－特に環境損害と予防措置について，進行中のウィーン条約改正作業の関連において－いくつかの比較点
Rustand(Sweden)

セッションⅡ－Ｂ　民事原子力責任の条約改正に関連した具体的問題

報告①　パリ条約，ウィーン条約の技術的範囲の拡大：融合炉と輸送中の炉

Reye(OECD/NEA)

報告②　原子力事故災害に関する米大統領委員会の結論

Saltzman(U.S.)

報告③　中国における原子力損害の補償制度の現状と展望

Zhou(China)

報告④　ウィーン条約修正：手続き面

A.Prof Dogauchi(Japan)

報告⑤　輸送における原子力責任－保険の面

Andersson(Sweden)

パネル　ウィーン条約改正に関係する複雑な問題

Gentile(Italy),Prof.Nomi(Japan),Corretjer(Spain)他

セッションⅢ　原子力危険の保険

民事責任保険市場の展開：

(a)報告①　原子力保険プール：経緯と発展

Reitsma(Netherlands)

(b)報告②　原子力保険プールの現在の運営業務

O'Connell(U.S.)

原子力危険によって生じる現在の問題：

(a)報告③　公衆保護サークルの閉鎖－合衆国におけるシステムの展開

Marrone(U.S.)

(b)報告④　第三者責任保険における請求費用と保険能力

Rehmann(Germany)

セッションⅣ　原子力損害補償の補足的基金

国家の制度の例－批評

(a)報告①　原子力施設に対する米国の責任防護制度

Heimann(U.S.)

(b)ヨーロッパ

報告②　ドイツ連邦共和国における原子力責任保険

Dangelmaier(Germany)

報告③　補足的民事責任保険の状況：原子力事故の民事責任についてのスイス法の例

Bühlmann(Switzerland)

報告④　原子力事故の補足的補償への国家の介入

Melchior(Denmark)

報告⑤　補足的基金に対する原子力産業界の集団的な貢献

Delpirou(France)

パネル　原子力危険に対する財政的保障

Conruyt-Angenent(Belgium), Santaholma(Finland)

Baart de la Faille(Netherlands), Spottorno(Spain)

Youngs(Switzerland), Milligan(U.K.)

セッションV　原子力越境損害に対する国家責任

報告①　原子力越境損害の世界的補償制度に向けて：民事責任と国家責任／責任の相互関係における影響

Prof. Handl(ISBC)

報告②　世界的共有地への損害の責任

Leigh(Australia)

閉会パネル　原子力損害補償の行為者

Nascimento da Silva(Brazil), Husson(France),

Prof. Tanikawa(Japan), Sands(U.K.), Shapar(U.S.)

Ⅱ　主要セッションにおける報告の検討

1．セッションⅡ－A

(1)概要

セッションⅡ－Aでは以下の報告がなされた。

① Pelzer（ドイツ：ゲッチンゲン大学教授）

「チェルノブイル事故後表れた原子力民事責任制度の不適切性：1988年のジョイント・プロトコルの反応」

② Lamm（ハンガリー：原子力エネルギー委員会）

「ウィーン条約改正の状況」

③ Rustand(スウェーデン：司法省)

「損害概念の進化，特に環境損害および予防措置 ― ウィーン条約改正作業に関連して ―― 」

④ Lopuski(ポーランド：コペルニクス大学教授)

「原子力損害に関する民事責任：ウィーン条約改正に関連した諸問題」

このうち，ウィーン条約の民事責任ルールについて論じた③及び④の２つの報告を以下で紹介する。

(2) Rustand(スウェーデン：司法省）：「損害概念の進化，特に環境損害および予防措置 ― ウィーン条約改正作業に関連して ― 」（上記③）について

a．本報告は，油濁損害賠償スキームで採用されている損害概念とウィーン条約・パリ条約で採用ないし議論されている損害概念を比較し，後者においても損害概念を拡張すべきことを論じるものである。しかし，同時に損害概念を拡張することによって生じる問題点にも言及する。

(a) 本報告は，まず，パリ条約・ウィーン条約の立場がどのようなものであるかを確認する。パリ条約では賠償の対象となる損害について「生命身体に対する損害，および，財産の毀損ないし損失」というようにきわめて抽象的・一般的な定義しかしていない。ウィーン条約でもほぼ同様の定義を

している。従って，これらの条約の損害概念からは環境損害などが含まれるのか否かが明確でない。これらの条約がこのような抽象的な定義しか置かなかったのは，具体的にどのような損害が損害賠償の対象になるべきかについては，各国の考え方が異なるので，意見の一致を見ることが困難であり，環境損害が賠償範囲に含まれるか否かなどの個別的な問題はむしろ各国の判断に委ねたほうがよいと判断されたからである。

しかし，環境損害や予防措置費用，純粋経済損失(pure economic loss)などの損害は，チェルノブイリ事故の経験から判断して，原子力事故によって生じる損害のうちのかなりの大きなウェイトを占めると考えられ，これらを有限のファンドからの賠償の対象にするか否かは，他の種類の損害の賠償の問題にも影響することになる。従って，環境損害などを損害概念の中に含めるか否かを各国の判断に委ねるのは適当ではなく，国際的統一を図ることが必要である。また，被害者の平等な扱いという観点からも国際的統一が望ましい。

(b) 以上のような総論的見解をもとにRustand報告は，環境損害，純粋経済損失，予防措置費用について具体的な問題を論じる。

ⅰ．まず，環境損害については，誰が損害賠償を請求できるか，環境損害をどのように金銭で評価するか，について困難な問題があるものの，油濁損害の分野ではすでに環境損害を賠償の対象としており，参考となる。環境損害の金銭的評価が曖昧であるという問題点についても，現実にとられたないしとられることになっている合理的な原状回復措置の費用に限定することで算定の基礎を明確にすることで解決できるとする。

ⅱ．純粋経済損失（人身侵害・物的侵害を伴わない経済的損失）についても，各国においてその賠償を認めるかについて立場の違いがある（筆者注：ドイツ法は認めない。英米法も原則として認めないが，認めるべしという議論もある。日本は当然には排除しない。相当因果関係に含まれるか否かで判断される）。従って，ここでも国際的統一を図る必要がある。環境損害の場合と同様に，油濁損害にかかる純粋経済損失の扱いが

参考になる。

iii．予防措置費用の賠償については，現実に事故が生じた場合だけでなく，事故の重大な危険がある場合の予防措置費用も賠償の対象となるべきである。

iv．最後に，Rustand報告は，有限のファンドから環境損害などを賠償することによって，各種の損害賠償請求権相互の優先関係などが問題となること，賠償ファンドを増額する必要があることなどを指摘する。

b．Rustand報告の提起する問題について若干の感想をつけ加えておきたい。会議の雰囲気としては，環境損害を賠償の対象とすること自体については，油濁損害賠償条約ですでに認められていることであり，原子力損害賠償の分野でも認めるべきであるという意見が大勢であった。しかし，反対論もかなりあったが，その理由とするところは原理的なものであり，あまり説得的ではなかった。むしろ，環境損害を認めることの問題点は，次の点にあろう。

第１に，Rustand報告も示唆するように，有限のファンドから環境損害を賠償することになると，人身損害や個人の財産損害の賠償に回るファンドが減少することになるが，これをどう考えるかである。また，環境損害はウィーン条約改正案では，実際にとられた原状回復措置ないしとられることになっている予防措置の費用に限定しているが，こうした費用は通常は被害国の政府・自治体などが支出すると思われ，こうした政府・自治体の賠償請求権が個人の損害賠償請求権を押しやることになってよいのか，である。環境は個人的利益よりも優先すべきであるという考えもありうるが，政府・自治体はたとえ賠償請求できなくても負担に耐えうるが，個人は賠償をえられないと生活できないので，こちらを優先すべきであるという考えもあろう。また，環境損害は，政府・自治体の所有する財産損害と区別が困難な場合もある。実際の損害をいずれの範疇に属するものと考えるかで，賠償ファンド，優先順位などが異なることが考えられる。いずれにせよ賠償のファンド分割，優先順位などについてさらに検討する必要があるのではないか。ウィーン条

約の改正案ではこのような考慮から人身損害に優先順位を与えているので，人身損害と環境損害との間の賠償順位については解決されているが，物的損害との問題は残っている（ウィーン条約改正案は同順位とする）。

第2に，わが国との関係では環境損害を損害概念の中に含めることについては次のような問題がある。わが国が無限責任を維持したままウィーン条約に加盟すると，万一わが国で事故が起きた場合を想定すると，事業者は全環境損害を賠償しなければならない（勿論，条約で定めた環境損害の定義の範囲内でのことであるが）。これは，他国に比して重い負担を事業者にさせることになる。有限責任国では，環境損害を賠償の対象に加えても事業者の負担はあまり増加せず，むしろ，各被害者間のファンドの取り合いが生じるだけであるが，無限責任国では損害概念の拡大は直接負担の増加につながる。もっとも，以上のような問題があることは，わが国がウィーン条約に加盟する決定的障害になるものではない。わが国としては国内的には無限責任を維持しつつ，越境損害についてのみ有限責任を原則とすることである程度解決できる。

第3に，油濁損害と原子力損害との比較をさらに深める必要がある。両者の比較は，他の問題との関係でも議論されているが（たとえば手続問題に関連して），損害概念の拡張の問題に関連しても重要である。原子力損害の場合には，環境汚染は油濁損害の場合と比較して格段に大きく，それ故，環境損害を賠償の対象に含めることの影響も，一層大きい。環境損害を損害概念の中に含めることは，個人的には適切な方向であると考えるが，なお，検討を要する。

(3) Lopuski(ポーランド：コペルニクス大学教授）：「原子力損害に関する民事責任 ― ウィーン条約改正に関連した諸問題」（上記④）について

a．報告者は，まず，パリ条約，ウィーン条約の依拠する原子力事業者の民事責任という基本的スキームが大規模な原子力損害事故の場合には機能しないことを指摘する。すなわち，事業者に大規模原子力事故の全損害を填補させ

ることは不可能であり，損害を社会的に分散して負担することが必要であるとする。そこで，原子力事業者の有限責任が不可欠であり，それでは足りない分については補完的な基金が必要となる。補完的基金のあり方としては油濁損害の場合の補完的基金のように法人格を与える方法もあるが，原子力損害の場合には，頻度としても油濁損害ほど事故が生じないので，制度のコストを軽減するために独立の組織とはせず，事故後に拠出金を徴収する方法が適当である。

(a) このような基本的視点から，Lopuski は，ウィーン条約の問題点に言及する。第1に，ウィーン条約は責任を原子力事業者に集中させた点に特徴があるが，事業者個人の民事責任という考え方に基づいているために，事業者の責任限度を越えた損害が発生した場合に，条約締約国が損害塡補に必要な拠出をするという制度が設けられていない，という欠点がある。

第2に，免責の範囲に関しては，原子力損害賠償責任では，危険の大きさを反映して，できるだけ免責事由を制限しようと考えられている。ウィーン条約の改正作業では自然災害などの理由による不可抗力免責を排除しようという考えが多くの支持を受けている。油濁損害では船主が免責される場合には，荷主が負担する制度が採用されているが，これは油濁損害の特殊性からくることであり，原子力損害の場合には参考にならない。あえて比較するならば，原子力損害の場合には，事業者の他には施設国が利益を受ける関係者といえる。

第3に，被害者の故意・過失が原子力事業者の免責・減責の理由になるか，については，油濁損害賠償責任の場合と比較すると，ウィーン条約は制限的である。しかし，ウィーン条約において，被害者の故意のみならず，重過失も減免責事由とすると，被害者保護，裁判所の裁量範囲が大きいことから生じる国際的な不統一が生じるおそれがあり，適当でない。

第4に，責任の集中を認めないと，責任を負わされる可能性のある者（原子炉製造者など）がそれぞれ保険を掛けてリスクに対応しなければならないことになる。保険が重複し，経済的に効率的ではないから，これを

避けるために責任集中が必要である。また，事故の場合の請求の処理をする上でも責任集中があると簡単である。このような責任集中は完全であるべきであるが，現在のところ，一定の場合に求償を認めるなど，完全な責任集中とはなっていない。

第5に，因果関係は，事業者の責任発生要件であると同時に，損害賠償の範囲を確定する機能を有するが，その具体的な適用は各国で異なる。しかし，この点でも国際的統一がはかられることが望ましい。

第6に，有限責任は，海法の領域では長い歴史がある。原子力損害の分野でも根拠がないわけではない。原子力事業者の有限責任の根拠は，危険であるが社会的に発展することが必要な事業活動の負担を社会的に分散するという政策的観点に求められる。しかし，他の危険な活動についての法制度と比較しても，責任制限の恩典を受けるためには一定の条件を満たすことが必要である。意図的に原子力安全規制に反する行為をした事業者については責任制限を認めず，無限責任を負わせるのが適当である。ただし，この事業者の無限責任は公的資金で保証する必要があるという。資金的補完条約のスキームで議論されている施設国の公的資金によるファンドも，以上のような観点から説明することができる。責任限度および有限の資金的保証は，損害総額がこの限度を越える場合には，有限のファンドを配分する必要が生じ，それは同時に手続きの複雑さをもたらす。それ故，有限責任を維持する必要はあるが，その限度を引き上げる必要がある。なお，限度を設けることは事業者の責任および事業者による資金的保証については十分な理由があるが，施設国や締約国の公的資金による損害塡補の場合には十分な理由がないのではないか。

(b) 資金的保証に関しては2段階制度を提唱する。

第1段階は，事業者の負担による保険その他の資金的保証である。ときに，資金的保証の限界を議論する際に，保険の引受能力を理由とすることがあるが，適当なレベルの限度が必要とされるのは，あまり高い限度では保険料が高騰して事業者に負担させることが適当でなくなるからである。

なお，被害者から保険者に対する直接請求が認められており，単純な責任保険ではなく，ここに保証としての性格が表れている。事業者負担の資金的保証の方法としては，保険，銀行保証が考えられているが，その他に事業者によるプーリングも考えられる。

第2段階は，公的資金による保証である。これも細分すれば，施設国の拠出によるファンドと締約国間のプーリングによる保証とがある。公的資金には限度を設けないことが考えられる。

(c) その他，損害概念の拡張については，責任制限を設ける立場からすると，損害額が責任制限を越えるために請求処理が複雑かつ困難になるので適当でないという。環境損害の賠償は，むしろ，無限責任体制のもとで考えるに値するとする。

b．Lopuski 報告は，原子力損害賠償制度を理論的に分析したもので興味深い。

特に，興味を引くのは，大規模原子力損害の処理においては個人的民事責任ルールでは限界があることを指摘し，それをカバーするものとして国の責任を示唆する点である。事業者の資金的保証には限度があり，むしろ国が公的資金による保証をすべきであり，しかも，公的資金による保証については限度を設けるべきでないという提言は興味深い。ただし，Lopuski 報告の中では明確に述べられていないが，無制限の公的資金による保証という考え方の背後には，原子力発電施設が国営ないし公営であるというポーランドの特殊性も影響しており，わが国ように民間の施設である場合には，公的資金による賠償についてのさらなる理由付けが必要となろう。

また，各所で有限責任と無限責任を対比させて議論しており，報告自体は事業者の無限責任を提案するものではないが，無限責任原則との妥協として前述の公的資金による保証には限度を設けないという提案を位置づけている。

なお，公的資金による保証に限度を設けないことの理由づけとして，単に被害者救済の理念ではなく，限度を設けると限度を越えた損害が発生した場合の賠償手続きが複雑になるという点を強調するのも，本報告の特徴である。しかし，この議論はあまり説得的でない。

2．セッションⅡ－B

(1)概要

セッションⅡ－Bでは，以下の報告がなされた。

① Reye(OECD/NEA：法務部)：

「パリ・ウィーン条約の事項的適用範囲の拡大：核融合炉及び運送手段中の原子炉」

② Saltzman(アメリカ合衆国：エネルギー庁民間放射性廃棄物管理室)：

「大規模原子力事故に関する大統領委員会報告書について」

③ Zhou(中華人民共和国：エネルギー庁IAEA担当)：

「中国における原子力損害の補償の現状と将来」

④ Dogauchi(日本：東京大学助教授)：

「ウィーン条約の改正：その手続法的側面」

⑤ Andersson(スウェーデン：原子力保険プール)：

「運送中の原子力責任：保険に関するいくつかの側面」

このうち，②及び④については，その報告論文の全訳がなされているので，ここでは，③及び⑤の概要を述べることとし，項を改めて，②の報告の対象である大統領委員会報告について，報告者のSaltzman氏とは若干異なる観点から検討することとする。

(2) Zhou(中華人民共和国：エネルギー庁IAEA担当)：「中国における原子力損害の補償の現状と将来」（上記②）について

a．概要

この概要は以下の通りである。

中国が原子力発電施設建設に着手した1986年，State Councilは，原子力損害の第三者責任に関するadministrative regulationを発した。その主な点は以下の通りである。

・運転者は無過失責任とすること

・一事故あたりの運転者の責任限度額は，RMB 1800万 yuan(500万米ドル)(約6億円)とすること

・上記の責任限度額を超える損害が発生した場合には，政府はRMB 3億 yuan(8300 万ドル)(約100億円)までの資金を提供すること

・戦争，異常に巨大な天災の場合には，免責すること

・事故の発生した原子力施設を管轄する裁判所の管轄とすること

・被害者の請求権は事故発生後１０年で時効消滅すること

とりあえずは，このルールに基づいてDaya Bayの原子力発電所の運転者は責任を負うことになる。

今後，これに基づいて，中国は原子力損害賠償法を制定することになるとのことである。

b．感想

論文の内容を見る限り，中国としては原子力損害賠償法制について現在勉強中という段階であり，方向としては，ウィーン条約を範とし，ほぼそれと同様の国内法を制定する模様である。

(3) Andersson(スウェーデン：原子力保険プール)：「運送中の原子力責任：保険に関するいくつかの側面」（上記⑤）について

a．概要

この概要は以下の通りである。

・序

移動にともなって，事故が発生した場合の責任について異なる国の法律が適用される点で特殊である。場合によっては，ひとつの事故の責任についての訴訟が複数の国で提起され，異なる法律に基づいて判断される可能性さえある。この論文では，パリ・ウィーン条約のもとでの問題を検討する。

・保険契約者

運送中の原子力事故の責任は，核物質の荷送人である原子力運転者と荷受

人である原子力運転者のうちの一方にあるのが普通である。条約レジームのもとでの原子力の場合には，責任集中と保険代位の制限があるため，他の国ではあまり考えられないが，ドイツ及びフランスでは，運転者は，運送人との契約により，運送人が責任を負うこととすることが可能とされ，そのような契約がなされた場合には，運送人が原子力運転者にかわって責任を負うことになる(フランス原賠法2条，ドイツ原賠法25条2項)。

・保険者

核物質の運送についての保険実務は国によって異なっている。ベルギー，スペイン，フランス，ノルウェー，スウェーデン，米国などでは，原子力運送保険は国内保険プールを通じて提供されている。これに対して，ドイツや英国では，原子力運送保険も通常の保険市場で提供されている。しかし，原子力運転者はそのような保険実務に拘束されるわけではなく，たとえば，スウェーデンの運転者はスウェーデン政府当局が認める限り，スウェーデン保険プール以外で保険をつけることができるのである。

・責任額---保険金額

核物質運送について責任を負うべき原子力運転者は，施設国の法律により負うべき責任に見合う額の保険その他の金銭的保証を確保しておかなければならない。責任制限が一事故当たりのものであるので，一つの輸送中に複数の事故が起これば，責任額は複数倍となる。しかし，そのような大きな危険をすべてカバーする保険は提供できないため，スウェーデンでは，いくつかの国でもそうであるが，原子力責任法に基づいて，一事故あたりの責任額の120%の保険をつけることとし，100%の保険金を必要とする事故が発生しても，その後の運送についてなお20%分の保険が残るようにしている。

・保険証券

ほとんどの国では，運送ごとに保険証券が発行されているが(個々の運送ごとの場合と一定期間内の運送を一括する場合とがある)，英国，スイス，米国では，国内運送については，施設についての保険に含まれるものとされ，別途の保険証券は発行されない。

・締約国と非締約国とが関係する運送

非締約国の領域内での事故による責任をもカバーする保険をつけなければならないが，そのことが条約の下で被害者に与えられる賠償額に影響を与えてはならない。そのための方法としては，ひとつは，締約国の法律による責任と非締約国の法律による責任とをそれぞれ異なる保険とすること，いまひとつは，一つの保険として，条約の下での被害者には締約国法上の賠償を保証する方法である。

・サルベージ費用と予防費用

1984年以来，予防費用が保険でカバーされるか否か議論されていたが，現在の一般的な考え方は，合理的な範囲であれば，カバーされるというものである。第三者による予防措置費用はその通りであるが，運転者自身による予防措置のための費用は，条約上は損害とされず，したがって，保険ではカバーされないとされる虞がある。たとえば，核物質を運送中の船舶が沈没し，放射能漏れには至らなかったとしても，当局からの命令で，将来の損害発生の予防のため，その引き上げをしなければならないとすると，その費用は莫大なものとなる。

スウェーデンの保険法によれば，別段の特約がない限り，保険者は，その金額が保険金額を超える場合であっても，保険契約者が損害発生を予防するために行った合理的な措置の費用は支払わなければならないとされている。この条項が適用されるか否かなどをめぐる問題を解決し，かつ，無制限の保険金支払義務を負うことのないようにするため，スウェーデンの保険者は，権限ある当局の命令により行ったサルベージの費用は，保険金額の5%を限度として，たとえそれによって保険金額の上限を超えても支払う旨の条項を保険証券に入れている。

・投廃棄された核物質についての責任

投廃棄された核物資による損害に対する責任は，パリ条約３条(ａ)及びウィーン条約２条(ｂ)により，その核物質が由来する施設の運転者とされている。したがって，運送についての責任保険ではなく，施設の責任保険で

カバーされることになる。この場合の時効は，放射能漏れから１０年，投廃棄から２０年のいずれか短い方とされる。

・ジョイント・プロトコルの影響

ジョイント・プロトコルのため，核物質運送については，パリ条約締約国の運送者ではなく，ウィーン条約締約国の運転者が責任を負うことがあるとの指摘がある。その場合の被害者には，ブラッセル補足条約が適用されないという問題が起こる。そのため，ＯＥＣＤ理事会勧告がなされ，ブラッセル補足条約の締約国は，ジョイント・プロトコルによればその適用が排除されるような場合であっても，パリ条約及びブラッセル補足条約の適用を確保するための適当な措置をとることとされている。

スウェーデンでは，このＯＥＣＤ勧告に従い，原子力責任法上，スウェーデンとウィーン条約締約国の間の運送においては，ウィーン条約締約国は非締約国とみなすこととしている。

・低レベルの核物質の運送

パリ条約もウィーン条約も，空の核物質運送用コンテナや低レベル廃棄物などの低レベルの核物質(少量の核物質)の施設間の運送はリスクが少ないため，適用除外としている。しかし，運送業者はこの運送を敬遠する傾向がある。

・ドイツの領域に影響がある運送についての保険に関する特別のルール

ドイツ法は，その領域に影響がある核物質運送については，ドイツ法の定める金額までの保険をつけ，かつ，その保険はドイツで登録している保険者又はそのような保険者が責任を引き受けている外国の保険者の保険でなければならない，としている(すなわち，ドイツ原賠法4条4項(a)は，パリ条約4条(c)の「保険者」を上記の通り限定しているのである)。そのため，運転者は二つの保険を掛けなければならなくなり，余分なコストがかかることになる。この問題を解決するため，スウェーデンの運転者，ドイツの保険者及びスウェーデンの保険者の間で三者協定を締結している。

・二重の責任

パリ条約及びウィーン条約が起草された時には，すでに，海上運送については別の条約レジームが存在したため，それに影響を与えないように配慮された。その結果，運送中の原子力損害の被害者は，パリ・ウィーン条約に基づく原子力施設の運転者に対する請求権と海上運送条約に基づく運送人に対する請求権とのふたつの請求権を有することになった。そのため，ＯＥＣＤ及びＩＡＥＡは，新たな条約の作成にとりかかった。それが，1971年の「核物質の海上運送における民事責任に関する条約(ブラッセル核物質海上運送条約)」である。現在，締約国は12ヶ国である。この条約第1条によれば，パリ条約若しくはウィーン条約，又はこれらの条約と同じように被害者に有利な国内法に従い原子力施設の運転者が責任を負うときは，海上運送についての条約又はそれに対応する国内法によって責任を負うとされる者は，責任を負わないとされている。

b．感想

実務家の報告論文のため，条文の引用等の根拠が示されていないのが残念であるが，国境を越える核物質運送の経験豊富なスウェーデンをはじめとするヨーロッパの状況の一端が垣間見える点で興味深い。

(4) Saltzman(アメリカ合衆国：エネルギー庁民間放射性廃棄物管理室)：「大規模原子力事故に関する大統領委員会報告書について」の対象とされている「大規模原子力事故に関する大統領委員会報告書(1990年8月)」(Report to the Congress from the Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accident(August 1990))について

a．はじめに

1986年4月のチェルノブイリ事故後，ヨーロッパでは大規模原子力事故への対処について関心が高まった。その損害賠償法の分野での表れとして，1988年には，既存の原子力損害賠償分野での二つの条約，「原子力の分野に

おける第三者に対する責任に関する条約」（ＯＥＣＤ／ＮＥＡ）(1968年発効，加盟国14ヶ国)(略称パリ条約)と「原子力損害の賠償に関する民事責任に関する条約」（ＩＡＥＡ)(1977年発効，加盟国17ヶ国)(略称ウィーン条約)がバラバラに存在する状況を改善するため，両条約を結び付ける(相互に条約締約国とみなす)ことを目的として，「ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する議定書」(略称ジョイント・プロトコル)(加盟国3ヶ国)が作成され，また，1989年以来，ウィーン条約の改正作業が始まっている。

ここに紹介するものは，上記の動きに対応するアメリカでの動きである。原子力損害賠償法制としてのみならず，一般の大規模事故の場合の損害賠償法制についての考え方としても興味深い内容の報告書であると思われる。，報告書の序文の中でも触れられているように，アメリカが近年，ボパール，エージェント・オレンジ，アスベスト，ダルコン・シールドなどの大規模な不法行為事件を経験したことが，この委員会設置の背景にあったようである。この委員会の提言は，原子力損害賠償法制の中では生かされることがないかも知れないが，他の分野ので議論に生かされることは十分に考えられるものである。

b．アメリカにおける原子力発電

アメリカでは，1990年現在，111基の原子力発電所が稼働しており，その発電量は，国内の総発電量の約17％となっている。しかし，1979年のスリーマイル島事故以来，新規の原子炉建設計画の多くがキャンセルされ，また，環境保護運動の高まりから，原子力発電事業は困難なときを迎えている。

c．アメリカの原子力損害賠償法

(参考文献：

- Rocchio, The Price-Anderson Act: Allocation of the Extraordinary Risk of Nuclear Generated Electricity: A Model Punitive Damage Provison, 14 Boston College Envtl.Affairs L.Rev.521(1987)

- Berkovitz, Price-Anderson Act: Model Compensation Legislation ? ---the Sixty-Three Million Dollar Question, 13 Harv.Envtl.L.Rev.1(1989))

(a) 1957年のプライス・アンダーソン法

アメリカは，1954年，原子力法を制定し，核物質及びその使用技術の連邦政府独占を解除し，平和目的であれば，民間企業も原子力を利用できることとし，平和利用技術の発展を期待した。しかし，なかなか民間企業の参入は進まず，その理由が事故発生の場合に負うべき責任があまりに大きいことにあることが判明してきたため，損害賠償に関する特別法として1957年にプライス・アンダーソン(Price-Amderson)法を制定した。

同法の第１の目的は，大規模事故の場合に原子力施設の運転者が保険でカバーされない巨額の賠償責任を負うことのないようにすることによって，原子力発電事業への参入を促進することであり，第２の目的は，事故の被害者に対し，損害が現実にかつ完全に塡補されるようにすることであった。

これらの目的の達成のためには，事業者に付保険義務を課すとともに，それを超える場合には，政府が無制限に補償責任を果たす仕組みにする必要があるが，議会はそのような政府の無制限補償制度の採用を拒否した。そして，運転者は法律上要求される一事故あたりの賠償措置額(1957年当時は保険でカバーできる額である6000万ドルとされていた)までの有限責任のみを負うこととし，それを超える場合には政府が補償責任を負うが，それは賠償措置額に5億ドル上乗せした額までに限定したのである。もっとも，これでは，上記の第２の完全な損害塡補という目的は達成できないので，議会は，補償責任の金額が不十分であると判明した場合には，これを再検討することを「約束」したのである。

なお，原子力責任を発生させるのは，準拠法となる州の不法行為法であるところ，連邦法であるプライス・アンダーソン法によって原子力運転者の責任制限ができるか否か問題となるが，これは，連邦憲法3条により正

当化されると説明されている(Duke Power Co. v. Carolina Environmental Study Group, Inc.,N.C., 438 U.S.59(1978); TMI Litigation Cases Consol. II,C.A.3(Pa.), 940 F.2d 832(1991))。

1957年法は10年間の時限立法とされ，以後の改正法にも期限がつけられたので，以下の通り，法律の延長のたびに，被害者保護強化のための改正が施されていった。

(b) 1966年の改正

1957年法は，厳格責任などを定めるものではなく，あくまでも不法行為の準拠法は州法であり，1957年法はこれを変更するものではなかった。つまり，運転者が州法上の責任を負う場合に，民間保険と政府補償によって財政的塡補を行うというものであったのである。

しかし，1966年法の審議の過程で，そのような州法を前提とした仕組みでは，厳格責任が適用されるとは限らず，州によっては被害者による過失の立証ができなければ，運転者の民事責任を問うことができないということになることや，州の出訴期限法により請求権の行使が妨げられることなどが指摘された。また，連邦の施設での事故の場合には，連邦による裁量行為についての免責の法理により，同じく被害者の請求権行使が妨げられることも指摘された。

そこで，1966年法では，原子力発電所のライセンス保持者は，大規模原子力事故の場合には，不法行為準拠法となる州法上の抗弁権を放棄するものとされ(出訴期限については，損害を知り又は知りうべかりし日から3年又は事故発生から10年のいずれかについて，それよりも短い出訴期限の抗弁を放棄を賠償措置契約のときに運転者に要求できることとされている)，これにより，厳格責任が実現された。

また，大規模原子力事故の場合の管轄裁判所は，事故の発生した施設所在地の連邦裁判所，又は合衆国の領域外での事故の場合には，コロンビア地区連邦地方裁判所とされた。

(c) 1975年の改正

賠償措置額について，それまでの保険による措置額(これは，当初の6000万ドルから徐々に増加していた)に上乗せして，第二次的な措置額として，全原子炉から一基あたり500万ドルを限度として事後的に拠出する制度を創設することが定められた。これにより，原子炉の増加にともなって，賠償措置額は増えてゆくことになった。そして，政府の補償責任はあくまでも5億6000万ドルまでの頭打ちとすることとし，徐々に政府の関与が減少してゆくこととされた。現実には，1980年に第80番目の原子炉が許可された際に，第一次及び第二次の賠償措置額の合計が5億6000万ドルを超え(保険措置で1億6000万ドル，事後的拠出措置で4億ドル)，政府の補償措置は消滅するに至っている。そして，その後は，原子力施設の増加による事後的拠出措置の増加がそのまま被害者に支払われる資金量の増加に直結することになった。

そのほか，大規模原子力事故の場合，運転者は不法行為準拠法となる州法上の出訴期限について，事故発生から10年より短い出訴期限の抗弁の放棄を定めていたところ，これを20年に改正した。

(d) 1988年の改正

1988年改正では，1979年のスリーマイル島事故及び1986年のチェルノブイリ事故の後遺症，並びに，環境保護運動の高まりから，被害者保護に極めて厚い改正は施された。その主な点は，事後的拠出額の増加であり，一基あたりの拠出額は6300万ドル(1年間の拠出額は1000万ドルを超えない)とされた。その結果，賠償措置額は1991年現在，78億ドル(民間保険分2億ドル＋6615万ドル×115基)まで拡大された。

その他，出訴期限についての抗弁の放棄について，これまでは，事故後20年を超える出訴期限の制限は有効に主張できることとされていたが，この部分を削除し，損害を知り又は知りうべかりし日から3年以内の請求であればたとえ事故後20年を超えていても出訴期限徒過の抗弁は放棄することとされた。また，裁判手続については，原子力損害の額が第一次的な賠償措置額を超える虞がある場合，又は原子力損害賠償請求訴訟のために裁

判所業務が支障をきたす場合には，パネルにより事件を集中して処理することができることとされた。

以上のほか，特筆すべき点は，議会が完全かつ迅速な賠償の実現について正式にコミットした点，及び，その実施の方策を検討するために，大統領に委員会の設置を義務づけ，その報告書の議会への提出を求めた点である。これらの点については，項を改めて詳述する。

d．議会の完全かつ迅速な賠償実現へのコミットメント

既述のように，1957年のプライス・アンダーソン法制定当初から，責任制限額が不十分であると判明した場合には，政府補償の額を再検討するとの議会の「約束」は，完全賠償を目標としながらも，有限責任制度を採用する矛盾を説明する重要なポイントであった。しかし，そのことは，法律上は明記されることはなかった。そして，そのような状況はその後の改正でも変わることはなかったのであるが，1988年改正において，ついに条文化されるに至った。これは，同年の改正が原子力利用推進にとっての逆風下においてなされたことと無関係ではあるまい。

同法170条(e)(2)(42 U.S.C.〓2210(e)(2).以下同じ)によると，原子力損害が責任制限額を超える場合，議会は，事故の包括的な調査を行い，被害の完全かつ迅速な補償を提供するために必要とされるあらゆる行動(適当な補償計画及び基金の分配の承認を含む)をとるものとする，と規定されている。

これを受けて，同条(i)によれば，責任制限額を超える損害が生じた場合には，原子力規制委員会は，その原因と規模を調査し，その結果を議会に速やかに提出しなければならないとし，また，裁判所が，損害の総額が責任制限額を超えると決定した場合には，大統領は，損害の総額の見積，追加的支払のための財源の候補，補償計画などを議会に提出することとされている。

そして，議会は，このような状況の発生に備えて，次に述べる委員会にその具体策を調査報告させることとしたのである。

e．「大規模原子力事故に関する大統領委員会」の設置

上記の議会の完全かつ迅速な賠償実現へのコミットメントを背景として，プライス・アンダーソン法170条(1)(1)は，1988年8月20日から90日を超えないうちに，大統領は，大規模原子力事故の場合の犠牲者の損害の完全な補償の実現についての適当な方法を調査するため，委員会を設置しなければならないと規定した。同(2)によれば，委員は広範な意見及び利益を代表する者として大統領が任命する7名から11名とされ，同(3)によれば，その任務は一，

第１に，公平，迅速かつ効果的な救済の実現ための民事手続法(行政機関による処理の適否を含む)，

第２に，責任限度額を超える損害が発生した場合の様々な請求権の順位付け，支払方法等，及び，

第３に，晩発性疾病の扱い，

ー以上に関する勧告をまとめた報告書を1988年8月20日から2年以内に議会に提出することとされた。

これに基づき，大統領は，Steve C. Griffith, Jr. を委員長とする10名の委員を指名し，委員会は，1990年8月，議会に報告書を提出した。連邦議会では，13日間にわたり公聴会が開催され，38名の証人が陳述した。

現在の1988年改正法の有効期限は，2002年8月1日であり，おそらくは，同法の更新が政治日程にのぼるその2，3年前ごろから，この報告書に基づく議論が現実化してくることと思われる。

f．結論

(a) 伝統的な訴訟において不法行為に関するコモン・ローを適用していたのでは，正当な賠償請求を否定してしまい，それを認めるとしても長時間を要することになってしまう。そこで，伝統的な訴訟のやり方から離れ，純粋な不法行為スキームにおける賠償の水準に変更を加えるべきである。

(b) システムを発動する基準を明確にしておかなければならない。そして，いったんシステムが発動されれば，すべての被害者に一律に適用されなければならない。

(c) プライス・アンダーソン法による資金が各請求に公平に，迅速にかつ効果的に分配されるシステムを作らなければならない。

(d) 公衆の信頼の点から，賠償システムは司法制度の枠内で処理されるべきである。しかし，科学的調査などについての行政的な手続の効率的で費用のかからない点は活用すべきである。

(e) 現在の知見をもってしては，放射能による癌とそれ以外の原因による癌とは区別できない。しかし，だからといって，晩発性疾病についての損害賠償請求を否定すべきではない。現時点では，ＰＣ(probability of causation)のアプローチによることになるが，将来もっと良い方法が確立されればそれによるべきである。

(f) 本委員会の勧告を実現するためには，法改正が望ましい。

g．勧告

上記の結論を達成するためにとるべき方策についての勧告は以下の通りである。

(a) システムを発動する「引き金」は，請求金額が賠償措置の第１次レベル(民間保険による措置)を超え，かつ，請求権者が多数にのぼることを裁判所が認めた時点とすべきである。第１次レベルを超えると，事後的拠出金制度が動き始め，たとえ損害発生地域が限定されていても，拠出という形で全国的な影響を与えることになる。

(b) 請求権の処理は裁判手続を通じてなされるべきである。ただし，迅速な処理の実現のため，行政手続的な要素を盛り込むべきである。

ｉ．管轄及び準拠法

（ｉ）すべての請求権について連邦裁判所の専属管轄とし，かつ，Multidistrict Litigation Panelによって決定される単一の裁判所で

審理すべきである。

（ii，iii）準拠法は，州法を排除して，連邦制定法及び連邦コモン・ローとすべきである。

（iv）抗弁権の放棄は，システムの発動によって，「引き金」を引かれるべきである。

（v）効率的な処理のため，共通事項の決定は潜在的な請求権者も含めて全員に対して効力をもつものとする必要がある。そのために，訴訟当事者となっていない請求権者の強制的参加の規定を置くべきである。これは，具体的には，潜在的請求権者全員へ書状を送付し，手続への参加の権利を与えるとともに，たとえ参加しなくても，共通事項については既判力が及ぶことを警告するというものである。

（vi）訴訟は，最初の1ドルの請求からすべて，保険基金に対するものと観念され，抗弁は保険プールが提出すべきである。

ii．第一次的責任

分配のスキームは，中心となる中央裁判所(the central court)によりコーディネイトされるべきである。

（i）緊急を要する支払は，正式な請求権処理手続が進行中であってもなされるべきである。そのような支払を受けたからといって，請求権者はいかなる意味でも請求権を放棄したとはみなされるべきではない。

（ii）中央裁判所は，登録手続などの緊急的支払手続を監督すべきである。

（iii）中央裁判所は，「科学的助言者パネル」を設置し，その助言を得て，各請求権者に共通の事項について決定してゆくべきである。

（iv）中央裁判所は，スペシャル・マスターを任命し，登録や保険プールからの医学的モニタリングの費用支出などを監督させるべきである。

（v）訴訟は，登録によって開始することとし，登録によって被告への送達も完了することとすべきである。被害者には，登録が請求の前提条件であることをあらゆる現実的方法で告知すべきである。

iii．共通事項の決定

（ｉ）全請求権者に共通の事項は，陪審をつけないで，裁判所により決定されるべきである。

（ii）共通事項の決定のよって影響を受ける各クラスについて，裁判所は，晩発性疾病を患う虞のある者を含む欠席当事者のための代理人を指定すべきである。請求権者は，裁判所の助力により共通の代理人を出席させることもできるようにすべきである。

（iii）共通事項としては，下記のものがある。

a） 法律で定められない場合には，非財産的損害の類型ごとに一律に定められた賠償金表の作成。

b） 因果関係の確定。

c） 科学的又は医学的な事実に関する争点（この点は，「科学的助言者パネル」の助言を活用すべきである）。

（iv）裁判所の最終的決定は，最善の科学的・医学的知見に基づいてなされるべきである。裁判所は，「科学的助言者パネル」の助言が科学界の共通理解の基づいていると判断する場合は，その後の個々の手続において反論を許さないものと扱い，十分なコンセンサスがあるとはいえないと判断する場合には，その後の手続において反論の余地を残すものと扱うべきである。したがって，裁判所は，このいずれと扱うのかの決定をしなければならないものとすべきである。

iv．上訴・再審

（ｉ）共通事項の判断に対しては，中央裁判所が属する控訴裁判所に控訴し，さらに最高裁に上告できるようにすべきである。

（ii）中央裁判所自身も，重要な新たな証拠がある場合その他相当の理由がある場合には，共通事項の判断について再審をすることができるようにすべきである。

v．個別取扱い

個別の請求権は，下記の通り，いくつかの段階を追って処理されるべきである。

＜非公式手続＞

（ｉ）裁判所は，和解を促進すべきである。和解ができた場合には，登録を義務づけるべきである。

（ii）和解案を受諾しなかった請求権者は，次のいずれかの手続によることを義務づけるべきである。

a） 選択肢１：裁判所が提示する一律の賠償金額の受け入れ手続。これに応ずる場合は，損失についての宣誓供述書を提出するだけの手続で賠償金が支払われる。

b） 選択肢２：裁判所が指名する請求処理マスター(Claim Master)により，個別に評価される手続。

（iii）非公式手続による処理を受け入れれば，当該請求権の処理は終了する。ただし，受け入れ後に顕在化した疾病についてはこの限りではない。

＜公式手続＞

（ｉ）裁判所は，仲裁パネルを選定し，仲裁手続を利用できるようにすべきである。請求権者及び被告が合意すれば，仲裁手続を選択することができる。

（ii）請求権者は，陪審付きの通常の裁判を受ける権利が与えられなければならない。ただし，議会は，被告は陪審裁判の権利を放棄することを規定すべきである。

a） この裁判は中央裁判所で行われる。

b） この手続は，連邦法が適用される。

c） 判断をする際の客観性を担保するため，非公式手続で与えられた金額を証拠として提出することはできないこととすべきである。もっとも，裁判費用の算定の際には，その金額を考慮することはできることとすべきである。

（iii）裁判手続を選択したものの，非公式手続で提示された金額よりも多い賠償を得られなかった当事者は，自己の側の弁護士費用などを

含む裁判費用を全額負担すべきである。ただし，専門家への支払は，基金から支払われるべきである。

（iv） collateral sourceから得た金額は，賠償金から差し引かれるべきではない。しかし，通常の裁判を選択した当事者については，この限りではない。もっとも，いずれの場合にも，生命保険金は差し引くべきではない。

（v）根拠のない申立て，不合理な証拠開示要求等に対する制裁を定める連邦民事訴訟規則11.26(g)及び37は，適用されるべきである。

(c) 請求権の優先劣後は，次の区分によってなさるべきである。

i．事故及び避難により生じた経済上の損失はそのまま算定する。

ii．非経済的損失については，

（i）死亡の場合は，予め定められた定額の賠償。

（ii）放射能・障害による苦痛に対しては，類型ごとに一律に定められた賠償金表に基づく金額の賠償。

（iii）被爆によって将来の発病リスクを高めたという請求については，ある一定のレベルを超えるときは，賠償の対象となる。賠償の方法は，医学的なモニタリング・プログラムに参加するという方法がとられる。晩発性の疾病については，後述の勧告(d)参照。

（iv）精神的苦痛に対しては，精神科のカウンセリングの形で賠償される。

（v）移住を余儀なくされ生活共同体が失われたことに対しては，一定額の定期金(allowance)が与えられる。

iii．晩発性の疾病については，後述の勧告4参照。

iv．請求権処理の費用は，裁判所又はコート・マスターが定める妥当な金額の範囲内で個別に支払われるべきである。

(d) 晩発性の疾病については，因果関係が立証できれば全額，そうでなければ，その時点での最も信頼できる方法により（現時点ではＰＣ

(probability of causation)), 蓋然性の程度に応じて賠償額を算定すべきである。ただし，伝統的な因果関係の立証を望む当事者には，仲裁又は訴訟でそれをする機会を与えるようにすべきである。

もっとも，被爆後に癌になった者は，その本当の原因がどうであれ，被爆が原因であると思うであろうから，議会としては，そのような者すべてに補償する途を選ぶことも考えられる。

(参考文献：

- Marrone, US Commission Recommendations - Compensation Plan for Nuclear Catastrophes - An Insurer's Perspective, AIDN-INLA Nclear Inter Jura '91, Proceedings, p.265(1991)(日本エネルギー法研究所『第10回国際原子力法学会大会報告』p.121(1992)))

Ⅲ　ヘルシンキシンポジウムの主要論文

1．セッションⅠ

・欧州の原子力事故に対する国際民事責任制度の適用状況の分析

ジャン・エベール（フランス）

序　文

周知のとおり，パリ条約（1960年７月29日調印）の定義に該当する「原子力事故」及び損害は生じておらず，したがってその賠償のために同条約が大々的に適用される機会もまだない。ウィーン条約（1963年５月21日調印）についても同様である。この状態を遺憾とするわけではないが，それでもやはり，「経験からの学習」は行えない。本来なら法律や条約を適用して行くうちにその問題点が明らかになり判例に示されることを通じて，条文を改正することができる。

したがって起こりうる事態の想定，問題点の解明，（法的）救済手段の提示などが必要になる。要するにシミュレーション方法の活用である。

この方法はＯＥＣＤ原子力機関（ＮＥＡ）の政府専門家グループがいわば暗黙のうちに採用してきたもので，そこでは30年以上にわたる不断の研究により，発生のおそれのある法律問題が整理され，対策が追求されてきた。1964年と1982年のプロトコルをはじめＮＥＡが採択した決定，勧告，見解を見てもこの作業の有効性が証明される。国際原子力機関（ＩＡＥＡ）の原子力損害責任に関する常設委員会もまた，ウィーン条約に基づいて同様の研究を行っており，当然同条約の改正につながる努力がなされている。この両機関の協力は，周知のとおり，1988年ジョイント・プロトコル（ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書，1988年９月21日調印）の採択という形でも具体化しており，これが実施されると，多くの問題点が解決されることになる。

それでは，この，特定の問題の解決策を究明するのにたいへん適した問題別に分析するアプローチに加えて，最も現実的でグローバルな「事故」のシミュレーションを行えば，関連の各種法的文書，たとえば上記の条約や「国内法」などの

相互作用の検討ができることにならないだろうか。

パリ，ウィーン両条約は原子力損害賠償に関する特別法制として，それぞれの適用範囲のかなりの部分で法律を統一したものになっているが，それでもなお適用範囲全体を網羅できず，いくつかの点で「国内法」の適用が明示的に規定されている（たとえば，パリ条約で言えば第1条(a)(iv)，第4条(d)，第6条(a)，(c)(i) 1，(d)，(f)(ii)，(h)，第8条(a)，(c)～(e)，第9条，第10条(a)～(b)，第11条及び第14条の各条項がそれである）。言うまでもなく，これらの条約のいずれにも加盟しない国では，その国際私法を含む国内法が原子力民事責任の分野全体に適用される。

「国内法」に関しては，事故が起これば，原子力安全性，放射線防護，民間防護などに伴って，原子力損害の賠償を目的としない法律もしくは規則，またはより一般的には法規範もしくは行政慣行との係わりが生じる場合があろう。少なくとも西欧では，このような他目的の国内法の適用に関しては総体的には同じような結果になると考えられるが，原子力損害に対する技術的措置は同じでも法的に見ると，各国の法的慣行が異なるため，同じ結果に到達するのに方法，手段が異なることもありうる。このため，新たな問題の識別が必要になろう。

徹底した研究を実施するためには国内はもとより各国の専門家（法律家，保険業者のほか各関連分野 － 原子力安全性，放射線防護，住民安全対策など － の専門家）の協力が必要となり，このような協力は，たとえば民間防護の訓練及び事故後処理計画の立案への保険業者の参加などによって確立される。この研究でわれわれがフランスの例を取り上げるのは，われわれの能力に限界があるからで，決してこのような解決策を最善と考えるからではない。この研究に接する人々がそれぞれの国内法制を振り返り，同様の事態に自国の多様な関連法規則を適用した場合にどうなるか推測し，条約を適用して行くうえで齟齬や新しい問題が生じるかどうかを検討することが望まれる。

われわれはまず，条約のいずれかまたは非締約国の法律が適用できる事例として，2種類の仮説を設ける。すなわち，動力炉で「重大」事故(1)が起こるないしはそのような事故の脅威があるという仮説と，輸送事故の仮説である。いずれ

の仮説についても，様々な「当事者」に予想される行動を考えられる範囲で模擬した場合に，可能性のある損害が判定できたほうがよいだろう。しかし，このような損害の算定はこの研究では行わない。以下は国際私法の分野を含む条約の実施に関するわれわれの検討である。

Ⅰ．事故の仮説

A.　第１種仮説：動力炉の重大事故またはそのような事故の脅威

a）　事故の発生

問題の原子力施設は1,300MWeの加圧水炉で，パリ条約及びブラッセル補足条約の締約国の領域に設置されているが，複数国の領域にも近い。研究目的は付表１のとおり法的シミュレーションで，明らかにまったくのフィクションであり，事故の影響の分析のため，条約に関して異なった法的状況にある国々を対象として取り上げるにすぎない。

重大な設備の欠陥のため，施設の運転が本来の正常な機能の限界を超える。この点は法律家としてのわれわれの権能を超え，本質的に「原子力安全性」という別の研究分野に属するため，これ以上は言及しない。ただし，万一裁判所に，事実の発生に関係する要件が「原子力事故」の定義［たとえばパリ条約第１条(a)（i)］に照らして十分に充足されているか否かが提訴［パリ条約第13条］される場合は，当該裁判所は，恐らく専門家の供述に拠って，事実を認定する権限を有する。

ＩＡＥＡとＮＥＡにより試験的に適用された「原子力事象の国際等級」(1990年３月）[(2)]では，仮想事故はレベル６とされている。これは「重大事故」であって「核分裂生成物の排出（放射線学的に見て，ヨード131にして数千から数万テラベクレルの排出量に等しい）を伴う。保険衛生上の重大な影響を抑えるため，おそらく局地的な緊急計画の全面的な適用が必要である」とされている。

要するに前例のない事故であって，重大性から見ると，1957年のウィンドス

ケール事故，1979年のＴＭＩ事故を一方とし，1986年のチェルノブイリ事故を他方とすればその中間に位置し，許可手続きのさい安全性評価報告のなかで考慮される規模の事故より重大である。

とくにフランスで実施された研究では，炉心溶融の場合はまず格納容器のなかに，可燃性元素に含まれるガス，ヨード，エーロゾルなどが放出されると見られている。24時間のあいだに「通常」の容器の洩れ口から環境に排出される放射能の強さは，一定の措置（ヨードトラップなど）があっても，排出地点から２キロの範囲で人体中の甲状腺に対する線量が吸入または被曝によって約300mSvとなるため，国際放射線防護委員会（ＩＣＲＰ）文書40[(3)]に規定される介入水準によると，作業員の隔離措置が必要になる。

24時間後から48時間後のあいだには，容器内の圧力が高まるので，容器の耐久性を保護するとともに事故の影響を極小化するため，運転者は減圧作業を迫られる。これに伴って希ガス（クリプトン，キセノン）の75%が排出されるが，これは生物の新陳代謝にはほとんど影響を与えず，0.8 %が出るヨードは半減期が短く（ヨード131 が８日），問題が生じるのは最初の数週間だけで，0.35%が出るエーロゾルは主としてセシウムである（セシウム 137の半減期は30年，セシウム134は21年だが，生物学的半減期はもっと短く，腎臓を通じて除去されるため寿命は12日から 110日である）。地中，水中への沈積，植物の吸収などによって，セシウム137はとくに正常に復帰する段階でまだ完全には解決されえない問題を引き起こす。これらのパーセンテージは炉心溶融の当初に，容器やフィルターを考慮して，放出される放射能から算定される。排出はそのために設けたバルブのほか，サンドフィルターを通じて行われ，これによりフィルターを通した放射能を10分の１に減らすだけの効果が期待できるが，甲状腺に対する線量は，排出地点から２キロの範囲ではやはり上記の介入水準に従って撤退が義務づけられることになる。

２キロから５キロの範囲では隔離が義務づけられ，撤退は随意となる。５キロから10キロの範囲では，隔離が随意になる。

もちろん予測可能な変化も含む気象条件が，このような措置の対象となる区域

の決定にとって重要な要素となる。

たとえば付属資料１に示す図では，われわれの施設の位置より南に低気圧の中心があって，数時間後には欧州西部に達するという想定なので，南西の風向が低気圧の通過とともに西に転じることになる。低気圧の通過には降水を伴うことが多いため，距離は相当離れていても「ひょうの斑紋」（局地的に「黒い雨」の降ること）が生じるおそれがある。

このようにして生じる事故状況の敷地外処理では，２つの段階を区別しなければならない。

－　基本的に公衆の人命保護を目的とし，また直接公衆に係わる「保護措置」（たとえばヨード剤の配布，隔離，撤退など）を採用する段階

－　通常の生活への復帰を可能にする復旧段階で，これにはもちろん保健衛生上の目的もあるが，基本的には財産に対して作業（たとえば除染）が集中する。

b）加圧水炉からの許容限度を超える放射性放出物の，重大だが最終的には回避される脅威

仮説１と同様な規定の原子炉で同じように重大な設備の欠陥が生じる場合，施設の運転は本来の正常な機能の枠を超える。そこで運転クルーは特定の手順を追って診断し，操作しなければならない。仮説１と違うのは，このような事態に備える上記の管理，手順で，格納容器の減圧を必要とする事態を回避できるという想定である。この仮説は上記の国際等級レベル４に当る。

B.　第２種仮説：運搬事故　－　対応策の実施

われわれは最初に，照射済み燃料の運搬中に，発電所と再処理工場のあいだで事故（たとえば列車衝突）が起こることを想定した。放射性放出物のため，燃料被覆と梱包の変質が考えられ，梱包の場合は，いわば原子炉容器と同じ状態になる。しかしこの仮説は，放出物の内容（ガス，ヨード，セシウム）が第１種仮説の場合と同じなので取り扱われなかった。つまりこれら放出物により第１種仮説

と同じ問題が生じるが，「ソースターム」が炉心のごく小部分なので規模が小さくなる。

そこで異なった物質による次のような仮説が考えられた。

a） プルトニウムを運ぶ航空機が本国で墜落

われわれは仮説として，再処理工場からプルトニウムを本国に送り返す航空機の墜落を取り上げる。この場合，プルトニウムとアメリシウムの各種同位体の酸素混合が問題になる。ほかの種類の運搬事故に耐えられるように設計された梱包（Ｂ型）ではこの場合には不十分で，密閉機能の全部または一部（接合部の損傷またはその破裂のため）が失われることが考えられる。プルトニウムの粉末が空気中に散乱し，次いで地上に積もる。第一の危険はこの放射線毒性の粉末が人体に吸入されることで，第二には皮膚の汚染，体外照射のおそれがある。最初に駆けつけて雨中で損傷した梱包の収集に当れば，中性子束の危険も全面的には否定できない。原子炉事故の仮説と違うのは，汚染の拡散時間が速い（弱風でも半時間から１時間）ことである。とくに初期の救援者が重大な危険を冒すことは間違いない。このような事故は，いわば核兵器を積載した航空機の墜落という実例のあった状況と同じで，この場合は，十分な設備のある国のなかで収拾された。しかし，ほかの国では問題が生じるおそれがある。このような国においては，「原子力事故又は放射線緊急事態の場合の援助に関する条約」（1986年９月26日調印）の適用が必要になる[4]。

b） 六フッ化ウランを運ぶ運搬船の船上火災

濃縮契約に基づいて，天然六フッ化ウランが外国向けに海上運搬され，次いで濃縮六フッ化ウランとして返送される。船上火災は陸上運搬事故の場合より長時間続くと仮説を立てる。これに利用する梱包はおおむね関連の運搬規則の基準に適合するが，火災が長引くと高圧のためひび割れが生じ，限界に達すると梱包が破損するおそれがある。UF_6 は固体から液体に変わり，次いで蒸発，とくに加水分解によりフッ化ウラニルとフッ化水素酸を生じる。放射線リスクはごくわずかで無視してよい。逆に化学毒性は，ウラン，重金属 － 腎臓にとって危険 － の場合も，フッ化水素酸の場合も，風で人の住む沿岸地帯に運ばれれば多く

の死者を出しかねない[5]。濃縮ウランの返送の場合には，気象条件と人口密度を同様に仮定しても放出物の量がかなり減ると思われるので，リスクは少なくなるだろう。

Ⅱ　緊急措置の構成

A.　第１段階　－　保護措置

フランスにおける措置の構成では，他国と同様に，原子力事業者が取るべき措置と国が取るべきものとが区別される[6]。

原子力事業者と，とりわけ問題の生じている原子力施設の長は，あとで述べる国家レベルの技術的支援を受けて，判明した脅威が事故につながらないようにするため全力を尽くさなければならない。このための操作について特別の組織及び手続（たとえば国による監督）が設置され，実施される。関係者はとくにシミュレーターによる教育訓練を受ける。内部緊急計画に基づいて，施設内部の事故対策として，たとえば不可欠ではない人員，とくに保守作業やほかの区画の建設などに従事する外部企業からの要員を撤退させなければならない。周辺地域の住民に警報を発し，県知事と電離放射線防護本部（ＳＣＰＲＩ）へ予想される敷地外への影響を通報するとともに，その対策に必要な措置の準備態勢を整えなければならない。したがって周辺地域の緊急措置をとり，あるいは敷地外の放射線計量措置を強化するところまで，敷地内における事業者の権限が及ぶ。

しかし，許容限度を超える放射性放出物が敷地の境界を越えるとき，あるいは越えるおそれのあるときは，保護措置は施設の所在地で国を代理する県知事の権限になる[7]。このような措置を規定する特別介入計画（ＰＰＩ）には，採用する防護措置と手段のほか，決定が知事の権限として行なわれる場合の要件が取り決められている。この計画の実施で，一般の災害の際に公共及び民間により実施される手段を取り決めたＯＲＳＥＣ計画[8]の始動に支障が起こることはない。ＰＰＩが，規定する短期の措置のなかには，分解しないヨード剤の配布[9]，住

民の隔離，住民の一部撤退，それに言うまでもなく災害地への立入禁止などが含まれる。この段階では，さらに必要があればＩＣＲＰで言う「中間」段階として，隔離，撤退地域の拡大のほか，住民と家畜の食料，飲用水の検査，被曝管理，場合によっては除染管理，医療処置，それにとくにかなり長期間に及ぶ避難者の宿泊施設などの段階が加わる。

しかし，われわれはこのような計画の立案者に対して，避難民をはじめ事業者及びその「損害賠償措置」の資金支払者　－　国家を含む　－　のために，このような避難民の名簿の作成と記録の保存の必要について，あえて注意を喚起したい。これは後に災害結果に対する補償請求がなされる場合に備えて，証拠を保全するためである。このような調査は放射線計量措置を取る際に実施し，計量結果も慎重に保存することが望まれる。

ＰＰＩで調査検討された手段（輸送手段，宿泊施設など）は，県知事の指導の下に置かれる。知事は作業への参加が必要とされる各行政部局の代表を，設置された司令室（ＰＣ）に集める。また住民に直接（移動拡声器で）あるいはメディア(10)を通じて間接に，事態の推移を，必要があれば命令を伝えることも，知事の任務である。（ＰＣのなかには記者室も設けられている）。訓練の繰り返しと実際に起こる非原子力事故によって，このような計画の実効性を試すことができる(11)。

意思決定に当っては，明らかに，事業者からの情報（事態の推移，発生する放出物の成分と放射能の強さ，放射物の発生が予想される時期など）と気象情報が主要な役割を果たす。

現場の事業者と責任者としての知事には技術的支援（助言）があるほか，危機管理組織によって地域レベル及び全国レベルで（人的，物的）手段が提供されるが，これにもう少し言及してみよう。

フランスの原子力事業者はそれぞれ危機管理組織を設け，いつでも専門家を招集しその専門知識に応じて地域の責任者に協力できるようにしている。この組織は，緊急の際には常設機関として機能する政府の危機管理機構につながっている。

われわれの仮説では，原子力安全各省連絡委員会（ＣＩＳＮ）事務局により首

相のもとに置かれた危機管理室が，情報を収集してＩＡＥＡ，ＥＣのほか関連があると思われる近隣諸国[12]に通報するが，この連絡は外務省または二国間協定で指定される機関が行う。通報だけでは万全ではないので，原子力施設安全局（ＤＳＩＮ）が原子力安全防護研究所（ＩＰＳＮ）の協力を得て，同局の核物質の検査データと事業者が提供する「バーンアップ」データを利用することにより，放出のおそれのある核分裂生成物の放射能と組成の評価とともに，大気中への飛散モデルを県知事に提出できるものとする。国立気象台からは予定される行動に極めて重要な予報が提供される。事故のおそれのある際に事業者から通報を受けた後ＳＣＰＲＩは，事業者が実施する措置のほかＳＣＰＲＩの各施設が実施する措置の結果を受け取り，ＤＳＩＮやほかの機関（気象台など）からの情報を参考にして，住民が受けるおそれのある線量（全身と甲状腺）を推測できるわけで，これによりそれぞれの地域に最適の措置の採用を知事に助言し，さらに事態の推移に応じて対策を取ることができる。

これらの危機管理組織は相互に連絡を取るほか，それぞれの地域機関をはじめ知事及び事業者に対する地域責任者との連絡は，独自の確実な連絡網を通じて行われ，必要があれば政府の航空輸送手段を使用できる。主務大臣の決定で，国のとりうる全手段を注ぎ込んで補強することもできる[13]。

要するに，この段階でのフランスにおける措置の構成は，事故現場で最大限可能な命令の一貫性と意思決定に基づくもので，これは国内で取りうる専門知識と手段の「動員」に支えられている（付属資料２の図参照）。

原子力施設の所在地になっている県の単位でまた全国単位で，首脳部による研究報告の形であるいは手段の配置転換の形で訓練が頻繁に行われ，上記のような計画が試験され，改善が図られているが，とくにこれに伴って行政機関や各種の組織が共同行動をとれるようになっている。

ＩＣＲＰの言う「初期」または「中間」の段階では，この措置構成は機動性があると見ることができる。

ＯＥＣＤ原子力機関でも，多数の国の参加を得て近く民間防護訓練を実施する予定である。しかし，われわれとしてはあえて次のような所見を述べたい。

保険事業者は米国の同業者の経験を踏まえて，独自の危機管理組織の設置を検討している。しかし，その構成に際しては，国家組織とも連携をはかり，事業や県のレベルばかりでなく全国レベルのものになることが望まれる。住民に対する緊急支援における保険の役割については以前にも述べたが，この連携があれば，事故または事故の脅威の発生が保険事業者に伝わり，また住民の有する情報経路を通じて補償制度の存在に関する保険事業者の声明が伝わるのではないかと思われる。これが住民の冷静さの維持に役立つことになる。

原子力分野の民事責任に関する1968年10月30日の法律68-943号は，1990年６月16日の法律90-488号[14]により改正されたが，これによると（第13条），損害を蒙る可能性のある被害者を確定するために，政令により住民を対象にした特別の監督措置を規定することができる。また別の政令によって（第10条），反証のない限り事故が原因と推定される意味で非限定的な被曝症状のリストを作成することができる。このような政令はまだ出されたことがない。われわれの仮説では，公衆が偶発的でなく，決定論的に放射線障害を受けることはほとんど考えられない。しかし，このような監督措置（上記のＳＣＰＲＩの人体測定手段参照）は，のちに偶発的に障害を受けたと申立てがなされる場合に重要な証拠になるので，この検査結果は記名式とし，できるだけ慎重に保存すべきである。

また周知のとおり，ウィーン条約の改正作業の過程で「原子力損害」に「予防措置」を含める提案がなされており，実際に事故が発生したり，そのような措置が適当と考えられる限り含めるべきだとされている。二番目の条件はさて置き，最初の条件は条約の条文解釈に基づくものだが，われわれの見るところでは現実性に乏しい。核分裂生成物の放出の脅威及びそれが現れるまでの数時間のずれについて，同時に原子力事業者から通報を受けた知事が，この時間のずれを利用して，影響を受けるおそれのある住民を避難させられないとは考え難い。

ほかに運搬事故あるいは核兵器事故の対策について用意されたＰＰＩもある。プルトニウムを運ぶ輸送機の墜落の場合は，特別に，専門の作業班が活動を開始する前に輸送機の残骸を発見する人々に，プルトニウムによる危険があり，これが無視される事態を想定し対応しなければならない。最初のうちはこの危険に気

づかず，また吸入してしまうおそれが即座に現れるので，隔離や撤退の対策を立てることができない。しかし，危険範囲の地図を作成した後は数平方キロの範囲の撤退は実現でき，汚染地帯の生活に危険が広がるのを避けることができる。

専門の作業班の介入には，この目的のために装備されたヘリコプターによる危険範囲の地図作成と汚染対象となる人々の選別（鼻血の採取による）のほか，必要があれば専門の病院で肺の洗浄手術を行うことも含めるべきである。汚染された残骸の回収は広い範囲にわたって行い，さまざまな手段で地面に積もったプルトニウムが再び空気中に散乱しないよう，また地下浅所にたまった地下水のなかに流入しないようにしなければならない。

B.　第２段階　－　復旧措置

この段階の作業は，実際には第１段階に比べてあまり準備が進んでいない。事故後処理計画（ＰＰＡ）が徐々にＰＰＩに取って代わることになっている(15)。権限の組織化と分担はＰＰＩの場合と同じだが，これに加えて作業司令室（知事）と各危機管理室の構成がＰＰＡに適切なように調整される。ＰＰＡの適用地帯はＰＰＩの場合より拡大される可能性もあり，また原因となる施設にとって突きとめられた汚染の「痕跡」に遠隔対処することも，重要になる。さらに前段階にも増して，関係諸国間の相互の連絡及び支援のため，連絡措置ばかりでなく支援措置もとられることになるが，これは1986年の条約のほか，とりわけこの分野での二国間協定の規定に基づくもので(16)，またＥＣ加盟諸国に対しては，ユーラトム（欧州原子力共同体）規則のうち1989年７月18日の2218/89号と1990年３月29日の770/90号が適用される。

予想される適用期間ももっと長く，正常な生活への復帰が実現するまで続くことになる。ＰＰＩのいわば反射的な措置に続いてもっと複雑な措置が取られるが，その際にはより入念に検討がなされうる。有利なのは，放出が起こった後であり，「ホットアトム」に繰り返し施こされた数多くの措置を利用できる点である。

まず，隔離が解除された後当該地域への居住を許可された住民をはじめ，撤退

させられる人々，それに特定の食料や飲用水の消費も制限された人々などに，受け入れ可能な生活条件を保証しなければならない。医学的な追跡調査を行わなければならない。チェルノブイリやゴイアニア事故から得られたの経験で，関係住民をはじめ一般公衆に対するストレスの影響が深刻であり，それ故重視されるべきことが示された[17]。住民の生活を乱すような措置に対し住民の支持を得るためには，明確な，一貫性のある，信用できる情報を定期的に伝える必要がある。旧ソ連でとられた措置のほかに，チェルノブイリ事故の後多くの国でとられた一定の措置（たとえば牧草などで育てた家畜食品の消費及び販売の禁止）が，このような場合に実施される[18]。これら一連の措置をとることは確かに困難だが，セシウム137 による汚染の「傷跡」の回復ほど困難ではないだろう。

このような被害の件数や広がりは気象条件，とりわけ降水によるもので，排出物が出た後でないと状況は明らかにならないため，予想モデルの形以外には，事前にその重大性を評価することはむずかしい。西欧を通過する低気圧は雨を伴うことが多いため，われわれは第１種仮説及び第２種仮説を立てるに当って意図的に不利な状況を想定した。

除染については，実験室，原子力発電所の建物に対し行うもの，あるいは設備機器について行うものという認識がある。問題は村，町，農場などを除染するのか否かである。この問題に対処するため世界で注目すべき活動が行われている[19]。特に掲げれば1985年にＲＥＳＳＡＣ（事故後の土壌及び地表の回復）の研究開発プログラムが手掛けられ，植物による放射性元素の捕獲，各種の土壌でのその固定化及び移動についての知識を高め，除染技術の実施または通常の農業機械による事故後の耕作の実現を図ることを目指している[20]。農村地帯の原状回復については，事故が発生する季節が事故の結果の重大性に大きく影響する[21]。プルトニウム汚染後の復旧技術は，セシウムの場合に考えられる技術と似通ったものである。

このような研究の進歩により，チェルノブイリ以後の注目に値する手段を用いれば，われわれが想定するものより重大な事故に対しても，よりよい結果をもたらす対策も期待され，初期の段階でとられる努力により，放射能レベルは大幅に

引き下げられると考えてよい。しかし，このように努力しても一定の水準以下に下げることはむずかしく，少なくとも地域によっては，完全に以前の状態に復旧できないことが憂慮される。こうして提起されるのが，ＩＣＲＰの説によれば，証明の問題と最適化の問題であり，これらには考慮すべき経済的及び社会的要因があって複雑だが，ＰＰＡの解除を決定する前に解決しなければならないものである。

Ⅲ．法的帰結

A.　原子力民事責任特別法と各分野の「国内法」，主としてフランス法との関連

1．社会保障法

前述の国際原子力事象等級によると，レベル４からは作業員が強力な電離放射線影響を受ける。もちろん作業員はこのような影響の治療のため，民間または軍事病院に運ばれる。「ホットアトム」の測定に際して要員が汚染で被曝することもあり，同様に復旧作業の際，作業の従事者にそのおそれがある。

法律上，これらの事故は労働災害または職業病（要員にとっては業務災害）になる(22)。原子力分野の民事責任に関する1968年10月30日の法律68.943号は，1990年６月16日の法律80.486号により改正されたが，第16条で，パリ条約第６条(h)に基づく選択権を行使して，損害賠償を社会保障法の枠内に置くこととし，同法の許す限り，求償権の行使を同条約に規定する責任集中の原則と折り合わせている。このため，初期段階では社会保障で治療費を償還し，また所定の日常の手当を支給する。しかし，この求償申立が認められる可能性については，特定の仮説で見ると，作業員が事業者と労働契約を結んでいる場合はおおむね規定どおりだが，事業者が第三者である場合はもっと可能性が大きく，社会法に基づく補償と民法による補償（権利承継者の場合は美観上及び便益上の損害，職業上の昇進機会の喪失，精神的損害など）の差額を事業者に負担させることを目的とする。しかしフランスの賃金労働者は，民事訴訟によって補償額を増やすために社会的保護制度に基づく権利を放棄する機会を与えられていない。

われわれの原子炉事故の仮説では，住民が放射線の直接的影響で肉体的障害を受けることはほとんど考えられないけれども（後述の５．民法参照），こういう事態が起これば，社会保障で治療費を補償し，日常の手当を支給するが，もとより労働災害の場合ほど高額ではない。しかし，さらに次の段階として，原因者としての第三者，すなわち原子力事業者に対して社会保障を給付した政府が求償の申立を行い，これらの費用を補償させることになるが，これは被害者が訴えなく

ても実行される。他方，被保険者には，社会保障の給付でカバーされない損害の賠償を，社会保障に関連する訴訟により事業者に請求する権利がある[23]。

1985年コンスタンシアでの原子力インタージュラ大会で，第2作業グループの報告により，被保険者に固有の訴権と社会（保障）組織の権利のいずれについても，ほかの国では著しく異なる対策が採用されていることが指摘された[24]。

これに対して，われわれの運搬事故の仮説では，人の住む地帯が影響を受ける場合は重大な人身事故，場合によっては死亡事故も心配される。UF_6に係わる事故へのパリ，ウィーン両条約の適用で生じる問題は後述する（C.2項参照）。しかし両条約が適用されることは，締約国の領域内でプルトニウムの運搬機が墜落する場合には疑問はない（1988年のジョイント・プロトコルが適用されるはずである）。肺水腫は数週間で，肺繊維腫は1年ないし5年で死亡するおそれがあるが，吸入量が多い場合（ある粒子測定によると水腫の場合は 1.8mg）には吸入の影響が激しく現れる。喉頭水腫の可能性もあるが，この結果はあまり重大でも致命的でもなく，ただちに医療手当が受けられればよい。もちろん，偶発的な影響（肺ガン）も考えられる。

2．民間防護

特別介入計画のほか，必要があればＯＲＳＥＣ計画を実施する場合，膨大なものになる費用は国家の負担となるが，これには直接のもの（関係要員に対する治療または補償，資材，運搬手段など使用または事故に伴う損耗や損傷）と，国家により手段と役務を徴発される企業，人員に対する手当という間接のものがある。徴発についての詳細な検討は後に廻し（後出の3項参照），様々に規定された費用について考えてみよう。すなわち，国家は原子力事業者に対し求償権を有するかという問題である。

われわれの調査によると，原子力分野以外の国際条約あるいは原子力分野で起草中のものには，このような費用を事業者に負担させる傾向が目立つ。上記のＡＩＤＮグループの調査によると，英国は別として，行政当局の保護措置に伴う直接経費は，当局が負担することになっている。これに対して，米国では，経済的な帰結，とりわけ，対象となる個人に対するこのような措置については，事業者

の負担になる。

これについて，フランスの法律の現状ではどうか。

3つに2つの問題は解決している。

第一に，救助する側の公共団体（地方自治体または国家）と救助される側の事故または自然災害の被害者との関係については法的慣行があり，主としてフランス革命以前のものだが，それによると人々の生命と健康を保護する目的の救助を無償とする原則がある。この原則にはほとんど例外がなく，今日では法律によらないと例外を設けられない(25)。

第二に，地方自治体と国家の関係については，救助の義務は原則として地方自治体にあるが，民間安全保障に関する1987年7月22日の法律87.565号（第13条）では，国家が現場の地方自治体に代わって救助活動（ＯＲＳＥＣ計画）を行う場合，国家は同自治体に，国家の行った，または防火救助県本部（ＳＤＩＳ）など公の施設の行った活動に伴う出費の償還を要求しないと規定されている。

これに対して第三の問題は，国家が第三者，この場合は原子力事業者に対して，段階Ａ（保護），そしてとりわけ段階Ｂ（復旧）の措置を通じて，恐らく膨大な額となる出費の償還を要求できるかであるが，今のところ確実な解答はないように思われる。

地方（始審）裁判所の判決で，災害の，場合によっては故意の，原因者に対し，関連の地方自治体の出費の償還を命じたものはあっても極めてまれである。保険業者が地方自治体に損害賠償金を払い込むことはある。国家が有利になるような判例はない。

実際には，フランスの公法の基本原則，すなわち税収を財源とする公役務を無償とすること(26)が重んじられているために，判例が存在しないように思われる。このような自然法の1つが「公の安全」であって，その「保全」が「あらゆる政治結社の目的」とされており，救助を組織化することによって国家はその存在理由に自らを一致させているだけである。しかし今日では，コンセイユ・デタがこの原則についてオーリウ，デュギらの古典的な説をもっとプラグマティックに解釈し，法律によって特例を設けることができるとし，特定の利用者の負担として，

「直接または給付金に比例した代償」としての賦課金を課することにしている。しかし，被害者すなわち救済の無償性というもう１つの原則の受益者でもないのに，事業者を救助という公役務の利用者とみなすことは，納得し難いと思われる！権力に固有の，国家の本質的な任務の行使に帰属する出費であって，国家の負担であることに変わりなく，また税収を財源とするもの（これは第１段階（保護措置）の費用でもありうる）と，復旧のために国家が支払わされる膨大な費用とのあいだに区別を設けるべきであると思われる。後者の費用は，地方自治体，したがって類推的に国家に支払いの義務がある費用には含まれないと思われる。保健衛生上の理由で即時帰宅または日常活動への復帰が妨げられなければ，被害者は保険者の同意のうえで，復旧作業に取り組むことになる。当然この場合には，国家は作業を指導する用意があると思われるので，契約を結び，必要な徴集に着手することになる。したがって，国家が被害者に代わって作業を実施すると考えられ，国家がさらにそれに掛かる費用の負担をまとめて事業者，すなわち事業者の保険者に要求することになるとみられる。

しかし，このような代行については，パリ条約にも国内法にも規定はないと思われる。もちろん，国内法は改正することができる。

この問題への適切な対応は，ＰＰＡ（事故後処理計画）を検討中の現段階で，関係する行政機関，事業者，保険者との協議を通して慎重に行うのがよいが，それができたとしても副次的な問題が生じる。事業者の負担となる費用金額が，1990年６月16日の法律で規定された 600MFの上限を超える場合に，国家はその差額を，補足条約［第３条（b)(ii)］の適用によって自らの負担費用の中から支払うことができるか。おそらく費用の全額が事業者の負担になれば，国家の分担を求める声が早晩起こることになると言えよう。実際には，ほかの締約国への分担の要請が必要になる規模の事故の場合でないとこの問題は起こらないだろうし，そういう場合はほとんどないと思われる。

3．徴　発

すでに見てきたように，保護措置の実施とそれに続く復旧措置のために国家が必要とするものとして，民間の手段，機材（輸送をはじめ公共事業や農耕などの

機材），避難民を収容する施設（ホテル，休暇コロニーなど）が求められるが，ほかにも復旧のための要員として，被曝限度を守れば頻繁に交替が必要なため，恐らく多数の作業員が必要になる。

確かに行政契約の方法も，少なくとも段階Ｂ（復旧措置）では排除できないが，これはおそらく公法に基づく徴発という別の方法を補完するものであって，徴発は本来例外的な事態に対応するもので，強制的な権力を伴う点を考慮に入れなければ，徴発には従来からよく練られてきた，おそらく衡平[27]とも言える補償手続としての利点がある（財産または役務の徴発に関する1959年１月６日の法令 59.63号，避難民，罹災者，行政当局の命令で移動させられた人々の宿泊，隔離に関する1969年１月30日の政令）。国民の戦時動員に関する1938年７月11日の法律の条項（第14～16条）が，報告者の思い違いでなければ今でも有効で，これを適用すれば人員の徴用もできる。

徴用された企業または人員は国家とのみ法的関係をもち，法律に定める補償を国家から受けることになる。第二段階として，事業者が国家の出費を償還する場合には，上述のような問題になる（上記第２項参照）。

４．労働法　－　失業

われわれの第一の仮説では，一連の対策として保証措置に次いで復旧措置を考えているが，復旧措置の実施は，事故の影響の最も大きい地域では何カ月も続くのではないかと懸念される。避難民のなかでも賃金労働者の比率が問題だが，これは当該地域の性格によって大きく異なると考えられる。正当な理由なく自由意思で職場を離れたわけではないので，彼らは別の条件に該当し求職者として登録され，労働法に規定する手当の受給者になると考えられる。

しかし，手当は日数によって上限を設けた基準賃金指数に基づいて計算され，これによって報酬が支給されるものなので，これらの失業者のなかには減収になるものもあると見られる。損害の責任者については，少なくともフランスでは，失業者は損害の責任者である事業者に損害賠償を要求できる（後述する第５項の民法参照）。その代わり，社会保障の機構と違って，第三者によって引き起こされた事故の場合（上記の第１項参照）には，国立雇用局が解雇の原因と見られる

第三者（この場合は事業者）に求償を請求する訴えを起こすことができるという規定はわれわれの知る限り，どこにもない。

賃金労働者以外（企業主，職人，商人，農民など）への対策としては，社会的保護制度のなかで，少なくとも部分的には（たとえば農業従事者の退職年金）解決策がある。

復旧措置にはおそらく土木，農業機械の運転員，建物の塗装工など，多くの労働力が必要とされるわけで，これを失業者の中から採用することもできる。実際には，失業手当の支給の許可条件の１つは求職である。しかし，場合によっては医学的に見て肉体的適性に欠けることもあるが，これとは別に，失業者は自分の専門分野に関連しない仕事を拒否する権利がある（労働法条項R-351-28）。この場合，労働法と徴発法との関連（または抵触）が問題になるが，徴発法が優先するものと思われる。

5．民法と損害の概念

パリ条約（第13条）はフランスの国内裁判所に裁判管轄権を付与しているが，上記のフランスの（1990年６月16日の）法律（第17条）はパリ始審裁判所（ＴＧＩ）だけに専属裁判管轄権を与えている。また，民事訴訟の判決を下す刑罰裁判をはじめ，ほとんどの事件（公共事業の損害）について裁判管轄権をもつ行政裁判所からも管轄権が取り除かれている。

したがって，始審裁判所は特別法に基づいて判断を下さざるをえないが，「賠償の性格，形式，範囲」に関してはフランスの民法に準拠（パリ条約第11条）することになる。これにより，厳密な意味では「賠償」を「損害」から区別し，賠償の算定とその支払い方法のみを問題にすることになる。しかし，準備作業から見ると，条約を起草する際に，損害の概念についてこれ以上国内法との調和を図ることは不可能であり，時宜を得ていないと考えられたようである。

これに関連して，わが国の始審裁判所は次のような困難な問題に直面することになる。

a）　身体への損害

われわれの第１種仮説では，電離放射線の非偶発的（決定論的）影響による損

害は取り上げないことにしている。しかし，偶発的な遅発性の影響の可能性は，ＩＣＲＰの原則に基づき，ゼロの状態からそのような影響が現れてくる確率，影響の重大性とは別の蓋然性の仮説として考慮しなければならない。これについては先に述べたとおり，証拠を保全する意味で，検査結果を慎重に保存し，原因の推定に関する政令（1990年６月16日の法律90－488号により改正された原子力分野の民事責任に関する1968年10月30日の法律68－943号，第10条）を守るとともに（但し，上記「序文」第８パラグラフ参照），社会保障法との関連（上記ⅡA.1 参照）を考慮することが望ましい。本来，偶発的で不確実な影響には，因果関係という微妙な問題が伴う。フランスの民法は，たとえば「可能性の損失」というような概念があって，ほかの国のものより適用においてより柔軟であると言える[28]。これに引き替え，ほかの問題では，この研究でわかったことだが，適用に際してより厳格と言える。

フッ化水素酸の吸入によって起こる急性の肺臓障害，UF_6 の運搬時の火災事故に関するわれわれの仮説で起こるウラン毒性による腎臓障害については，このような事故が，パリ条約の適用範囲に入るかどうかが問題になる（後出C2参照）。これとは別に，チェルノブイリとゴイアナの事故に伴う経験によると，直接関係のあった住民ばかりでなく一般公衆のなかにも，心身症から精神病に至るまでの患者が多いことがわかっている。精神病の「起因」，「原因」が「核燃料」，「放射性生成物または廃棄物」の「放射能特性」または「ほかの危険な特性」にあるという主張を支持することはわれわれには難しく，いわんや「恐怖」を核燃料等の危険な特性と見るのは難しい！事故または脅威と保護措置の実施を一方とし，認定された障害を他方とする２つの客観的事実の間では，メディアや情報操作を行うグループなどによる「風説」，虚報により示唆または引き起こされる不安が，これらの人々の脳裡をかすめ，精神的に作用する。因果関係は十分とは言えないが，訴訟，報道キャンペーン，議会質問などには配慮しなければならない。

すでに述べたとおり，保護措置の実施のきっかけとなる介入水準は，正当化と最適化という考え方に基づいている。したがって，大多数に有益な措置が特定の人々には損害を与えることになりうる。たとえば，非常に効力のあるヨード剤の

投与が，甲状腺障害のある一部の個人にとっては，その障害を悪化させることにもなる[29]。撤退に伴って，交通事故が起こらないとも限らない[30]。このような損害は，もちろん「核燃料」の「放射能特性」が原因ではなく，実際の条文を見ても，これが条約に基づいて補償の対象になるとは考えられない。これに対して，「保護措置」自体が条約に基づいて補償されうる損害になるのであれば，対象になる。この認定に基づき社会保障上の求償請求が行われ，社会保障でカバーされない損害についても，これらの被害者をはじめ車両の保険者が求償訴訟を行うこととなる。

b) 物的，経済的損害

保護措置は，電離放射線の直接的，非偶発的影響の可能性を取り除き，偶発的で不確実な影響の確率を少なくすることにより，起こりうる身体的損害を「物的」な，経済的性質の損害に換える結果をもたらす。身体的損害の潜在可能性が，現実の経済的な「物的」損害に置き換えられ，格言に言う「金の痛手は命取りにはならぬ」ということになる。たとえば撤退の場合に，当局はおそらく電源を切るように指示するだろうから，冷凍庫や冷蔵庫のなかの食品は損害を受ける。家畜，家禽などの損害も考えられる。また除染に伴って住居のなかはもとより，植物の生えた表土（たとえば取入れ前の作物）の除去で損傷や損失が生じる。

しかも隔離によって，この措置の対象となる人々が往来の自由を奪われるほか，家屋以外の財産は一時的に使えなくなる。さらに撤退する避難民は財産を移動することはできないので，おそらく隔離の場合より長期間にわたって使えなくなる。

しかし，なによりも経済活動が中断（たとえば現行の契約の不履行）し，特定の農作物の販売が禁止され，それに転作や費用の掛かる条件での農作業を迫られるため，少なくとも部分的には「財産」の所有または使用ができなくなるという損害が生じると思われる。チェルノブイリ事故後，この場合には適用できない民事責任に関する諸条約とは関係なく欧州各国で損害補償が行われたが，その明細表[31]に多くの実例が見られる。たとえば英国では，畜産業者に対する損害補償として，子羊がＥＥＣからの助成金の給付条件を満たせなくなった事実に対して補償が行われた。ペルザー教授によると，旅行業者が東側諸国への旅行予約の取

消しで顧客を失ったという例もある。ＦＮＳＥＡの出版物（注18参照）によると，わが国の農民の間では，子牛の飼料規制で「母乳で育った子牛」というラベルが通用しなくなり，その結果売値が安くなったと言われている。

この段階で，原子力民事責任に関する現在の議論の基本的な問題の１つが問われる。つまり，パリ条約はどのような物的損害を補償するのかということである(32)。とくにドイツと英国で支持されている通説的な解釈によると，「財産の損害」という用語が縮小解釈され，「純粋な経済的損失」または所有権やそれに準ずる権利を侵害しない損害は，条約に基づく補償対象にならないとされる。その他の権利については，程度の差はあるが，損害をもっと広くとらえる傾向にある。これについては，「原子力損害」を規定するウィーン条約［第Ｉ条１項(k)］が，項目i)で「財産の滅失若しくは損害」に触れた後，項目ii）で「管轄裁判所の法律が定める場合には，その限度において，前記のものから生じる他の滅失または損害」を定めている。この規定は，「精神的または間接的損害や生計手段の欠如のような問題」について，さまざまな各国法制度のあいだの格差を十分に考慮して採用されている。条約の起草者はもとより，「この問題についての統一的な国際規則の制定は必要もないし，可能でもないと思われる」と認識していた(33)。

パリ始審裁判所はどのような選択をするか。国際公序に係わる問題は別として，フランスの裁判官には国際協定の内容を解釈する権利がある(34)。パリ条約の適用に関する判例がなければ，個人的見解に基づかざるをえずで，これに備えてフランスの裁判官は条約に列挙される項目を参考にし，また軽罪責任または準軽罪責任に関する広範な民法の学説・判例に基づく概念である原状回復（restitutio in integrum）を優先させることになると思われる。学説としてまとめられている通り，補償対象の損害を「法的に保護された利益の侵害」(35)とする考え方である。

したがって，現存の財産の損失，損傷または価格の下落から生じる損害が原則として補償対象になり，財物の使用価値の損失と市場価値の低下を先験的に区別する理由はない。「もうけ損ない（予定利益が実現しなかった分の損失），あるいは一定の費用の捻出または予定以上に高価な条件での契約を行わざるをえない

事情，あるいは経済的価値を伴う権利を享有できない状態... なども損害と考えられ ... 民事上の賠償請求訴訟を起こす根拠になりうる」（Genev. Viney）。

環境被害を補償の対象となる損害の概念に含めると，比較的最近の概念で，また漠然としたものであることから，条約の締結時には予想されなかった問題が生じる。復旧措置の費用が事業者の負担になる場合は，「海水汚染」（たとえばセシウム137 の影響）後の海岸清掃の例にならって，この種の損害は大部分賠償される。しかし，この損害を「万民共有物（res communis omnium ）」の侵害とする見方は，N・ペルザーの考え方（に加えて財産の損害という概念を組み合わせたもの）のようだが，果してこの考え方があらゆる場合に通用するだろうか。水を共有物（res communis）と性格づける立場は留保したほうが賢明であろう。

少なくともフランスの法律では，清潔な水資源の管理に伴う水利制限のため，そして減産または価値の低下のため生じる減収，水の再処理や泥土の浄化のために高くなる水道業者の費用などは，補償対象の損害になると思われる。ほかに美観の点，自然保護の点，それにわが国ではたいていの場合，新石器時代から何世代にもわたって農民が手入れしてきた耕作地の点からとらえられる風景があり，これが真の「共有物（res communis）」になる。しかし，家屋の市場価値の低下のほか，通常辺境の森林地帯を管理する団体が，放射線防護を理由とする立入禁止に対して主張する損害なども，補償対象の損害になると考えられる。

c） 因果関係

われわれの研究では，損害の因果関係の問題は深刻であり，さまざまな形で現れる。偶発的な身体的損害の因果関係，補償対象となる保護措置の因果関係はいずれも性格上妥当なもので，ここでは次の点に言及する以外は検討を行わない。事実としての事故には，その影響が減衰し，とりわけほかの事実の影響と干渉現象を起こすことはあっても，理論的には無限の影響がある。法律上は，後に続く損害の因果連鎖をどこかで断ち切らざるをえない。法律によっては，たとえば損害の概念を縮小解釈する場合は短く切ってしまうものもあり，ほかにもフランスの法律では，われわれの見るところ，因果連鎖の行方をかなり遠くまで追うが，これも損害の直接，間接を区別することによって結局断ち切ることになる。この

区別により法律を適用しても，基本的には詭弁の域を出ない。しかし，セシウム137 に汚染された牛乳でつくったチーズの長期貯蔵費は，直接損害に相当すると思われる。これに対して，ＥＣの要求やＦＡＯのCodex Alimentariusに従って国内，国際市場で食料品の売り上げが減れば，これは顧客の根拠のない不安やさらには競争相手の中傷によるものなので，間接損害に該当する。

d)　保護措置または予防

ＮＥＡの政府専門家グループは，保護措置費用を補償対象の損害の定義に明確に含めるうえで，このような措置には妥当な性格がなければならないこと，またパリ条約第３条(a) 末尾の解釈により，事故が現実に起こったという要件が備わっていなければならないことを主張した。

一方，原子力損害責任に関する常設委員会は，ウィーン条約の改正案に次の規定を含めることを検討した。

「予防措置」とは原子力事故の発生後，損害の予防または極小化のために行為者の如何を問わずとられる妥当なすべての措置をいう…。

現実の事故後に採用された措置と重大な，差し迫った脅威の場合に採用される措置に区別を設けることの現実的な意義については，私はすでに疑念を表明したが，現行の条文がこの区別を採用していることを尊重しないわけではない。

「損害の極小化」というのは，当該措置にＩＣＲＰ文書40で言う「初期」および「中期」の段階で採用される措置（フランスの特別介入計画（ＰＰＩ）の実施に相当）ばかりでなく，フランスではそれに続く事故後処理計画（ＰＰＡ）に相当する「復旧」段階の措置も含むように解釈できる。われわれの解釈が正確であるとして，「中期」からとくに「復旧」段階にかけて予想される費用を考慮すると，この用語をもっと適確なものにすべきだろう。

しかし基本的な要求は，当然のことながら，措置の性格が合理的なものでなければならないことである。個人がみずから措置をとる場合（関係当局の指示または勧告以外のイニシアティブに伴う費用の補塡）は，補償がなされるが，同時にパニックが問題になる。ＴＭＩやチェルノブイリの事故後の事態がよい例である。この場合，自発的にホテルに避難したり，衣服が汚染された時は，着ているもの

を全部取り替えなければならない！当局が措置をとる場合は，合理的な判断をなしうる人物のとる行為という推定に立つべきだろう[36]。しかし，誤りのないものはいない。フランスには，救助活動の際におかす過失について，地方自治体または国家の責任に関する判例があって，行政裁判所が，活動中にとられた措置か否か（設備の防災作業，火災の鎮火後の検証など）によって，このような過失の重大性を判断する。復旧措置の費用が事業者の負担である場合は，必要に応じて事業者が正当な理由の如何を検討する！

6．民法または商法上の特殊な問題：借入金の弁済

経済的損害の特殊な側面として，復旧が大幅に遅れる場合，現行の契約の不履行，正常な農業生産の継続不能などが生じる。しかし，このために企業経営者，職人，農民などはそれぞれの専門活動に伴う利益を奪われ，事故以前にその活動への着手またはその継続のために確保した借入金を返済できなくなるものも現れる。個人的にも負債を抱えている場合が多い（住居，車，家庭用品など）。

フランスでは，個人及び家族の過大な負債に伴う争議の防止及び規制に関する1989年12月31日の法律 89-1010号に基づき，非職業的負債の返済の延期措置をとることができると思われる。職業的性格の負債に関して返済の延期措置をとる可能性があるかどうかについては，いっそう立ち入った調査をしなければならない。そのような可能性がない場合，あるいは不適当な場合（たとえば破産）には，議会で，世界大戦の際のように一般的支払延期法の採決を検討しなければならないだろう。

7．原子力民事責任法と原子力法のほかの分野との関連

a）一般

参考のため，原子力安全規定と核物質の運搬規則を振り返ってみよう。後者については，ＩＡＥＡの放射性物質の運搬規則に基づいて，運搬手段の間でも各国の間でも調整が進んでいる[37]。しかし，敷地外あるいは「梱包」の外に影響が及ぶような事故が発生した場合には，規定の措置の採用を誤ることも考えられる。

また，すでに述べたように，施設または運搬手段のなかにある原子力物質，原子力物質を管理する国内システムまたは国際システム（安全管理，保証）に保有されている原子力物質の在庫量データが，採用する保護措置の決定に際し重要な要素になる。

ほかに特殊な問題として次のような場合がある。

復旧作業の際には，表土のすき取り，その土壌の埋め戻し、および／またはセシウム137 の沈澱物に影響された植生の除去などが必要になる。バイオマスを1 kg/m2 と推定すると，気密建造物などへの貯蔵量は急速に増えるわけで，要するに放射性物質を貯蔵する際に，手間のかかる規定の許認可手続を遵守することはできない。国家が緊急の権限を発動して，放射性廃棄物の貯蔵をはじめ，必要な土地の収用に関する現行の許認可規則を適用除外できるようにすべきである。

b)　ＩＮＢの許認可制度と事業者の確認

パリ条約はウィーン条約と同様に原子力施設の事業者に責任を集中し，事業者の指定，承認の処置を主務官庁に委せている。

両条約の適用範囲にある原子力施設に関しては，両条約の[38]締約国38が，許認可と監視の制度を確立している。したがって，そのような施設で起こる原子力事故の被害者による確認は，ほとんどの場合問題を引き起こすことはない。問題になるとすれば，原子力事故が通常の事故または条約に規定のない電離放射線の排出と重なって損害が起こる場合には，事故や責任者の認定があいまいな点であり（ パリ条約第３条(b) ），これは事業者が複数の場合の責任についても同じである（ パリ条約第５条(d) ）。事故の際の連絡情報が不十分な場合には，国家機関をはじめ，ブリュッセル補足条約に係わる国家であれば，その条約で指定する施設のリストを管理するベルギー政府またはＮＥＡ事務局が，そのような情報を提供できる。この確認は，運搬の場合にはもっと微妙になる。一般に，原子力船運航者の責任には多くの例外がある（パリ条約第４条，第５条，同条約解説書第33号の末尾，ウィーン条約第２条）。しかし，両条約とも証明書に関する規定を置き，運送業者が少なくとも国際運搬の際には証明書を携行することになっており，これが大半の場合に実務的な確認手段となる。国家機関はこの証明書の携行

を義務づけるか，あるいは国内輸送の場合には，運送業者（またウィーン条約の場合には放射性廃棄物の取扱業者）を原子力業者とみなすことを許可する場合のように，同じ効果のある確認措置を設けなければならない。

c） 放射線防護，とりわけ公衆保護のための介入水準

ここでは3つの側面を考慮しなければならない。

i） 施設の要員ならびに復旧作業の実施のため採用した要員の状況

このような作業員の放射線防護は，作業員保護に関する規則で規定される。フランスでは，この種の規則[39]が1976年6月1日のＥＣ理事会の指令（基本規則）を適用するうえで定められている[40]。

適用できる規則は，原子力施設の作業員，そのような施設以外で採用された民間作業員，国防省関係の要員などによって異なる。このような違いは，基本的には放射線防護の体制に係わってくる。

このような規則は，事前の合議に基づいてあるいは緊急に，年間の限度を超え，後に本来の限度に戻るような例外的な被曝が起こる場合を予想している。しかし，このような規則の趣旨に沿ってあらかじめ検証される医学的適性の条件のほか，ＣＨＳＣＴ[41]または要員代表による連絡手順から，問題が生じるおそれがある。ただ，後者の手順は緊急の場合は単純化される。このような仮説では，たとえば緊急の際の被曝限量の上限の設定など産業医の果たすべき使命がとくに重要になる。このような規則は，あらかじめ指定された企業の異常事態に適用するために作成されたもので，労使間の協議機関があり，産業医が置かれ，作業員はあらかじめ医学的適性を検証されており，このような任務のために養成されたものであることに変わりはない。国家はすでに事故状況に対処するため，このような企業と契約を結んでいる。しかし，復旧措置にはもっと多くの人員が必要になると思われ，初めは無資格でも，医学的適性を検証するとともに，放射線防護の有資格者を中心に組織化して行くことが望まれる。要するに，規則の文面はともかく，その精神，基本原則が尊重されるようにしなければならない。それでも，規則で要求される自発性と，少なくとも原則的には強制の要素をもつ徴発との矛盾から，問題が生じることもある。

ii）一般住民の状況

ユーラトムの基本規則には，「作業上の住民保護という基本原則」が含まれ，これに従って，住民の保健管理のため，事故の場合に受ける線量を算定し，「公衆」向けの制限値を超える線量を受けるおそれのある住民グループに対して，各加盟国が介入水準，必要な措置，監視方法を規定する。フランスでは，電離放射線防護の一般原則に関する1966年６月20日の政令66-450号（1988年４月18日の政令88-521号により改正）によりこれが適用される[42]。

iii)介入水準

チェルノブイリ事故の発生時には，ＩＣＲＰをはじめＩＡＥＡなどの国際機関[43]の専門家のあいだでは，緊急措置構想の概要について意見が一致していただけだった。この概要は再検討を経て確認されたもので，ＩＣＲＰは文書60号により，次に２つの原則を介入の基本とすることを勧告している[44]。

－　介入を考える場合は悪影響より好影響のほうが多くなることを重視すべきで，たとえば線量の低減に伴う「損失」の低減を十分に図り，社会的なものを含め，介入に伴う損害と費用が正当化されるものでなければならない。

－　介入の形式，規模，期間は，線量低減化の正味の利益が極大化されるように最適化されなければならない。

このようにして，正当化と最適化という放射線防護の「従来」からの原則（文書26）が，放射線源に当てはまらなくなる状況への対応が図られると言えよう。しかし，正常な状況と違って，線量限度は適用できない。これに対して，ＩＣＲＰは介入措置を決定する指針として，介入水準の確立を提案するとともに，短期，中期の措置については同委員会の1984年の文書40[45]を振り返り，問題全体を対象にした新しい文書の作成を求めている。

介入水準（参考としての意味）というのは「特定の期間における個人の予測線量値を表す線量値であって，これを超えると当該の防護措置対策を展開する必要があるというしきい値の確定に役立つ」ものである[46]。文書40では，主要な対策（隔離，撤退など）のいずれにも二重の介入水準が奨励されている。下限として，これ以下では対策の採用が正当化されないと思われる水準と，上限として，これを超えればその採用が「ほぼ確実」になるという水準である。これら二つの量水準の間では，対策の採用は随意となる。このような各水準における線量の評価を容易にするため，さまざまな媒体で測定できる濃度または総合放射能に基づき，またヨード131，セシウム137などの放射性元素が人間に伝わる経路における仮説に基づいて，「誘導介入水準」を設定することが望まれる[47]。

このように条件を設定すれば，火災や気象条件の変化で，排出された放射性元素が数日間滞留し，遠方まで多方面にわたって散乱する場合，勧告された方法に基づいて状況の評価に幅を持たせることで，影響を受ける多数の国で採用する措置や勧告がかなり違っていても，これに対応できるわけである。ちなみに，最近計量単位が変わったが，これは実際には新旧の単位が併用されているためで[48]，世論による問題の理解を促すものにならなかった。このような違いの理由をはじめ一般に，いわゆるリスクの「相対論的」な概念の採用が理解されておらず，有か無かどちらかに決めてしまう考え方にとらわれ，介入水準と線量限度が混同され，線量限度が危険であるか否かの境界線と混同されている。

1986年以来[49]，上記の方法論上の方針を守りながら，長距離，長期間に及ぶ事故の影響を重視するとともに，事故の影響評価と誘導介入水準の確立において使用される方法と仮説の間にある不当な不均衡を少なくしようという偉大な努力

がなされている。このためには，もとより，各種の土壌のなかでセシウム137などの放射性元素が移動すること，またそれが植物や動物製品を通じて人体に摂取されることについて，もっと研究を進めなければならない。

食料品の国際貿易のためには単純で統一的な，適用しやすい規則を設け，事故を口実にしてこのような取引に障害を設けることを回避する必要がある。チェルノブイリ事故の際このような基準が十分に用意されていなかったため，同一の食品についても国によって線量限度が異なり，限度の設定の際にも，公衆の放射線防護との関連が明確でないことが多かった。その後ＥＣにより，一方でＦＡＯとＯＭＳにより，他方で Codex Alimentarius への補遺の形で調整が進展した。不幸にして，ＥＣ規則とCodex Alimentariusの一部の数値が異なっている(50)。たとえば，ＥＣ規則737/90号では，セシウム137の累積最大放射能が牛乳，乳製品以外の製品ではキロ当たり600Bqを超えてはならないとされているが，Codex ではこれが1,000Bqとなっている。

保護措置を事業者の負担とする提案には，その措置が「合理的」性格を有するという条件が求められている。上述した原則と方法に従って採用する措置は，法的に「合理性」を推定できるものにすべきか。しかし，これでは制度的に評価に幅を持たせるという意思決定の機会の議論が禁じられることになる。それほど厳密でない推定（フランスの用語によると「人間の行為を原因として」）だけにとどめ，専門家の意見による決定の理由についての関係国からの説明で解釈されるような，管轄裁判所の寛大で好意的な判断で満足すべきか。

しかし，同じ性質の損害（たとえば牛乳の消費禁止）に対しても，制度に従って採用する措置が国によって異なることになる。このため第二の問題として，どのように無差別の原則を適用するかということになる。「国内法」の適用では，管轄裁判所は国籍，住所，居所による差別をいっさいしない。しかし，この制度では，外国でいくらか異なる措置が適用されてもこの事実を認めないため，これが外国人申請者にとって有利であったり不利であったりする。

もう１つの対策として，申請者それぞれの本国法を適用することも考えられる。このほうが介入制度の精神に沿っている。国際公法上の傾向では，国際裁判所管

轄の存否を決定する規則によって指定される裁判所は，自国の実質法ではなく，各国それぞれの抵触法によって指定される実質法（準拠法）を適用する。しかし，これはパリ条約第14条の(b)の言う推触規定と無差別の適用の原則の双方に違背するおそれがある。問題の理論上の重要性を無視するわけではないが，われわれの見るところ，実際にはこの相違はＥＣ規則とCodex Alimentariusの内容が異なる結果から生じると思われる。このような相違は，パリ条約の解説書第39号で暗に認める損害の概念の解釈の違いに基づくものに比べれば，ごく副次的なものと思われる。

B.　原子力民事責任に関する条約のいくつかの適用問題について

われわれの事故の仮説を振り返ってみよう。

1．動力炉内の事故

あるウィーン条約（ＣＶ）締約国の領域内に，ひょうの斑紋のようになったセシウム137の沈澱物が認められる。事故の発生地点は，あるパリ条約（Ｏ）締約国のなかにある。雨の影響で，その移動に連れて，損害を及ぼすほど大量のセシウム137が当該ＣＶ締約国に沈澱する。

パリ条約は現行の条文ではこのＣＶ締約国の領域内での損害に適用されず（パリ条約第２条），Ｏ締約国の国内法に別段の規定があればこの限りではないが，これも今のところない。またＣＶ締約国が認める「事業者」もいない（ウィーン条約第１条および第２条）。したがって，関係諸国（ＯおよびＣＶ）の国際私法分野に解決策を求めなければならないが，これには次のC.で述べるような支障があり，必ずしも事実と一致しているわけではないが，たとえこれに関連して国際裁判管轄，外国判決執行に関する条約があって，裁判管轄または準拠法に関する特定の問題が規律されても状況は変わらない。

この観点からすれば，ウィーン条約とパリ条約の適用に関する1988年のジョイント・プロトコル[51]を発行させることによる利益は明白である。しかし，このプロトコルはブリュッセル補足条約の適用に関しては効力がなく，この条約の締約国の領域内での被害者はプロトコルの恩恵に浴さない。

2．UF_6のコンテナー火災

われわれの見るところ，保健衛生上最大の問題となる運搬事故は，火災で六フッ化物が蒸発し，これが化学反応によりフッ素酸という気体で，毒性の高い化学化合物に変化する場合である。ウランについては，重金属の性質からくる化学的影響によって危険が高まる。

しかし，ウランがフッ素と結合すると天然ウランか，あるいは発電所の燃料とする程度に濃縮したウランになるが，これは注目されるほど放射能の問題にならない。

このような蒸気を吸入するおそれのある乗務員や住民の危険は，すべて化学的な危険である。作業によってこの危険を十分に減少させるまでの期間は，パリ，ウィーン両条約に照らしてどのような状況にあるといえるか。

パリ条約については「核物質」の定義を参照することになるが，この場合は運搬に係わる問題で，すなわちパリ条約第1条(a)(v)および第4条に基づく「天然ウランおよび放射性生成物または廃棄物を除く核燃料」に係わることになる。しかし，天然ウランの問題でもある。

ウィーン条約（第1条1項(h)(i)）については，「核物質」という用語でこれも天然ウランを除外しているが，反対推論によって理由を示し，天然ウランは実際には「原子炉の外では核分裂の連鎖反応でエネルギーを発生する」ことはできないと述べている（パリ条約の解説書10号も合わせて参照）。このウランは，その採取（濃縮，フッ化物への転換）以後の作業により，古来より地中の鉱脈にあった状態以上に放射性が強められたわけではないので，「放射性生成物」と見ることはできない。

1971年12月17日にブリュッセルで調印された核物質の海上運送における民事責任に関する条約[52]も，運搬業者の責任について，パリ，ウィーンのいずれかの条約，または該当する国内法に基づいて原子力事業者の責任が追求されない限りこれを免除できないとしており，仮説に当てはまらないため，その適用は不可能である。

どうすればよいか。

これらの条約のなかに天然ウランの化学的説明を入れることである。このためには条文自体を改正しなければならないであろう。パリ条約の場合は，これは第１条(a)(iii)にすでに記載されているものとは「別の核分裂性物質」ではなく，条約がＮＥＡ指導委員会に対して，このリストを修正する権限を与えていないわ

これは条約で設立された制度のメリットを表しているが，しかし経済的観点を無視して特例的な枠組を設けることをせず，その結果特定の放射能リスクを排除し，核分裂の反応に伴う放射能特性に（「同時に」）関連しない限り，「別の危険な特性」のリスクを考慮しないということになる。ただし，化学的リスクを減らす技術的解決法が，想定され得る条文の改正が実施される前に現れないとも限らない。

現状のままにしておくことは，採用する運搬手段に伴う責任を規律する法，すなわち誤りがなければ，ブリュッセル条約（1924年８月25日調印）と1910年９月23日の修正条約に従って問題を解決することになる。さらに，人間の活動または自然界の力によって危険を生じるものは原子力だけではなく，また，これが必ずしも最も重大なものでもないという意識が世論になることを遺憾としなければならないのか。

これに対して，再処理工場から出るUF_6を運搬する場合は，われわれの意見では，その運搬は条約の適用範囲に含まれる。このウランは，燃料サイクルのあらゆる段階，とくに濃縮，原子炉装荷，再処理などの後に回収されたもので，「放射性生成物」の定義に該当する。リスクは基本的には化学的性質のものである。ウランのU-235の含有率は正確には0.7％を超えず（多少の違いはあるが），微量の超ウラン元素を含むこともあるが，放射能の強さは天然ウランの場合とあまり変わらない。

３．プルトニウム空輸中の事故

梱包は，最も重大な陸上または海上事故の際の力学上および熱物理学上の衝撃にも抵抗できるように設計され，プルトニウムを運ぶ輸送機の墜落の際にも十分耐え得ると想定する。技術的な対策が実施されるまでの間に，墜落地点の周辺に

局地的な汚染が発生することが考えられる。大きな問題は救助手段（自動機械装置，有資格要員）の運搬で，その種の設備のない国の遠隔地では特に難しい。そこで生じる可能性のある責任問題を検討してみよう。

墜落地点が，公海上の場合，放射能の半減期の長い元素による環境被害が間違いなく問題になるが，要点は誰が，どれだけ補償するかである。相当な資金がないと回収できる可能性はほとんどなく，保健衛生の観点からそれを行う価値があるであろうか。それに登録船舶への影響がパリ条約やウィーン条約の締約国の領域に及ぶ可能性は，墜落による影響より少ないであろう。パリ条約に対する1971年４月22日のＮＥＡ指導委員会の勧告，ウィーン条約に対するＩＡＥＡの民事責任に関する常設委員会の解釈によると，このような船舶の被害は両条約の適用範囲に含まれるとしている。損害賠償の対象となるのはおそらく海難や船舶の損失であり，災害の真の決定因となる「危険な特性」，すなわち衝撃で放出される動力学的エネルギーにより生じたものである。しかし，上記の２の場合と違って，この特性は汚染に係わるものといえよう（ただし，運搬物自体から生じる動力学的エネルギーは，災害の総エネルギーのごく小部分に過ぎない）。

墜落地点がウィーン条約締約国の領域内であって，発送元または名宛先の関係原子力事業者のいずれもこの国に存さない場合は，通過の問題が起こる。しかし，パリ条約と違って，ウィーン条約にはこの点についての規定がない。上空通過許可のために，条約によって要求されるものと同様な財政保証を含む責任を負うことが条件とされ，これらの事業者の一の署名がある場合を除き，問題の解決は妥当な運送条約（ワルシャワ条約）に基づいて追求することになる。原子力事業者への責任集中に代えて運搬業者の責任を追求する「原子力」条項は，空中の場合は，責任を負うべき原子力事業者がいないのだから，これを主張することはできないと思われる(53)。在留邦人（ＣＰ締約国国民）が事故の被害者になる可能性は少ないが，この場合には，賠償を支払った運搬業者がパリ条約第６条に定める代位により，支払った金額の範囲内でその被害者の権利を取得することになる。

このような状況は満足のいくものではなく，このためウィーン条約締約国にとっては，1988年のショイント・プロトコルの適用に利点が見出せる。事実，同プ

ロトコル第３条３項では「施設の外で起こる原子力事故で輸送中の核物質に危険がある場合は，適用可能な条約は，パリ条約第４条(a)および(b)に基づき，責任ある事業者の原子力施設が存在する国が加盟する条約になる」。

パリ条約締約国にある施設からの運搬の場合は，責任のある事業者は原則として発送元の施設の事業者であるから，ウィーン条約締約国の領域内における被害者はパリ条約の規定の恩恵に浴することになる(54)。

墜落地点がいずれの条約にも加盟しない国の領域内である場合は，上記の空輸に関する条約の適用の先例に立ち戻り，さらに必要があれば，その国の国際私法を適用することになる。特別のケースとして，このようなプルトニウムの返送の名宛先が日本である場合がある。日本の1961年６月17日の原子力損害の賠償に関する法律第147号(55)の改正版は，日本の核燃料を外国で再処理した後，これに伴うプルトニウムを持ち帰る運搬機が同国の上空を飛行し着陸することに関するわれわれの仮説を見落としているように思える。しかし，日本の法律家の見解をよく検討すれば，外国の原子力船の日本の領域への立ち入りに関するこの法律の規定が類推適用され得るものと考えられる。この場合，損害賠償措置に関する取り決めを結び，主務官庁の承認を受けるのは名宛先の原子力事業者の義務であり，また（これはこの法律の範囲外ではあるが）責任の移転についての発送元の事業者との協議の問題もある。この責任の移転は，パリ条約第４条(a)(iv)の規定の通り，日本の領域への立ち入り以前に行われるべきで，荷卸しの段階であってはならない。

C.　原子力民事責任条約が適用されない場合の国際私法の問題

われわれは仮説ＡおよびＣで，Ｏ締約国の領域内で起こった原子力事故が，たとえば放射能雲の通過の際に不幸にして雨が降ったため被害を広げ，原子力民事責任に関するいずれの条約も批准していないＮＣ国の領域内にセシウム137の「斑紋」を残す結果になると想定した。在留邦人またはこの国の住民が被害を受け，損害賠償を求める。この場合解決しなければならない最初の問題は，裁判管轄の問題である。

Ｏ締約国とＮＣ国がＥＣ加盟国である場合は，民法および商法分野における裁

判管轄と判決の執行について1968年９月27日にブリュッセルで調印された条約に両国は拘束される[56]。この条約（第５条３項および４項）によると，「締約国の領域を住所地とする被告人は，他の締約国において，軽罪または準軽罪を構成する（事実のため），損害の事実が発生する地の裁判所に召喚でき」，さらに附帯私訴のある場合は，刑事裁判所に召喚できる。さらに，損害の事実が直接訴権の対象となる地の訴訟法により，保険事業者もこの裁判所に召喚できる（第９条および10条）。また，被告人の原因行為の直接の効果ではないが，損害の発生が２つの締約国の国境にまたがり，原因となる事故の発生地から離れた場所に及ぶ場合は，輸送中の塩化廃棄物の例ではＥＣ裁判所が1976年11月30日に下したG. J. Bier BV c/Mines de Potasse d'Alsace事件の判決[57]で，原告人の選択により，被告人をこれらのいずれかの地の裁判所に召喚できるとの判断を示している。ＮＣ国において原告人が複数いる場合は，異なる裁判所の選択を排除できず，恐らく発生事故が起こった裁判管区の裁判所は一つに限定できても，損害の発生地でも事態は同じというわけには行かない。たとえば，ＮＣ国の複数の裁判所の管区に「斑紋」が認められたと仮定しよう。適用例として，フランスとルクセンブルクとの国境にまたがる事故の場合が考えられる。両国の間では，占有物による加害行為責任に関する民法第1384条第１節の解釈が同じであり，同様に保険事業者に対する直接訴権も認められる。しかし，おなじ損害条項が認められるのかどうかは，詳細に検討する必要がある。このほか，このようなさまざまの裁判所の間では，損害の評価の違いも排除できない。1958年10月30日のフランスの法律が適用されなければ，軽罪裁判所への附帯私訴の道も排除できない。これに対して，民法第1384条で「管財人」への一定の責任集中が規定されているので，原子力事業者への出資は相対的に被害者の訴訟を免れると思われる。現行法が，たとえば仮説としてドイツ法とルクセンブルク法の間にもっと違いがあるとすれば，上述のＥＣ裁判所判決21/76号で認められる「フォーラム・ショッピング」の誘惑が高まり，おそらくＥＣ裁判所の裁判官たちがもっと毅然たる態度をとらなかったこと（法廷地漁り）を後悔することになる。最近の判例で，この点についての遺憾の意の表明が図られているようである[58]。

この条約の原則は，スイス連邦，オーストリア，スウェーデンなどを含む欧州自由貿易連合（ＥＦＴＡ）の加盟国にも適用されているが，これはルガノ条約（1988年９月16日調印）で実現した[59]。この条約は，思い違いがなければまだ発効していないが，軽罪または準軽罪問題では，1968年のブリュッセル条約と同じ規定を採用している。ブリュッセル条約は，ＥＣ裁判所の解釈によるとルガノ条約の締約国を拘束しないが，第２号議定書で，これらの国はできるだけ統一的な解釈をしようという意図を表明しており，この目的のため情報交換制度をつくり，ＥＣ裁判所の初期が中心となって運営し，また意見交換を進めるための常設委員会を置いている。選挙による併合方式は独仏両国の場合を起源とするもので，1976年にＥＣ裁判所が採用したが，これは，少なくとも明白に支障が現れないかぎり，ルガノ条約の解釈にも採用されるものと考えられる。

この条約が発効すれば，フランス・スイス，フランス・オーストリアなど多くの二国間協定に取って代わることになる。ＥＥＣ，ＥＦＴＡのいずれにも加わらない欧州諸国の国際私法の状況を検討しなければならないが，これらの国は，もとよりルガノ条約に加盟することができる（第62条参照）。アジア諸国については，道垣内教授（東大）[60]が「国際的訴訟競合」も起こり得ることを示している。実質法は基本的に無限責任を前提とするが，過失の場合，必ずしも事業者のみに賠償責任が課されるだけでは済まないので道垣内氏は外国の判決の承認および執行に関する法規の有効性に疑いをはさんでいる。

上記の二条約は，特定の分野において，裁判管轄，判決の承認または執行を規定する条約には影響を与えない（たとえばルガノ条約第57条１項）。このため，パリ条約またはウィーン条約の適用を通じ先例が発展し明確化され，裁判管轄と準拠法の競合問題の解決が有利になるわけである。

これらの規定が，パリ条約またはウィーン条約の加盟国とそのような条約を批准していない国とのあいだで，原子力民事責任に関する二国間協定の締結を阻害することもない。たとえば，1986年10月22日にドイツ連邦共和国とスイスが締結した原子力民事責任分野における協定は，損害の原因となる事象が発生した国の裁判所に管轄権を与え，法廷地法の適用を宣言している。フランスとルクセンブ

ルクにも協定の計画があり，日の目は見ていないが，これはフランスで事故が発生した場合，フランス政府が，事業者の保険であらかじめ規定される給付を補完することをルクセンブルクに保証するものだった。

パリ条約と1968年９月27日のブリュッセル条約の規定の不一致が，管轄裁判所（パリ条約第13条の(a)）の指定をめぐって起こるおそれがあるが，その場合は，パリ条約が特別法として優先されることになる。しかし，ブリュッセル条約（さらに，後にはルガノ条約）によってさらに詳細に規定された点，たとえば判決の執行に関するものについては，パリ条約の規定を補完する必要があるが，その参考になるのは1978年の条約で，これはパリ条約第13条(d)にいうところの「関係締約国の要求する要件」を今後構成していくものと思われる。

D.　原子力民事責任に関する保証金の適用がない場合にこれに代わる契約

原子力事業に関する資材，技術，燃料を輸出し，供給する業者は，原子力民事責任に関するいずれの条約にも調印せず，また同等の法律を制定していない国を取引先とすることが多い。しかも，原子力事業者への責任集中がこれらの条約の主要な経済原則の１つであるから，そのような国がその利益を受けることもわかっている(61)。リスクを引き受ける場合，少なくともわれわれ西側の考え方では，リスクが現実のものとなった際，その賠償額が公正に評価されないかも知れないという懸念と，輸出の願望との間で，輸出業者は取引相手国との間で契約による解決策を追求せざるをえず，できれば取引相手国の行政当局の約束，あるいは少なくともその全面的な了解を求めなければならなかった。場合によっては，行政当局が問題を認識することにより，これらの国がとくに責任集中に基づく法律を公布するに至ったケースもある（たとえば中華人民共和国あるいはユーゴスラビア）。

契約による解決策の例としては次のようなものが考えられる。

慣例どおり，原子力発電所の建設業者は最初の炉心への燃料供給を行う。この燃料の運搬は，国内の運送業者が行うというのが取引先国の要望である。運送業者は原子力事故に備え，無限の保証がない限り運搬できないとしてこれを拒否する。解決は聖書風に単純明解である！燃料の製造業者が，運送中の原子力民事責

任について，取引先国の領海に至るまでその国内法で定められる責任金額のうち，取引先国の了解に達するまでの額を保証する。取引先国が領海から発電所の敷地までの間を引き受けることになる。原子力事故の損害が，運送業者自身を含め第三者に及ぶ場合は，発電所への燃料供給業者が，その総額を運送業者に保証することになる。取引先国がこの契約を再保証する。これで発電所への供給業者が，運送業者に賠償保証書を送ることができる。

これについては，核燃料の海上運搬は実際に行われること，したがって，紛失または船上からの投げ荷（パリ条約第８条(b)およびウィーン条約第６条の２項参照）という仮説は単なる仮説ではないことを指摘しておこう。これは，この紛失または投げ荷が浅い海域，たとえば目的港への接近水路で起こる場合は，当局からの捜索および引き揚げ命令という形で現れる。このような起こり得る可能性のある経費の支払いについては，特別の保険契約をしておくのが賢明である。

契約は，権利はもとより，条約，法律，規則の基礎または内容となるものだが，条約などとは違って，一般に取引上の秘密に被われている。われわれとしては契約をその場しのぎの手段と考えがちであるが，共通の利益のためにはこれらの解決策がもたらす経験を交換し，法的保障を評価すべきではなかろうか。

結　論

本論の初めに私はより精巧な包括的シミュレーションを実現したいと述べたが，このためには，地理学的，とくに気象学的観点からもっと正確な仮説に基づく共同研究が必要である。したがって，民事責任，原子力保険の専門家が国内的および国際的な民間防護の実務に参加し，これをさらに損害の算定にまで進める必要がある。

フランスでの研究によれば，この費用は，施設の設置場所が農村地帯か市街地かにより，また次のような問題が明確になるかどうかによって大きく異なる。「保護措置」を「原子力損害」の概念に含めることができると考えれば，私の意見では，このような「保護措置」が何を含むのかを明確にする必要がある。ＩＣＲＰの言う「初期」および「中期」の段階での行政当局による措置，すなわちフ

ランスでのＰＰＩの実施に相当するものの採用または命令だけでよいのか。それとも，この概念には，フランスの将来のＰＰＡに相当する復旧措置も含まれるのか。私はさらに次の３点を疑問とする。一方では，「汚染者」が費用を価格に転嫁させるのは当然と思うし，納税義務者の負担を消費者に転嫁することの最終的な影響が十分に配慮されているかどうかを問いたい。他方では，これに関連して，「原子力」がほかの活動を規制するための「モデル」となったとすれば，技術革新が進むにつれて，原子力のリスクは本質的に異なり，人間が生み出すほかのリスクより重大であるという考えが強まる一方ではないかと懸念される。引っ張りすぎると網は切れてしまう！それでは，危険の迫った人々に救済措置をとり，あらゆる手段をこれに充当することによって，その存在理由である使命の１つを果たし続けるという国家の伝統をないがしろにしなければならないのだろうか。

したがって私としては，このように復旧措置を保証措置に包括することを強制的な形にせず，むしろ国家が事業者，その保険事業者，最も関係があると思われる住民の代表などと，誰が何をするか，誰が何を負担するか，どの法的手段を取るかなどについて協議するきっかけとすべきであると考える。これは，第一段階の負担をする国家（たとえば，復旧のため契約または徴発により負担を負わせた企業に対する支払い金額）が，次の段階で事業者の保険事業者に対して全面的にせよ，部分的にせよ，総合的な償還を要求することを否定しない。

各国の法律をどの程度まで，どういう形で調整すべきかという同じ問題が，おそらく重大な問題となる「財産の損害」の概念についても生じてくる。周知のとおり，このために，反致される各国に従って，その適用範囲についてさまざまな解釈がなされている。

パリ，ウィーン両条約の起草者はこのような各国国内法の相違を十分心得ていたが，もっと突き詰めた調整が可能とは見ていなかった。この点については30年が経過した今日，そのような調整が可能であるか，またとくにそれが望ましいだろうか。縮小解釈の支持者が，拡大解釈に同調する可能性は極めて少ないし，その逆もまた同じであると思われる。また私は，少なくとも強制的な形では，そのような調整が望ましいとも思わない。

一部で指摘されているように，この経過のなかで，侵害された正当な利益全体の「現状回復（restitutio in integrum）」が公正な損害賠償の前提となるフランス，ベルギーなどの法律について，独英間（英国の場合は「連合王国」全体が該当するのかどうかわからない）においてのように狭義の概念が採用されるようになったとすれば，普通法との矛盾は社会的に受け入れられないし，条約とは別にその穴埋めをしなければならない。

これとは逆に，ドイツ，英国による広義の概念の採用も，これらの国では普通法との相違になって現れている。英国またはドイツでは，直接的に物権の侵害に基づかない経済的損害は賠償しないという原則が，少なくとも理論的には維持される傾向にあると思われる。しかし，これらの国がチェルノブイリ後，臨時の規定によってこの種の損害を補償したことも事実である。

このような状況では，現状維持は最善の解決策ではないか。この議論を進めると，いずれにせよブリュッセル補足条約の機能が注目されることになる。この条約の締約国は協力の精神で活動し，「法律上」の「財産の損害」という広義の解釈と，実際にはやはり広義ではあるが「衡平および善に基づいた（ex aequo et bono）」補償とが同等であることを法的に確認するべきではないか。

（注）

(1) "Severe accidents in Nuclear Power Plants" - Report by an NEA Group of Experts - NEA, OCDE/OECD, Paris 1986. これには次のような定義がある。
「重大事故」とは設計基準を超えて，構造，資材，システムなどの故障を引き起こし，これらの故障のために通常の手段では炉心冷却を正しく行えなくなるものをいう。重大事故の深刻さは，燃料破損の程度および格納容器の健全性喪失の程度によって決まる。

(2) AIEA/AEN - Echelle Internationale des Evénements Nucléaires - révision 1, mars 1990. この等級の目的は，原子力発電所における注目すべき事象の重要性を，安全性の観点から，一貫した方法で公衆向けに速報できるようにすることにある。これはフランス（1988年4月20日の原子炉の故障および事故の重大性等級，および原子炉以外の原子力施設における故障の摘要書参照）と日本での同様な等級の採用で得られた経験を考慮に入れたものである。

(3) CIPR/ICRP "Protection of the Public in the Event of Major Radiation Accidents", Principles for Planning - Publication 40, Annuals of the ICRP 14(2),Pergamon Press, Oxford 1984.

(4) Bulletin de Droit Nucleaire de l'OCDE/AEN n°38を参照のこと。

(5) Centre d'étude sur l'évaluation de la protection dans le domaine nucléaire (CEPN), J.P. Degrange, l'"Evaluation des risques associés aux accidents de transport maritime de l'UF_6", Rapport n°82, 1984.
F. Rancillac et al., "Evaluation des risques associés au transport d'hexafluorure d'uranium retraité", Rapport n°172, 1990.
また，J. Lombard et al., "Analyse des événements consécutifs à un

accident de transport aérien d'oxyde de plutonium", Rapport n° 135, 1988 を参照のこと。

(6) 特に, Y. Mourès - "L'Organisation nationale française en cas d'urgence radiologique", in IAEA Recovery Operations in the Event of a Nuclear Accident or Radiological Emergency, Vienne 1990, p. 49 et seq.

(7) 救援活動が多くの県境にまたがるときは，首相がこのような活動全体を諸県のうち1県の知事の指揮下に置くことができる(Loi n° 87-565 du 23 juillet 1987 relative à l'organisation de la sécurité civile, à la protection de la forêt contrel'incendie et à la prévention des risques nucléaires, article 4)。

Loi du 22 juillet 1987についてのおもな参照文献：M. Prieur, "La réorganisation dela sécurité civile et la prévention des risques majeurs", Revue française de Droit Administratif, nov./déc., 1987.

(8) Plans d'Organisation des Secours (ORSEC).

(9) ICRP Publication 40, protection of the public in the event of major radiation accident: Principles for planning - Op. cit. B.7によると「安定ヨードは，放射性ヨードへの被曝*以前*または以後できるだけ早く錠剤にしたものを服用することで，明らかに最大の効果が得られる」。

(10)1987年7月22日の法律第87-585号第2条に従って，出版手段または普及手段の保有者に課される義務（重大な脅威または事故もしくは災害の発生をどのような場合にも住民に通報すること）が，1990年5月11日の政令第90-394号の全国警戒コードに明記された。ほかに参照文献として，重大リスクを知る権利の行使に関する1990年10月11日の政令第90-918号，重大な技術リスクまたは自然リスクの予防

情報に関する1991年５月10日の通達第91-43号（官報には記載されていない）。適用可能な健康保護措置，放射線緊急事態にとるべき行動を住民に通報することに関する1989年11月27日のＥＣ理事会指令第89/618号に基づくすべての措置 － JOCE L 357 du 7 décembre 1989。Bulletin de Droit Nucléaire n°45，p. 94のほか，上記の理事会指令の実施に関する委員会報告 － JOCE C 103/03 du 19 avril 1991。

(11)とくに1987年10月29日朝ナント近郊の貯蔵所で起こった事故で証明されたところでは，12時25分に第１段階の避難措置が取られ，14時30分から合わせて４時間から６時間のうちに約４万人を整然と秩序よく撤退させ，受入先の市町村に宿泊施設が設けられた。撤退の際，３分の２は人員輸送車により，標識を設け一方通行にした経路を通って行われた。メディアにより責任と協力の精神が示された。内務省民間安全保障局技術リスク部 － Rapport janvier 1988。
幸にして原子力分野では，現在までのところ訓練の形でしか計画は実施されておらず，さまざまの段階（県単位あるいは全国単位）で，首脳部による研究報告の形であるいは手段の配置転換の形で訓練が行われている。たとえば，Radioprotection，vol. 27，n°L 1992，p.71掲載のカダラシュでの訓練報告書参照。ＯＥＣＤは多国間の訓練を計画している。

(12)参照文献：原子力事故の早期通報に関する条約（1986年９月26日調印），1987年12月14日の理事会決定 n°87/600/Euratom，1989年11月27日の理事会指令。フランスがベルギー（1966年９月23日），ルクセンブルク（1983年４月11日），ドイツ連邦共和国（1981年１月28日），スイス（1984年11月30日），英国（1983年７月18日）とそれぞれ締結した二国間協定

(13)たとえばＣＥＡの移動介入グループと分析研究室，禁止区域の放射線移動介入室（ＣＭＩＲ）など。ＣＥＡはほかにCs-137の「斑紋」のガンマ線地図製作を行うためヘリコプターも持っている － Costello "Les mesures radiologiques

post-accidentelles" in Recovery Operations...op. cit. p.347 et seq. ＳＣＰＲＩも移動可能な人間ガンマ線量計測手段を持っている。分光測定または放射線化学機器を装備した車両のなかには，農作物に関する計測ができるものもある。

(14)Bulletin de Droit Nucleaire n°46 - Analyse par P. Rocamoraを参照のこと。

(15)Genesco. Le Plan Post Accidentel relatif à un accidént à caractère radiologique in Recovery Operation, op. cit. p.567 et seq.この計画は輸送事故，人工衛星の落下などにも適用される点が注目される。

(16)フランスがベルギー（1981年４月21日），ルクセンブルク（1988年９月12日に改正），ドイツ連邦共和国（1977年２月３日），スイス（1987年１月14日）の各国と締結した相互援助に関する条約。

(17)The International Chernobyl Project - Technical Report, IAEA, Vienne 1991 etCommunications relatives à l'accident de Goiania in Recovery Operations, op.cit.

(18)参考文献：études "l'Accident de Tchernobyl - Dommage de nature économique et leurs réparations en Europe Occidentale, Bulletin de Droit Nucléaire n°39. Développement et harmonisation des niveaux d'intervention en cas d'accidents nucléaires, Bulletin de Droit Nucléaire n°45. Note de l'AIEA INFCIRC/383 in Bulletin de Droit Nucléaire n°46, N. Pelzer. La responsabilité civile dans le domaine nucléaire au lendemain de l'accident de Tchernobyl, Bulletin de Droit Nucléaire n°39.

フランスでは農業組合全国同盟（ＦＮＳＥＡ）が「農民，環境，原子力 － 事故の際にどう対処するか」と題して，生産物別に農民向けの優れた助言集を出版した。同書はＩＰＳＮとＳＣＰＲＩの協力で作成された。

(19)M. A. Faraday "Clean up of areas contaminated as a result of a nuclear accident" in Recovery Operations, Op. cit. p. 283 et seq. によると，可能な方法が検討され，このような除染活動の戦略に関する提案のなかで，活動により生じる廃棄物の運搬および貯蔵の問題が強調されている。

(20)Le programme RESSAC in Recovery Operations, op. cit. p. 495 et seq. 上記の注18参照のＦＮＳＥＡ発行の文書では，農業分野でとるべく想定されているフランスの措置が指摘されている。

(21)C. Viktorsson de l'AEN, et al. "The influence of seasonality on accident consequences and emergency response planning" in Recovery Operations, op. cit. p. 607 et seq. ほかに注18引用のＦＮＳＥＡ文書。

(22)同様に，被徴用者や公役務の自発的な協力者の社会的保護が，各種の規定または判例によって構成される。原子力民事責任に関する法律（第10条）は，職業病リストの方式にならい，事故で発生する人的影響について，この場合は無制限のリストを作成することを政令により求めている。

(23)J. J. Dupeyroux, Droit de la Sécurité Sociale, Précis Dalloz, 10ème éd. 1989, n° 369 et seq.

(24)INLA, Nuclear Inter Jura '85 - Report of Working Group n° 2 Nuclear Liability .

(25)地方自治体法の条項L.131-2-6によると，各自治体は「必要な救済手段を用いて，事故や災害を収拾すること...あらゆる支援および救助の手段を緊急に採用することに配慮する」。参照文献：CE.5, décembre 1984, Ville de Versailles - Rec. p. 399, AJDA 1984, p. 104, et CE 18 janvier 1985, AJDA 1985, p.

162, Rec. p.12, Mme Marie d'Autin de Vaillac etc.

S. C. Bouzely, "Les limites au principe de gratuité des secours", Quotidien juridique 7.07, 1990, Note Laurence Poitvin, sous CAA de Nancy, 2 avril 1991, Sté Samba c./M. Weinspack et Mme Didier.

(26)Y. Gaudemet, Note sous CE 21, octobre 1988, Syndicat National des Transporteurs Aériens (Ministre chargé des transports), Rev. Droit Public, septembre/octobre 1989, p. 146h. Thèse de Mme Teitgen-Coli "La légalité de l'intérêt financier dans l'action administrative", Economica, Paris, 1981.

(27)補償金は...なによりも徴発を受けた者が被る直接かつ確実な物的損害を埋め合わせなければならない...これは労働報酬，資本の消去および報酬を考慮するが，原則として利益の損失は考慮しない...Ordonnance du 6 janvier 1959, article 4 - Rôle de Commissions départementales d'évaluatiohn, id. articles 23 et seq. Cf. Prieur "La réorganisation de la sécurité civile et la prévention des risques majeurs", Revue Française de Droit Administratif, nov./déc. 1987.

(28)J. Hébert, Observations sur l'établissement du lien de causalité entre le fait de la succession de faits de même origine et les dommages nécessaire à la mise en oeuvre de la Convention de Paris, Symposium de Munich sur la responsabilité civile nucléaire et l'assurance - Bilan et perspectives, AEN 1984, p. 24 et seq.

(29)ICRP - Publication 40-B8. もとよりヨード錠剤の配布の際に注意する禁忌徴候に関する明確な情報が重要である。これは確かに難しい。規定によると，このような障害の被害者は，注意書きがなかった場合，あるいは明示されなかった場合

には国家に提訴することになる。しかし「特段の事情」が原因の場合には，犯された過失の重大性については行政裁判所の判断が必要になる。

(30)AEN - Protection de la population en cas d'accident nucléaire, p. 47. 介入水準の最適化，計算の例として，専門家は撤退に伴う「損害」として，この原因による死亡を予想している。私はこの種の事故がＴＭＩにあったと思う。

(31)L'accident de Tchernobyl - dommages de nature economique et leur réparation en Europe occidentale - étude du Secrétariat - N. Pelzer "La responsabilité civile dans le domaine nucléaire au lendemain de Tchernobyl", in Bulletin de Droit Nucléaire n°39.

(32)C. Holz, "La notion de dommage aux biens et les questions connexes en droit de la responsabilité civile - Conséquences possibles pour la Convention de Paris," Bulletin de Droit Nucléaire n°40. 英国の法律についての参照文献：affaire Merlin et consorts c/British Nuclear Fuels Plc., note de D. Grazebrook in Bulletin de Droit Nucléaire n°46.ドイツの観点については：
H. Steinkemper, "Questions raised by the concept of nuclear damages in the ambit of the nuclear conventions, with particular regards to the Germanviewpoint", Symposium de Munich, op. cit. p. 231 et seq., N. Pelzer, article dans Bulletin de Droit Nucléaire n°31.

(33)AIEA - Responsabilité civile en matière de dommages nucléaires - Collection juridique n°2, Vienne 1964, p. 76 n. 36. しかし，このコメンタリーは，国内法でそのような損害を賠償の対象としない場合に，国際公法上，国家責任を負う可能性を留保している。

(34)相互主義に基づいてのみ，条約は国内法に優先することができるが，この点には疑問の余地がある。裁判官が外相の見解を要請しなければならないことである。しかし，パリ条約については，無差別適用の原則（同第14条）を重視することにより，条約が実現しようとする調和は不完全なままであり，条約の受け皿となる国内法に各国間で不整合のあることが残されたままであるという認識を共有しながらも，条約は締結されたのであった。

(35)G. Viney, in traité de droit civil de J. Ghestin, vol. Les obligations, responsabilité, conditions, LGDJ 1982, n° 251 et seq.

(36)しかし，フランスで主務官庁の確認が容易であっても，ほかの国でも同じであるとは限らない。たとえばドイツでは，予防措置に関する1986年12月19日の法案の採択以前はそうではなかった。N. Pelzer もBulletin de Droit Nucléaire n° 39で，同氏の国で採用した介入水準は，ＥＣ指令に基づくものより低いと述べている。パリ始審裁判所にとっては，ＥＣとドイツの水準の格差からドイツで損害を受けたとして補償を要求してきた場合，どちらの水準を採用するかという問題が起こる。パリ条約第11条と第14条を合わせて考えると，裁判官は上記の指令に適合するフランスで採用された水準に従うが，これはドイツの原告に有利な差別を設けることには当たらない。このようにしてドイツ当局がとる措置の正当性に対する批判を回避する。

(37)Règlement révisé du 20 septembre 1984, Collection Sécurité n° 6 et Directives pour l'application du Règlement de transport, Collection Sécurité n° 37, cf; Bulletin de Droit Nucléaire n° 34.

(38)AEN - Législation nucléaire, étude analytique, vol. 1 (1983), vol. II (1984)et Bulletin de Droit Nucléaire. 原子力分野の民事責任に関するフランスの法律は，明らかに許認可制度を確立する基礎となった法律である（第２条）。

(39)規則には次のものが含まれる。a) Décret n° 86-1103 du 20 octobre 1986 relatif à la protection des travailleurs contre les dangers des rayonnements ionisants JORF du 12 octobre 1986, analyse dans le Bulletin de Droit Nucléaire n° 38. これはいわば通則であり，原子力施設の敷地外で採用された作業員に適用される。この政令は多くの命令によって補完されている。b) Décret n° 75-306 du 23 avril 1975 relatif à la protection des travailleurs ...dans les installations nucléaires de base, modifié par le Décret n° 88-662 du 6 mai 1988 (JORF du 8 mai 1988), analyse in Bulletin de Droit Nucléaire n ° 42, p. 15 et seq; c) Arrêté du 9 juillet 1980, modifié par l'Arrêté du 25 avril 1987 (analyse in Bulletin de Droit Nucléaire n° 40) relatif à la protection des personnes contre les rayonnements ionisants dans les unités, services et établissements relevant du Ministère de la Défense.警報，脅威の際に介入を求める憲兵隊のほかに，撤退のため，また一定の除染作業のためにも軍隊が招集されることも考えられる。

(40)Directives des 27 mars 1979, 17 septembre 1980 et 3 septembre 1984, cf. Bulletins de Droit Nucléaire n° 18, n° 25 p. 37, n° 26 p.34, n° 34 p. 45. また，la Directive n° 80/641/Euratom relative à la protection opérationnelle des travailleurs externes (JOCE L.349-13, 1990; cf. Bulletin de Droit Nucléaire n° 47, p.69) も参照のこと。

(41)CHSCT: Comité d'Hygiène de Sécurité et des Conditions de Travail.

(42)ICRP文書60で勧告する限度の下方修正を考慮するためには，ユートラムの基本規則の修正とそれに伴う国内規則の修正が予想される。

(43)AIEA, Principes relatifs à l'établissement de niveaux d'intervention

pour la protection du public dans le cas d'un accident nucléaire ou d'une urgence radiologique, Collection Sécurité n° 72, Vienne, 1986.

(44)ICRP, Publication 60, 1990, Recommendations of the ICRP - Pergamon Press, Oxford, 1990, chap. 4.2, al; 113 et 131, chap. 6.1, al. 223, chap. 7, al. 7.7.

(45)ICRP, Publication 40, Protection of the public in the event of major radiation accident: principle for Planning, Pergamon Press, 1984.

(46)AEN, Accident nucléaire, niveaux d'intervention pour la protection du public, 1984, p.84.

(47)「二次介入基準は，一般に食料品または特定の環境（空気，土壌，水など）に含まれる放射性核種の期間中の濃度または放射能強度で表わされ，人体に入る経路に関する特定の仮説に基づいて，現行の介入水準に一致する」(AEN, accidents nucléaires, op. cit. p. 85)。

(48)新しい単位で表した数値のなかには，古い単位による場合より不安を高めるものがあるだけになおさらである。またCodex Alimentariusに出てくる 1,000Bq/kg の数値は1,000 x 27pCi（ピコキューリー，すなわちキューリーの100万分の1の100万分の1）（1 Bq (becquerel) = 27pCi ）に等しい。生体の放射能強さは約8,000Bq (K40etC14) である。しかし，この観測は線量に換算（1シーベルト＝100レム）するには根拠付けが弱い。

AIEA - "Revised guidance on the principles for establishing intervention levels for the protection of the public in the event of a nuclear accident or radiological emergency, Tec. Doc. 473.

CE - Principes d'intervention pour la protection du public.

ＲＥＳＳＡＣプロジェクトについては上記の注20参照。

(49)このような活動は次のような研究で一歩前進した：L'etude "développement et harmonisation des niveaux d'intervention en cas d'accident nucléaire", in Bulletin de Droit Nucleaire n°48; AEN - Accidents nucléaires - Niveaux d'intervention pour la protection du public, Paris, 1989,および AEN - Protection de la population en cas d'accident nucleaire. La conception des interventions, Paris, 1990もまた参照。

(50)1986年５月に採用された緊急措置は，最近次の規則に取って代わった：Règlement CEE n°737/90 du Conseil du 22 mars 1990 relatif aux conditions d'importation de produits agricoles originaires des pays tiers à la suite de l'accident survenu à la centrale de Tchernobyl, JOCE L.82, 29 mars 1990.FAO/OMS, Supplément 1 ro Codex Alimentarius, vol. XVII, Rome, 1989.

(51)批准と加入の現状の参照文献：Bulletin de Droit Nucléaire n°48, p. 74.

(52)Décision du Comité de Direction de l'AEN du 27 octobre 1977 relative à l'exclusion de l'uranium retraité, d'une teneur et d'une activité inférieures à certains taux et limites もまた参照のこと。

(53)たとえば，Convention sur le transport de marchandises par mer de Hambourg, 1978, article 25.

(54)海上運搬に関するパリ条約／ウィーン条約の対立についての参照文献：U.K. Nordensson in Third party liability and insurance in the field of maritime carriage of nuclear substances - Symposium de Monaco, 1968,

OECD 1970 et les conflits avec les Conventions de transport, les communications de U.K. Nordensson et S.H. van Gijn, in Maritime Carriage of Nuclear Materials - Symposium de Stockholm, 1972, IAEA, 1973.

(55)Cf. Bulletin de Droit Nucléaire n°45.

(56)1973年1月13日のD73-63によりフランスで発表。これに続いて新たにこの条約に加入する国が現れた（1978年10月9日）。1971年6月3日にルクセンブルクで調印された議定書は，ＥＣ裁判所に解釈の任務を与えている。

(57)Affaire 21/76, rec. p. 1735 が，検事の結論や多くの注釈の基礎になっている。

(58)CJCE 220/88 du 11 janvier 1990 Soc. Dumez c/Soc. Tracoba - in Clunet, 1990, p. 263, attendu du n°21. このなかで「最初の損害が現れた場所が...一般に責任のほかの構成要素との緊密な関係を示す」と述べられているが，21/76事件の判決の見直しないしは取消しは，この場合に問題とされていなかった。

(59)JOCE L-319 du 25 novembre 1988, Clunet janvier/mars 1989.

(60)Transfrontier Nuclear Civil Liability without international Conventions, Nuclear Inter Jura '91.

(61)Brunengo/Engelhard "Un Etat peut-il se passer d'adhérer a une Convention internationale?", Nuclear Inter Jura '89, Tokyo.

2．セッションⅡA

・原子力損害の民事責任：ウイーン条約改正に関する問題

ヤン　ロプスキー（ポーランド：ニコラス・コペルニクス大学民事・海事法名誉教授）

本論の見解は，筆者個人のものであり，いかなる政府もしくは組織の見解をも示すものではない

目　次

Ⅰ．原子力損害の民事責任：提示される問題の理論的側面の概要
1．原子力施設の運転：超危険活動
2．危険主義
3．リスクおよび責任の社会化
4．補償の補完資金源
5．原子力損害の補償と原子力事故の予防措置：相関要素
Ⅱ．ウイーン条約：長所と短所
1．原子力損害の民事責任に関する国際的制度：主要点
A．「原子力責任」の新たな枠組み
B．絶対責任と免責
C．原子力損害を被った者の行為
D．責任集中
E．因果関係
F．責任限度
2．運転者責任の財政的保護
A．民間基金
B．公的基金
C．段階制度

Ⅲ．結論

〔略語一覧〕

ＢＮＳＣ	ブラッセル原子力船条約－原子力船の運航者の責任に関する条約，1962年，ブラッセル
ＢＳＣ	ブラッセル補足条約－1960年７月29日締結のパリ条約を補完する1963年１月31日締結の条約。1964年および1982年の追加議定書により改正
ＣＬＣ	油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約，1969年，ブラッセル。 1976年および1984年の議定書により改正
ＣＬＬＭＣ	海事債権についての責任の制限に関する条約，1976年，ロンドン
ＣＲＴＤ	道路，鉄道および内陸船による危険物質の輸送中における損害の民事責任に関する条約，1989年，ジュネーブ
ＨＮＳ条約案	危険および有害な物質の海上輸送に関連する損害の責任および補償に関する条約案（1991年案）
基金条約	油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約，1971年，ブラッセル。 1976年および1984年の議定書により改正
ＩＡＥＡ	国際原子力機関

ＩＭＯ	国際海事機関
ＩＯＰＣＦ	国際油汚染補償基金
共同議定書	ウイーン条約およびパリ条約の適用に関する共同議定書，1988年，ウイーン
ＮＥＡ	（ＯＥＣＤ）原子力機関
ＯＥＣＤ	経済協力開発機関
ＯＥＥＣ	欧州経済協力機関
ＰＣ	パリ条約－原子力の分野の第三者に対する責任に関する条約，1960年，パリ。 1964年および1982年の追加議定書により改正
ＳＤＲ	特別引出権
ＶＣ	ウイーン条約－原子力損害の民事責任に関するウイーン条約，1963年

Ｉ．原子力損害の民事責任：提示される問題の理論的側面の概要

１．原子力施設の運転：超危険活動

ウイーン条約（ＶＣ）Ⅱ条およびⅣ条とパリ条約（ＰＣ）３条および９条における原子力運転者の絶対責任ルールの根底にある社会・経済上の動機を考える際，以下の要素を考慮する必要がある。

－ウイーン条約Ｉ条１（ｊ）の定義における原子力施設の運転事業は，一方では，（エネルギー需要を満たす意味から）社会にとって有益であるが，他方では，原子力事故に際して相当の危険を発生させる。そのため，原子力運転者の活動は，超危険活動として位置づけることができる

－この活動は，生命，健康および財産，または，環境へ大規模な損害を与えるというリスクを内包する

－大惨事を伴う原子力事故は非常に希ではある。しかし，いわゆるマーフィーの法則－起こりうることはいずれ起こる－を無視することはできない。

２．危険主義

超危険活動の実施は，危険主義をベースにさまざまな国の国内法の不法行為法の分野ですでに広く適用されている，厳格または「無過失」責任ルールの適用を充分に正当化するものである。

この理論をある程度一般化した場合，リスク（危険）活動，または，周囲にとって危険な事物を使用，管理する者は，過失の立証なしに，そうした活動によって引き起こされた第三者に対する損害に責任を負うことになる。この厳格ないし客観的な責任は，リスクから発生しうる損害の程度による免責（不可効力，第三者の過失など）の範囲の定義次第で一定のバリエーションを持つ。原子力活動の場合，損害の甚大性は非常に高く（たとえば航空輸送や自動車の利用と比較して），その意味で，免責を徹底して制限する必要を示唆している。つまり，「絶対」責任を指しているわけであるが，上記の条約に定義する原子力運転者の責任に関して，この「絶対」という言葉の正確性を問題とする者もいよう。

しかし，すでに指摘したように，リスクを生むある種の活動は，全体でみれば社会全般にとって有益なものであり，したがって，社会の利害に沿った管理のもとで，内在するリスクを許容しうる最小限度に抑えながら展開する必要がある。

しかし，事故の不可避性を考えれば，適用可能な法制度のもとで事故の被害者に対する財政的保護を施さなければならない。この種の法制度では，保障の範囲とそのコストの配分方法を明確にしておく必要がある。そこから，リスクの配分と対立利害の調整といった基本的な問題が生じてくる。

リスク活動を行う者は活動に付随するいかなる損害に対しても責任を負うべきである，とする理由は十分ある。すなわち，被害者は他のいかなる者からも補償を受けられない以上，完全補償の原則を適用すべきであるというものである。この主張は，とりわけ，営利事業の場合に有効である。リスクを生み，かつ利益を生む事業によって引き起こされる損害の完全補償は，社会から得た利益に相当すると見なすことができる。これを，被害者尊重アプローチと呼ぶこともできよう。しかし，これへの反論にも充分な正当性がある。革新技術の発展は社会のためであり，多くの場合（少なくとも原子力技術の場合），そうした発展には固有のリスクがついて回る。それゆえ，この種のリスクは，技術進歩を妨げないようにする意味で合理的に配分する必要がある。リスク活動によるあらゆる結果の完全補償という財政的負担をそうした活動を行う者に負わせると，技術進歩が不可欠な特定の産業分野の発展を遅らせかねない。この問題については，原子力責任の枠組みにおけるさまざまな要素を分析する際に取り上げることにする。

かりに，大災害規模の原子力損害のケースで被害者が完全に補償されないとした場合－これは，人道的な観点からみた場合でも現実的な仮定である－それは，損害を引き起こす活動（例：原子力発電）に内在するリスクの一定部分を社会全体が負担しなければならないことを意味する。科学技術が飛躍的な変化を遂げる時代の高度に組織化された社会にあっては，リスクのそうした部分をできる限り少なくしようとする世界的な傾向がある(さまざまな社会がそれを支持している)。この問題は，法律分野では損害に対する責任範囲に関する議論に反映されている。

超危険活動に付随する責任に適用しうる危険主義は，社会を犠牲にした高い利益の獲得，被害者の保護，社会的公平といった，社会・経済上の一般的な動機がかかわる考え方をベースにしている。この危険主義は，増大する特定の種類の責任の土台を提供するものであり，そうした責任は相変わらず，みずからの活動や

行為によってリスクを生じさせた者が個人で負うかたちになっている。それゆえ，損害が大災害的な規模のもので，責任を負う者の財政能力をはるかに超える場合に生じる社会的・経済的な問題を解決することはできず，そのことは，適切な補償を用意すべきであるとの十分な根拠となる。この問題を解決するには，被害者の利用可能な補償手段を法制度に盛り込む必要がある。リスク活動を実施する者の責任をカバーするための強制責任保険（またはその他の財政的保護）は，この目的にかなう手段のひとつといえる。

大規模の損害を引き起こす超危険活動に関する責任リスクをカバーするための強制保険またはその他の財政的保障を行うには，コストが相当かかる。したがって，経済的な観点からすると，そうしたコストを負担でき，それを事業コストとして扱う者－超危険活動の実施者－個人に対して，財政的保護によってカバーされる責任を集中する必要がある。ウイーン条約ＩＩ条５にみる責任集中の考え方には，新技術がかかわる人間活動（原子力活動など）において増大する損害の重大性と，不注意や懈怠などによって予見できない事故を引き起こしうる個人や組織の財政能力とのあいだの不均衡が反映されている。

３．リスクおよび責任の社会化

かりに，リスク活動が引き起こす損害のかなりの部分（すべてとは言わずとも）が補償されるとした場合，問題は，そうした補償の財政的負担をいかに配分するかである。標準的な危険主義は，補償のすべてを活動の実施者（例：原子力運転者）が負担すべきとするが，大災害的規模の損害リスクの場合，その種の解決方法は受け入れ難いように思われる。活動の実施者は，責任保険を通じてリスクの分散が可能だが，大災害的なリスク（原子力リスクなど）をカバーする保険のコストは高く，事業実施の経済的理由を弱めることになる。さらに，保険によるリスクのカバーは，保険市場あるいは再保険市場の引受能力に左右される－これは，いわゆる保険可能性の限界とわれわれが呼ぶものである。必然的に，活動実施者の責任を大幅に制限せざるを得ず，事実これは，ウイーン，パリ双方の原子力責任条約にみることができる。そうなると，損害の大半は社会全体，さらに正確に

いえば，適切な補償を受けずに放置される事故の被害者が負担することになる。

原子力発電など，大災害規模の損害を引き起こす可能性をもった活動が提起する社会・経済上の問題は，被害者に対して適切な救済措置を施すことによって問題に対処するという個人責任が不十分であることを示している。こうした問題は，法律分野において目新しいものではない。個人責任の低下傾向に関する考え方のいくつかは，戦前にまでさかのぼることができる。30年ほど前，米国の著名な学者ウォルフガング・フリードマンがその示唆に富む著書「変革社会における法」のなかで，個人責任の低下と，リスクあるいは責任の「社会化」ないし「集団化」について説得力ある分析を行っている(1)。フリードマンは，責任保険，社会保険，損害保険，あるいは交通事故補償基金等の重要性が増大していることにその兆候を感じ取っていた。これらはすべて，損失のリスクを社会の一層広範なグループに分散するという考え方の点で一致する。当時，汚染や原子力事故が引き起こす環境被害に対する社会意識はまだ感じ取られておらず，パリ条約とウイーン条約の起草に携わった人々は，フリードマンが描いたプロセスが原子力損害の補償問題に持つ意味を完全に理解してはいなかった。これらの条約が犯した当初の過ちは，たとえそれが強制保険や保証によってカバーされるにせよ，運転者の個人責任を原子力事故の被害者に対する唯一の補償源とみなした考えにある，と考える。

4．補償の補完資金源

労働災害や交通事故の場合に，個人責任を集団補償に置き換えるという考え方は，そうした事故に関する民事訴訟が増加するにつれ，裁判所が迅速に訴訟を処理できなくなってきているという状況がひとつの動機となっていた。そうした動機は，（幸いにも）原子力責任の場合は存在しないが，個々の原子力運転者の財政能力と，原子力施設の潜在的な損害規模とのあいだには，確実に不均衡が存在する。実際のところ，個人責任は意外と低下していないが，その補償機能が不十分であることが明らかになっており，補助的ないし補完的な補償資金源を見いだす必要が生じている。

特定の産業事故や輸送事故が引き起こす損害の補償として，個人責任は不適切または不十分であるとする一般的な考え方は，「責任と補償」[2] という表現を用いている国際条約の言葉遣いにすでに反映されている。これは，ある種の活動においてその活動に関連して起こる損害に補償を提供する個人責任が唯一の補償資金源とはなりえず，しかも，おそらくは主要な補償資金源ともなりえぬという認識の高まりを示すものである。それがとくに言えるのは原子力活動である。

かりに，原子力運転者とその保険者ないし保証者の責任だけで，原子力事故の被害者を補償しえないとなれば，被害者のための追加的あるいは補完的な財政的保護はどのようなかたちをとるべきかを検討する必要がある。われわれは，原子力事故による越境被害を問題としている以上，責任を負う者による補償を補完する補償を定めた既存の国際的合意のなかにヒントを探さねばならない。すなわち，原子力責任に関する1960年のパリ条約のもとでの原子力運転者による補償を補完する1963年のブラッセル補足条約（ＢＳＣ）と，油による汚染損害についての民事責任に関する1969年のブラッセル条約（ＣＬＣ）のもとでの船主による補償を補完する1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約（基金条約）である。これらの条約で用いられている基金の構造と補償提供のメカニズムは，原子力損害と石油汚染が引き起こす問題の異なる特徴を反映して，異なったコンセプトを土台にしている。原子力エネルギーの生産においては，国（施設国）の利害が直接，間接を問わず関係する。必然的に，ブラッセル補足条約では，補償の第２段階は単に施設国による基金とし，第３段階は国際間によるある種のプールとしている。原子力事故による損害が補償の第２段階を超える場合，参加国が資金を拠出する。大規模な原子力事故は希であるという観点に立てば，原子力リスクを分散するこの方法は，国際基金の設立に付随する多くの行政上の問題を回避できるため，簡単かつ費用効果的であることが認められている。それと対照的に国際油汚染補償基金（ＩＯＰＣＦ）は，独自の経営・管理スタッフ，銀行口座および投資方針を持つ国際法人として設立された。この国際法人は，海上輸送による油輸入業者から資金提供を受け，船主による補償を補完するための補償を提供する。大規模な油汚染事故はときどき発生することから，この基金

は現在活発に活動を行っている。したがって，原子力損害の補償の補完的資金源を検討する場合にＩＯＰＣＦの手法に従うのは適切ではなかろう。

５．原子力損害の補償と原子力事故の予防：相関要素

純粋に法律的な観点でみた場合，原子力事故の予防（安全や監督，禁止，罰則的制裁などに関するルール）と損害の補償に関係する問題は，それぞれ異なる法律分野に属する。とはいえ，一方における原子力損害の責任および補償と，他方における原子力損害の予防とのあいだに一定の関連性があることは否定できない。責任が厳格で，保険によってカバーされている場合，民事責任の持つ予防効果がかなり弱められることは否めないが，責任保険はリスク活動を実行する上での重要な抑止要因となりうる。加えて，安全基準の遵守を条件に，運転者に対してある程度の特典（責任限度など）を与えることも，予防効果を持ちうる。また，運転者あるいは国レベルでのプール制度も，国際的査察を条件として協定した安全基準の適用をうけるのであれば，予防の観点からかなり有意義なものとなる。さらに，予防の問題に関する国際ルールを補償ルールに先行ないし付帯させるべきであるとする考えも強く見られる。ウイーン条約改正作業の過程で，ＩＡＥＡの作業部会と常任委員会に提出された文書[3]では，予防の優先性が示されただけでなく，補償にかかわるいくつかの問題点を検討するに当たって，国際的同意のもとでの原子力安全ルールが存在しない点が認識された。国際的な原子力保障制度を二つの要素から組み立てるという提案は可能であろう。一つは，原子力の安全性に関する許容しうる最低水準を確保するための，国際的に確立されかつ拘束力を持った原子力安全要件である。もう一つは，原子力事故の被害者に最低かつ許容しうる水準の財政的保護を確保するための，責任と補償に関する国際的基準である[4]。これらは，原子力産業の信頼性確立の基本的な要件と思われる。

Ⅱ　ウイーン条約：長所と短所

1．原子力損害の民事責任に関する国際的制度：主要点

A．原子力責任の新たな枠組み

原子力運転者の責任を規定したパリ条約とウイーン条約は－草案が作成され，最終的に採択された時点では－革新的とは言わないまでも進歩的であるというのが当時の評価であったろう。原子力リスクがもたらす新たな状況に対処するには，新たな法的概念が必要であった。もちろん，少なくともこれらの条約の法的概念のいくつかは，当時においてすらまったく目新しいものではなかったと言える。それらに組み入れられた絶対責任という概念は，リスク（あるいは厳格責任）をベースにした責任の「一段上の形態」に過ぎず，当時さまざまな法制度のもとで知られ，法律論文などで広く取り上げられていたものにすぎないともいえる。そうなると，新たな点は免責を徹底的に制限したことにある。原子力損害の責任を一人の者（原子力運転者）にのみ集中した新たな概念は，おもに経済的理由に支えられてのものであった。強制保険は，さまざまな国の労働法（社会保険）さらに保険関係の一般的な法律のもとで広く採用されていた。第三者責任を一定の金額に限定する考え方は，海事法に由来する。ともかくも，こうした新旧の概念の組合せによって，「高リスク」活動による損害に対する独自の責任制度が生まれた。この制度は－これまで法廷で論議されたことは一度もないが－学問的な関心を呼び起こし，大災害的な損害リスクがかかわる他の活動分野の国内法や国際条約を刺激することとなった。

原子力責任制度の定義は狭い。当該の条約に言う「原子力事故」によって引き起こされた「原子力損害」にのみ適用される。非原子力損害による原子力運転者の責任は，たとえそれが施設の運転に付随するものであったにせよ，一般法の対象となる。一方，条約の定義のもとで，原子力事故によって引き起こされた原子力損害とみなされる損害は，免責条項に従って運転者の責任によってカバーされる。この種の責任においては，因果関係が第一の論拠となる。

この新たな責任制度の傾向として感じられるのは，個人責任の不十分性と，特定のリスク活動に付随するリスクの社会化の必要性を示す法的な考え方である。

しかし，そうした考え方も，立法に携わる者たちが問題の重要性を十分理解していなかったために問題の解決にまで至らず，その重要性が表面化したのは四半世紀後チェルノブイリ事故を経験してからである。補償を与えるに際しての，責任限度の低さと施設国の拠出ルールの不備が，この制度のおもな弱点と思われる。

この国際的な責任制度はこれまで，原子力損害にかかわる第三者責任のひとつの特殊な制度[5]として，関係当事国の国内法とはできるかぎり独立した完璧なルールを提供するものとみなされてきた。しかし，その目的は達せられてきておらず，上記の条約が定める原子力責任制度は完璧とはほど遠いものになっている。

B．原子力運転者の絶対責任：免責

ＶＣＩＩ条とＰＣの３条にみる運転者の責任ルールに対して，疑義や批判は生じていないようである。それは，「絶対」（ＶＣＩＶ条）であり，すなわち，当該の条約に特に規定される以外，免責の対象とならないことを意味する。実際のところ，いくつかの免責がさらに認められることから，この言葉は誤解を招くもととなっている。これらの条約が規定する運転者の責任はその性格上，責任を負う者の側の過失とは独立して生ずるリスク（厳格，客観的，「無過失」）をベースにした責任の範ちゅうに属する。そうした責任は，第三者責任として，みずからの活動によって並外れた危険を生じさせた者に対して法律で課され，その範ちゅう内で，認められる免責の程度によって重くなり，あるいは軽くなったりする。そして免責の方は，リスクの大きさに左右される。リスクが高ければ高いほど，リスクを発生させる者の責任によって提供される被害者の保護も有用性を増し，それは，免責の範囲を限定することで得られる。

原子力船の運航者の責任に関する1962年の国際条約（ブラッセル原子力船条約－ＢＮＳＣ）における運航者責任ルール（ＩＩ条）は，ＶＣおよびＰＣの対応するルールとまったく同じである（これらの協定の起案は緊密な協力のもとに行われた）。「絶対的に（absolutely）責任を負う」と「客観的に(objectivement)責任を負う」は，それぞれこの条項の英語版と仏語版で使われている言葉であり，少なくとも条約の起案者にとって，「客観的」と「絶対的」という言葉が互いに入れ換えのきくものであることを示している。この点は，論議を呼ぶ可能性があ

る。

ＶＣのⅣ条３とＰＣの９条は，ふたつの同じような免責を規定している。一つは，戦争（武力抗争，敵対行為，内戦，争乱）であり，もう一つは，例外的な性格を持つ重大な自然災害である。しかし，戦争は1962年ＢＮＳＣ（Ⅷ条）で認めている唯一の免責である。その内容は，ＶＣおよびＰＣと同様の定義がなされている。

上記の条約に定義される戦争免責は，ウイーン条約改正論議において重大な疑義はまったく示されていない。それは，（国際的および国内的政策に関連する）政治的性格を持った事態を指し，民事法の枠組みにおいては，そうした事態によって直接引き起こされた損害は第三者責任によってカバーされない，というのが一般的な考え方となっている。同様の免責は，油による汚染に関する国際条約（ＣＬＣ）のⅢ条２および基金条約４条２（ａ）にみることができる。

この免責の表現はかなり制限的であるとも言えよう。戦争行為などを直接の原因とする原子力事故のみが免責の対象となっている。戦争によって間接的に引き起こされる事態（技術変化や，戦時下の状況が要求する施設の運転）は免責とならない。

この戦争免責を改正ＶＣでも存続させるべきであるとの意見が一般的であるとした場合，これは，国際間あるは国内の戦争行為を直接原因とする原子力事故の被害者は，民事法の枠内では運転者に対して損害請求を行えないことを意味しており，施設国の国際責任がからんでくると問題は異なってくるように思われる。施設国領域内で発生し，かつ，その国が当事者である武力紛争（国際的，国内的を問わず）を直接原因とする原子力事故による越境損害に対する施設国の責任は，国際法のもとでは免除されない。民事法のもとでは，戦争は「国全体の責任」であるという主張によって戦争免責を支持できよう[6]。国と国との関係がからむ国際責任の枠組みにおいては，この主張はもはや有効ではない。

ＶＣおよびＰＣにみる戦争免責の表現は，テロを明確にはカバーしていない。一般的にいえば，テロは「内戦もしくは争乱」とは区別すべきものであろうが，テロは内戦のひとつの形態ともいえることから，テロと内戦のあいだの線引きが

困難な場合もあろう。

まさに「不可抗力」そのものである「例外的な性格を持つ重大な自然災害」の免責は，もうひとつの問題である。この免責は，超危険活動による損害の責任に関する他の国際条約にみられる。ＣＬＣのⅢ条２（ａ），「道路，鉄道および内陸船による危険物資輸送による損害の民事責任に関する条約」（ＣＲＴＤ）の５条４（ａ），「危険および有害な物質の海上輸送に関連する損害の責任および補償に関する条約案（ＨＮＳ条約案）４条２（ａ）である(7)。しかし，例外がある。「基金条約」は，自然災害を原因とする船舶からの汚染損害をカバーしており，ＨＮＳ国際補償制度でも同様の提案がされている。1962年のＢＮＳＣは，自然災害を免責としていない。

ＩＡＥＡの作業部会およびその後の常任委員会の論議では，改正ＶＣからの自然災害免責の削除を支持する主張が強く出されている。原子力施設の運転者は，施設を運転することによって相当な規模の原子力損害リスクを生じさせる。必要なあらゆる予防策を講じたとしても，重大な自然災害が原子力施設における核反応を誘発して，電離放射線による損害をもたらす可能性がある。これは，危険主義に基づく不法行為責任の一般的な考え方，すなわち，国の補償がない場合－他に被害者が補償を求めることができない以上－損害の補償責任は原子力損害のリスクを生じさせた者が負うべきであるという考え方に一致する。さまざまな国の国内法に定められる古典的形態の厳格責任においては，「不可抗力」免責が通常組み込まれているが，原子力活動にかかわるリスクの重大さは，そうした活動に従事する者の責任の拡大を正当化する。そしてこれは，いうならば「不可抗力」免責をなくすことによって得られるものである。

原子力事故の原因となりうる重大な自然災害はおもに地震であり，地震帯にあるいくつかの国は，この免責の削除に反対している。もちろん，地震帯に立地する原子力施設は，それ以外の地域にある施設にくらべて大きなリスクを呈するが，しかし，この余分のリスクを運転者がカバーしなくてよいという有効な理由は見あたらない（通常，保険をかけることができる）。しかも，地震が例外的な現象とはいえない地震地帯での地震を直接的な原因とする原子力事故の場合，現行の

表現での免責は，原子力損害の請求に対して有効な抗弁とはなっていないと思われる。

原子力責任条約と，大災害的な損害リスクがかかわる活動に従事する者の責任に関する他の国際条約とを比べる場合，先に述べた規則性が容易に観察される。すなわち，免責の範囲は，関係するリスクの重大性に関係するということである。原子力リスクは－さしあたり－極限のケースとみなすことができる。当然，「国全体の責任」である戦争，敵対行為などの責任が原子力運転者から免除される状況が制限されることになる。ＣＬＣのＩＩＩ条は，免責の範囲をさらに広めている。戦争以外に，重大な自然災害（例外的，不可避的，不可抗力的な性格の自然現象），第三者による意図的な作為または不作為，航行支援設備の保守に関する当局の過失をも含めている。ＣＲＴＤ（５条４）における免責の範囲は，ＣＬＣのそれと同様のものだが，「当局の過失」の部分は，危険貨物の荷主がその貨物の危険性を輸送者に連絡し損ねる過失，という表現に置き替わっている。ＩＭＯのＨＮＳ条約案では，ＣＬＣとＣＲＴＤそれぞれの免責規定が合体されている（1991年草案の４条２）。油や危険物質の大量輸送に付随するリスクはとてつもない規模となりうるが，それでも原子力リスクとは比較にならないであろう。この点は，このそれぞれの活動に従事する者の責任に関するルール，とりわけ，適用される免責の範囲に反映されている。

免責の範囲が幅広いことの当然の帰結は，油ないし危険物質にからむ輸送事故で補償されない被害者の保護におけるギャップである。油汚染では，ＩＯＰＣＦ（荷主拠出）が救済措置を設けている。ＩＯＰＣＦは，船主が免責される場合（戦争の免責を除く）の補償と，船主の責任限度を超える場合の追加的段階の補償によって，油汚染事故の被害者の保護を補完している。この独特な解決策が可能であった理由は，油取り引きにみられる非常に特異な状況にある。すなわち－タンカー船団を大企業が所有または管理するという状況であり－そうした状況が，油汚染被害の補償という財政負担の配分方法に関して，船主側と荷主側のあいだの利害調整を容易にしたのである。ＨＮＳ条約の格好のモデルとみなされたこの方法は，化学業界の強い反対にあった。荷主が輸送事故のリスクを負担しなけれ

ばならない適切な理由が見あたらないというわけである。実際，根拠のまったくない「テクノクラート」的なコンセプトのように感じられる。リスクにもとづく責任論の根底に横たわる考え方は，（１）みずからの活動がリスクを生じさせ，（２）リスクの管理と削減を行う立場にあり，（３）リスクを見積り，万が一リスクが現実化した場合の財政的補償の手だて（保険，プール）が施せる者，に責任を負わせるべきであるというものである。しかし，そうした金銭的な手だてはコストがかかるため，そのコストが事業を行おうとする根拠を弱めてしまうという状況が生じやすく，原子力産業の場合はそれが間違いなくいえる。こうして，古くからあるジレンマに直面することになる。被害者が補償されないか，少なくとも完全には補償されない，あるいは他の関係当事者が介入して補償のための財政的手段を提供しなければならないという問題である。原子力リスクにおける関係当事者とは，施設国をおいて他にはなかろう。

Ｃ．原子力事故の被害者の行為

みずからの行為がもとで損害を被った者に関連する運転者の責任の免責問題は，ＩＡＥＡの作業部会や常任委員会ではさほど関心が示されなかった。これは，ＶＣのＩＶ条２のルールが疑義を生じさせていないことを意味する。実際的な観点からのみすれば，この問題は，いまだ論議が続けられている他の問題と比べて重要性は一見劣る。とはいえ，問題に対するアプローチをさらに一環したものにするには，検討に値する。この問題は，検討に上げられている３つの原子力責任条約においてさまざまに規定されているだけでなく，関連事項にかかわる他の条約においてもさらに異なったアプローチをみることができる。一般論でいえば，この問題に関する現行のさまざまな規定の違いは，原子力事故の被害者側の過失行為の種類－補償を得られるかどうかを左右する－に関係しているとも言えよう。そうした相違を論じるには，意図的な作為または不作為，重過失および過失をはっきりと区別する必要がある。

1962年のＢＮＳＣは，個人の意図的な過失のケースについてのみ，被害者に対する運転者の責任を免じている（ＩＩ条５－意図的な作為または不作為）。裁判

所はこの種のケースで，被害者個人のそうした行為が原子力損害の原因のすべてであるか，あるいはその一部であるかによって，責任をすべて免じるか，あるいは部分的に免じるということになろう。立証責任は運転者側にある。同様のルールは，表現こそまったく異なるものの，ＰＣの６条（ｆ）および（ｇ）にみることができる。しかし，そこにあるのは，意図的な過失が原子力損害の原因の「すべて」であるケースと「一部」であるケースとのあいだの区別ではなく，むしろ，意図的な作為または不作為によって原子力事故を引き起こし，それが故に被害を受けた個人に対しては，補償の支払義務はないというルールである。これは，原子力責任についての特定の制度には非常に適切なルールに思われる。それは，被害者の意図的な作為または不作為のみが補償を受ける権利に影響を与えるということを意味する。別の種類の過失－重過失または通常の過失－は，補償を受ける権利に影響しない。当然これは，不法行為責任の基本的な原則（「無過失」責任を含む），すなわち，被害者に過失，とりわけ全面的過失，がある場合は補償を受ける権利に影響するという原則から明らかに逸脱している。運転者の責任に影響を及ぼす寄与原因のこうした限定は，原子力活動に内在する高いリスクがおそらく動機になっており，運転者の責任の「絶対的」な性格に合致している。反対に，ある個人が部分的にではあっても，意図的に原子力事故の原因に寄与した場合には，補償の理由はまったく見あたらない。

この点について，ＶＣは明確ではない。Ⅳ条２のもとでは，被害者の意図的な過失に限らず重過失も補償を受ける権利に影響を与え，管轄裁判所が適用する法律次第では補償が却下または減じられる可能性がある。このルールは満足すべきものとはみなし難い。これは，先に論じたいくつかの条約に比べると，（１）被害者の保護を弱め，（２）均一性を妨げ（３），裁判所の解釈に大きく余地を与えるものである。ＣＬＣのⅢ条３およびＣＲＴＤの５条５にも同様の考え方がみられるが，管轄裁判所の法律には委ねていない。これらの条約が言及しているのは「重過失」ではなく「過失」であり，すなわち，責任の一層の軽減を意味する。この点は，先に述べた規則性と合致する。

D．責任集中

原子力損害の責任を他者を排斥して原子力運転者のみに特定するルールは，ＶＣのＩＩ条５およびＰＣの６条（ａ），（ｂ）に規定されている。つまり，これらの条約のもとでは，運転者以外の者は原子力損害の責任を負わないことを意味する。このルールの例外が，ＶＣのⅡ条５の第２段およびⅣ条７，ＰＣの６条（ｂ）および（ｃ）の（ｉ）にある。こうした法律的な責任集中のルールの例外は，公的健康保険，社会保険，社会保障，労働災害補償あるいは職業病補償が原子力損害の補償を定めている場合，それらに関する国内法の規定にもみられる（ＶＣのⅨ条１，ＰＣの６条（ｈ））。

上記の条約による責任制度は，原子力損害の不法行為責任に関する特別な制度であるため，運転者に対する原子力損害の請求は，それぞれ当該の条約のルールにのみ基づいたものとなる。この点は，ＰＣの６条ｃ（ｉｉ）に，「運転者は，原子力事故による損害について，本条約の外でいかなる責任も負うものではない」としていることからも明らかである。

責任集中の同様のルールは，ＢＮＳＣのⅡ条２に規定されている。このルールは明快であり，「本条約で別段の定めのある場合を除き，運転者以外の者はそうした原子力損害の責任を負わない」としている。

責任集中は，不法行為法における既存の法律概念に反するものであり，原子力事故を引き起こし，あるいはその原因に寄与したある当事者が，みずからの過失－あるいは重過失さえも－の結果から逃れるという状況を生む可能性がある。これはその意味で，不法行為責任の分野における新たな概念ということもできよう。

法律的な観点からすると，責任経路の特定は，原子力活動による損害の大きさと，そうした活動にさまざまなかたちでかかわる者の財政能力とのあいだの不均衡が動機になっていると思われる。原子力施設の建設工事や運転に従事する者（建設業者，納入業者，運転者の従業員など）は，結果が予測できない原子力事故を引き起こすか，あるいはその原因に寄与する可能性を持つ。責任集中の考え方を支える別の主張は，さらに経済的な性格を持ったものである。原子力事故による損害の責任から開放されるためには，責任を負う者は，保険契約を結ぶまた

はその他の手段を通じて，多額の請求をカバーするために必要な資金を集めなければならない。責任のそうした財政的保護は相当なコストがかかるため，責任の財政的保護を確実に行うよう，原子力施設の運転にさまざまに関係する者に要求するのは，経済的な理由から正当化されない。しかし，原子力損害の責任は，財政的保護がなければ破滅的なものとなり（原子力施設の建設や運転への関わりを諦めさせる結果になりうる），さもなければ，「形骸化」してしまう。原子力運転者に対する責任集中はまた，原子力リスク保険の集中とその特化につながる。

さらに，ＰＣの「陳述」（項目15）が指摘しているのは，請求の相手を唯一に絞ることによって責任集中は，請求の処理手続が容易かつ簡素化されるという点である。相手はもちろん原子力運転者であるが，管轄裁判所の法律で規定されている場合は，運転者の責任をカバーする財政的保護の提供者に対しても直接請求することが可能である（ＶＣのⅡ条７，ＰＣの６条（ａ））。

ＩＡＥＡの作業部会と常任委員会では，責任集中に関して疑義が何度か唱えられた。そのほとんどは，工事や資材の欠陥を原因とする原子力損害であっても，ＶＣとＰＣのもとでは建設業者や納入業者が責任を負わないという点である。原子力施設の複雑さを考えれば，建設，納入，サービスなどの活動に関与する個人や組織が相当な数に達するであろうことは容易に想像できる。かりに，原子力損害に対して不法行為法による責任を課せば，これらの者は責任保険を用意せざるを得ず，サービス・コストがかなり上昇することになる。

ＶＣおよびＰＣのもとでの，運転者に対する原子力損害の責任集中は，それ自体，建設業者や納入業者によるあらゆる責任の回避を意味するわけでなない。これらの条約は，運転者の求償権を制限してはいるものの，排除してはいない。運転者はＶＣのＸ条とＰＣの６条ｆのもとで，契約によって明確に規定されている場合，あるいは原子力事故を意図的な作為または不作為によって引き起こした者に対してのみ，求償権を持つ。この意味するところは，原子力事故の被害者の請求を満たした運転者は，その者が結んだ契約の条件のもとで建設業者や納入業者に賠償を請求できる，ということである。

原子力責任条約に非常に厳格なかたちで組み入れられているこの責任集中の概

念は関心を集め，輸送過程での油汚染や危険物質による損害の責任に関してさまざまな国際的な規制に影響を与えた。ＣＬＣのⅢ条４および５では，責任集中をもっと緩やかなかたちでみることができる。関連条文は以下のとおり。

「４項：この条約以外のものにもとづいて，船主に対して汚染損害の補償請求を行うことはできない。本条５項を条件とし，本条約もしくはそれ以外のもとで以下の者に対して汚染損害の補償を請求することはできない。

（ａ）船主の使用人もしくは代理人，あるいは乗組員

（ｂ）乗組員以外で，船のためにサービスを提供するパイロットもしくは他の者

（ｃ）船のチャーター（裸用船契約を含む），経営，あるいは運航を行う者

（ｄ）船主の同意もしくは管轄当局の指示のもとにサルベージ作業を行う者

（ｅ）予防措置を行う者

（ｆ）ｃ，ｄならびにｅに記載の者の使用人もしくは代理人

ただし，損害を生じさせようとする意図もしくは，損害がおそらく生じることを知りながらの，それらの個人の作為または不作為による損害は除く。

５項：本条約は，そのいかなる部分も，第三者に対する船主の求償権を損ねるものではない」

原子力責任条約とくらべると，ＣＬＣのもとでの責任集中の原則はかなり弱められている。この条約は，汚染損害の責任を問われる可能性のある，船主以外の当事者を一括して除外するのではなく，責任集中によって保護される者（さまざまなかたちで海運事業に関係する者）を具体的に挙げている。このリストには，製造物責任ルール，すなわち原子力施設の納入業者と同じ法的基盤のもとで海上事故の責任を問われる可能性のある建設業者（造船所）や船舶機器納入業者は含まれていない。さらに，意図的あるいは無謀な行為によって原子力損害を生じさせた場合には，責任集中によってカバーされる者の責任は免責されない。原子力責任条約のもとでは，故意のみが，責任集中によってカバーされる者の原子力損害責任の根拠となる。最後に，ＣＬＣは，法律によるか契約によるかを問わず，「第三者」に対する船主の求償権を制限していない。

内容は多少変わるが，同じタイプの限定された責任集中を，ＣＲＴＤの５条６

～9とＨＮＣ条約案の４条４～６にみることができる。

原子力責任条約とＣＬＣ，あるいは上記に述べた他の条約が定める運転者（あるいは責任が特定される他の者）の責任制度は，関連条約の規定によれば排他的である。すなわち，原子力責任条約に関していえば，原子力運転者に対する原子力損害の補償請求は，不法行為法の通常のルールのもとで行うことはできない，という意味である。同じルールは，責任集中でカバーされる者の責任の免除にも適用される。これらは，「高リスク」活動がもたらす特定の社会・経済的状況に適応した新制度である。原子力責任の場合，そうした特定の新制度は，可能な限り完全なものにすべきであるが，事実は異なる。

原子力責任条約と，それからコンセプトを取り入れた他の条約のもとでのそれぞれの責任集中を比較してみると，絶対責任と免責についてのルールを先に論じた際に触れた規則性というものに気づく。特定の活動におけるリスクが高ければ高いほど，そうした活動の実施者に関する責任ルールは厳しくなる。この規則性は責任集中ルールにみることができ，確かにそれなりの論理を持っている。

Ｅ．因果関係

損害の責任の分野では，因果関係は二重の役割を担う。一つは，責任の条件となる客観的前提としてのものであり，もう一つは，責任によってカバーされる損害の範囲の決定である。さまざまな理論，たとえば，「必要条件（conditio sine qua non ）」，相当因果関係説（大陸法制度では広く受け入れられている），「近因(causa proxima）」説，あるいは「必要因果関係」説といったものを，ここで論じるのは適切ではなかろう。筆者はまず，法律に適用され，因果関係についてのいくつかの哲理を表しているとみなされているさまざまな原則が，実は責任のルールとしてその範囲を決定するためのものであるということ，そして，因果関係の法哲学的な部分は法律の外にある，との前提から出発することにする。民事損害賠償法の領域で因果関係が担う基本的な役割は，責任によってカバーされる損害の範囲を限定することにある。さまざまな法制度における因果のルールは，成文法[8] で規定されている場合もあれば，法廷がそれを判断する場合もあ

る。しかしいずれの場合も，このルールの意味を説明する上で法体系は重要な役割を担っており，その際，因果関係に関する法理が積極的に引用されている。ほとんどの場合，因果関係に関するさまざまなルールを適用してみたときの効果は似たようなものであり，ここ数十年，実際の運用面ではそれらのルールが一点に収束してきた感すらあるが，判断の難しいケースでは，ルール次第で異なる結果を生む可能性がある。

ＶＣ改正作業の目的は，原子力損害の第三者責任に関する特別な制度を設け，世界共通の統一的なルールを確立することにある。さらに，そうした制度によって，因果関係のルールも統一化し，問題の多いこのルールを，他の適用可能な法律（通常，管轄裁判所の法律）の判断に残さぬようにするという目的もあるように思われる。とりわけ，原子力損害に関するいくつか特異な点に目をやる場合，この問題はかなりの重要性を持つ。

われわれは，因果関係の問題を以下で分析するに当たり，広く受け入れられて評価も定まっている「必要条件（conditio sine qua non ）」テストを用いることにする。これは，事実にもとづく所与の状況をもとに，二重テストによって因果関係の分析を行うものである。まず，ある特定の事態（本論でいえば原子力事故）がある特定の結果（原子力損害）の「必要（sine qua non）」条件であるか否かを調べる。このテストの結果が否定的であれば，取り上げられている状況のこれらの要素間にはなんの客観的な関係も存在しないという結論を得ることになる。結果が肯定的な場合は，調査対象の状況におけるこれらの要素間には客観的なひとつの依存関係が存在するということになる。しかし，この肯定的なテスト結果それ自体は，責任の存在を判断するには不十分である。それには二番目のテスト－法律で規定され，因果関係の存在を法律的な意味で推定するために必要な特定の条件に対して，これらの原因と結果のあいだの関係が合致するかどうか－が必要である。

法的概念としての因果は，取り上げる責任が「無過失」責任である場合はその重要性が一段と高まる。過失にもとづく責任の場合，一般的な政策の上からも望ましいといえる損害回復のための賠償責任の範囲の限定は，過失の部分で発生す

る。この点については，責任を負う者の側の予見性が適用されるのが普通であり，それには主観的な要素が含まれる。リスク概念にもとづく厳格責任の場合，リスク活動と損害とのあいだの因果関係は，活動の実施者に対して損害の責任を課す上での十分かつ，事実上唯一の論拠となる。つまり，損害回復のための賠償責任の限定は，因果の部分においてのみ発生するということである。この点に関連して提案されているのは，「リスク内」の損害と「リスク外」の損害とを区別することによって，厳格責任がもとづくところの危険主義を因果の部分にまで拡大しようというものである(9)。しかし，そうした区別を行うには，その時点の知識水準と利用可能な科学データをもとにした予見性の基準に照らしてみる必要がある。

ここでＶＣに戻るが，同条約のⅡ条１に因果関係に関する不適切な規定がみられる。それからすると，運転者の責任は，その者の施設（ａ）で発生した原子力事故あるいは，その施設に関連して（ｂ）および（Ｃ）に記載される経緯の原子力事故をすべてカバーすることになる。同様の原則は，ＢＮＳＣのⅡ条１およびＰＣの３条（ａ）にもみられる。因果関係の「必要条件」テストでは，原子力事故が発生しなかったとしても原子力損害が生じたかどうかを検証する必要がある。答えが否定的であれば，原子力事故と原子力損害とのあいだの客観的な関係が存在するということになる。そして，これらの条約は，運転者の絶対責任によってカバーされる原子力損害の適格性を判断する基準を示していないことから，われわれは結論として，「必要条件」テストによって原子力事故によるものと判断されたいかなる原子力損害も，当該運転当事者の責任（条約が規定する免責条件付き）によってカバーされる，と解釈せざるを得ない。条約の関係部分を調べてみると，免責に関して各々の事態のあいだの因果関係は適格性を備えていることがわかる。ＶＣのⅣ条３は，「武力抗争・・・などの行為を直接の原因とする原子力事故」（ａ），「例外的な性格をもった重大な自然災害を直接の原因とする原子力事故」（ｂ）としている。同様の原則は，ＰＣの９条およびＢＮＳＣのⅧ条にもみられる。つまり，原子力損害を生じさせた原子力事故が例外的な災難（戦争，自然災害）によって間接的に生じたのであれば，その原子力損害は運転者の

責任によってカバーされる，ということになる。上記の条約で運転者の絶対責任を規定する条項に用いられている因果関係に関する原則と，免責条項に用いられている原則とを比較してみると，そうした免責を条件とする運転者の責任は，「必要条件」テストを用いると，原子力事故によって引き起こされたとみなされる原子力損害をすべてカバーすることになり，事故によって「近因的に引き起こされた」か事故の「自然な結果」とみなされる損害だけではないことがわかる。さらに，生命や財産などに対する原子力事故のありうる結果として事故当時に合理的に予見されえなかった原子力損害までも含むことになる。

この問題のもつ意味あいは，1947年のテキサス市の災害として知られる事例によってこれまで十分説明されてきた(10)。港で「硫安」の積みつけ作業を行っていたフランス船「グランキャンプ」の船上で火災が発生，それがもとで貨物が爆発を起こし，街のかなりの部分を破壊して数百人の命を奪った。事故当時に存在した知識では，「硫安」は可燃性ではあるが爆発はしないとみなされていた。しかし，非常に特殊な状況にあって（火災による船倉の高圧，高温化），爆発しうることがわかった。船主に対する訴訟を担当した連邦控訴裁判所は，爆発は予見しえなかった（確率テスト）ものである以上，船上火災（船主の過失）の自然の結果とはみなしえず，したがって，爆発による損害は船主の責任によってカバーされない，との判断を下した。つまり，法律上は，船主（もしくはその使用人）の過失行為と爆発による損害とのあいだの因果関係は認められなかった，ということになる。

長期的な影響を含め，電離放射線のもたらす損害結果をわれわれはすべて知り尽くしていると言えるだろうか。運転者の責任の根本的な論拠である因果関係に「必要条件」ルールを適用すると，現時点では知られていない原子力事故の影響がすべてカバーされることになる。そして，原子力責任条約が論議された時点（1950年代末）では，この考え方は概ね受け入れられていた，と言わねばなるまい。当時は，被害者の保護が主要な関心事であり，放射能の影響についての知識水準も今よりも低かったことを思えば，それよりほかに考えられない。

原子力責任についていえば，この問題が深く論じられたことはない。なぜなら，

かなりデリケートなこの問題は，一般の法律に任せるべきであるとの全般的な印象が行き渡っていたからである(11)。その意味で，問題は存在しないと言いくるめることもできよう。これまで説明してきたさまざま理由によれば，そうしたアプローチに疑問を呈することが可能である。因果関係のルールは，責任制度の基本的な要素であり，その意味で，国際的な統一性を確立すべきものである。事実，ウイーン条約にはそうしたルールが組み込まれている。しかし，その考え方，とりわけ，運転者の責任を，予見性テストによる条件を満たした原子力事故の損害に限定せずとすべきかどうか，という点に検討を加えることもできよう。

このジレンマの解決は，一般に受け入れられている補償の概念に大きく左右されるとわれわれは考える。運転者の民事責任によってカバーされる損害については，限定的なアプローチが賢明であろう。その場合，客観的要素（利用可能な科学データ）にもとづく予見性テストを用いて，運転者の「リスク内」にある損害と「リスク外」にある損害とを区別する必要がある。それによって，予見可能な損害のみが運転者の「リスク内」にあるものとしての条件を満たして，運転者の絶対責任によってカバーされることになる。この点に関しては，保険がかなり重要な要素となる。なぜなら，運転者の責任は強制保険によってカバーされ，保険者は保険料算出のために，受け入れるリスクの概算見積だけでも出さねばならないからである。純然と経済的な理由からすると，責任の範囲を決定するにはさまざまなテクニックが必要とされる。そのひとつは，原子力事故のもたらす予見不可能な結果を除外することである。

ここで論じている問題の重要性は，運転者の責任の限定と密接に関係している。運転者の責任が無制限であれば，原子力事故とその予見不可能な結果とのあいだに法律的な意味で存在する因果関係を受け入れることは，運転者の責任を大幅に拡大することになる。運転者の責任が一定の金額に限定され，請求金額がそれを超える場合，予見不能な損害を補償可能損害として認めると，予見可能な損害の補償を求める者の取り分が相当減る可能性がでてくる。

この論法を進めると，因果関係を原子力運転者の民事責任における一つの重要要素とみなした場合，運転者の責任によってカバーされる原子力損害は，予見可

能性テストを用いた適格性評価の対象にすべきである，という結論に達する。実際的な観点からすれば，運転者あるいはその保険者または保証人による補償を民事法のもとでの公的基金によって補うという別のアプローチを用いるべきではない。原子力事故の予見不能な結果は，おそらく「通常の損害」のひとつと見なしうるものであり，民事法の枠内では回復されず，国際法の枠内での施設国の国際的な責任の対象となる。

Ｆ．有限責任

運転者の第三者責任額を制限するという，ウイーン，パリ，ＢＮＳＣの各条約にみられる全体的な考え方は，海事法（船主責任の限定）に古くからあるもので，他の分野の法律（例：航空法）でも知られている。さらに，大災害的な損害リスクをもつ活動の責任に関連した近代の国際条約にもみられる（ＣＬＣのＶ条，ＣＲＴＤの９条，ＨＮＳ条約案の６条）。輸送契約のもとでの輸送者責任の金額制限は，輸送に関する国際法のさまざまな部門で広く適用されている。

損害の完全補償は，不法行為法における基本原則の一つとみなされている。実際には，この原則は例外が多く，そのため，ルールというよりそれ自体がひとつの例外であるともいえる。例外には，概念として受け入れられている補償可能損害や，因果関係アプローチ，時間的制限など，免責の根拠となるものがある。したがって，金額による責任の制限は，完全補償原則を弱めるさまざまな法的手段のひとつに過ぎないが，しかし，もっとも批判の対象となっているものの一つでもある。

責任を制限するという考えは，さまざまな論拠を土台にしている。海事法においては，保護主義的な立場からのものもあれば，一般政策的な論拠とみなせるものもある。同じことは，原子力法における責任の限定についても言えよう。

ＶＣのＶ条（１件当たり最低500 万ドル金価値），あるいはＰＣの７条（ａ）および（ｂ）（1,500 万ＳＤＲ，ただし最低500 万ＳＤＲ）で受け入れられている運転者責任の法外に低い限度額は，原子力産業のきわめて初期の発展段階ですら，保護主義的な措置とみなされたかもしれない。しかし，この主張はもはや有

効ではなく，これらの金額の大幅な引き上げが提案されている（保険可能限度に相当する１億 5,000万～２億ＳＤＲの金額が引き合いに出されている）。原子力損害の民事責任制度改正において，運転者の責任の金額制限を存続させるべきかどうかという問題も残る。一部の国における原子力関係の国内法にみるかぎり，この種の責任に金額限度はおかれていない。

次は一般政策的な論拠に触れてみたいと思う。責任限度の概念は危険主義にもとづいたものであるというのが，これまで概ね受け入れられてきた考え方である。ある特定の活動に付随するリスク，つまり，活動の展開に脅威となりうるリスクは，活動から恩恵を受ける者のあいだに適切に分散すべきである。原子力施設の運転に関連する第三者責任リスクは途方もないものであり，しかも，クリーンな原子力エネルギーの生産によって恩恵を受けるのは社会全体である以上，そうしたリスクは運転者だけに背負わせるべきものではない。ＶＣとＰＣはそれぞれ，運転者の責任に対する強制の財政的保護（保険その他の財政的保障）を定めており，責任リスクの金銭的負担は，そうした保護のコストで表現される。原子力リスクの大きさ（いずれにせよ，保険者は保険料算出のためにリスクを見積る必要がある）を考えると，運転者の無制限の責任が保険などの財政的保障措置によって完全にカバーされるかどうかは疑わしく，また，運転者の責任が無制限の場合でさえ，運転者に求める財政的保護の限度を法律で定める必要があろう。ＶＣおよびＰＣでは，運転者の責任限度は，同時に，運転者が求められる財政的保護限度でもあるが，しかし，原子力運転者の責任を保険によってカバーするのはある一定の額まで，という別の解決法（例は，他の分野にある）も容易に想像される。これを原子力運転者の責任に適用した場合，原子力損害に対する請求で，財政的保護の金額は超えるが運転者の責任にはカバーされるものは，完全な補償は不可能で，また同時に運転者にとって破滅的なものとなりかねない。これは原子力産業の信頼性を損ねることになり，絶対に避けるべきである。ここに，施設国の役割がでてくる。すなわち，保険または運転者の財政的保障による被害者のための補償を補完するための，基金提供のかたちでの介入である。

責任額を限定するという概念は，責任リスクを生じさせながらも社会全体に有

益な活動を行う者に与えられる一種の特典として認識すべきものである。これは，主要な一般政策的論拠とみなしうるものであり，さまざまな分野に導入されてその妥当性が示されている。第三者責任（不法行為責任）の全体的な限度としての限度特典は，無条件，すなわち，恩恵を受けることのできる者の行為に関係なく与えられてはいない。つまり，限度の「変則性」である。「高リスク」活動に付随する責任の国際条約には，それぞれ，変則性の原則が次のように述べられている。

a）ＣＬＣのＶ条２：「船主は，同者が損害を意図的に生じさせようとして，あるいは損害がおそらく生じるであろうことを知りながらそれを無視して行った個人的な作為または不作為によって汚染損害が引き起こされたことが立証された場合，本条約のもとでの同者の責任を限定することは認められない」

b）ＣＲＴＤの10条１：「輸送者は，同者個人もしくはその使用人または代理人が損害を意図的に生じさせようとして，あるいは損害がおそらく生じるであろうことを知りながらそれを無視して行った作為または不作為によって損害が引き起こされたことが立証された場合，本条約のもとでの同者の責任を限定することは認められない。ただし，使用人または代理人によるそうした作為または不作為の場合はさらに，それらの者がその雇用関係の範囲において行動したものであることが立証されることを条件とする」

c）ＨＮＳ条約案６条２は，ＣＬＣのＶ条２と同一の表現を用いている。変則性に関する非常に似通った表現は，1976年の「海事債権についての責任の制限に関する条約」（ＣＬＬＭＣ）の４条にもみられる。

ＣＲＴＤの場合は，輸送者の使用人ないし代理人の過失まで含めているために変則性の規定はいくらか拡大されていて例外だが，他の条約は，責任を負う一個人の「高度な」過失（意図的もしくは無謀な不法行為）の場合の変則性に限定している。法人（企業）の場合，企業の機関としてその企業の名のもとでの活動を認められているとみなされる者の過失のみがカバーされることになる。

責任限定の変則性については充分な正当化が考えられる。基本的な考え方は，あらゆる健全な法制度がその基盤をおくべき，純粋に論理的なものである。責任

の制限は，特定のリスク活動を行う者に対してそのリスクを軽減する目的で与えられる特典である。したがって，無謀な不法行為によって損害リスクを高める者，あるいは意図的に損害を引き起こす者に対して限度の恩恵を与えることは，理屈に合わず，また責任限定の目的に反するものとなる（この後者については，リスクを云々することはまったく不可能である）。そうした者に対して責任限度の恩恵を与える法律は，さらに倫理規範にも反するとみなされうる。

海事法では，その予防的な働きがある程度認識されていることから，限度の変則性は維持されている。ときに論議の的にはなるものの，船舶の技術的状態，乗組員の配置，設備などの事柄に関して船主が適切な措置をとる上で，変則性ルールがひとつの動機になっているとする主張もある。いずれにせよ，海事法において，変則性ルールは「法律の死語」とはなっていない。その適用に関して，ときおり法的な議論が持ち上がっている。

上で述べた条約に含まれるルールを忠実に手本とした変則性ルールを改正ウイーン条約に組み入れるべきである，というわけではない。しかし，意図的に原子力損害を引き起こした場合ですら運転者の責任の限度特典を与える（ＶＣとＰＣ双方の現在の条文からするとそうなる）ことは，「法律の内部的倫理性」の原則と両立しない，とみなされかねない。社会的な機能を無視するのは，法律に対する「テクノクラート的」アプローチの典型である。それはさらに，「汚染者負担」の原則とも矛盾する。

したがって，運転者の責任限度という概念を改正ＶＣで存続させるというのであれば，それにふさわしい変則性ルールを組み入れるべきである。原子力の安全性と査察に関する拘束性を持った規定を運転者が意図的に無視（安全性の節約）したことが立証された場合にのみ，限度の特典を運転者から取り上げるべきであろう。それにより少なくとも，運転者の無限責任を支持する者の主張を一部満足させることにはなり，折衷案的な解決法とみなすこともできる。運転者の無限責任は，公的基金による財政的保障措置によって完全にカバーすべきである。その場合，施設国の拠出による公的基金の活用は，運転者の行為に対する適切な監督の欠如という推定の上に立つことになる。

条文への変則性の組み入れに関する常任委員会の論議では，それが請求処理を複雑化し，解決を遅らせかねないという反対論が出された。しかしこれは誤解であろう。条約（あるいは国内法）が定める限度までの運転者の責任は，客観的（免責を条件）なものである。原子力損害と原子力事故とのあいだの因果関係が立証されている場合，被害者は，運転者の責任限度まで補償を受けることができ，そうした補償は，運転者によって，あるいは無条件に有効でなければならない財政的保護（保険，保証，国の基金）によって提供される。請求額が責任限度を超える場合に限り，運転者がみずからの行為によって限度の恩恵を取り上げられているという証明を必要とすることになる。

金額による責任の制限という概念は，原子力運転者には都合がよいが，原子力事故の被害者の立場からすると数々の問題がある。それは，原子力損害の補償の減少だけでなく，この少なくさせられた請求の処理が責任配分手続きによって遅れる可能性がある。請求額の総額が運転者の責任限度を超えるようであれば，請求通りの処理は不可能である。その場合，有限な基金を設け，すべての損害の請求を寄せ集めて立証し（特別な手続きを通じ），関係規定にしたがって配分を行う必要がある。海事法において責任の総額限定の適用に経験を持つ者なら，配分手続きを行って有限な基金から支払を行うまで，何年もかかることは知っている。原子力損害の請求の場合，こうした手続きはさらに複雑化する。問題は，死亡あるいは身体的損傷に関する訴えが30年間のあいだに出された場合の取り扱いにある（1991年４月２日，ＩＡＥＡ事務局が作成した「原子力損害の民事責任に関するウイーン条約改正議定書」の７条を参照）。そうした長い期間を経た後に表面化しうる原子力損害の請求も，有限な基金によって解決すべきものである。そうなると，裁判所は配分を行う際，かなりの金額を別にとっておき，電離放射線の被害者から何年も後になって持ち出される可能性のある訴訟のためにそれを配分せざるを得ない。有限な基金の配分が何十年かにわたって続くであろうことは容易に想像できる。さらに，常任委員会で一部の代表が示唆しているように，補償可能な原子力損害という概念に純粋に経済的な損失や倫理上の損害をも含めるべき（管轄裁判所の法律でそのように規定している場合）とするなら，原子力事故

の直接的な被害者に有限な基金がほとんど残らないであろうことは想像に難くない。その上，少なくなった補償を得るまで相当待たなければならない。一方では，経済的要素（保険コストなど）を考慮した限度設定によって運転者の責任限度を維持すべきであるとの要求－他方では－補償可能な原子力損害の概念と訴訟期限を拡大すべきであるとの要求があり，これらのあいだに矛盾が生じている。　補償が原子力運転者自身が準備した基金からのみ行われるのであれば，そうした運転者の責任を制限することはすでに説明した理由によって正当化できる。しかし，運転者による補償が施設国（または他の国々）の拠出による公的基金によって補完されるとなると，責任限度の原則そのものに疑問が少なくとも生じると思われる。なぜなら，施設国はこの方法によって，補償の財政的負担のうちで運転者の手に負えないこの部分の引き受けに同意するからである。なぜ，補償の一部のみを引き受けるのかという疑問が生じよう。この問題は，公的基金による財政的保護のところで取り上げることにする。

責任限度の概念を改正ウイーン条約に存続させるのであれば（いまだに強い支持を得ているようである），責任限度を高めに設定し，有限な基金の配分にからむ厄介な手続きの可能性を軽減する必要がある。これは，運転者の責任限度を，民間基金（保険，保証，業界プール）と公的基金（施設国による補完的補償）の双方によって提供される財政的保護の限度と等しくすることによって実現できる。その場合，運転者の責任限度を，10～20億ＳＤＲ程度に設定できれば，責任限定手続きの必要性は大災害的な原子力事故の場合にのみ生ずることになる。運転者が負うリスクはそれ以上増えない。なぜなら，施設国が補完基金を提供しないかぎり，運転者が義務づけられている財政的保護の限度を超えて運転者に請求を行っても，そうした請求は実施不可能だからである。

２．運転者責任の財政的保護：段階制度

Ａ．民間基金

ウイーン条約（Ⅶ条），パリ条約（10条）およびＢＮＳＣ（Ⅲ条２）は，原子力運転者に対して，責任をカバーする保険またはその他の財政的保障を保持する

義務を課している。これは，先に述べた損害賠償法の展開に合致し，個人責任が集団による補償にとって代わったものであるといえよう。責任のある者による保険またはその他の財政的保障を保持する要件は，個人的な「高リスク」活動に付随する損害の責任に関する他の国際条約にみることができる（ＣＬＣのⅦ条，ＣＲＴＤの13条，ＨＮＳ条約案の10条）。しかし，それで気づく点は，原子力責任条約は，保障の金額，形態，条件の設定を施設国に任せており，他の条約はこの点に関してさらに具体性を持っていることである。そこでは，保障は当該の条約にある責任限度まで提供されるものとし，保険者または保証者に対する直接請求とこれらの者が用いうる抗弁についてのルールを盛り込んでいる。

強制的な保険またはその他の財政的保障の主な狙いは，補償を迅速かつ容易に手当することのできる資産を確保して，原子力事故の被害者を保護することにある。責任保険はもちろん，もっとも重要であるが，他の形態の保障措置も認められている（ＣＲＴＤのⅦ条１は，「銀行の補償もしくは国際的補償基金による証明」としている）。にもかかわらず，責任保険は最も便利な手段であることはこれまで立証されてきており，理由は，それが十分発展してきた概念であり，そのコストが保険市場によって決定されるものだからである。油や危険物質などの国際的輸送に付随する責任ルールに関する論議では，不法行為者（運転者，船主，運送者など）の責任を，それらの者が自己の費用によって用意した保険によって完全にカバーすべきである，との前提に立って，責任を負うべき者が負担する責任保険の「妥当な」コストを，責任限度を設定する主要な目安とみなしてきた。実際のところ，この問題は，非常に主観的でそれがゆえにかなり非現実的な方法によって決定される「保険可能性限度」という言葉の裏に隠されてきた。事実，さまざまな経済部門と関連するいくつかの保険分野では，保険可能性限度に関する目安はさまざまであり，それは，用いるテクニックと再保険の範囲に左右されるためである。保険可能限度は，非常に曖昧なものであり，実際に重要なのは，リスク活動を行う者に法律が課す保険のコストである。

３つの原子力責任条約（ＶＣ，ＰＣ，ＢＮＳＣ）は，そのすべてが，保険者または保証者に対する被害者の直接請求を，適用可能な国内法の規定に委ねた。こ

こでもまた，原子力責任に関するルールは関係当事国の国内法とは可能なかぎり独立した，統一的ルールの特別な制度とすべきである，という原則からの逸脱がみられる。原子力運転者の補償にかわって責任保険の保険者が補償を行う，との前提に立った場合，保険者やその基金に対して被害者が直接請求するというのはきわめて当然である。保険法においては，保険者に対する直接請求の歴史は古い。直接請求は，通常，保険者が快諾しない傾向にあるが，集団補償概念の重要要素としての強制責任保険と常にかかわりを持っている。

先に述べた国際輸送条約における直接請求規定はまた，保険者や保証者が用いうる抗弁にも触れている。運転者による補償の代わりとなる，保険または保証による財政的保護の効力を確実なものとする意味で，保険者（または保証者）の抗弁は，運転者が用いうる抗弁（保険者がカバーする運転者の責任限度まで）に限定すべきである。つまり，保険契約または保証契約にもとづく抗弁は，原子力事故の被害者との関連で保険者が用いることができない，という意味である。これによって，運転者の行為に関係なく，責任保険による被害者の保護は絶対的な有効性を持つことになり，そこで保険者の立場は保証者のそれに等しくなる。当然のことだが，運転者の不適当かつ無責任な行為が引き起こした事故については，保険者は運転者に対して請求権を留保することができる。

ＶＣ（Ⅷ条）とＰＣ（10条）のいずれにも，この点についてのルールは盛り込まれておらず，財政的保障措置の形態と条件は施設国（ＰＣでは「管轄当局」）が定めるとしている。これは満足できる解決法とはみなせぬものであり，財政的保障措置が請求を満たすに不十分な分に限って施設国が補償請求に対する支払を保証する，と規定しているのはＶＣだけであることを考えれば，なおさらである。ＰＣには，これに相当する規定がない。

この問題に関して模範的なルールとみなせるＣＲＴＤの15条は，次のように規定している。

「１．５条および６条のもとでの補償請求は，輸送者の責任の財政的保障を提供する保険者または他の者に対して，直接行うことができる・・・。

２．本条１項に述べる事例において，被告は以下を用いることができる。

（ａ）輸送者がその責任を限定する適格性があるかどうかにかかわらず，輸送者に適用可能な９条のもとでの責任限度

（ｂ）輸送者の破産もしくは整理解散以外で，輸送者であれば行使権利を持っていたであろう抗弁。

被告は，輸送者から被告に対して訴訟手続きを起こした場合に，被告が行使権利をもっていたかもしれない他のいかなる抗弁も用いることはできず，また，保険契約または他の財政的保障のいかなる規定に対しても異議を唱えることはできない。

３．被告は，いかなる場合においても，輸送者が訴訟手続きに加わるよう求める権利を有する。」

原子力運転者の責任をカバーする強制保険又はその他の財政的保障は，民間基金による財政的保護という，さらに一般的な枠組みのもとで論じなければならない。ＶＣとＰＣは，運転者に義務づけられる財政的保障の形態について，その判断を施設国に委ねている。財政保障の形態としてもっとも一般的な保険もしくは銀行保証は，この目的に役立つ唯一のものではない。原子力リスクの性質（滅多には起こらないが，予見不可能で大惨事に至る事故）を考えると，業界プールというものを財政的保障のひとつの適当な手段とみなすこともできる。それによって多額の資金を集め，大災害事故の被害者の適切な補償に当てるわけである。運転者によるプールは，保険や保証（第１段階の財政的保護）による財政的保障を補完することはできるが，この種の財政的保障は，即時的な資金性を持った保険や銀行保証ほど効果的ではない。民間基金による財政的保護の上限と第１段階の財政的保護の限度の設定は，施設国に委ねられるようが，この後者の限度は，関連する国際条約で決定された限度を下回ることはできない。この限度については，１億 5,000万～２億ＳＤＲという金額が示唆されており，事故１件当たりでこの金額までの原子力責任リスクは，世界の保険市場で確実にカバーできると思われる。

業界によるプールは，前提として，関係する運転者のあいだの高い相互信頼と，

利害を共有することによる連帯精神を必要とする[12]。その意味からすれば，プールが基盤とすべきは，世界的に適用された国際条約ではなく，運転者間で結ぶ私的な契約である。しかし，上述の前提条件が存在する特定の国の間では，それぞれに政府が決めた条件のもとで，政府がその権限下にある運転者に対して，他の運転者とプール契約を結ぶよう義務を課すことに同意することができる。それぞれの国はこの方法によって，その領域内または権限のもとで運転される原子力施設のリスクを分散させることが可能になる。ともあれ，ＶＣのⅦ条（第二文）を拡大して，業界のプール（存在する場合）による財政的保護も含める必要がある。一言でいえば，施設国は，手段は何であれ（保険，銀行保証，プール），運転者による財政的保護の有効性を法律が定める限度まで保証すべきである。そうすれば，運転者の責任に対する財政的保護のそうした手段に関して，その規定や条件の監視に当局の関心を向けさせることができる。

Ｂ．公的基金

ＩＡＥＡの常任委員会において大方受け入れられている現在の考え方によると，民間責任制度による原子力事故被害者の補償は，施設国あるいは，おそらく国際的連帯精神に貢献する他の国々による公的基金無くして十分なものとはなりえない。このことはすでに，原子力損害に関するパリ／ブラッセル補償制度（ＢＳＣによって補完されたＰＣ）に示されている。かりに，チェルノブイリと同様の原子力事故がパリ／ブラッセル制度の適用領域で発生したとするなら，補償の大半は公的基金によってカバーせざるを得なかったであろうし，ましてや，現在の補償限度（３億ＳＤＲ）では，補償を満額行ったとしても，原子力損害のほんのわずかな部分しかカバーされなかったはずである。この制度の構造，そしてそこから提供される補償の限度が，本論における問題の包括的な解決にふさわしい手本となりうるかどうか，検討する必要がある。

パリ／ブラッセル制度によると，公的基金（施設国と国際プールによるもの）による補完段階の補償は，ブラッセル補足条約のもとで提供されるが，基本条約が関与するのは民間基金による補償だけであり，これは甚だしく不十分な可能性

がある。しかし，ＢＳＣを受け入れるかどうかは，基本条約の締約国の選択に任され，国際プールへの拠出の方式にそれらの当事国が同意するかどうかにかかっているが，これは反対に逢っている。

補償制度の立法構造の代替案として出されているのは，原子力事故の被害者に対する最低の財政的保護は民間基金と公的基金を組み合わせたものから提供すべきである，というものである。となると，公的基金による補償規定を基本条約に含めなければならない。すなわち，民間基金による財政的保護の限度を超える請求に対する追加の財政的保護として，施設国の公的基金による補償規定を条約に組み込む，ということである。ウイーン条約の目的は，原子力責任ルールの基準を確立して，原子力事故の被害者に対する財政的保護の最低線を確保することである以上，進められているこの条約の改正作業は，想定する補償制度の基本要素（民間基金と公的基金）を含んだ「母体」条約というものを目的とすべきであり，その点については広く合意の成立が可能である(13)。この母体条約は，検討が進められている原子力安全条約と同様，原子力施設保有国に対して受け入れを強く求めるべきである。なぜなら，これらの条約はそれぞれ，原子力の安全性と原子力事故の被害者に対する財政的保護に必要な国際的基準を定めるものだからである。

運転者の責任に対する財政的保護の提供については，経済協力のもとに結びつきを持つ特定の地域または国グループに属する国々の間で集団的な基金に合意することで，施設国による公的基金の役割が大きく増大する。そうすれば，小さな国や経済弱国の財政的能力を大きく上回る多額の資金を集められる。これを，母体条約を補完する条約に盛り込むことは可能で，そこで定めた条件にもとづいて，特定の国グループの個々の利害をしかるべく考慮しながら施設国が負うリスクを他の国々に分散させる（プール，統一基金などの方法で）わけである。運転者の責任限度に関する原則を母体条約に存続させるのであれば，その場合，運転者の責任と第１段階の財政的保護（保険，保証）の最低限度も設定することになるが，補完条約では最高限度を設定することができる。これは，原子力事故による損害の程度が，その影響を受ける地域に大きく左右されるため（人口密度，富の蓄積，

全般的な生活水準等の要因），いずれにせよ正当化されるであろう。しかし，施設国による公的基金への参加を，さらに大きな規模の国グループの集団的基金で補強すると，相当な規模の資金能力を生み，責任制限の原則を放棄することが可能になる。簡単に言うと，運転者の責任は限定されず，そのかわり運転者は，法律に定める限度まで財政的保護を提供しなければならないということである。この限度を超えると，施設国は，請求の超過分をカバーするための基金を提供しなければならないが，それと同時に，集団基金への合意をベースに，他の国々による拠出金に対して権利を持つことになる。

施設国の保証を得，国グループによる集団基金で補強した原子力運転者の無限責任というアイデアは，さまざまな長所を持っている。まず，受け入れられているかどうかは別として，すでに広く認識されていることは，重大な原子力事故の場合に政府が介入せざるを得なくなる，という点である(14)。したがって，そうした介入の枠組みを確立するのが望ましいであろう。そうすれば，責任制限を原子力の責任に適用すると必ず生ずる，請求処理にかかわる実務面での厄介な問題が回避できる。請求はまず民間基金によって，次に公的基金によって，処理される。国家責任を越境原子力損害に持ち込もうとする執拗な提案は，民事責任制度によって国外および国内双方の請求に対して十分な補償が提供されるため，その意味あいを大きく失うことになる。民事責任制度と国際間の国家責任制度を組み合わせると，それらが異なる範ちゅうの被害者を対象とするため，被害者間の扱いが不公平となる。国際間の国家責任は，越境被害の請求（基本的には，海外の請求）のみを対象としているが，民事責任制度のもとでは，請求者はすべて同じ扱いを受ける。原子力事故の場合，被害者の大半が施設国の住民であることが予想されるが，集団基金はそのため，被害国に対する国際援助とみなすこともでき，国際的な連帯精神に完全に一致することになる。施設国からの公的基金とさらに集団基金によって保証された運転者の無限責任という概念を実現するには，そうした精神と広い支持が必要とされる。

最終的に，限定補償の原則が望ましいということになれば，公的基金による財政的保護の限度は，民間基金による財政的保護の限度の少なくとも二倍にすべき

である。後者の限度を５億ＳＤＲ（第１段階の財政的保護による２億ＳＤＲと業界のプールからの３億ドル）に設定できるとすると，施設国は10億ＳＤＲ以上ということになる。これによって，民間基金と公的基金によってカバーされる運転者の責任限度は15億ＳＤＲとなる。

重大な原子力事故の場合，公的基金の保証のもとでの施設国の負担分は，運転者から回収はされず，納税者に対する財政的負担となる。すなわち，原子力活動に付随する責任の財政的負担は，経済的な理由から運転者によっては解消されずに，より広範に社会が負担することになる。これは，被害者を補償の無いまま置き去りにせず，社会的な正義と連帯の原則に沿ったものと言えよう。

Ｃ．段階制度

提案の補償制度は，簡単明瞭かつ極めて柔軟性の高いものである。基本は，運転者の責任であり，責任が限定されるか無制限となるかは，その点についての最終的な判断次第である。この枠組みのもとでの補償は，２つの主要な段階によって提供される。運転者が提供もしくは用意する民間基金と，施設国が提供もしくは用意する公的基金である。これらの段階の下に，地域的条件や他の既存の可能性をもとに副段階（第１段階のなかでの運転者のプール，第２段階での国のプール）を設ける。これによって，４段階の補償制度となる。

母体条約では，第１段階における主要な財政的保護（保険または保証）の最低限度と，保証の最低上限（運転者の責任限度に等しい）のみを設ける－ただしこれは，運転者の無限責任と損害の完全補償に関して合意が成立しない場合である。この枠組みのなかでは，民間基金と公的基金それぞれによってカバーする運転者の責任の割合は，各国の国内法によって自由に決定できるようにする。運転者の責任が民間基金によってまるごとカバーできる場合，第２主要段階（公的基金）にはまったく手をつけない。しかし，いずれにせよ，施設国は民間基金の財政的保護の有効性を保証することになる。

運転者に対する請求が民間基金による財政的保護の限度を超える場合，施設国は請求の超過分をカバーするための公的基金を提供する。この財政的負担を軽減

するために他の国と集団基金の合意を結ぶかどうかは，それぞれの国の判断に任せられる。ただし，他の国から拠出金を集め，それを請求処理に提供することは，関係する施設国の義務である。

Ⅲ　結論

1．ウイーン条約が定める民事法における原子力損害の補償は，運転者の個人責任にもとづくものであり，1段階の財政的保護－運転者による保険またはその他の財政的保障）によってカバーされている。この方法では，重大な原子力事故の被害者に対して十分な補償をおこなえない，と認識された。

2．国は通常，原子力エネルギーの生産に関してその促進と開発に深くかかわっている（米国はひとつの例外であろう）。したがって，施設国が提供する公的基金は，運転者の責任に対する第2段階の財政的保護として民間基金による補償を補完するものといえる。この義務は，「母体」協定とみなされる改正ウイーン条約によって施設国に課すべきである。

3．二つの段階による財政的保護の能力は，プールに合意することで高められる。運転者レベルでは私的契約にもとづく業界プールであり，国レベルでは，国際条約にもとづく集団基金がそれである。

4．金額による責任の全体的な責任という概念は，もしそれを原子力運転者の責任に適用すれば－実際の適用においては－責任限度を超える請求処理にかなりの厄介な問題と遅延を生じさせることになる。民間基金による補償が公的基金によって補完されれば，責任と補償の金額制限の原則を放棄することも検討できよう。

5．最終的に，責任と補償の制限原則をこのまま維持させるということであれば，運転者の責任限度は，ふたつの段階による財政的保護の限度と等しくさせる。運転者の責任と，同者に求められる財政的保障との対応性はなくなる。運転者の責任を上限までにすれば，補償制度がしっかりしたものになる。

6．ウイーン条約によって，原子力損害の第三者責任に関するできるかぎり完全に特別な統一制度を確立し，その制度を，ウイーン条約締約国の国内法のルール

に優先させるべきである。これまでのところ，ウイーン条約はこの目的を達していない。施設国の管轄裁判所や国内法の手に委ねる（比較：Ⅰ条1（k），Ⅱ条7，Ⅳ条2，3（b），Ⅵ条1，3，4，Ⅷ条）ことは，できるかぎり制限すべきである。補償可能損害（倫理上の侵害，純粋経済損害など），因果関係（予見不能な結果），保険者に対する直接請求，被害者の行為，期間，といった定義などの重要な問題については，具体的かつ詳細なルールを条約に盛り込むことによって，国内法の適用を排除すべきである。

7．倫理上の侵害（死亡，身体の損傷の場合），純粋に経済上の損失，社会全体あるいは環境一般に対する損害のそれぞれに対する補償を可能とするために，補償可能損害の概念を拡大し，同様に，個人の請求期限を事故から30年に延長するという提案は，人道的な論拠からは正当化されるものの，金額による責任制限のルールとは矛盾する。なぜなら，それによって，事故の直接的な被害者の補償が相当減額され，請求処理が遅れるからである。そうした提案は，無限責任の概念とのみ，両立するものといえよう。

8．民事責任と国際間の国家責任は，それぞれ異なる被害者グループを対象としたものである以上，その両方の要素を組み込んでなおかつ矛盾のない原子力損害の補償制度を作ろうというのは，とういてい無理な話である。最善の解決策は，運転者の民事責任を改正ウイーン条約のもとでの公的基金によって補完することであろう。おそらく，民事法の枠組みのもとであらゆるの種類の原子力損害を手当することは不可能である。民事責任制度によってカバーされない原子力損害については，国際間の国家責任に関する個々の国際条約の対象とすることができよう。

〔注〕

(1) W. Friedmann「 Law in a Changing Society」1959年，ロンドン。個人責任の低下傾向は，さまざまな国の学者が法律論文のなかで取り上げている。特にフランス（A. Tunc とG. Viney両教授による研究）

(2) 危険および有害物質の海上輸送に関連する損害の責任および補償に関する条約案」（いわゆるＨＮＳ条約）を参照。現在，国際海事機関が検討を加えている。「責任と補償」という同じ表現は，危険廃棄物の越境輸送を扱うバーゼル条約（1989年）およびバマコ条約（1991年）にもみられる。

(3) ＩＡＥＡ作業部会に提出の1990年４月23日付「原子力損害の包括国際責任制度へのアプローチに関するカナダ代表団文書」，常任委員会第３回会合に提出の1991年４月11日付イタリア文書（ＳＣＮＬ（３）ＩＮＦ－２）およびオーストラリア提出の文書を参照。

(4) G. Handl「Transboundary Nuclear Accidents. The Post-Chernobyl Multilateral Legislative Agenda」（「Ecology Law Quarterly」, Vol.15, No.2, P.204)

(5) パリ条約「陳述」（３）を参照

(6) パリ条約「陳述」（48）を参照

(7) これらの条約に取り入れられた免責の表現は，多少異なる。「例外的，不可避的，不可効力的な性質の自然現象」としている。

(8) ポーランド民事法典 361条１では，責任は，損害を生んだ行為または懈怠の通常の結果のみをカバーする，としていることと比較。法学の観点からすると，この規定は因果理論として適切なものである。

(9) H. L. A. Hart ／A. M. Honore「Causation in Law」（Oxford, 1959年，257 ページ以降）と比較。

(10) 「米国海事事例」（1961 年，1082ページ）と，「ロイド法律論文一覧」（1961年，504 ページ）に掲載。

(11) N. Pelzer「 Uberlegungen zur Novellierung des atomrechtlichen H

aftungs-und Deckungsrechts in den 90er Jahren」（「Reformuberlegungen zum Atomrecht」R. Lukas監修，Koln-Berlin-Bonn-Munchen，1991年，497ページ）と比較。筆者は，ドイツ民事法が一般に認めている適切な因果関係を引合いに出したに留まる。

(12) 国際原子力産業リスクプール制度（項目3）に関する，IAEA常任委員会に提出の1990年9月26日付NEA文書を参照。

(13) IAEA常任委員会第5回会合に提出されたポーランドのSCNL（5）1文書を参照。

(14) 公的基金による原子力損害補償に関する，IAEA常任委員会に提出の1990年3月7日付NEA文書（2ページ）と，N. Pelzer「Regelung von Haftung, Deckung und Stillegungsfinanzierung」（1991年6月24～26日開催のNeuntes Deutsches Ato mrechts-Symposiumへの提出文書。1991年，論文集149ページ）と比較。

・ウィーン条約改正に関し進行中の交渉における環境破壊・予防措置など損害の概念の改訂－ その比較における諸側面

ルスタン（スウェーデン）

目次

1．はじめに

2．原子力法分野の現行民事責任条約における損害の概念

2.1.　パリ条約

2.2.　ウィーン条約

3．ＩＡＥＡ常設委員会が検討した条約草案における損害の概念

4．環境破壊を含む損害の概念を扱ったその他の第三者責任制度

4.1.　油による汚染損害と予防措置の補償

4.1.1.　全般的背景

4.1.2.　ＣＬＣおよび基金条約における汚染損害の定義

4.1.3.　1984年議定書の修正定義

5．原子力法分野における損害の概念の定義修正および改訂の実行可能性

5.1.　総論

5.2.　各国内法もしくは今後の条約自体における損害の概念の規制

5.3.　環境破壊の補償は私法制度の枠組みで行えるか？－その諸問題

5.3.1.　海洋環境自体の損害

5.3.2.　純粋な経済的損失
5.3.3.　予防措置のコスト

6．見解および結論の要約

7．資料

1．はじめに

ウィーン条約の改正に関して進められている交渉において現在検討されつつある重要性の高い問題の１つが，損害の概念に関するものであることは疑いのないところである。現行の原子力損害の概念に含まれているのはどのような内容か。たとえば，環境破壊に対して補償を行うべきか，予防措置を講じるうえで負担した費用の回復は可能か。もしこれらの答えが否であれば，今後かかる損害およびコストを含めるようこの分野の民事責任制度を拡大していくのが可能かつ望ましいことなのか。こうした問題は，ウィーンにおける論議の際にも顕著であったように，論争の余地なしとはとてもいえない状態である。

本論文は，原子力損害の民事責任に関する1960年パリ条約及び1963年ウィーン条約に定められた現行規定を出発点としている。とりわけ環境破壊の補償および予防措置の問題に関し国際原子力機関（以下ＩＡＥＡとする）「原子力責任に関する常設委員会」で現在審議が進められている，損害という概念の定義拡大に向けての提案を取り上げた。

さまざまな国際的審議の場ですでに採択されたか目下検討されつつあるその他いくつかの国際協定における関連規定との比較も行い，そうした規定がなんらかの指針を与えてくれるものとして考慮している。とはいえ，本論文で示す概観はこの問題を包括するよう意図したものではない。むしろ，国際海事機関（以下ＩＭＯとする）の枠組みのなかで詳細に検討された油による汚染損害の補償を規定する２つの国際協定に焦点を当てている。

対象をこのように限定した理由は，おもにそうした条約が他と違って実際に効力を有し，裁判所やとくに国際油濁補償基金（以下ＩＯＰＣＦとする）によって適用されていることから，本論文の目的にとってとりわけ関係が深いように思われる点にある。ＩＯＰＣＦはこれまでに，環境破壊を含む補償の請求に関する法廷外の和解において一定の訴訟手続を確立している。原子力分野においても規定の発展のために指針を提供してくれるものと考えられるそうした訴訟手続を参考にしていくことになろう。

こうしたこと基づいて私は，現行の定義と比較してより拡大され明確な原子力関連法規における損害の概念の定義に関連した問題，利点，生じうる障害について何らかの展望を示してみたい。

わたしの結論から申し上げれば，原子力第三者責任に関する改正後の国際法規に，予防措置とともに環境破壊の補償規則を含むのは可能かつ望ましいことである。それらの規定は，国際的統一性を生み出し，事故の発生場所による被害者の処置格差を防ぐため，条約でも明確に言及しなければならず，各国内法に委ねられるべきものではない。

本論文で示した見解はたんにわたし個人の意見であり，わたしの国の当局に対し拘束力を有するものとみなすべきではないことを強調しておかなければならない。またここに記載された見解は，かならずしもＯＥＣＤ原子力機関（以下ＮＥＡとする）「原子力分野の第三者責任に関する政府専門家グループ」で大勢を占める見解を表すものではない。しかしながら，本論文がヘルシンキで開催されるシンポジウムの際に，わたしの結論に異議を唱えるであろう人々にとってもこの問題に関する議論の基盤として役立ち，討議を刺激しうるものとなることがわたしの希望である。

２．原子力分野の現行民事責任条約における損害の概念

2.1.　パリ条約

パリ条約の関連規定は第３(a) 条である。同条は，この条約により適用される

損害として次に掲げるものを規定している。

「i) あらゆる者に対する損傷またはその死亡，ならびに
ii)あらゆる財産に対する損害またはその損失」

ただしこれは，原子力施設自体および同じ用地内のその他あらゆる原子力設備もしくは財産に関する特定の適用免除および制限を条件とする。（それらの免除事由は，本論文の目的に照らして除外することができる。）

以上でわかるとおり，この規定は，適用対象となる損害の非常に一般的な定義しか示していないといえる。また，環境破壊についてはまったく何も言及されていない。こうした一般論的アプローチを取った理由は，パリ条約の背景説明書に以下のように説明されている。

「人間もしくは財産に対する損害ならびに補償金の回復が可能な限度として何が考慮されるべきかという問題は，欧州諸国の不法行為の法律における法的原則および法理学の非常に幅広い多様性を考え，適用可能な各国内法に従う管轄裁判所の決定に委ねられる」（パラグラフ39）

2.2. ウィーン条約

ウィーン条約の関連規定は第Ⅰ(k) 条である。この規定は，同条約により適用される損害として次に掲げるものを定めている。

「i) 死亡，あらゆる人身傷害または財産の損失もしくは損害…
ii) 管轄裁判所の法律がその旨規定しているとき，ならびにその限度において…
その他あらゆる損失または損害」

ただしこれは，上記と同様，原子力施設自体，同じ用地内の財産等に関する適用免除を条件とする（第Ⅳ．5条）。

パリ条約と同様に，ウィーン条約も適用対象となる損害の種類に関する詳細な検討を各国内法に任せている。ウィーン条約の場合，これは条約自体のなかで明確に定められている。ウィーン条約を採択した会議に提出された条約草案に関する「条項別コメント」はこう説明している。統一国際規則を定めることは，必要とも実行可能ともいえないようである。…民事救済手段の適用範囲は，最終的には各国の一般的な法的概念および伝統による制限を受け，かかる救済手段に留保された社会的権限によっても異なってくる（オフィシャルレコード，71ページ）。

3．ＩＡＥＡ常設委員会が検討した条約草案における損害の概念

現在審議が行われている提案は，以下の趣意で第Ⅰ．1(k) 条の現行定義を改正するというものである。

「原子力損害とは次に掲げるものをいう。

(i) 死亡もしくは人身傷害

(ii) 財産の損失もしくは損害

(iii) 環境汚染による損失または損害。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害に対する補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに制限される場合に限る。

(iv) サブパラグラフ(iii)で言及されていないその他の利益の損失(管轄裁判所の法律により定められているとき，およびその限度において)。ならびに

(v) 予防措置のコストおよびかかる措置による一層の損失または損害。ただし，その損失もしくは損害が…放射性の財産から生じるもしくはこれに起因する限度に限る…」

また，予防措置の定義も提案されている（新しいサブパラグラフⅠ．1(1)）。

「『予防措置』とは，上記サブパラグラフk(i)から(iv)に定めた損害を防止もしくは最小限に抑えるため，原子力事故が発生したのちいずれかの者が講

じるあらゆる適正な措置をいう」

この定義に関しては，ウィーンでの交渉に参加した代表者間でも全員一致の見解が得られていないことを強調しておかなければならない。実際は逆に，この定義の提案は少なからず反発に遭っており，新しい条約草案に関する合意に対しての大きな障害の１つともなっている。したがって，この提案が1993年末に開催予定の外交会議で最終的に承認されるかどうかを判断するのはいまだ時期尚早といえる。とはいえわたし個人の見解では，提案されている趣旨の定義が現状では望ましく，とくにこの分野における法律の統一に貢献するものであるといえる。

本論文の次のセクションでわかるであろうとおり，この草案は，とりわけ環境の保護を目的としたその他の近年における国際条約によって多大な影響を受けている。そのため，とくにこの問題に関して原子力法の分野でも合意に達することが可能でないのはなぜか，何らかの明確な理由をみいだすことは難しい。この結論の理由は，セクション５でいくらかより詳細に述べてみたい。

４．環境破壊および予防措置を含む損害の概念を扱ったその他の第三者責任制度

「はじめに」の項で述べたように，わたしは，本論文の目的にとくに関係のあると考える損害の概念が最近定められた海事法の分野から実例を挙げてみたい。すでに言及したとおり，ＩＭＯにより基本的な検討が行われ，ＩＯＰＣＦにより実際に適用されている２つの条約に比較対象を限定した。

とはいえ，付属資料Ａに，そのほかこの点に関連したいくつかの条約の一覧（ＩＡＥＡ常設委員会事務局が作成）を収録したが，１つの問題はそれらがまだ発効していないことにある。したがって，以下のパラグラフに記した内容は，裁判所およびＩＯＰＣＦによって実際に適用されている制度に焦点を当てている。

4.1.　油による汚染損害に対する補償

4.1.1.　一般的背景

タンカーからの油流出によって引き起こされる汚染損害の責任と補償の問題には，以下に挙げる２つの国際的法律文書が適用される。

「油による汚染損害についての民事責任に関する1969年条約」(以下ＣＬＣとする)，および

「油による汚染損害の補償のための国際基金設立に関する1971年条約」（以下「基金条約」とする）

ＣＬＣは，油による汚染損害に関する船主の厳格責任の原則を規定し，強制保険の制度に関する規定を定めている。実際の過失もしくは当事者関係のない場合は，船主の責任はその所有船舶のトン数に応じて決められる金額に限定される。基金条約はＣＬＣを補足するものである。基金条約のおもなはたらきは，ＣＬＣの下で油による汚染損害の完全な補償を獲得することのできない者に補足的補償を提供することにある。また，基金条約の下での補償も金額の制限を受ける。基金条約は，この制度を管理する政府間機関であるＩＯＰＣＦの設立を定めている。

ＣＬＣは1975年に，基金条約は1978年に発効した。1984年５月には，２つの条約を改正する目的でＩＭＯの招集した外交会議がロンドンで開催された。そのおもな目的は，補償に使用可能な金額を拡大することにあった。しかしいま１つの重要な課題は，両条約原文における「汚染損害」という概念の非常に基本的な定義に関するものだった。同会議は，各条約の議定書を採択した（1984年議定書）。なお。これら議定書はいまだに発効していない。

4.1.2.　ＣＬＣおよび基金条約における汚染損害の定義

ＣＬＣにおける汚染損害の概念の定義（第 1.6条）は次のとおりである。

「汚染損害とは，船舶からの油の漏洩または流出に，その発生する場所を問わず起因する汚染によって油を輸送する船舶の外で引き起こされた損失もしくは損害をいい，予防措置のコストならびに予防措置によって発生した一層の損失または損害を含む」

この定義で用いられる場合の「予防措置」なる用語は，次のとおり定義されている（第1.7条）。

「予防措置とは，汚染損害を防止もしくは最低限に抑えるため，事故が発生したのちにいずれかの者により講じられるあらゆる適正な措置をいう」

次に，この定義は「事故」の概念に言及し，次のように定義している（第 1.8条）。

「事故」とは，汚染損害を引き起こすあらゆるできごと，または原因を同じくする一連のできごとをいう。

ＣＬＣに規定された「汚染損害」，「予防措置」，「事故」の定義は，基金条約にも引用して記載されている（第 1.2条）。

4.1.3.　1984年議定書の修正定義

この制度の補償水準を引き上げる意向のほかに，旧条約を改正するいま１つの理由がある。これら条約における定義は一部不明確性を生んでおり，そうした問題を取り除くという意向があった。そのため，1984年開催の会議において定義が変更および明確化された。

同議定書における定義は次のとおり（第1.6条）。

a）「汚染損害」とは，船舶からの油の漏洩または流出に，その発生場所を

問わず起因する汚染によって油を輸送する船舶の外で引き起こされた損失または損害をいう。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害の補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定される場合に限る。

b) 予防措置のコストならびに予防措置によって発生した一層の損失または損害

「予防措置」とは，汚染損害を防止もしくは最低限に抑えるため，事故が発生したのちにいずれかの者により講じられるあらゆる適正な措置をいう。

「事故」とは，汚染損害を引き起こす，またはかかる損害を引き起こす重大かつ切迫した脅威を生み出すあらゆるできごと，または原因を同じくする一連のできごとをいう。

以上でわかるとおり，1984年議定書は汚染損害の定義の修正された表現を含んでいる。つまり，環境の障害による利益の損失を除く同障害の補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定されるという趣意の条件が付け加えられたのである。こうした定義の新しい表現は概念の拡大を意図したものではない。外交会議はその審議の基礎をＩＯＰＣＦの政策と，請求の許容性およびＣＬＣ原文の表現における汚染損害の定義解釈に関してＩＯＰＣＦ総会ならびに理事会の定めた原則に置いた。外交会議は，ＩＯＰＣＦの定めた定義の解釈を成文化するため，この修正後の定義の表現を採択した。

これに関しては以下の点に留意すべきである。すでに述べたように，1984年議定書はさまざまな理由からいまだ発効に至っていない。次のパラグラフで言及するＩＯＰＣＦの訴訟手続は，同議定書ではなく条約原文の表現に基づいている。とはいえ，上記のとおり議定書の草案がＩＯＰＣＦによってすでに確立された訴訟手続の成文化のために作成されたものであるため，この点は大きな重要性を持つものではないといえる。

5．原子力法分野における損害の概念の定義修正・改訂の実行可能性

5.1.　概論

「はじめに」の項で言及したとおり，これまでに記した背景を基礎として，ウィーン条約草案に含まれた損害という概念の修正後の定義の望ましさおよび実行可能性に関して議論を試みてみたい。これに関しては，たとえば環境破壊，経済的損失，利益の損失，予防措置，これらに類似して論争の的となっているこの問題の側面などいくつかの関連問題を数年にわたって取り上げ，それに対し何らかの立場を取ってきたＩＯＰＣＦの訴訟手続を参照していく。

5.2.　各国内法もしくは将来の条約自体における損害の概念の規制

パリもしくはウィーン条約には，同条約の体制下における環境破壊の適用を妨げる制約はいっさいないようである。パラグラフ２でも言及したとおり，これまで補償金の回復をどの程度可能にするかという決定は各国内法に託されてきた。

しかしながら，環境破壊がそれ自体では財産に対する損害ではなく，したがって，環境破壊は適用範囲から完全に除外されているという議論も成り立つ。そのためパリ条約の現行の表現の下では，環境破壊が各国内法における適用範囲からも除外されるだろうが，ウィーン条約の下で除外されることはなかろう（パラグラフ 2.1および 2.2を参照のこと）。

これに関連した特殊な問題は，当然ながら，たとえば栽培作物，野菜，林業製品，その他農耕および農業に関連する数多くの製品がそうした環境の一部を形成するものの，同時に財産の定義にも該当するということにある。そのためかかる製品は，財産の損害に使用可能な基金によってその補償が行われ，環境破壊の補償に使用可能な基金に関わることはない。こうした側面は念頭に置いておくべきではあるものの，ここではこれ以上詳細に取り上げない。

また，両条約とも環境破壊への適用を義務づけてはいないという議論も成り立つ。チェルノブイリ原発事故の影響においても，環境破壊，利益の損失，予防措置のコストが，原子力事故後における損害の主要部分を占めるであろうことは明

らかだといえる。したがって，使用可能な各種基金の金額が限られており，改正後の体制下でも同様であろうことから，かかる損害に対し両条約（もしくは各国内法）に基づく補償が行われるか否かは，死亡，人身傷害，財産の直接的損害または損失の補償に使用可能な基金の額に重大な影響を及ぼす。

こうした状況のなかで，両条約の当事国が，この問題を各国内法による決定にだけ任せておくことはもはや受け容れられないと考える可能性もある。その理由は，国境にまたがり影響を及ぼす事故の場合，死亡した，もしくは身体に傷害，財産の損害を負った被害者に対して限られた基金から補償が行われるか否か，または少なくともそれがどの限度まで行われるのかという問題が，事故の発生場所，管轄裁判所の法律によって左右されることにある。

わたしの考えでは，この問題とともにとくに被害者に対する平等な待遇の原則は，環境破壊への適用の問題を各国内法の解決に任せることなく，将来の条約それ自体のなかでこの問題を明確に取り扱うことを支持する強力な議論となるはずである。他の分野における，上記のＣＬＣなど，より最近の第三者責任に関する条約もすでにこうしたアプローチを取っている。

ますます進みつつある各国間および民族間の統合からも，複数の国にまたがる環境破壊のかつてない大きなリスクを考えても，各国の法規および責任制度はできうる限り統一すべきだといえる。それが損害を被った者にとっても有利となるいっぽう，適用法規がさまざまに異なれば上記のような状況における保護を縮小させることになる。

5.3.　環境破壊の補償は私法制度の枠組みで行えるか？－その諸問題

環境破壊に関しては，かかる破壊が民事責任の制度では補償しえないということが示唆されている。この議論は，環境が誰かの財産でもない限り，その破壊は第三者責任制度の適用範囲外に当たるという見解に基づいているようである。一部の国にとっては，これが条約における原子力損害の国家責任体制が望ましいとみなされる１つの理由となっている。（同問題のこうした側面は，シンポジウムにおける個別の標題のプログラムの下で扱われるので，ここではこれ以上詳細に

取り上げない。）

その他の国々は，環境破壊の定量化の可能性に関して懸念を抱いており，実際に，かかる損害の補償がいかに作用されるかに関しても疑問を有している模様である。

しかしながら，そうした疑問は解消しえないものではなさそうである。そこで，それらの疑いをいくらか深く掘り下げ，これまで海事法の分野における環境破壊の少なくともいくつかの点で補償制度を確立することがどの程度可能だったか分析してみたい。

5.3.1. 海洋環境自体の損害

すでに述べたように，環境破壊は，他の分野におけるの第三者責任に関する最近の条約の適用範囲からは除外されていない。たとえばＣＬＣおよび基金条約によって定められた制度は，環境破壊に対する責任を，環境を復元し，環境破壊によって発生した利益の損失を回復するため適正な措置を講じるうえで実際に負担されたコストに限定するよう規定している。

海洋汚染事故は，金銭では容易に評価しえない種類の損害を引き起こすことが非常に多い。油は，人間および財産に対する損害ならびに派生的または純粋な経済的損失とは別に，海洋環境にも損害をもたらす。この海洋環境は，それ自体の市場価格を持っていない。ＣＬＣ／基金条約の制度に関して，これまでに海洋環境自体の損害が両条約の基本的条文における汚染損害の概念に含まれているかという疑問が起きている。

かりにかかる損害が原則として含まれていれば，補償請求を行う資格を有するのはだれか，環境破壊をいかに金銭的に評価するか定めることが必要となろう。条約原文における元の定義は，この問題をいかに解決するかについて何の示唆も与えていなかった。したがって，この点は各国裁判所がそれぞれの国内法に基づき，国際的に定められた原則および法理学の観点から決定しなければならない。これは比較的新しい問題であるため，大半の国々ではこの問題を扱った法規定も裁判所の判決もいっさいないのが現状である。

とはいえ，米国など一部の国ではすでにこの問題が裁判所によって取り扱われている••（米国SS Zoe Colocotroni訴訟）。この訴訟で，控訴裁判所は，この種の訴訟において損害賠償額を決定するうえでの適当な基準は，その環境を以前の状態に復元もしくは修復するためのコスト，または大幅に不釣合いな費用を要することなく実行可能な限りこれに近いコストであるとの判決を下した。

旧ソ連では，この問題は特別立法で対処されていた。こうした法規の下では，船舶から漏れた油は１トン当たり所定の量の海水を汚染するという前提に基づいて損害賠償額が算定されていた。そのため，損害賠償は，汚染されたと考えられる水１立法メートル当たりの所定金額に相当する額が給付される。

しかしながら，ＩＯＰＣＦは環境における非経済的損害に関する請求を認めていない。1980年には，ＩＯＰＣＦ総会がこの種の請求の許容性に関する決議を採択した。この決議は，海洋環境に対する損害，すなわち資源の損害および汚染された海水を清浄な状態に復元するコストならびに費用に関して，ＣＬＣに基づいて提出されたある抽象的性格の請求（Antonio Cramsci事件）を考慮しながら詳細に審議された。

同決議は，「ＩＯＰＣＦが支払うべき補償額の評価は，理論モデルに従って計算される損害の抽象的定量化に基づいて行うべきではない」と述べている。

この決議に従い，ＩＯＰＣＦの訴訟手続は，これまで各国内法に基づく法的権利を有する原告が定量化可能な経済的損失を被ったときに限り補償が与えられるというかたちを取っていた。

Antonio Gramsci 訴訟と同様の問題が，Patmos訴訟（イタリア，1985年）でも生じた。そこではイタリア政府が，申し立てのなかで発生したとされる損害の種類の特定も，請求額を何に基づいて算定したかの説明もなく海洋環境の破壊に対する補償の請求を行った。ＩＯＰＣＦは，同決議に規定された原則に従ってこの請求と対立した。結局，請求はイタリアの第一審裁判所によって棄却された。しかし，イタリア政府はこの判決を不服として上訴しており，現在この訴訟は上訴裁判所で係争中である。また，同様の問題はごく最近Haven 訴訟（イタリア，1991年）でも発生している。

この点で，1984年議定書が汚染損害の定義の修正表現を含んでいることは注目すべきである。すなわち，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害に対する補償は，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限られるという趣意の条件が加えられたのである。こうした定義の新たな表現は，すでに述べたとおり概念の拡大ではなく，解釈の明確化を意図したものである。外交会議は，その審議の基礎をＩＯＰＣＦの政策と，請求の許容性およびＣＬＣ原文において表現される汚染損害の定義解釈に関しＩＯＰＣＦ総会ならびに理事会の定めた原則に置いた。同会議は，ＩＯＰＣＦの定めた定義の解釈を成文化するため，この修正後の定義の表現を採択した。

同会議では，定義が海洋環境それ自体の破壊に対する補償の問題を明確に取り扱うことが重要と考えられた。これに関わる利害関係者，すなわち船主，Ｐ＆Ｉインシュアラーズ，石油業界は，この点に関しより正確な，「投機的請求」と呼ばれるものを排除する定義の必要を強調した。

この改訂に関わった人々が解決を試みた困難な問題は，２つの相反する利害関係の公正なバランスをいかに取るかということにあった。より正確な定義を定めることが望ましいと考えられる一方で，新しい定義は環境法の分野における補償の必要性に関して，今後の開発の点から汚染損害の概念の採用を避けることが重要ともみなされたのである。

両条約の原文の下では，海洋環境における天然資源の損害に対する補償が行われるべきか否かが明らかにされておらず，海洋環境の修復コストに対する補償が可能か否かも明確に定められていなかった。これは，各国の裁判所が決定を下すべき問題だったのである。

1984年議定書における新たな定義は，重要かつ論争の対象となっているこの問題の明確化を目的としている。上記条件の追加は，一方で海洋環境それ自体の破壊に関する補償請求が許容不能であり，他方では汚染事故発生後の海洋環境修復に要したコストの補償は両条約に基づき行われうる点を明らかにしている。

投機的請求を防ぐためには，条件の適用範囲を限定する一定の制限を加えることが必要だと考えられた。まず第１の制限は，海洋環境の修復に対する補償が，

実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限られるというものである。これは，油により海洋環境にもたらされた損害の，復元コストの実証を伴わない理論上の算定に基づく補償を明確に除外している。このように，同議定書における定義の表現は，1980年に採択された決議に沿ったものであるといえる。

「もしくは講じられるべき」ということばは，一部には財源の不足によって，環境を復元する措置が船主もしくは同基金による補償の支払いが行われるまで延期されなければならない場合もあることを，ＩＯＰＣＦの経験が示してきたため追加されたものである。かかる復元は，わずかな経済的資源しか持たない地方当局の責務となることもある。そうした場合，現在ではＣＬＣおよび基金条約に基づく支払いが可能であることが明確にされている。これまで原告は，実施を予定している措置の詳細な計画を提出しなければならないと考えられてきた。かかるコストに対するＩＯＰＣＦまたは船主およびその保険者による補償の支払いが，原告によってその請求承認を求めて示された措置のために，実際に支払金が使用されるという条件で行われうることはおおいに考えられる。

追加された第２の制限は，適正な手段のコストに対してのみ補償が行われるという点である。これは，不正な請求を防止するうえで必要な制限とみなされた。その適正度の審査実施の際には，海洋環境がみずからを修復する能力も考慮に入れなければならないと考えられてきた。おそらくＣＬＣ体制に基づく補償が，特別な事故によりもたらされた損害，またはそこから生じたコストに対してのみ支払われることも強調しておかなければならないだろう。したがってＩＯＰＣＦは，汚染損害の発生した地域における環境を復元するための措置全般に対して補償金を支払う義務を負ってはいないのである。

以上の議論を要約すれば，わたしは，環境破壊の定量化の可能性に関して最初に言及した問題はいささか誇張されていると考える。事実，すでに民法制度の枠組みのなかでこの問題を解決することが可能であることも立証されている。請求の解決に関するＩＯＰＣＦの経験と同基金が確立した訴訟手続は，この問題が原子力分野においてもいかに取り扱うことができるかという点について指針を提供

しているはずである。

5.3.2.　純粋な経済的損失

わたしの経験では，死亡，人身傷害または財産の損害の結果としての経済的損失（派生損失）が論議の対象になったことはないのに対し，原子力条約における経済的損失の適用範囲は，純粋な経済的損失に関してのみ論争の対象となっているようである。したがって，本論文の目的のため純粋な経済的損失に対する補償の問題を集中的に取り上げることとする。この用語は，ここでは誤解を受けるあらゆる可能性を回避するため，ある人間が被った，いかなる人身傷害または同者が負った財産の損害にも関連しない経済的損失として解釈するものとする。

概して，各国の第三者責任に関する法律は，人身被害もしくは財産の損害から生ずる経済的損失に対しての補償を，かかる人身被害もしくは財産の損害に関して決定されるべき補償の一部として認識している。しかし，ある個人が人身被害もしくは財産の損害を被ることなく経済的損失を負った場合は，少なくとも一部の国の裁判所が補償の決定を躊躇するようである。こうした躊躇は，かかる請求の「歯止めが解ける」のを許してしまうのではないかという懸念に起因しているようである。

純粋な経済的損失は，その多くが環境破壊の結果発生するものである。しかしながら，所有する財産が汚染されていない者が汚染事故の結果として経済的損失を被ることもある。そこで，いま一度ＣＬＣ／基金条約の体制をみなおし，同制度の下で得た経験によって何らかの指針が提供されるか否かを検討してみたい。

すでに述べたとおり，1984年議定書における汚染損害の新しい定義は，とくに環境の障害により生じた利益の損失を除くかかる障害に対する補償に言及している。その損失が財産の損害に関係するものでない限り，この点に関する数多くの国々の法的状況が不確定なため，同議定書における定義は，ＣＬＣ／基金条約体制の下では環境の障害による利益の損失が回復可能である点を明確にすることを目的としている。

油汚染事故の場合，特定海域の汚染がとくにひどいことがある。そうした海域

では漁業が一定期間のあいだ全面的に不能となる可能性もあり，他の海域で漁業を行う余地のない漁師に経済的損失をもたらす恐れがある。海浜が汚染されて観光客がその地域を敬遠すれば，ホテルやレストラン経営者が収入を失うこともある。大半の法域において，かかる請求の承認がもたらす広範な影響への危惧から，そうした場合の請求を認めることに強い抵抗がある。大部分の国々では，補償の請求が全般的に認められるのは，定義されかつ承認された権利（財産権または占有権など）に対する損害のときだけである。この意味で，汚染により環境の利用が不能になった結果いずれかの者が被る損害は，通常個人の承認された権利に対する損害とはみなされない。しかし，近年数多くの国々では，より制限の緩やかなアプローチに近づく傾向がみられる。

この後者の範疇に属する請求は，これまでＩＯＰＣＦにもしばしば提出されている。同基金理事会は，漁師または海岸リゾート地のホテルおよびレストラン経営者が被る収入の損失など，海岸およびそれに関連する活動からの収入に直接依存している者が被る経済的損失に対し補償を行うことに同意してきた。

ＩＯＰＣＦの経験では，かかる訴訟において被った損失金額を決めることが難しい場合が多かった。たとえば，原告が被った損失額は事故発生以前の同等期間における原告の所得との比較を通じて決めなければならない。そのため，かかる請求の査定が困難なときでも，その和解を満足なかたちで行うことが可能だったのである。

純粋な経済的損失に対する請求に関するＩＯＰＣＦの政策は，1984年議定書を採択した会議でも支持されており，同文書で選択された定義を説明している。

ＩＯＰＣＦの訴訟手続が，国際文書における純粋な経済的損失を明示・引用することにより状況を明らかにできることを示しているとはいえ，その解釈の問題はつねに各国裁判所の解決に委ねられる。個々の場合において補償を受ける権利がどこまで及ぶのかという疑問は，いまだ未解決の問題である。したがって各国裁判所は，利益の損失に対する補償を受ける権利の適正な範囲設定を実現するため，何らかの基準をみいださなければならないであろう。

原告の活動は，汚染された地域における環境の利用に依存していなければなら

ないようである。また，環境の障害がこの業務に悪影響を及ぼし，利益を減少させていることが必要とされる。多くの法域では，各裁判所が利益の損失が汚染の「直接的結果」でなければならないとする傾向がある。汚染地域に近接した施設に関してのみ請求が認められるのが妥当なようである。ホテル経営者などに関しては，原告が所得の損失と事故との関連を立証するのは困難であろう。１つの基準になりうるものとして，特定の海浜（地域）の汚染が当該事業者に所得の損害をもたらすことが予見可能かどうかがある。

以上を要約すれば，純粋な経済的損失の概念が，原子力損害の概念を扱う将来の国際条約で定義されるにしても，これらすべての問題は各国内の裁判所によって取り扱われなければならないであろう。ただわたしは，それでもパラグラフ３で言及した方向に沿った定義が可能かつ望ましく，とくにこの分野における法律の統一に貢献するものという見解を保持している。

5.3.3.　予防措置のコスト

予防措置の適用範囲に関する問題は，これまでにもＮＥＡ政府専門家グループによって検討されている。その際大勢を占めた見解は，現行のパリ条約の表現がすでに，各国が適正な予防措置と条約（ＮＥＡ／ＳＥＮ／ＬＥＧ（90)3）の下で補償の可能な損害における派生損失に関し，政府・私人双方が負担したコストを含むのを認めているというものだった。これと同様の解釈は，論理上ウィーン条約にも当てはまるといえる。当然ながらそこで問題となるのは，将来改正される条約が予防措置を講じるうえで要したコストを補償対象となる損害に含むよう義務づけるか否かである。

この点に関する提案は，すでにＩＡＥＡ常設委員会から出されている（提案中の第Ⅰ．１(k)(v)および新しいサブパラグラフⅠ．１(l)を参照のこと）。

すでに述べたように，これがＣＬＣ／基金条約体制で取っているアプローチである。‥1984年議定書により改正されたＣＬＣは，この種の損害を補償対象となる損害に明確に組み込んでいる。

予防措置，すなわち汚染損害を防止もしくは最低限に抑えるための措置に要し

たコストの補償は，当初ＣＬＣ原文の適用においていくつかの問題をもたらした。予防措置の概念の解釈に関し，異なる見解が出てきたのである。問題は，その定義が流出以前の予防措置および「純粋な危機的状況」と呼ばれるもの，すなわち汚染を防止するため流出が実際に起きる以前に講じられる措置ならびに流出がいっさい発生しないほど成功した措置を含んでいるかどうかだった。議定書を採択した会議では，その体制がこれら双方の状況を含むことに関して全般的な合意が得られた。

これを実現するための方法および1984年に選択された解決策は，条約原文における事故の概念の定義を修正することにあった。新しい定義は次のとおりである：事故とは，汚染損害をもたらし，またはかかる損害をもたらす重大かつ切迫した脅威を生むあらゆるできごともしくは原因を同じくする一連のできごとをいう。

選択された解決策は，きわめて論理的で妥当なようである。予防措置は，実際の損害が生じるのを待つより損害を防ぐことを目的として講じるほうが望ましいことは明らかである。

この点に関し，パリ条約が現行の表現で義務づけているとおり，予防措置および派生損失の適用範囲における限界が，すでにＮＥＡ政府専門家グループにより特定されている。予防措置および補償対象の損害における派生損失を含む際の要件は，原子力事故が実際に発生しなければならないことである。つまり，事故発生後に講じられた措置のみが補償の対象となりうるのである（ＮＥＡ／ＳＥＮ／ＬＥＧ（90)3）。

これは，たとえば警報装置が作動しながら実際には何の事故も発生しない「誤警報」が起こった場合，原子力施設近隣住民の避難に関連して生じたコストに対する補償を除外しているようである。

わたし自身の意見では，今後の責任制度における事故の定義を，ＣＬＣの定義に沿ったものにより近づけ，「純粋な危機的状況」における補償を斟酌するように修正することを考慮すべきである。たとえば，原子力施設用地で警報が鳴ったのち所轄官庁が下した住民避難の責任ある決断が，実際には事故もなく避難の必要がなかったからといって補償の対象にすべきではないとは，その理由の理解に

苦しむ。しかしこうした立場は，ＮＥＡ政府専門家グループの大多数には同意をもって受け止められなかった。この点を除くと，将来の条約に予防措置を含むことに関してとくに何の問題も認められないうえ，これを含むことが望ましく，かつ法律の統一に貢献するものであると考えている。

6．見解および結論の要約

過去20年もしくは30年のあいだ，環境に関する関心が各国内および国際的にも高まりをみせている。われわれ自身のためにも将来の世代のためにも，環境を汚染から守る対策が講じられてきた。二国間および多国間双方で結ばれた非常に多くの国際条約も，さまざまな分野におけるこうした努力の証しだといえる。

いうまでもなく，原子力関連立法の分野もこうした動向の影響を受けないでい続けることはできない。したがって，われわれが原子力損害の責任および補償に関する改正後の制度の詳細を議論するうえでも，環境保護に関する問題は最も重要性の高いものとして考えなければならない。その他のいかなるアプローチも，実際上かつ政治的に不可能であり，原子力に対する一般の人々の信頼を減少させてしまう。環境破壊の補償に関する問題が解決し難い場合もあるという事実が，妥当な方法で解決を試みるわれわれの努力を妨げてはならない。

原子力事故は，当然のことながら安全な施設の建設・運転および事故発生の防止を目的とした厳しい安全基準その他の技術的対策によって回避することが最も望ましい。これは，第一に公法で取り扱われるべき問題である。

しかしながら，原子力事故がこれまでにもすでに発生しており，残念ながらふたたび発生する可能性が高いという事実を見過ごすわけにはいかない。したがってわれわれが，かかる事故が発生した際，予防措置および原子力損害に要するコストの妥当な補償制度を創設に取り組む共通の責任を負っていることはきわめて明らかといえよう。

環境破壊の問題を将来の体制から外したままでおくことは，可能でなく望ましくもないのではなかろうか。将来における原子力関連の法制度を統一し，事故の発生場所を問わず被害者の平等な待遇を補償するため，環境破壊に関する規則が

今後改正される条約にはっきりと含まれるのが望ましいようである。

修正後のパリもしくはウィーン条約の適用範囲に該当する大事故が起きるとすれば，因果関係の立証，原子力損害の概念の解釈，各国当局が取る対策および決定が状況に照らして妥当か否かといった，数多くの複雑かつ微妙な法的問題が生じるであろう。これは，とくに環境破壊がそうした制度に含まれればなおさらのことである。

これらの問題の一部に関しては，すでに訴訟手続におけるＣＬＣ／基金条約補償制度の適用により得られた経験から論じた。わたしは，それらの問題が対処の困難なものだとしても，けっして解決不能ではないと考えている。

このように，環境破壊の補償制度の創設は，その概念が理にかなったかたちで定義・限定されれば実現も可能だといえそうである。環境の復元のため実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な措置のコストの補償を行うこともできよう。それと同様に，この概念に上記のような適切な制限が加えられれば，利益の損失に対する補償に関しての問題に対処することも可能となるはずである。適正な予防措置は，とくにそれが講じられなければ規模が拡大してしまうであろう損害を最小限にとどめることを目的としているため，補償対象にできるであろうし，またそうすべきでもある。

とはいっても，民事責任の制度のなかで環境自体の破壊に対する補償を行うことは不可能だという事実を覆い隠すべきではない。そうした問題の解決には，すでに触れた理由から国の責任による体制が必要となる。これは，今後行われる交渉に関係する各国が下すべき重要な決断である。

本論文の目的のため，わたしはたびたび，国際法において革新的ともいえるＣＬＣ／基金条約によって創設された補償制度を引用してきた。現在，およそ50か国がこの制度の当時国となっている。

大規模な原子力事故が，油による汚染損害の結果生じるものとは異なる，政治的および経済的性格を帯びた大問題を引き起こすことは明らかである。それでもなおかつ，ＣＬＣ／基金条約体制適用の実際的経験がおおいに関連性を有し，われわれに有用な指針を与えてくれ，原子力責任の分野で法律を策定していく際に

十分な注意を向けるべきだといわれている。

最後に，上に示唆したとおり補償制度に環境破壊を含めば，限られた資金からの補償を求める請求のあいだでさらに激しい競争を引き起こすことになる。それがまた，利用可能な事業者基金および補助的補償制度の増加，ならびに将来におけるこの制度への優先規則導入の望ましさ双方に関して論争を呼ぶ結果となろう。しかし，多大な関連性を持ってもいるこれらの問題は今後シンポジウムにて個別の標題の下に取り扱われる予定のため，ここでは保留しておかなければなるまい。

7．資料

本論文は，おもに以下に挙げる文書，記事，著書に基づきあるいは影響されて書かれたものである。

1．ＯＥＣＤ／ＮＥＡ，Aide Memoire Nr 2，ＩＡＥＡ「原子力損害の責任に関する常設委員会」の審議に基づく国際的原子力民事責任の問題

2．ＩＡＥＡ常設委員会報告書，Ｉ－Ｖ

3．「海事法・海運ジャーナル（“Journal of Maritime Law and Commerce”）」Vol.17,No.4，1986年10月：M. JacobssonおよびN. Trotz，「1969年民事責任条約および1971年基金条約に関する1984年議定書での汚染損害の概念」

4．ＩＯＰＣＦ，1988年年次報告書，パラグラフ13.4「請求の許容性」

5．M. Jacobsson，「油による汚染損害の補償体制と原子力の第三者責任に関する条約－その比較」（ＩＮＬＡセミナー，東京，1989年）

6．D. W. Abecassis，R. L. Jarashow共著，「船舶による油汚染」第２版，セク

ション3，pp 173～302

7．「北欧国際法ジャーナル（“Nordic Journal of International Law, Acta Scandi-navia Juris Gentium”）」Vol.60, 1991年：P・Wetterstein, 「国際民事責任制度発達における最近の動向」，pp 49～72

8．ＩＡＥＡ事務局作成の編集資料，第4セッション，SCNL/4 INF.4

第1部

1）油による汚染損害の民事責任に関する条約（1969年），1984年議定書による修正

第2条

……

「6．『汚染損害』とは次に掲げるものをいう。

(a) 船舶からの油の漏洩もしくは流出に，その発生場所を問わず起因する汚染により，船舶の外で引き起こされた損失または損害。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害に対する補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定される場合に限る。

(b) 予防措置のコストおよび予防措置によってもたらされた一層の損失または損害」

2）道路，鉄道，内陸水路用船舶による危険物品輸送中に生じた損害の民事責任に関する条約（1989年）

第1条

……

「10. 『損害』とは次に掲げるものをいう。

a） 危険物品を輸送する乗物の内外において，同物品により引き起こされた死亡または人身傷害

b） 危険物品を輸送する乗物の外で同物品により引き起こされた財産の損失または損害。ただし，同じ乗物の列における他の乗物に対するあらゆる損失または損害ならびにかかる乗物の内側における財産の損失または損害を

除く。

c) 危険物品により引き起こされた環境汚染による損失または損害。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害の補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定される場合に限る。

d) 予防措置のコストおよび予防措置によってもたらされた一層の損失または損害」

「11. 『予防措置』とは，損害を防止もしくは最低限に抑えるため，事故が発生したのちにいずれかの者によって講じられるあらゆる適正な措置をいう」

第2部

1) 環境にとって危険な業務による損害の民事責任に関する条約草案（欧州理事会，環境破壊の補償に関する専門家委員会作成，Doc. DIR/JUR (91)3, 1991年7月）

第2条

……

「8. 『損害』とは次に掲げるものをいう。

a. 死亡または人身傷害

b. 危険業務が行われる用地内における，施設自体，あるいは保護もしくは事業者の管理下に置かれている財産を除く，財産の損失または損害」

c. サブパラグラフａもしくはｂの意味における損害とみなされない，環境の障害による損失または損害。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害に対する補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定される場合に限る。

d. 予防措置のコストおよび予防措置によってもたらされた一層の損失ま

たは損害。ただし，当パラグラフのサブパラグラフａからｃで掲げた損失または損害が，危険物質，遺伝子修飾された危険な生物体，危険微生物の有害特性から発生またはその結果引き起こされた，もしくは放射・廃棄物から発生またはその結果引き起こされたものに限る。

「９．『復元措置』とは，環境の損傷もしくは破壊された要素の復元・修復，妥当な場合は環境におけるそれら要素と同等なものの導入を目的としたあらゆる適正な措置をいう」

「10.『予防措置』とは，当条パラグラフ８ａからｃで掲げた損失もしくは損害を防止もしくは最低限に抑えるため，事故が発生したのちにいずれかの者によって講じられるあらゆる適正な措置をいう」

「11.『環境』とは，大気，水，土壌，動物相および植物相ならびに同様の要因どうしの相互作用，文化的遺産および景観の特徴的側面を形成する財産など，無生物・生物双方の天然資源を含む」

２）　廃棄物に起因する損害の民事責任に関する理事会指令の修正提案（Doc. COM(91)••219最終－SYN217，1991年６月27日，ＥＣ委員会）

第２条

「１．……

c）『損害』とは次に掲げるものをいう。

i）　死亡もしくは身体の傷害の結果発生した損害

ii）　財産に対する損害

d）『環境の障害』とは，環境の重大な物理的，化学的または生物学的劣化をいう。ただし，これがサブパラグラフ(c)(ii）の意味における損害

とみなされない場合に限る」

第4条

「1．加盟国の国内法は，次に掲げるものを定めるものとする。

(a) 廃棄物により環境破壊またはその障害が引き起こされた，もしくは引き起こされようとしている際に法的措置を講じることの許される者

(b) かかる者に対し利用可能な救済手段は、次に掲げるものを含むものとする

(i) 損害を引き起こした，もしくは引き起こす恐れのある行為を禁ずる，またはかかる怠慢を矯正する差止命令および／または負担された損害の補償

(ii) 環境の障害を引き起こした行為を禁ずる，またはかかる怠慢を矯正する差止命令

(iii) 環境の復元を命ずる，および／または予防措置の実施，環境の復元ならびに予防措置の実施のうえで合法的に負担されるコスト（予防措置によって引き起こされた損害のコストも含む）の払戻しを命ずる差止命令

(c) 廃棄物を一方，他方をすでに発生したもしくは発生する恐れのある環境の損害または障害とする両者の因果関係を肯定する原告側の立証責任；この立証責任は，民法における標準立証責任を超えないものとする

(d) 利益の損失または経済的損失による損害の賠償が，行えるか否かならびにその限度

2．環境の復元に関しては，パラグラフ1(b)(iii)に規定したとおり，原告はかかる復元またはその目的で負担した支出の返還を求めることができる。

ただし，次に掲げる場合を除く。

－　コストが，かかる復元によって環境に生じた利益を大幅に超える場合，ならびに

－　その他代替の環境復元手段が，大幅に下回るコストにて実施されうる場合

この後者の場合，原告はそれら代替手段の実施またはその目的で負担した支出の返還を求めることができる。

3．自然と環境の保護をみずからの目的とする共通利益集団もしくは組合は，パラグラフ1(b) に基づきいずれかの救済手段実施を求めるか，またはすでに提起された法的手続に加わる権利を有する。前文で定義された利益集団・組合が管轄当局に対し訴訟を起こすうえでの条件は，各国内立法によりこれを規定するものとする」

第11条

「1．商業もしくは工業活動において廃棄物を生成する生産者ならびにこれを除去する者の当指令に基づく責任は，保険またはその他いずれかの資金保証によりこれを補償するものとする。

2．ＥＣ委員会による提案を検討する理事会は，1992年12月31日までに次に掲げるものを決定するものとする。

－　次に掲げる場合の状況を規定する共通の規則

(i)　責任を有する者が，引き起こされた環境の損害および／または障害に対する完全な補償を提供する能力を有しない場合，または

(ii)　当指令に基づく責任を有する者が特定され得ない場合

この点に関しＥＣ委員会は，「廃棄物に起因する環境損害・障害補償のための欧州基金」設立の実行可能性を検討するものとする」

3）危険物品の海上輸送に伴う損害責任・補償に関する国際条約草案（ＩＭＯ法律委員会作成，LEG65/3，1991年５月28日）

第１条

……

「６．『損害』とは次に掲げるものをいう。

(a) 危険物品を輸送する船舶の内外にて，同物品により引き起こされた死亡または人身傷害

(b) 危険物品を輸送する船舶の内外にて，同物品により引き起こされた財産の損失または損害。ただし，同じ列もしくは船隊に属する他の船舶のあらゆる損失または損害，もしくはかかる船舶の船上における財産のあらゆる損失または損害は除く。

(c) 危険物品のため引き起こされた環境汚染による損失または損害。ただし，環境の障害による利益の損失を除くかかる障害に対する補償が，実際に講じられたもしくは講じられるべき適正な復元措置のコストに限定される場合に限る，ならびに

(d) 予防措置のコストおよび予防措置によってもたらされた一層の損失または損害

危険物品により引き起こされた損害をその他の要因によるものから区別するうえで妥当な可能性に欠ける場合は，かかる損害のすべては危険物品により引き起こされたとみなすものとする。

７．「予防措置」とは，損害を防止もしくは最小限に抑えるため，事故が発生したのちにいずれかの者によって講じられるあらゆる適正な手段をいう」

3．セッションⅡB

・原子力発電所の重大事故に関する大統領諮問委員会の結論

サルツマン（アメリカ）

Ⅰ　はじめに

米国の原子力損害賠償に関する制度は，1957年プライス－アンダーソン法にちなんで「プライス－アンダーソン制度」と俗称されている。この法律の主な目的は2つあった。1つは，原子力発電所の重大事故に伴い，保険で担保しきれない賠償責任が生じる恐れをなくし，原子力の平和利用，とくに原子力発電の発展に民間産業が参画するうえでの障害を取り除くことであった。民間保険額を制限することにより，この目的の大半は達成された。もう1つの目的は，原子力の平和利用に伴って無補償の損害を被る危険に対し，一般人を保護することであった。この目的も，まず原子力事業者に民間保険額相当の「金銭担保（＝財政的な保証・保護）」維持を義務づけ，次にこの金銭担保水準（＝財政的な保証・保護）を上回る国の損害賠償を規定することにより達成されるはずであった。議会は，国の損害賠償に限度を設けないという提案を否決し，また原子力損害賠償責任については，5億6,000万ドルという上限が設けられた。

補足的補償方式を規定せずに，賠償責任を限定することは，公衆の完全保護という考え方と矛盾するという認識があった。議会は，原子力事故に先だって無限責任を負う案は否決したものの，損害賠償額については，不十分と認められた場合にその見直しを行なうと明確に約束した。議会のこの約束は，プライス－アンダーソン制度の重要な前提となっている。

プライス－アンダーソン制度は賠償責任に関する法律に直接影響を及ぼしたわけではない。この賠償責任は，実施されている50州の個々の不法行為法の規定に依存するはずであった。万一，原子力事故が発生した場合は，原子力事業者が「無過失責任」を負うというのが大方の考え方であったが，プライス－アンダーソン法にその旨の明示的な規定はなかった。

公衆に対する保護の保証は，その後，プライスーアンダーソン法が改正され，その中で大幅に強化された。すなわち，1966年には，重大な原子力事故が発生した場合，原子力事業者に弁護の放棄を義務づける旨の規定が追加された。この弁護放棄規定の趣旨は，重大な被害を引き起こす事故が発生した場合に，無過失責任の原則を実際に適用することを確実にするものであった。

1976年と1988年の法改正で，支払い請求に直ちに応じられる金額が現行の73億ドルへと大幅に増額され，この支払い額は，事故が発生した場合に原子力公益事業者の業界が民間保険および「遡及保険料」で全額手当てすることとなった。

議会は，1966年と1976年に賠償責任限度を超えた場合，追加資金を手当てする旨の公約を再確認し，これについて詳しく説明した。最終的に議会が特に「完全補償」の原則に従う旨の公約を行なったのは，1988年のことであった。この公約は明確なものであるとはいえ，それをどう実現するかについては，法律に指針が定められているわけではない。そこで，議会は重大な原子力事故に関する大統領諮問委員会（以下，「諮問委員会」と略称）を設置し，事故による被害が現在，保険金でまかなえる金額を超えた場合に，完全補償の目的をいかに実現するかという課題について答申を行なうことを求めた。諮問委員会は，この包括的任務の範囲内で，３つの具体的課題に取り組むことを指示された。

第１の課題，民事手続きについては，諮問委員会は，法的に有効な損害賠償請求を公正，臨機かつ効率的に解決するため，アメリカの司法制度の範囲内の賠償責任または民事訴訟手続きにかかわる法令を改正する必要があるか否かを検討することを求められた。また当該法により，諮問委員会は，司法制度ではなく，行政機関によって一般の損害賠償請求事件を処理できるか否かを検討することを指示された。

第２の課題，請求の優先順位については，諮問委員会は賠償金の裁定額が利用できる資金額を上回るおそれがある場合に，公聴会の開催，解決および支払いの迅速化を図るため，請求案件についての優先順位を定めるうえで必要な手続きを検討することを指示された。

最後に諮問委員会は，潜伏性疾病，すなわち，何年もの間，表面には現れない

が，原子力事故に起因するものと考えられる健康への影響にかかわる賠償請求の判定，賠償金の支払いに必要な特別な基準または手続きについて答申することを指示された。

プライスーアンダーソン制度の主な内容，すなわち強制保険，国の損害賠償，そして賠償責任限度などの事項は，1957年の当該法ですべて周知のことであった。おそらく同法の最も特異な点は，発生のおそれがきわめて少ない重大事故の可能性に対処する試みであった。ただし，重要なことにこのような事故の可能性が低いという認識が議会の行動の前提となった。基本的には，議会は重い賠償責任から産業を保護し，公衆に相当の保護を与えるという当該法の目的を達成するために必要な措置を取ったのである。議会が10年毎に法の見直しを行なっていたにもかかわらず，賠償責任に限度を設けることにより一般公衆が損害を被らないようにするという1957年のプライスーアンダーソン法の趣旨に実体を与えようとしなかったのも，半分は事故の確率がきわめて低いという想定にその理由がある。なお，1988年の諮問委員会設置決定は，米国内の原子炉重大事故発生の確率がきわめて低いという見方に変化があったことを示すものではないという点を強調しておきたい。この決定は，むしろ重大事故に総合的に対処するうえで現行法制に不備があるという認識の高まりを反映したものである。

大統領がスチーブ・C・グリフィス・ジュニアを座長とする10人から成る委員会を任命したのは1989年のことであった。各委員の経歴，経験は，政界，産業界，私的不法行為訴訟実務，原子力工学，保険など多様であった。委員の補佐役は，小人数の事務局スタッフと法曹界および学界から引き抜いた３人の顧問が務めた。また，８回にわたって公聴会を開き，広範な分野にわたる証人から意見を聴取した。諮問委員会は，１年を費やして法律の問題点に取組み，1990年の８月にその最終報告を議会に提出した。

Ⅱ　諮問委員会の結論

諮問委員会は，第１に，議会がプライスーアンダーソン法の下で「完全補償」を公約したことは，諮問委員会の勧告する試案の主目的が原子力事故または予防

避難による損害を補償することでなければならないということである，という考え方を表明している。また，伝統的な訴訟方法におけるコモンロー上の不法行為原則を適用することにより，この目的を達成しようとする計画には制約があり，その結果，当然権利を有する多くの請求人の回復権を真っ向から否定し，他の者の回復も難しくし，長引かせるおそれがあると結論づけた。そこで，諮問委員会は，伝統的な訴訟行為から離れ，純粋な不法行為の体系の下における回復基準を修正した計画を勧告することに決定した。この勧告された計画によると，より多くの人々に，より容易に，より迅速に，より調和のとれた，より大きな救済を与えることにより，完全補償の目的が達成される。

諮問委員会は，その提唱する制度の目的は補償的な性格のものと考えており，また，プライスーアンダーソン制度については，コモンロー上の不法行為制度の延長というより，むしろ，将来被害者として補償請求人となりうる可能性のある者全員を考えられる原子力施設の大事故から守る包括的保険制度と位置付けた。したがって，補償というよりも，規制や抑止，そして懲罰の目的に役立ってきた不法行為法上の伝統的な救済措置の中には，必要でないものもあるとの見解を示した。一方，諮問委員会は，請求人に対しては，伝統的な不法行為制度の枠組みの中での不確かな「完全」回復権ではなく，もっと確かな補償回復権を認めるべきだとした。

苦痛や疾病の危険の増大，情緒障害，不当な死亡など，ある種の損害賠償請求については，公正かつ調和のとれた公平な給付を保証し，財政の現状に対しても合理的に配慮した，集団不法行為対処手法が他の集団不法行為訴訟で考え出され，あるいは法律学者や弁護士によって提唱されてきた。諮問委員会の勧告は，こうした手法を参考にしたものである。

第2に，諮問委員会は，重大な原子力事故にかかわる制度を発動する基準を設けるべきであると結論づけている。このような制度を適用開始する時点は，事故が起こる前に定められていなければならないというのである。

第3に，万一，重大な原子力事故が発生した場合，プライスーアンダーソン制度の資金を賠償請求の解決，賠償金の支払いに公正かつ迅速，そして効率的に活

用できるような制度を設けるべきであるとしている。つまり，金銭的損害を全額弁償すること，潜伏性疾病に対する賠償金を支払うこと，不当な死亡や苦痛に対する補償をスケジュールに基づいて計画通りに行なうこと，将来発病する危険の増大に対して医療監視制度に加入させることにより補償すること，カウンセリングによって情緒障害に対する補償を行なうこと，訴訟費用を補償すること，懲罰的損害賠償金の支払いを禁止することなどを可能とする制度である。

第４に，諮問委員会は，重大な原子力事故が発生した場合に損害を補償する制度は，司法制度の枠組みの中に組み込むべきであるが，ただし，科学的・医学的専門知識の活用規定をはじめとする，行政手続きの効率性と経済性の特徴を活用するものでなければならないと結論した。このような制度ならば，司法手続きの基本的公平さに対する公衆の信頼を確約すると同時に，時間のかかる厄介な裁判手続きで補償の目的が損なわれないようにできるはずである。また，諮問委員会は，補償委員会その他の行政機関にはいくつかの利点があるものの，裁判所の監督による制度のもたらす利益はそのような利点を上回るとしている。

第５に，現在の知見による限り，被爆によるガンと自発性ガンあるいは他の発ガン性物質によるガンとを区別することは不可能と結論している。これに関連した問題として，事故発生後，相当時間がたってから現実に浴びた被爆線量を再現するという問題がある。しかし，こうした問題があるからといって，潜伏性疾病に対する回復請求の道を閉ざすべきではない。

ガン関連賠償請求の処理に際しては，算定の容易な要因，たとえば被爆量，年齢，性別，ガンの種別，潜伏期間などに基づいて因果関係を明らかにする何らかの仕組みが必要である。事実問題における因果関係を決定する手法として，現在，最善のものと思われるのは，いわゆる確率的因果関係（ＰＣ）方式である。このＰＣ方式というのは，諮問委員会によると，集団リスクを実際に発生した個々のガン発病事例に割り当てるやり方である。今後，これよりも優れた方式が開発されるかもしれない。諮問委員会では，科学的専門家グループがその時点で得られる最高の知見および方法を活用できるはずと推測している。

Ⅲ　諮問委員会の勧告

諮問委員会は，到達した結論から，損害補償を迅速に，公正かつ公平に行なう制度設立に関する４項目の主な勧告を行なった。これらの勧告は，金銭的損害の弁償，ならびに，公正な給付を行ない迅速かつ公平な扱いを保証する手法による，非金銭的損害の補償が確実に実施される制度でなければならないという，基本的考え方に基づくものである。

勧告その１

諮問委員会の提案する制度を適用する適切な「きっかけ」は，賠償請求額が保険の第１水準を上回るもっともなおそれがあり，請求人が多数に上ると裁判所が認めたときとするべきである。裁判所が保険の基本的水準を超えるおそれがあり，請求人が多数に上ると判断すれば，その時点で事故が集団不法行為であるとみなせるとするのは論理にかなっており，新制度の下では，保険の第１段階を超えるものもその範囲内にあるものも，すべての賠償請求は平等に取り扱うべきである。賠償請求が保険の第１段階を超えたときは，原子力保険プールを活用して，全ての原子力公益事業者が払い込む繰り延べ保険料から取り崩した資金で賠償金を支払う。この時点では，たとえ事故による傷害・損害の影響が１つの州，地方，あるいは１つの電力会社の供給地域に限定されているとしても，資金的影響は全国的に波及することになる。賠償金として最高73億ドルを支弁するための資金の回収は，裁判所の監督の下で継続できる。また，原子力保険プールにより，当該法の意図する賠償請求の処理活動を継続することができる。

勧告その２

賠償請求は，事件の処理迅速化を狙いとした行政手続きの特徴を取り入れた司法手続きを通して解決されるべきである。

管轄および準拠法については，全ての賠償請求を連邦裁判所の管轄とするべきである。原子力事故から発生する賠償請求に対しては，州法による権利および救済措置を除き，連邦の訴訟権を認めるべきである。連邦訴訟権およびその権利の行使またはこれに対する抗弁から生じる全ての問題の処理については，制定法の

規定に従い，これを連邦のコモンローで補うべきである。

当初の賠償責任については，緊急の賠償および最終的な賠償の両方を含む配分方式を中央の裁判所が調整するべきである。諮問委員会の想定によると，公式の賠償請求処理手続きが開始される一方，緊急配分が継続され，また現在，制定法に定められているとおり，請求人が緊急賠償金を受け取っても，当該法に基づく賠償請求を主張する権利を請求人が放棄したとされることはない。中央裁判所は，登録業務をはじめ，プライスーアンダーソン制度の緊急賠償規定に関し，その監督を行なう。裁判所は科学的専門家グループを選任し，包括的問題の検討，裁判所および特別官への助言を行なわせる。裁判所は特別官を任命し，医療監視等の資金手当てにかかわる原子力保険プールの取り扱いを含め，登録管理手続きの監督を行なわせる。

諮問委員会が提案する制度においては，請求人に共通の争点に関し，包括的裁定を行なうことと定められている。包括的裁定は，すべて陪審をまじえずに連邦裁判所が行なう。当該裁定には，議会がこれを定めないときに，非金銭的損害に対する裁定補償金の支払いスケジュールを定めること，主因を決定すること，科学的または医学的内容の事実論争を解決することが含まれる。例を２つ挙げると，第１は医療監視の必要性を正当化するのに足る被爆水準に関する当初の裁定を確認すること，第２は避難のため明け渡した財産の再占有を妨げるほどの受け入れ難いリスクをもたらすと認められる汚染レベルを設定することである。

また，諮問委員会は，控訴・上告の迅速化および多重モデルによる個別的取り扱いに関する手続きの導入を勧告した。これによれば，裁判所は示談の申し出を奨励するべきである。示談の申し出には定期的な支払いのスケジュールを組み入れてもよいが，そのような申し出が受け入れられれば，持ち出された賠償請求事件はそれで片付く。

示談に応じられない請求人は，２つの紛争解決手段のうちの１つを選ばなければならない。また，裁判所は，プライスーアンダーソン資金を利用して仲裁委員を任命し，訴訟当事者全員に拘束力のある裁定を行う。

最後に，不服のある請求人は，陪審による審理を含む，正式な判決を要求する

ことができる。しかしながら，議会は，被告側が陪審による審理の権利を放棄する旨を定めなければならない。この判決は中央裁判所で行ない，連邦制定法およびコモンロー，ならびに初期の段階で決定的とみなされた裁定に基づかなければならない。しかし，この段階では，反証できる裁定を争うことができる。最後に，副次的な資金源からの支払金は，請求人が正式な判決を要求した場合を除き，損害回復金との相殺に使用してはならない。ただし，いかなる場合にも，生命保険金を損害回復金と相殺してはならない。

勧告その3

原子力事故または予防避難による損害の補償は，次の方式により行なうべきである。

A　原子力事故または避難により生じた金銭的損害は，実質金額ベースで補償する。

B　非金銭的損害の賠償請求は，次によりその補償を行なう。

1　不当な死亡に対する賠償請求は，事前に決定した額により一律に補償する。

2　急性被爆症候群その他，身体的傷害に関連する苦痛に対する賠償請求は，スケジュール方式での補償とする。

3　被爆により将来の罹患リスクが増大したとする損害の賠償請求は，一定の限界被爆線量水準と組み合わされた場合に補償の対象とする。補償は，医療監視制度への加入の形で行なう。

4　避難または被爆により情緒障害を引き起こしたとする損害の賠償請求は，補償の対象とする。補償は，情緒障害カウンセリングの形で行なう。ただし，情緒障害に関連して生じた逸失賃金または医療費負担などの損害賠償請求は，請求人が情緒障害と原子力事故との明確な因果関係を立証することを条件に，金銭的損害として補償の対象とする。

5　永久的な移転を必要とする者に対しては，一定額の地域社会逸失手当てを支給する。この手当ては，金銭的損害補償金に加えてさらに支給する。

勧告その４

潜伏性健康障害による金銭的および非金銭的損害の賠償請求は，補償の対象とするべきである。

潜伏性疾病の賠償金は，請求の対象である疾病と原子力事故による被爆との因果関係の代用的立証方式により支払う。この方式によると，被爆と特定の疾病との関連性が強いと証明した者に対しては，裁定賠償金が全額支払われ，一方，その関連性が弱い者に対する裁定賠償金の支払い額は少なくなる。その時点でもっとも適当な代用的因果関係立証方式が使われる。現在，最善と思われるのは，確率的因果関係（ＰＣ）方式である。

諮問委員会が事実上，設置を勧告しているのは，ＰＣ方式により，特定の疾病が原子力事故の結果，引き起こされた可能性が高いと証明された場合，裁定賠償金を全額支払う制度である。また，その反対の賠償金が支払われないケースとして，ある疾病が原子力事故の結果である確率がきわめて低い場合の水準を設定することを勧告した。その確率が上記の２つの限界線の中間にある者については，因果関係の確率に関連した一定の比例賠償金を定めることとしている。ただし，従来の不法行為の因果関係概念によることを希望する賠償請求人は，拘束力のある仲裁または判決に持ち込むことができる。

Ⅳ　結び

上記は２巻から成る報告書の短い要約であるが，この報告書自体の詳細な分析ばかりでなく，第２巻に収録されている諮問委員会の会議議事録に対しても大きな関心が寄せられている。

下院のある委員会は，同報告書受領後，一日を割いて公聴会を開き，諮問委員会の各委員その他の証人から意見を聴取した。議会は，同報告書についてその後，何の措置も取っていないが，法律の専門家が「完全補償」という議会の目的を達成するための制度を少なくとも１つは考え出せることを例証するうえで，重要な役割を果たした。

・ウィーン条約改正作業：その手続法的側面

道垣内正人（東京大学法学部助教授）

Ⅰ．はじめに

1963年の原子力損害の民事責任に関するウィーン条約（以下「ウィーン条約」という。）については，1988年より改正作業が進行中である。しかしながら，この改正作業過程においては，手続規定のあり方に対してはそれほど注意が払われていないようである。確かに実体規定の改正は重要であるが，うまく機能する手続規定がなければ実体規定は全く機能しないことを銘記すべきである。

本論文の目的は，ウィーン条約改正案及び国際基金に関する新条約案の手続規定を検討することである(1)。ここには，２つの，別個であるが相互に関連した問題がある。ひとつは，運転者に対する，原子力損害による被害者の個々の債権をどのように決定するか，という問題であり，いまひとつは，限度のある事業者の基金及び国際基金（国際基金を設けるか否かはなお未定）をどの様に分配するか，という問題である。もちろん，後者の問題は，原子力損害の総額が責任限度額以下の場合には現実のものとはならない(2)。しかしながら，1986年のチェルノブイル（chelnobyl)発電所事故によって引き起こされた損害の規模を考えると，莫大な額の損害賠償が予想され，分配の問題は現実には不可避であろう。以下では，チェルノブイル発電所事故のような大規模事故を前提とする。

以下，上記の２つの問題を，Ⅱ及びⅢで各々論ずることとする。そこでは，次の２つの海事法条約，すなわち，1969年11月29日の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（以下「油濁責任条約」という。）及び1971年12月18日の「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（以下「油濁基金条約」という。）と，原子力法の分野における条約案とを対比する。限度のある基金を異なる国に住んでいる多数の債権者の間で分配することになる場合及び国際基金を損害賠償の原資として補足的に使用することになる場合において，油濁損害における法的枠組みにおいては，長く，また実際上の経験が蓄積されている。海事法の分野におけるこれらの経験を参考にすることは有用

であると思われる。

Ⅱ．個々の債権の決定

越境損害を伴う原子力事故がひとたび起った場合，民事責任制度として問題とすべき第一段階は，その事故による被害者は誰か，及び被害者個々の損害額はいくらか，を決定することである。問題はそれをどのように決定するかということであるが，これにはいくつかの方法がある。そのひとつはウィーン条約改正案第ＸＩ－Ｂ条に規定されている方法，すなわち，国家が自国民についてまとめて処理する方法である(3)。しかし，ここでは，責任を負うべき運転者に対して債権者が起こす訴訟という一般的な民事法上の手続を考えることとする。

個々の債権の確定に関する訴訟の裁判管轄について規定する現行の条文は以下のとおりである。

〔第ＸＩ条〕

1. 本条に別段の定めがある場合を除き，第Ⅱ条の規定に基づく訴訟の裁判管轄権は，領域内で原子力事故が生じた締約国の裁判所だけが有する。
2. 原子力事故が締約国の領域外で生じた場合又は原子力事故の場所が明確に決定しえない場合には，訴訟の裁判管轄権は，責任を負うべき運転者の施設国の裁判所が有する。
3. 本条第１項又は第２項の規定に基づき複数の締約国の裁判所が裁判管轄権を有する場合には，裁判管轄権は次の裁判所が有する。
   (a) 原子力事故が一部は締約国の領域外で生じ，一部は単一の締約国の領域内で生じたときは，その締約国の裁判所
   (b) その他の場合には，本条第１項又は第２項の規定に基づき自国の裁判所に管轄が与えられる締約国の間の合意により決定される締約国の裁判所

この規定は，被害者がどこで原子力損害を受けても，すべての被害者の債権を

単一国の裁判所のみが決定することが，限度のある基金を公平に分割するためには必要であるとの考え方に立っている。そして，この考え方は，第ＸＩ条に第４項を付加するという提案に示されているように，強化される方向にある。その条文案は以下のとおりである（第ＸＩ－Ａ条第４項）。

4. 管轄権を有する裁判所の存する締約国は，一の原子力事故に関して，その国のひとつの裁判所のみが管轄権を有することを確保しなければならない。

同様な考え方は，1960年の「原子力分野の第三者に対する責任に関する条約」（その後一部改正。以下「パリ条約」という。）第13条(a)～(c)にもみられる。そこでは，ウィーン条約第ＸＩ条第３項(b)に定めるような場合には，「原子力エネルギーの分野における安全管理の確立に関する条約」(1957年)により設立される特別な“国際裁判所”が，問題となる事件に関してどの締約国が最も密接に関係しているかを決定することとされている(4)。

しかしながら，この単一裁判所制度は，被害者に対して，外国の裁判所に提訴しなければならないという不便さを強いることになる。また，この制度は，一度にすべての被害者の債権を確定しなければならない当該裁判所に過大な負担を負わせることにもなる。現実的に考えても，ひとつの国が，他の紛争をすべて放置しておいて，原子力損害に係る請求権を処理するためだけに多数の裁判官をひとつの裁判所に集めるのは困難であろう。

この制度は，ひとつの大きなコンピューターが単独で全ての計算を扱うシステムにたとえることができ，「集中計算方式」ということができるであろう。これに対して，もうひとつの制度，すなわち「分散計算方式」がある。そこでは，多数の小さなパーソナルコンピューターが別々に計算し，それらの個々の結果が統合されるのである。

このような分散方式は，油濁責任条約において機能している。同条約第９条第１項は次のとおり規定している。

1. 事故が一若しくは二以上の締約国の領域（領海を含む。）において汚染損害をもたらし，又は当該領域（領海を含む。）における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には，賠償の請求の訴えは，当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。その訴えについては，被告に対し相当の通告を行う(5)。

油濁損害と原子力損害の間に何らかの相違があるだろうか。事故の可能性及び予想される損害の規模は異なるであろうが，法的観点からいえば重大な相違はないと思われる。被害者の本国の裁判所がその被害者の請求を擁護し，より高額な損害賠償を認めやすい，という虞れは確かに否定しがたい。しかし，その種の不信・疑念は，油濁損害の分野においては，すでに克服されているのである。裁判所による自国民の過度の保護をなくすためには，手続法よりもむしろ権利義務関係を直接規律する実体法の統一が果たす役割が重要である。ウィーン条約におけるいくつかの条文は，実体法ルールを管轄権を有する裁判所の国内法に委ねている(6)。例えば，第Ⅰ条第1項(k)，第Ⅱ条第7項，第Ⅳ条第2項，第Ⅵ条第1，2，4項及び第Ⅷ条である。もし分散方式が採用されるとすると，実体法ルールに関するより詳細な条項が条約上規定されなければならないであろう。

ともあれ，実効的な手続上の仕組みがなければ，被害者は実質的な救済を受けることができない，ということに留意すべきである。被害者にとって，自国の裁判所に提訴する方法が最も都合がよいのである。

Ⅲ．分配の仕組みと国際基金

a．分配の仕組み

現行ウィーン条約第Ⅷ条では，債権者間での限度ある基金を分配する仕組みは，管轄裁判所の法に委ねられている(7)。そして，その第Ⅷ条に，賠償すべき損害が，運転者の最高責任限度額を超過するか，又は，超過することが予測される場合には，死亡又は身体の傷害による請求権に優先権が与えられなければならない，という趣旨の条項を付加する旨の改正案が提案されている(8)。すべての事項の

処理が単一国において取り扱われることを前提とすれば，衡平な分配を確保するためにはこれらの規範で十分であろう。

これに対して，個々の請求権の確定を別々の国で行う分散方式の下では，分配に関してずっと多くのルールが必要である。油濁責任条約において採用されている仕組みは，以下のとおりである。

(a) 所有者は，制限[9]の利益を享受するためには，既述の第9条第1項の規定に基づいて訴えが提起される裁判所のうちいずれかひとつの裁判所に，自己の責任の限度額に相当する額の基金を形成しなければならない[10]。

(b) 基金が形成された場合は，船舶所有者に対する訴訟が終局判決まで進行したとしても，債権者は，所有者の他の財産に対して，管轄裁判所による判決に基づく執行を含めいかなる権利行使もすることができない[11]。

(c) 基金が形成された裁判所は，基金の割当て及び分配に関するすべての事項について決定を行う排他的権限を有する[12]。

(d) 個々の債権に関して管轄裁判所により下されたすべての終局でありかつ執行可能な判決は，(c)の裁判所によって承認される[13]。

もし，原子力法の分野において，個々の債権の決定に関して分散方式が取り入れられた場合は，先に引用したＸＩ－Ａ条第1項ないし第4項により決定される締約国の単一の裁判所が，限度のある基金の割当て及び分配に関する排他的な権限を有するべきであり，また，上記(b)及び(d)の考え方も採用されるべきである。

ｂ．国際基金

国際基金に関しては，油濁基金条約の仕組みが興味深い。そこでは，国際基金を保護するために周到に考慮された手続が採り入れられている。

油濁基金は，それ自体法人格を持っている[14]。すべての油濁被害者の損害合計が油濁責任条約に基づく船舶所有者の責任限度額を超過して被害者が完全かつ十分な賠償を得ることができなかった場合には，一事故当たり4億5,000万フラ

ンまでの範囲で国際基金から補償金が支払われる[15]。油濁基金は，独立した法的主体として，既述の油濁責任条約第９条に基づく管轄裁判所に提訴することができ[16]，例えば損害のうちの一部は損害を受けた者の過失に因るものであることを証明するなどして基金自らを防御することができる[17]。基金はまた，船舶所有者又は保証提供者に対する裁判手続に当事者として参加することができる[18]。その手続に基金が当事者として参加した裁判における判決は，基金を拘束する[19]。しかし，船舶所有者又は保証提供者に対する手続において基金に対する告知が適法になされた場合を除き，基金はその他の判決に拘束されない[20]。裁判外の和解に関しては，基金総会は基金に対する請求についての和解を承認することができる[21]。基金に対する確定された債権の額が４億5,000万フランを超える場合には，支払いに充てられる金額は，確定された債権の額と債権者に実際に支払われる金額との割合がすべての債権者に対して同一となるような方法で分配される[22]。

油濁基金に関して確立されている上記の洗練されたメカニズムと比較して，原子力損害の分野における国際基金に関する新条約案の仕組みは，現段階ではなお未熟であるように思える。

新条約案は未だ確定していないが，現時点の案では，ＩＡＥＡが基金の事務局としての機能を遂行することとする案が提示されている[23]。この点に関するかぎり，油濁損害に比べ原子力損害の発生の確率は極めて低いものであることから，基金のための新たな独立の組織を設立しないことは合理的であろう。

しかしながら，他の点に関しては，たとえ損害に対する個々の債権を決定するのが単一国であるという前提で基金に関するルールが作られているとはいえ，基金に関するルールはあまりに単純すぎて合理的な結果を保証することができないように思われる。

現在提案されている手続条項は以下のとおりである。

(a)　管轄権を有する裁判所（courts）[24]の存する締約国は，損害が運転者及

び締約国の拠出を必要とする額となることが明らかになった場合には，速やかに基金事務局及び他の締約国に原子力事故を通告する[25]。

(b) 当該締約国は基金事務局に対し補足的な補償のための一定金額を支払いに充てることができるようにするよう要求する[26]。

(c) 当該締約国の要求に基づき，当該締約国の国内法に基づいて決定された裁判所又は何らかの主体に対し基金を支払いに充てることができるようにすることは，すべての締約国により授権された基金事務局の機能の１つである[27]。

(d) 基金から支出されるの訴訟費用及びその分担の方法は，管轄権を有する裁判所の存する締約国の方法とする[28]。

(e) すべての締約国は，補償のために設けられた基金の拠出の主体のいかんによって別個の手続を取る手間をかけることなく，被害者が補償を受ける権利を行使することができることを，確保しなければならない[29]。

(f) すべての締約国は，また，基金拠出をすることを要求される運転者及び締約国が，責任を負うべき運転者に対する裁判手続に参加することができることを確保しなければならない[30]。

上記のルールについては，少なくとも以下の問題点を指摘することができる。

第１に，ウィーン（又はパリ）条約に基づく運転者の責任と新条約に基づく国際基金からの支出との組み合わせが不明瞭である。運転者の責任は，国際基金により補充されるレベルまでは拡張されていないようである[31]。したがって，運転者の責任を超える部分の債権者間での分配についても，例えば第Ⅷ条（特に，死亡および身体の傷害による請求に対する特別の取扱い（Ⅲａで引用した提案））及び第ＸⅢ条（国籍による無差別原則）のような基本原則を定立する必要がある。

第２に，基金事務局と基金拠出を要求される締約国及び運転者との間の関係も明らかでない。基金事務局は，前記(c)によるとただ受動的に機能することが予定されている。しかしながら，基金事務局は，国際基金を防御するためにもっと

能力を持つべきである。(f)により，運転者と締約国は，責任を負うべき運転者に対する訴訟に参加することで自らを防御するために各々行動することが期待されているのであるが，自己の責任限度額を超える損害が発生していることが明らかである場合には，この期待は現実性に乏しいものであることが判明するであろう。また，分担金の少ない個々の締約国が個別に争うことは効率的ではないというべきである。基金事務局は国際基金の拠出者のために行動することができるよう十分に権限が与えられるべきである(32)。

第3に，請求権者が基金事務局又は国際基金の拠出者に対し別個に訴訟を提起することが許されるか否か明らかでない。なぜならば，前記(e)は両者に対し直接別個の裁判手続をとることの権利を否定していないからである。基金の仕組み全体の秩序を保持するために，そのような提訴は禁止されるべきである。

第4に，基金事務局に対する判決の拘束力に関して規定をおくべきである。すなわち，訴訟に参加することができるよう基金事務局に対して適法に告知がなされた場合には，その訴訟における判決は基金事務局を拘束することを明記すべきである(33)。

Ⅳ．結論

油濁損害条約で採用されている個々の債権の確定に関する分散方式は，手続法的観点から，ウィーン条約の改正においてその採用を検討するに値すると思われる。その方式により，債権者はより提訴しやすくなるのである。また，一裁判所当たり訴訟件数が少なくなればなるほど，より迅速に被害者に対して救済がなされるであろう。さらに，ひとつの国が多数の裁判官をそろえて原子力損害に関する訴訟を集中的に処理する，ということの困難さを考えれば，分散方式はずっと現実的のように思われる。しかしながら，この方式を採用するためには，各国の裁判所が自国民を不当に有利に取扱うのではないかという疑念を克服する必要がある。もっとも，これは油濁の分野では既に克服されていることである。

分散方式の仕組みが改正ウィーン条約において採用されるのであれば，限度ある基金の分配手続を考慮している油濁損害責任条約は参考にされるべきである。

国際基金に関する新条約案については，長く，また実際上の経験がある油濁基金条約から多くを学ぶべきである。国際基金を補足的に利用するためにはより詳細で洗練された規範が必要であろう。

ともあれ，原子力損害責任の体系における手続法的側面の重要性に対して今まで以上に注意が払われるべきである。

（注）

（１）ここで議論の対象とする改正条文案は，1992年３月30日から４月３日までウィーンにおいて開催された第５回原子力損害の賠償責任に関する常任委員会で配付されたものである。

（２）運転者の資産総額が責任限度額を下回る場合，損害の総額とその資産額を比較しなければならず，資産総額が損害額よりも小さい場合には，分配の問題が生ずることになる。

（３）ＸＩ－Ｂ条は次のように規定されている。

「管轄権を有する裁判所が存する締約国は，原子力損害の賠償のための訴訟に関して，以下のことを確保しなければならない。

(a) 他の締約国が，その国の国民又はその国の領域内に住所を有する被害者が同意していることを条件として，その者に代わって訴訟を提起すること。

(b)（以下省略）」

（４）この特別な国際裁判所の考え方は，かつてウィーン条約の改正過程において提案されたことがある。

（５）油濁基金条約第７条第１項は，次のように規定している。

「（省略）基金に対する訴えは，（省略）所有者に対する訴えに関し責任条約第９条の規定に基づいて権限を有する裁判所にのみ提起する。」

第９条により管轄を有する裁判所は複数あるので，この条文は，基金に対する請求権が確定される裁判所もまた複数あることを意味している。

（６）ウィーン条約第Ｉ条第１項(e)は，以下のとおり規定している。

「『管轄裁判所の法律』とは，この条約に基づき管轄権を有する裁判所の法律であって，国際私法に関する規則を含む。」

（７）ウィーン条約第Ⅷ条は，以下のとおり規定している。

「この条約の規定に従うことを条件として，賠償の性質，方式及び範囲並びにその衡平な配分は，管轄裁判所の法律により規律される。」

（８）改正案第Ⅷ条第２項。より詳細な条文案も提案されており，それによると，

特に，分配可能な総金額の〔３分の２〕が，死亡又は身体の傷害による請求権にに対し，等しい割合で分配される。総金額の残額は，その他の損害ならびに人命の損失及び人的傷害の債権額の未払い分に対し，等しい割合で分配される，とされている。

（９）第５条第１項は，以下のとおり規定している。

「船舶の所有者は，この条約に基づく自己の責任を，一の事故について，その船舶のトン数につきトン当たり2,000フランで計算した金額に制限することができる。ただし，この金額は，いかなる場合にも２億１,000万フランを超えないものとする。」

（10）油濁責任条約第５条第３項。

（11）油濁責任条約第６条第１項ａ。

（12）油濁責任条約第９条第３項。

（13）油濁責任条約第10条第１項。

（14）油濁基金条約第２条第２項は，次のとおり規定している。

「基金は，各締約国において，当該締約国の法令に基づき権利及び義務を有することができ，かつ，当該締約国の裁判所における裁判上の手続の当事者になることができる法人と認められる。（以下省略）」

（15）油濁基金条約第４条第１項ｃ及び第４項。

（16）油濁基金条約第７条第１項。

（17）油濁基金条約第４条第３項。

（18）油濁基金条約第７条第４項。

（19）油濁基金条約第８条。

（20）油濁基金条約第７条第５項。

（21）油濁基金条約第18条第７項。

（22）油濁基金条約第４条第５項。

（23）国際基金に関する新条約案第１条(f)及び脚注。

（24）前述のウィーン条約改正案第ＸＩ条－Ａ第４項が採用された場合，ウィーン条約に関しては，“courts”ではなく，“court”となるであろう。

(25) 国際基金に関する新条約案第8条。この条文は1982年議定書で改正された1963年パリ条約補足条約（以下「ブラッセル補足条約」という。）第10条(a)と同様である。

(26) 国際基金に関する新条約案9条第1項。この条文は，ブラッセル補足条約第10条(b)前半部分と同様である。

(27) 国際基金に関する新条約案第7条第3項及び第9条第2項。

(28) 国際基金に関する新条約案第14条第1項。

(29) 国際基金に関する新条約案第14条第2項前半部分。

(30) 国際基金に関する新条約案第14条第2項後半部分。この条文は，油濁基金条約第7条第4項と同様である（本文では注18にて既出）。

(31) そこまで拡張されているのであれば，ウィーン（又はパリ）条約に記載されている規範は，国際基金の分配に対して適用される。

(32) 油濁基金条約第4条第3項参照（注17に対応する本文参照）。

(33) ブッラセル補足条約第10条(d)及び油濁基金条約第8条（注19に対応する本文参照）。

4．セッションⅢ

・原子力保険プール：経緯と発展

S・M・S・レイツマ（オランダ）

はじめに

１９５０年代，最初の商業原子炉が作成され電力を生産し，産業界，国家当局そして保険者は，核分裂の潜在的な危険に直面することとなった。その内包される危険は，核分裂連鎖反応の管理の失敗の可能性に関連し，原子力施設自体の損害を引き起こし，第三者及び施設双方の放射能汚染を引き起こすものである。その後の影響及び損失の程度は予測不能であったが，放射性物質の深刻な放出による損害は，広範な地理的範囲にわたる膨大な補償請求を生じることは明らかで，そのことはチェルノブイリ事故によって証明された。

原子力責任条約

産業界は先端技術を提供せねばならず，また，高度な要求に直面しなければならなかった。そしてそれらは，それまでの産業界の要請をはるかに超えるものであった。

当局は，国際的な水準において特別な責任制度が必要とされていることを理解していた。その制度は，原子力事故の結果に対する堅実な公の財政的保護を与えることが出来たが，それはまたまだ揺籃期にあった原子力産業の発展を過重な責任によって妨げるものでもなかった。その考慮は，一方ではパリ及びブラッセル原子力責任条約となり，また他方ではウィーン原子力責任条約となった。これらの条約を批准した締約国は異なっており，その責任額も同様であるが，双方の根底にある二つの原則は同じである。

第一に，公衆の保護をより確実にするために，原子力施設の事業者は厳格責任に従う。これは，原則としてその原因にかかわらず，事業者が原子力事故によって生じる損害に責任があることを意味している。しかしながら，事業者は期限と額の双方において責任を限定されることによって保護されている。保護は同様に，

果たすべき私的保険の範囲，または他の実際に得られる額に対する満足しうる財政的保証の形態といった事業者の義務を条約において確定することによっても与えられている。条約の起草における，また，責任限度の確定における保険者の展望はこのように求められた。この点で原子力プールは，政府並びに条約に対し責任のある機関であるウィーン条約におけるＩＡＥＡ及びパリ条約におけるＯＥＣＤに非常に協力的であったといえよう。

プールの代表者は，これ等の機関の会議の参加するように，また，関連する範囲で，保険に係る事柄に助言をするよう，または，保険の塡補をどの程度の範囲に拡大しうるかについての見解を提示するよう請われている。原子力保険者は，この協力を非常に高く評価している。

条約の根底にある第二の主要な原則は，原子力事故が施設の事業者に及ぼす全ての責任を集中する規定に関している。責任の集中がなければ，保険者は，原子力施設における設備の生産，据え付けに従事した設計者，建設業者といった施設の事業者以外の団体が負う原子力責任に，個々の請求をなさなければならなくなる。これは，保険市場を世界規模に展開し，可能な限りの引受け能力とするために必要とされる透明生を損なうことになるばかりか，多くの経営者達の能力をも損なってしまう。この点において，条約に加わっていないが，合衆国がプライスーアンダーソン法においてわずかに異なった政策をとっている。そこにおいては，施設の事業者を除く他の団体は責任を負うが，それらは自動的に財政的な保護によってカバーされており，事業者に与えられた政府の補償を利用することが出来る。従って合衆国においては，原子力事故の責任の経済的な帰結が，法的な帰結に代わって，事業者に集中されている。しかしながら，双方の制度の実際の帰結は同じである。

保険

ここで，保険者の立場について少し踏み込んでみたい。彼らにとっていかにして原子力産業をカバーするかは，実際困難な問題である。利用しうる正確な統計上のデータはないものの，外見的には低い出現度だが潜在的には極めて高い程度

の大災害という計り知れないリスクへの保険を求められるのは明らかであった。保険を掛けられる施設の数は極めて少なく，世界的規模でのバランスがとれた内訳など論外であることを意味していた。さらに，保険者は以下のことを理解していた。それは，原子力大災害が生じれば，まず間違いなく多様な方式による補償請求が提示され，対応不能の累積額となり，また，保険者の支払い手数料が膨大なものになるということである。つまり，個々の保険者は単独でリスクをカバーできないこと，また，個々の国の市場であってもそれをカバーできないことは，明らかであった。

原子力保険プール

こうした状況のために，全世界の保険業界は，保険で対応不能のリスクが生じる程度の放射能汚染を除外することによって，支払い能力を確保することを決定した。しかしながら，原子力産業界に選択的な範囲を与えるために，多数の国における保険者は，この特別なリスクのためにプールを形成するという業務をつけ加えることに合意した。（この概念について馴染みのない方のために）プールとは，本質的には保険会社のグループであり，個々のリスクや分類の事業の保険に一定の割合で共同して参加するものである。プールは一般的に，関係者が少ない場合，または，個々のメンバーの手段では提供しえない引受け能力を求められた場合に形成される。プール機構は同様に，当該リスクがある特定の災害といった面を持ち，伝統的手法では受入が不可能ではないが困難である場合に採用される。故に私は，これらの特質を原子力リスクの保険の根底にある問題と名付けた。プール機構は，この特殊で微妙な保護の産物の保険を扱うのに優れて適切であることは明らかである。

基本原則

多くの原子力保険プールは，国内市場における原子力リスクに保険を掛けるため，また同時に，他国の相手方の再保険を引き受けるために形成されており，このようにして，市場規模を基盤とした原子力リスクの最大の保険引受け能力を展

開している。同様に幾つかの国においては，プールは単に他の領域の原子力リスクの再保険によって，世界市場での引受け能力を高めるために形成された。

プールにおける原子力責任の集中の目的は，個別の再保険の保護に依存することなく各プール形成者の純粋な保持分をすべて引き受けることによって達成され，故に，共同勘定再保険は，世界中の原子力プールと調整された。この機構のために，国内プールに参加している保険者は，プールにおける参加額に責任が限定されることを，また従って，同一の原子力事故につき他の経路から増額を要求されることがないことを確認しうる。これらの要因により，原子力リスクのプール形成者の個々の引受けは，甚大な損失を受けるという実質的な不安を感じる場合よりも大きなものとなった。さらに，プールの機構は，多くの個々のプール形成者が，通常他の第一級の産業リスクの引受けを行う以上に，原子力保険の引受けを行う気にさせた。

この機構は同様に，国家レベル国際レベルの双方において，費用効率の向上をもたらした。国家的には，原子力事業の保険の分野の知識経験をひとつの組織に集中することが，当然ながらコストの削減をもたらした。国際的なレベルにおいては，国内市場間の再保険が直接の基盤として主流である。このことは，中間に介在するものがないこと，また，支出が最小限に抑えられることを意味している。プール間のみにおける支出の割合は，公開の再保険市場または再々保険市場で支払われる３０％にもなる引受けに代わって求められる－典型的には７．５％－である。結局，その結果の節約分は，保険料に反映され，経営者によって支払われるのである。

運営形態

以上，原子力プールが運営されている全ての国における原子力保険に共通な基本原則の幾つかを説明した。

しかしながらこれは，現在全世界の２８のプールが，時刻領域内における様々な社会的，経済的および市場の状況ならびに経験に対応した異なった構造，手続きを基盤とする運用を行うことを妨げるものではない。

運営形態に関して。幾つかの国においては，わずかの間に，個々のプール形成者が原子力リスクの直接の受け入れを控えることを決定し，それを実際には彼らの連合代理である第三者の扱いとした。他の国においては，引受けは，明確に定義された要因の範囲内において，プールの全形成者を代表して，原子力事業の容認の権能を与えられているかもしれない。

活動領域における問題の例は，多くのプールが，産業，農業および医療の用途の放射性同位元素または核種の保険を行なっていないことである。彼らは，予見不能な大災害同様，必然的なリスクへのプール機構における保険は必要ないと論じる。しかしながら実務では，全ての原子力リスクが，ささいなものでありながら含まれており，一律に扱われている。引受けの事業規模に関してプール間に相違があるものの，原子力施設のリスクをカバーすることは，全てのプールに共通である。

この報告では，単に第三者責任保険に触れるにとどまった。その理由は，第三者責任が直接原子力法制に応じるものであり，この報告の主要な目的である原子力保険プールの形成において大きな役割を果たしたものだからである。同時期においては，もちろん，他の原子力保険が発展した。しかしながら，それらについては，これからの報告者が述べることとなろう。

結論

幸いなことに，原子力損失はしばしば起こるものではない。それゆえ，利用可能な正確な統計データは不十分であり，伝統的な引受け分配は不可能である。一方では，ひとたび原子力事故が起これば，その災害の程度と費用は巨大なものとなろう。この要因によって，他の保険事業では計り知れない引受け能力が要求される。

原子力リスクのこれらの特質は，公開の保険市場，再保険市場の個々の保険者に好ましからざる塡補範囲をもたらす。にもかかわらず，この種の事業に対する利用可能な最大限の引受け能力を集積するために，全世界の保険産業は，プール網の形成に成功し，原子力産業の増えゆく要求に応えるべく，最大限の引受け能

力を必ずや集積しつづけるであろう。

・公衆保護の堂々巡りに終止符を打つ ― 米国の制度の発展 ―

ジョセフ・マローン（アメリカ）

原子力事故の影響から公衆を保護するための財政措置を提供する米国の法制度は，1957年以来整備されてきた。本論文の付録は，プライス・アンダーソン法がどのような経緯をたどり，現在どのように機能しているかを概説している(1)。

本論文は，制度の記述に焦点を当てるのではなく，むしろ公衆を保護するための保険義務に関して，他国で実施されている措置と実質的に異なる点について記述し，また原子炉事故に対する賠償責任者のリスクを限定しながら，保護措置を改善するために行われた改正についても述べる。

Ⅰ．損傷を受けた原子炉の安定化と除染の財源となる保険の取得を義務づける原子力規制委員会（ＮＲＣ）規則（10　ＣＦＲ　50.54）

1990年４月にＮＲＣは，過酷事故の被害を受けた原子炉の安定化と除染の費用を支払うための保険を取得することを，原子炉被許可者に義務づける最終規則を発表した。

管理下にない，すなわち安定した冷態停止状態にない，損傷を受けた原子炉は，公衆の健康及び安全に重大な脅威をもたらす。同様に，管理下に置かれた後にも，汚染細片が，その区域内に居住または労働する人びとの健康及び安全に対して脅威となるであろう。⑴原子炉の冷態停止，及び⑵当該区域内の人びとのリスクを許容レベルにまで低下させるための除染と細片除去，の費用は，異常なものになるであろう。原子炉所有者が，もう無価値になってしまった原子炉を所有するという巨額の財産損失を受けた後で，これらの費用を負担できるのかについて懸念があった。所有者の収益力が事故により減少し，その賠償責任は急増し，また事故費用を支払うために直ちに必要な資金の借入力が大幅に弱体化していたかもしれない。

これらの事故対応費を支払うため，他に比べてより大きな財政回復力を，明らかに持つ原子炉所有者もいるだろう。損傷した原子炉が，所有者の持つ発電

容量に対して小さな割合しか占めないならば，所有者の収入は，(1)収入から事故復旧費を支払う，あるいは(2)必要資金を借り入れる，ことのいずれかが十分に可能な水準を保つだろう。所有者は，残りの発電容量の大部分が原子力の場合，事故原因が確定し，原子炉が同じ欠陥を持たないと保証されるまで，出力を抑えて原子力発電所を運転しなければならないとき，減収となるかもしれない。

損害に対する保険金が，財産に対する抵当優先権をもつ者に支払われるため，運転者により取得される物損保険は，これらの費用の支払いには不十分であるか，もしくは利用できないかもしれない[2]。これらの物的担保を有する債権者は，施設所有者に対し保険金を支払うのではなく，代わりに支払われる額と相殺するために資金を保持することを選択するだろう。その結果，損傷した原子炉の管理及び地域社会の防護に必要な程度への汚染レベルの減少が遅れるだろう。さらに，事故に対処するための当面の費用は，公衆保護に必要な対策を実施しなければならない政府が負担することになるだろう。

ＮＲＣが求める財産保証措置の必要性は，1979年にスリーマイル島の２号機が被った事故からの復旧に要した多額の費用，及びジョン・ロング博士が1982年にＮＲＣに対して行った報告により提議された[3]。

優先順位に従って特殊な費用に適用する保険を取得するよう，原子炉所有者に義務づける規則の作成は，込み入った仕事であった。

所有者が，原子炉を冷態停止し，並びに公衆へのリスクを許容レベルまで低減するのに必要な程度まで施設を除染するのに費した費用に対して，保険金が最初に適用されなければならないとすれば，譲渡抵当権者，又はそうでなければ保険金を受け取ったかもしれないその他の担保債権者は，自らの担保が減少するか無くなってしまっただろう。これは，所有者の資金調達コストに悪影響を与えかねない。

保険会社の懸念は主に，損害に対して保険金を支払う対象者に曖昧さがあってはならないという点であった。保険会社は，規則により義務づけられる費用を被保険者に支払うリスクを受け入れないだろうし，そうすれば，自社の保険

契約に明記される担保債権者に対して同一損害賠償を2回支払う責任を負うことになるだろう。

また，復旧費の支払いに対して義務づけられている優先権が保険金を制限するため，事故からの復旧が完了するまでは，他の担保損失が支払いを受けられないのではないか，という懸念もあった。これは，運悪く被保険者が，現金の受領が遅れてもやっていける時には，物損に対する早期補償を受けることを拒絶するものである。

これらの問題とその他複雑な問題は1982～1990年に検討された。これらの問題の記録と解決方法は，記録が非常に完全なフェデラル・レジスタに報告されている(4)。

規則の要約（10 ＣＦＲ 50.54）

原子炉運転の被許可主体は以下の義務を負う。

1. 10億 6,000万ドルの保険を取得するか，又は，この全額が適当な期間内に調達できないときには，調達可能な額の保険を取得する。
2. 保険は，保険金が，第一に原子炉の安定化のために，第二に原子炉とその敷地の除染のために支払われることを規定しなければならない。これらの活動への支払い優先順位は，保険契約に明記する。
3. 優先順位は，安定化と除染のための費用が1億ドルを超えると推定される場合のみ適用される。
4. 被許可者は，公衆への重大な危険を予防するのに必要な程度にまで原子炉施設を除染する計画を提出する。
5. 保険額が施設の安定化・除染に必要と推定される費用を超えるとき，保険金は同時に他の損害に対しても，被保険者や物的担保を有する債権者に支払われることになろう。

上記保険義務は，数年間かかって整備されたもので，原子炉運転者，その債権者又は保険会社に対して困難な点を引き起こしているとは思えない。

Ⅱ．プライス・アンダーソン法の改正

1988年にプライス・アンダーソン法が改正され，原子力責任保険証券に注目すべき変更があった。以下にその一部を列挙する。

A．環境責任 ― 制限付き担保範囲が保険証券に加えられた

ＮＲＣにより賠償責任者に提供される補償金は，「原子力事故から生ずる，あるいはその結果として発生するあらゆる法的責任」を意味すると定義される「公的責任」に対して損害補償を行うものであるが，ＮＲＣの命じる財産保護措置を満足するために，原子炉運転者により取得される基本的な原子力責任保険証券は，原子力事故による身体傷害や財産損害といった損害のみに責任担保範囲を限定している。政府により提供される補償金は，環境責任を盛り込むのに十分広い適用範囲をもっているものの，原子力責任保険証券は，この担保範囲を定めていなかった。米国原子力保険プールは，こうした担保範囲の必要性に応えるため，「環境損害」の担保範囲を追加する案を示した。その結果，1991年に「担保された環境浄化費」として担保範囲が原子炉運転者の保険証券に付け加えられた。この新たな担保範囲は（１）輸送事故，及び（２）原子力事故に関しては，「異常原子力事故」の結果生じる（原子炉敷地外の）環境損害の費用，のみに適用される。事故が「異常原子力事故」とみなされれば，補償を受ける請求人の法的負担は軽減される[5]。

「異常原子力事故」の基準は保険証券のなかで，環境責任担保範囲を限定するための手段として利用されている。保険会社は，被保険者による通常の原子炉運転業務から生じる環境責任，又はこれらの運転からは生じることの少なくなっている原子力事故を担保範囲にしたくないと考えている。

新しい担保範囲は，被保険者と保険会社の合意により1990年１月１日から施行された。法律の改正は不要だった。

Ⅲ．公衆の予防的避難に関する費用

アメリカン・プールは1979年のスリーマイル島原子炉事故に際して，州知事の避難勧告後24時間以内に避難者への支払いを前倒しすることによって対処し

たものの，連邦当局は，事故の恐れのあるときに，プライス・アンダーソン法に従って賠償責任者に提供される補償金が，避難費用を対象に含まないのではないかと，疑念を抱いていた。しかし，実際には事故は発生しなかった。状況次第では，当局が「予防的避難」を求めることもあり得る。こうした費用に対する賠償責任から保護するためにも，1988年のプライス・アンダーソン法改正は，政府補償金を増額することによってこれを修正した。この変更において，こうした費用に対する賠償責任を創設しなかった。しかし，裁判所が，ある者に対し予防的避難費用の賠償責任があると認めたならば，政府補償金はその支払いのために適用範囲が拡張されるであろう。

通常，初期の損失に対して支払う民間の保険金額が非常に大きいことから，この補償金の拡張が民間の原子炉運転者のために活発化することはないだろう。この変更は，民間の原子力賠償責任保険を取得しない国防請負人に対して拡張される補償金において，より意味を持つことになる。

Ⅳ．州又は州の行政区によって負担される原子力事故の対処費用

原子力事故に対処する際に州政府（又はその行政区）によって負担される費用は，納税者が生み出したものである。一般にこれらの費用は，事故を引き起こした責任者から回収することは不可能である。コモンローの下ではこうした費用の賠償責任は問われないことから，スリーマイル島原子炉事故の対処費用を地方自治体が回収しようとした訴訟は，敗訴した。

自治体が要求した費用は，身体傷害又は財産損害，環境浄化費ではなく，公衆に重大な脅威を与えた事故に対処する自治体の義務を実行する際の費用のみであった。ここで再び，1988年のプライス・アンダーソン法改正のなかに部分的な解決がみられた。「公的責任」に対して賠償責任のある者への政府補償金は，原子力事故に対処する自治体の特別費用の責任を含むように拡張された。先述のように，事故を引き起こした者がこれらの費用に責任を負わないため，この歩み寄りは，自治体の懸念を解消しないだろう。

保険会社と被保険者は，自治体のこうした支出を部分的にでも埋めるために，

原子炉運転者の責任保険証券に新たな保険担保範囲を追加できるか，検討している。保護措置は，賠償責任の存在を必要としない直接保険担保範囲として規定されよう。

V．単一の連邦裁判所の裁判権

1979年のスリーマイル島の事故から起こった国民の賠償請求が，連邦裁判所と数州の10～12箇所の裁判所で主張された。

もしこれらの様々な裁判所が個別審理を進めていたとしたら，異常な混乱が発生していただろう。欧州における原発事故がいくつかの国で訴訟になったとしても，状況は同様，又は一層混乱したものとなっているだろう。

議会は，1988年のプライス・アンダーソン法の修正で，事故の重要性とは無関係に，全ての動力炉の原子力責任請求に関する単独裁判権を，連邦裁判所に与える堅実な改正を行った。本法律は，1979年のスリーマイル島の事故から起こった全ての賠償請求を単一の連邦裁判所で扱うために，遡及的な適用を規定した。

VI．賠償請求の評価・和解・応訴に関する管理費

保険会社によって発行された保険証券を除いて，賠償請求の評価・和解・応訴のための管理費に財源を提供しないパリ及びウィーン条約に基づく法制度とは異なり，米国における法制度は事故の発生に先立ち，当該費用を支払うために必要なすべての資金源を明示している。3段階の保険による保護措置があるが，補償金に当てる資金と費用に当てる資金を分けようとしないことから，各段階の措置は，全く相互に関連した費用への引当金が含まれる。

第一段階：原子力保険プールによって準備される2億ドル ― これは，請求者と保険会社の請求管理費に支払われる合計額に対する最大賠償責任額である。

第二段階：原子炉運転者によって準備される資金からの第二段階の補償金76億

ドル ― これも第3者への補償金と請求管理費の双方を含む合計限度額である。

第三段階：万が一追加資金が必要な場合，議会は，第3者に支払われる補償金及び請求管理費の双方を賄う資金を充当する。

損害補償金と請求にかかる費用の双方を支払う賠償責任額に単一の上限を設ける方法は，民間の保険能力を利用する際に最も効率のよい手段である。その場合，保険会社の最高損失額は一定合計額となる。最高損失額規模の不確定性が除去されれば，保険会社はさらに多額の保険金を準備するだろう。

賠償責任額の単一上限という概念は，次の段階の保護措置が存在する場合は特に重要である。では，請求管理費を支払うのは誰か。仮に，次の段階の保護措置が存在すれば，この制度は，各段階の賠償責任額に対して全体としての単一上限を設ける枠組みの中で，各段階の補償金と請求費用の双方において法的責任を設けるだろう。単一の賠償責任上限額の引下げが認められる，請求費用の妥当性を保証するために，法規定が計画の中に盛り込まれるべきである。

費用についてなされた改善において，保護措置が全請求額の支払いに不十分であるとき，保護措置の各段階から提供される資金に対して費用が計上されるのに先立ち，費用の妥当性について裁判所の承認を義務づけている。

Ⅶ. 破局的な原子力事故に関する大統領委員会の議会報告[6]

プライス・アンダーソン法の下で，補償制度のさらなる改正が行われそうである。1988年に議会によって創設された委員会は1990年，破局的な原子力事故による被害者を全面的に補償するための適切な手段に関する総合調査書を発表した。これは，会議のセッションⅡ-Bで報告されるだろう。

2002年の現行法失効前にプライス・アンダーソン法が再検討されるときに，大統領委員会報告書はほぼ間違いなく，同法の追加改正のたたき台となろう。この報告書に集められている情報と概念は，破局的な事故という状況において「全面的な補償」が何を意味するのかを決定する際に貴重な助けとなる。

また，(1)請求の処理手続きを合理化する，(2)請求人の優先順位を確定する，及び(3)最も困難な請求，すなわち，潜在的な疾患に関する賠償請求を評価するための基準と手続きを確立する，ために勧告がなされた。筆者はこの報告書を一読することをお勧めする。報告書は，破局的な事故がもたらす問題に関する入念な分析であるが，その問題に積極的に対処する勧告を結び付けている。

補足資料

米国プライス・アンダーソン法

プライス・アンダーソン法は1957年に制定された。本法律は，当初10年の期限で失効するはずであったが，1966年と1975年に10年間の，また1988年に15年間の期限付きでそれぞれ更新された。それぞれの更新は，本法律の条項を修正した。

本法律の目的は，民間企業による原子力発電の発展を促進することである。これらの民間企業は，破局的な原子炉事故の結果，賠償責任を負うという法的損害によって倒産に追い込まれることを恐れている。また，こうした事故が招く公衆の身体傷害と財産損害を補償するための財源が不足する可能性も等しく懸念されている。本法律とその定める財産保護措置は，原子力危険が引き起こす身体傷害と財産損害のみを適用対象としている。

1957年に最初に制定されたプライス・アンダーソン法

認可を受けた原子炉運転者は，公衆に対する財産保護措置を履行しているという証拠を米国原子力規制委員会（ＮＲＣ）に提出しなければならない。財産保護措置は，妥当な条件で有効な原子力責任保険の最高額に等しくなければならない。賠償責任保険金を一つにまとめた総額は，請求額と請求の管理に関連する費用に充てられる。発行される保険証券は満期日を持たないが，保険金額については，保険証券上の保険期間の総計である。しかし，保険会社が同意すれば，その保険料は返還できる。財産保護措置は，アメリカン・プールから原子力責任保険を取得することによって提供される。当初，アメリカン・プールは6,000万ドルの原子力責任保険金を準備した。

ＮＲＣは本法律によって，運転者とその他の有責事業者を対象に，6,000万ドルを超えて請求人に支払われるべき損害額（および補償金支払いにかかる管理費）を補償する契約を運転者と結ぶ権限を与えられた。本法律は，6,000万ドルの財産保護措置とＮＲＣによって用意される最高５億ドルの補償金の合計額を超える分の損害と費用については，誰も責任を負わないことを定めた。しかし本法律は，

万が一資金が枯渇したときには，追加資金が議会によって準備されるかどうかを決定するために，この問題を再検討すべきとする議会の意向を記していた。

米国以外の原子力責任法は，運転者を単一責任主体として，すべての原子力責任を原子炉運転者に向けている。その代わり，プライス・アンダーソン法は，あらゆる請求先を担保範囲とする（米国政府とその行政機関を除く）財産保護措置を負担する運転者に，原子力責任の経済的結果を，向けた。このようにして，すべての民間法人は，財産保護措置，ＮＲＣによる補償金，本法律が定める賠償責任の制限などを通じて原子力責任から保護された。

プライス・アンダーソン法 ― 現行規定の概要

以下に示す方向で本法律が修正された。

(1) 公衆に対する財産保護措置額を増加

(2) 原子炉運転者の財産保護責任を大幅に増加

(3) 原子力過酷事故の被害者を補償するためのより単純で直接的な基盤を整備

(4) 賠償責任者を補償する政府のリスクを大幅に緩和

本法律は複数の改正を受け，以下のように運用されている

(1) 原子炉運転者に必要な財産保護措置は，すべての賠償責任者（米国政府とその行政機関を除く）の利益を保護する第一および第二段階で提供されている。

(a) 第一段階は，２億ドルの原子力責任保険であり，アメリカン・プールから取得する。

(b) プライス・アンダーソン法は，各原子炉の被許可者に対してプール制度参加を義務づける。この制度では，原子炉１基の事故につき最大で 6,615万ドルの第一段階最高額を超える補償金と費用を比例配分により各被許可者が支払う。第二段階に参加する 115の原子炉は，このように総額76億ドルの追加財産保護措置を提供している。

(c) アメリカン・プールは，第一及び第二段階の財産保護措置の下ですべての賠償請求を取り扱う。プールが，これらの賠償請求の管理・調停・訴訟を行

うのに負担する費用は全て，全財産保護措置額の範囲内に組み入れられる。

こうした費用への支出は，補償金に利用できる財産保護措置額を減少させる。

(2) 財産保護措置が不十分であれば，議会は追加資金を提供することを約束しているが，２段階の財産保護措置により提供される資金を上回る損害又は費用に対してはだれも責任を負わない。

(3) この制度は，原子力事故が原因で自宅や職場を離れる必要の生じかねない者に対し，アメリカン・プールから即時の財政的援助が提供されることを予定している。

(4) 原子力事故が，ＮＲＣ規則の基準を超え，原子炉敷地外の核汚染や核物質による傷害を引き起こすとき（「異常原子力事故」），請求人は，補償を受けるためには，原子力施設から拡散した核物質により傷害もしくは損害が引き起こされたという点を明らかにしさえすればよいように，法的抗弁はおおむね放棄される。

プライス・アンダーソン法は，2002年に失効する予定である。おそらくその段階で，同法は万が一破局的事故が発生した際に，同法が賠償をより効率的に行う目的で設立された委員会の最近の報告の中で提議された方針に，一層沿った形で作成されることになるだろう。

〔注〕

(1)「プライス・アンダーソン法」という用語は，原子力法の第170条の通称である。第170条は，1957年に原子力法に加えられ，原子炉に関連する保険と損害補償の規定を盛り込んである。［U．S．Code引用　42　U．S．C．2210］

(2)　担保債権者（譲渡抵当権者）は財産に対する優先権を有しており，米国における物損保険証券は一般に，抵当権者又はその受託者への保険金支払いを規定する。

(3)　ジョン　D．ロング博士による報告　NUREG－0891。1982年，フェデラル・レジスタの公示を通じて公的見解をNRCが求めた。［47　FR　27371 － 27373 － 1982年6月24日］（ロング博士の勧告の要約は，氏の報告書の109～111頁に掲載されている。）

(4)　フェデラル・レジスタの公示は以下の通り。

(a)　1982年3月31日（47　FR　13750）　── 最終仮規則

(b)　1982年6月24日（47　FR　27371 － 27373）── NRCはジョン　D．ロング博士の報告［NUREG－0891］と他の保険関連問題についての見解を求めた。

(c)　1984年11月8日（49　FR　44645 － 44650）── 財産保険義務の変更。

(d)　1987年8月5日（52　FR　28963 － 28973）── 規則は，10億　6,000万ドルの保険と公正な受託者に対する支払いを義務づけている。

(e)　1988年9月19日（53　FR　36335 － 36338）── 規則策定のための申請受領に関する原子力保険会社からの報告。

(f)　1988年9月19日（53　FR　36338 － 36340）── 規則実施の延期。

(g)　1989年3月17日（49　FR　11161 － 11163）── 優先的除染や受託者条項の実施延期。

(h) 1989年11月6日（54 FR 46624 - 46629） — 規則案。

(i) 1990年4月2日（55 FR 12163 - 12167） — 最終規則。

(5) 「異常原子力事故」の基準は，10 CFR 140.84と140.85に明記されている。一般に，原子力事故が「異常原子力事故」として認定されるためには，①敷地外への核物質の重大流出又は敷地外での高い放射能レベルを生じ，それがまた②敷地外での重大な身体傷害又は財産損害，を生じることが必要である。このような請求に対する法的な保護の大半は，すべての賠償責任者が放棄している。

(6) 1988年8月のプライス・アンダーソン法改正の一環として，議会によって委員会が創設された。（原子力法第170条第1項）

報告書は，アメリカ法の関係から問題を扱っているが，収集情報及びなされた勧告は，破局的な原子力事故による被害者の補償問題に取り組む全ての人の関心を集めるだろう。

5．セッションⅣ

・ドイツ連邦共和国における原子力責任保険

ダンゲルマイヤー（ドイツ）

Ⅰ．ドイツの1959年12月23日付けの原子力法においては，原子力の平和利用の当初から賠償責任はあらかじめ規定する必要があること，および補償範囲を広く設定することは価値があることが理解されていた。時とともに，補償範囲および補償を引き受ける共同者は現在のモデルに発展した。補償範囲は保険業者により支援された原子力発電所または他の原子力施設の運転者と政府により分担補償される。

保険業者も損害範囲の拡大の可能性を予想し，1957年にドイツ原子力プール（ＤＫＶＧ）を創設した。このプールの定款は，原子炉の原子力リスクと第三者原子力賠償責任リスクをプールにより塡補することが義務づけられることを予見している。これらの種類のリスクについては，他の国際原子力保険プールにおいて再保険をかけることが国際的な慣行である。パリ条約が締結された1976年までの期間の旧西独の賠償責任額は，5,000 万～１億2,000万ドイツ・マルク（ＤＭ）だった。1976年以降，ＤＫＶＧは損害に対し２億ＤＭまでを保証する。一例を挙げると，1968年10月に起きたオブリグハイムの最初の臨界のときには，われわれは6,000万ＤＭの原子力賠償責任額を準備しなければならなかった。

最も重要な詳細については，1977年１月25日の原子力法塡補準備令に定められている。第１条は補償の種類を，第４条は保護の範囲を，第５条および第６条は許認可当局に通知すべき時と方法を規定している。いずれにせよ，許認可当局が許可を与える（または撤回する）前に通知しなければならない。原子力プラントが運転停止または解体される場合でも，プラント内に放射能もしくは汚染がまだある限り許可証がなければならないことおよび運転者または所有者が解体作業を行う許可を得る前に原子力第三者賠償責任の事例に対する十分な補償がまだあることを証明しなければならないことが12条に定められている。時とともに，ドイツの原子力平和利用法と損害に対する防護措置は，数回にわたり改正され，国内および国際的な動向に対して調整されてきた。

原子力プラントの運転者にとって最近の最も重要な変更は，1985年の無限賠償責任の立法化である。

Ⅱ．ドイツにおける10億ドイツ・マルク（以下「ＤＭ」という。）までの補償と保護は，次のように保障されている。（図１）

① ０～２億ＤＭまでは，原子力責任保険（再保険プール）による補償

②. ２億超～５億ＤＭまでは，原子力プラント運転者の共済組合による補償

③ ５億超～10億ＤＭまでは，保険料支払のない国による補償

① 原子力責任保険の契約は，プラントならびにすべての補助施設および補助活動に係る，許可された運転より生じるすべての損害または汚染に対する防護を含む。

保険業者は，原子力の平和利用および許可された利用から生じる法的責任額を賠償する。もちろん，一定の費用を補償する，という保険業者の義務を限定する条項があるし，新しい規則が定められるならば，除外が有効となり得る。このような場合は，それぞれ交渉が必要であり，通常は予備補償が保障される。保険業者はその責任に基づく請求が正しいか否かを調査する権利と義務がある。その事例を処理するすべての管理作業は，保険業者により行われなければならない。保険契約を締結した運転者は，損害が生じた場合は，損害と賠償額を法的にできるだけ低くするよう保険業者を支援するために最善を尽くさなければならない。

保険契約は，２億ＤＭの総損害賠償額，100万ＤＭの初期損害賠償措置費用および100 万ＤＭの賠償請求処理に関わる利子および費用を見越している。

② ドイツ政府により賠償責任額を10億ＤＭまでに引き上げる決定がなされると，旧西独の原子力運転者は1975年に運転者の共済組合である民事法会社（ＧｂＲ）を設立した。大手電力会社が相応する原子炉を子会社としてではなく，株式資

本が限られた所有会社として運転する場合は，共済組合の義務はプラントの所有者またはＧｂＲの株主による保障宣言により支援されるので，大損害における損害の塡補も保障される。

ＧｂＲは一種のプールであり，２億超～５億ＤＭの賠償責任額を塡補する。すべての原子力発電所の運転者はドイツＧｂＲに属し，発電所の各熱出力の平方根に相当する分担額を拠出している。

この措置は，原子力リスクはプラントの規模に直接依存していないことをある程度考慮している。

年間管理作業の支払および損害賠償の支払は，ＧｂＲへの参加企業と保険契約を結んだ保険業者グループによりなされる。

犠牲者に対しては，保険業者より予備支払がなされる。しかし，保険業者が問題の賠償請求事例を処理するために支払った支出額の100％が，保険業者に対しＧｂＲにより後で保険料として支払われる。

③　５億ＤＭから10億ＤＭまでの損害請求は政府当局により処理されることが政令により定められている。

Ⅲ．ドイツにおける大損害の場合は，損害を発生させた原子炉の所有者は10億ＤＭを超える損害に関しては責任を負う。欧州の国のうち他には一国（スイス）においてのみ，　原子力プラントの運転者が無限原子力賠償責任を負う。

他の欧州諸国においては，賠償責任限度額は10億ＤＭを超えるが責任において最終的な限度額が定められている国もある。また，賠償限度額が10億ＤＭ以下の国もある（図２）。表により，原子炉を運転している西欧諸国における第三者原子力賠償責任がどのように構成されているかがわかる。問題を解決するための種

々の手段として，プールまたは保険による補償，保険料支払のあるまたはない国による保障，原子炉運転者または所有者のプールがある。

Ⅳ．1957年から1991年までの34年間にわたる期間の旧西独における保険料の推移を見ると，1957年には1,000ＤＭだった保険料は1991年には1,657万7,000ＤＭに増加し，総額２億1,550万ＤＭに達している。数百万ＤＭだったスリーマイル島事故の損害への保険参加を除いては，この34年の全期間においては他に重要な報告されている損害はない。この傾向は西欧世界については基本的には変わらない。

西欧世界においては強力な安全設備支援措置と稼働中の検査により，全体的な平均としての事故の可能性はますますありそうになく，したがって，重大な損害のリスクはゼロに向かっていることを指摘しなければならない。

運転者の見地からは，国際機関により資金供給される大規模な資金プールはあるべきではない。この資金はバックフィティングおよび安全設備のために使用されるべきである。しかし，ドイツにおける共済組合としてのＧｂＲあるいはすでにブリュッセル条約において定められている手段と同様に，原子力賠償責任にかかる請求を清算するために限定された特別引出し権の手段は，多国籍ベースで増大させなければならない。

結　論

ドイツのモデルは，種々の措置により原子力リスクを分担する制度は２つの面でうまくいっていることを示している。第三者を保護することと純粋な保険手段よりも経済的であることである。長期にわたり重大な損害がなければ，保険契約者の拠出金は毎年１つの請求事例に支払われる。共済組合で行う場合は，拠出金は損害賠償が処理されなければならないときに引き上げられる。

・補足的民事責任保険の状況：原子力事故の民事責任についてのスイス法の例

ビュールマン（スイス）

1．序論

1983年３月18日，スイス議会は原子力民事責任に関する法律（以下，ＬＲＣＮとする）[1]を採択した。同法第３条第１項は，原子力施設事業者は，その施設により生じた原子力損害に対して無制限に責任を負わなければならないとする重要な改革を示す。この無限責任は今なお例外的な事柄と考えられている。ところが，民事責任に関するスイス法においては，無限責任は全く当然のことである。海商法を除いて，契約以外のいかなる場合もスイス法には責任の制限は存在しない。無限責任は，あらゆる領域において，そして，損害を引き起こした全ての者にとって当然のことである。それ故，1959年12月23日の原子力エネルギー法[2]において導入された責任制限が廃止されたことは当然のことに過ぎない。

ＬＲＣＮ第11条第１項によると，原子力施設事業者は，少なくとも３億スイス・フランと利息および訴訟費用のために3000万スイス・フランを塡補する民事責任保険契約を締結しなければならない。受け入れられている条件を越える額を保険市場が塡補し得る場合は，連邦会議はこの最低額を引き上げなければならない（ＬＲＣＮ第11条第２項）。民間保険業者による塡補限度額を越える損害または保険業者が免責される損害に関して，連邦は，10億スイス・フランと利息および訴訟費用のために１億スイス・フランまでを保証する（ＬＲＣＮ第12条）。連邦は，このリスクを塡補するために原子力損害のための基金への拠出金を被保険者から徴収する（ＬＲＣＮ第14および15条）。２以下では，特に民間保険業者の塡補限度額の引き上げならびに連邦保険の保険料の推移と算出について示す。

以上に加えて，スイス連邦は原子力損害発生の特定の場合を一般財源により塡補し，さらに，大災害の場合における他の財源に関する規定を置く（ＬＲＣＮ第29条）。その内容は３において説明される。

2．連邦保険

(1)連邦保険により塡補されるリスク

スイス連邦は，以下の原子力損害を10億スイス・フランまで塡補する。

－　民間保険業者の塡補限度額を超える損害（ＬＲＣＮ第12条）

－　民間保険業者が免責される損害（ＬＲＣＮ第11条第３項および第12条）。

原子力民事責任に関する1983年12月５日オルドナンス（以下，ＯＲＣＮ）(3)第４条によると，以下のリスクに関する。

－　特別の自然現象あるいは社会的動乱により生じた原子力損害

－　損害を引き起こした事故より10年経過後に賠償請求がなされる原子力損害

－　核物質の流出，盗難，投棄あるいは放棄より20年経過後に賠償請求がなされる原子力損害

－　30年の期間の経過による訴権の喪失により，もはや被保険者に責任を帰せしめ得ない（発生までの期間が長期にわたる）損害

これらの全ての場合，スイス連邦は保険者として機能し，原子力施設の所有者から保険料を徴収する（(3)参照）。

(2)民間民事責任保険の塡補額の引き上げ

１において述べたように，受け入れられている条件を越える額を保険市場が塡補し得る場合，政府は，３億スイス・フランと定められている民間民事責任保険の塡補限度額を引き上げなければならない。この塡補限度額の引き上げは，これまで２回実施されている。1986年１月１日に，民間民事責任保険の塡補限度額は，３億スイス・フランから４億スイス・フランに変更された(4)。そして，４億スイス・フランから５億スイス・フランへの新たな引き上げが1991年初めに実施された(5)。

この民間民事責任保険の変更に応じて，連邦保険は７億スイス・フランから５億スイス・フランに引き下げられた。連邦保険の保険料の算出についての影響は２．３で示される。スイス連邦は５億スイス・フランと10億スイス・フラ

ンとの差額の保証を継続する。

(3)連邦保険料の算出と推移

a．原子力民事責任に関する1983年12月５日のオルドナンス

ＬＲＣＮ第14条第１項によると，連邦保険料はできる限り費用塡補の原則に応じて算出されなければならない。法案に伴う説明において政府はその理由を，「保険数理の原則，すなわち，民間民事責任保険の基礎と同様の基礎に基づいて」保険料を算出しなければならないと述べている(6)。10億スイス・フランという保険金額に相応する保険料を定めるために，保険数理の原則を参考とすることは正当化される。反対に，この方法は他のリスク（特別な自然現象，社会的動乱，訴権の消滅）に関する保険料の算出においてはあまり有益ではない。実際上，民間保険業者は，このようなリスクは保証し得ないと考えている。それでは，スイス連邦はどのようにして保険料を算出するのであろうか。

連邦保険の保険料に関して，議会に対する説明において政府は以下のような仮定から出発していた。すなわち，２億スイス・フラン（当時）から10億スイス・フランへの民事責任塡補限度額の引き上げは，民事責任保険料の約100％の引き上げをもたらすかもしれない。発生までの期間が長期にわたる損害の保険は，民間民事責任保険に支払われる金額との関連で連邦による保険料の追加的な約200％の引き上げを必要とする。最後に，予測不可能なリスクのための準備としてさらに民間民事責任保険の新たな100％の引き上げに備える必要がある。そのような仮定に基づいて，連邦議会は，原子力民事責任に関するオルドナンス第５条において，連邦保険保険料は民間民事責任保険に支払われる保険料の３倍となると規定した。出力ゼロの原子炉（特に，バーゼル大学およびジュネーブ大学の実験炉）に関しては，被保険者の拠出金は，民間民事責任保険の保険料の半額と定められている。連邦の研究所として，ウレンリンゲンのポールシェレル研究所（旧連邦原子力研究所）とその実験施設は民事責任保険を強制されない（ＬＲＣＮ第17条第２項）。

b．原子力民事責任に関する1985年12月２日のオルドナンスの改正

1985年の初めに，民間民事責任保険業者は、1986 年１月１日から総額４億スイス・フランまで塡補できる旨を通知した。このような場合，ＬＲＣＮ第11条第２項に従って連邦議会は保険の最低額を引き上げなければならない。これに応じた民間保険保険料の引き上げは，連邦保険保険料の引き下げをもたらす。

この当時すでに，民間保険に支払われる保険料に基づく連邦保険保険料の算出を継続することの妥当性に疑問がもたれた。しかし，それよりも適当な基準が存在しなかったため，連邦議会はこの点につき変更を加えなかった。

原子力民事責任に関する1985年12月２日のオルドナンスの改正時に，連邦保険保険料は以下のように定められた（ＯＲＣＮ第５条）。

－　原子力発電所に関して，民間保険料の200％

－　他の原子力施設（特に，実験施設）に関して，民間保険料の25％

－　輸送による核燃料の移転に関して，民間保険料の100％

以下が，この連邦保険料を正当化する理由である。

－　原子力発電所：　保険料は，塡補限度額よりも割合的に低く引き上げられた。それ故，４億スイス・フランと10億スイス・フランとの間の補充的な保険に関しては，４億スイス・フランにかかわる民間保険料の10分の７という倍率に基礎がおかれている。10分の７という倍率は，連邦が10億の塡補限度額全額を保証する例外的な自然現象や社会的動乱のリスク関しても援用される。時効のために民間保険業者に責任を負わせることができない損害に関しては10分の４という倍率を認めた。これに最低準備金を加えて，民間保険の保険料の２倍もしくは200％となった。

－　他の原子力施設（特に，実験炉）：　連邦保険料の算出のための倍率は２分の１から４分の１となった。その理由は，潜在的なリスクはわずかなものであるので，10億スイス・フランまでの補充的保険は，実際上，社会的動乱の場合と同様に無視することができるということである。

－ 核物質の通過輸送： 核物質のスイス通過のために，5000万スイス・フランの民間民事責任保険契約を締結する必要がある。それ故，連邦の補充的保険は９億5000万円を塡補することとなる。しかしながら，リスクはほとんど生じない。そのため倍率は，当初の３から１となった。

この原子力民事責任に関するオルドナンスの改定時に，民間保険業者は，補充的保険，自然現象，社会的動乱および発生までの期間が長期にわたる損害に関する我々の仮定は，保険市場の仮定および保険数理の理論の仮定にほぼ一致していると明言した。

c．原子力民事責任に関する1990年10月24日のオルドナンスの改正

1990年に，民間民事責任保険業者は，民間塡補限度額を５億スイス・フランに引き上げることができた。このことは，連邦保険の新たな調整を必要とし，従って原子力民事責任に関するオルドナンスの改正を必要とした。1990年10月24日に，連邦議会はこの改正を決議した。議会は，連邦保険の保険料を民間民事責任保険の保険料の160％と定めた。他の原子力施設および核物質の通過輸送に関する保険料は変更されなかった。

連邦保険の保険料はいかなる理由で引き下げられたのか。４億スイス・フランから５億スイス・フランへの民間塡補限度額引き上げは，15％の保険料引き上げをもたらした。しかしながら，保険の対象たる施設のリスクはほとんど変わっていない。それ故，４億スイス・フランから５億スイス・フランへの民間塡補限度額の引き上げ後，（民間および連邦）民事責任塡補限度額に対する総保険料は，塡補限度額が４億スイス・フランの場合に負担した保険料より増えることがあってはならない。このような考察から，連邦保険の保険料を民間民事責任保険の保険料の160％と定めることとなった。

(4) 原子力損害基金

民事責任保険に応ずる原子力施設事業者の拠出金は，生じる利息も含めて原

子力損害基金に払い込まれる（ＬＲＣＮ第15条）。この基金の詳細は，ＯＲＣＮ第８条ないし第11条において規定されている。これは，非独立的な，すなわち，法人格を有さない基金に関する。基金の収入と支出はスイス連邦の財政会計には計上されずに別会計に計上される。基金は連邦エネルギー局により管理される。その資金は連邦に投資され，連邦は基金に6.625％の利息を支払う。基金の監査は連邦会計検査院の任務である。年次会計報告書，収支および資産状態は毎年公表される。

1991年の初頭，原子力損害基金は１億2480万スイス・フランの資本を有していた。スイスの５つの原子力発電所からの払込は，1991年に総額990万スイス・フランに達した。各発電所からの原子力損害基金への拠出金，民間保険の保険料さらに電気料金についての影響は表１（別紙）において示されている。

(5) 原子力損害に関する規則

ＯＲＣＮ第７条により，連邦に対する賠償請求は連邦エネルギー局により受理され，連邦エネルギー局は，その処理を連邦会計検査院あるいは民間保険業者に委ねることができる。この条文に基づいて，連邦エネルギー局および連邦会計検査院は，スイスの原子力リスク保険プールと損害の処理に関する契約を締結した。この契約によって，ＬＲＣＮ第12条，第13条，第16条および第17条第２項による損害賠償請求は，民間民事責任保険業者により処理される。

このような解決は種々の理由によるものである。すなわち，スイス連邦は，このような問題を処理するために必要なノウハウも人員も有さないし，ＬＲＣＮ第12条および13条に規定されている場合において，民間保険業者は，いずれにせよその塡補限度額の範囲内において損害を処理しなければならないからである。そして最後に，損害賠償請求を民間保険業者と連邦により分担処理することは適当ではないからである。

３．連邦のその他の給付

ＬＲＣＮ第16条第１項は，連邦が塡補しなければならない原子力損害に関し

て４つの場合を挙げている。

－　責任を負うべき者を確定することが不可能である場合

－　当該損害が，保険が締結されていない原子力施設あるいは輸送により引き起こされた場合

－　保険業者が支払能力を欠くため損害の塡補限度額を支払うことができず，そして，責任を負う者も同じく資力を欠く場合

－　外国で発生した事故によりスイスにおいて原子力損害を被った者が，当該国においてスイス法に応じた損害賠償を得ることができない場合。1990年６月21日に連邦裁判所が，チェルノブイリの災害によりスイスの野菜栽培者が被った損害を賠償するようスイス連邦に命じたのはこの条文に基づいている。

以上の４つのリスクに関して，連邦は原子力発電事業者に原子力損害基金への拠出金を求めることはできない。この基金は，このような損害の場合の拠出金として利用することはできず，この損害は，連邦の一般財源により塡補されなければならないこととなる。その代わり，連邦は責任負担者に対する求償権を有する。

(1)　大災害

損害が発生したが，責任負担者，民間保険業者および連邦の財政手段が損害賠償請求を満たすことができない場合，法律はこれを大災害とする（ＬＲＣＮ第29条）。この場合，議会は連邦布令により特別の賠償措置を講じ得る。この布令は，あらゆる利用可能な資金を公平に配分するのに役立ち，損害賠償に関する一般原則を定める。連邦は，塡補されない損害に対して追加的な拠出金を支払うことができる。

４．評価

連邦の塡補限度額は全く異なる二つの要素を含んでいる。

－　一方で，民間保険業者により塡補される金額（現在は，５億スイス・フラ

ン）と法律により定められた10億スイス・フランという塡補限度額との差額

－　他方で，民間保険業者が免責されるリスク（例外的な自然現象，社会的動乱，損害賠償請求が時効となった損害）に対する10億スイス・フランまでの補充的塡補

連邦保険に支払われる保険料に関する現在の立法は単純で便利である。保険料の算出と原子力損害基金の管理の費用はささいなものである。連邦保険料を独自に算出することは困難であるので，このような解決方法は正当化される。しかし，現在の算出方法が，将来において，見直され変更されることはありうる。二つの進展が，このような方向を示している。

－　将来に，民間保険業者による塡補限度額はさらに引き上げることは可能である。この場合，ますます連邦塡補限度額は民間保険が免責されるリスクを対象とすることとなる。民間と連邦の塡補限度額との間の実質的関係は弱められる。それ故，民間民事責任保険の保険料との関係で連邦保険料を定めることの正当性はますます弱まる。

－　1992年に，民間保険業者は原子力民事責任保険の保険料を５％下げた。自動的に，連邦保険保険料はその分引き下げられた。民間保険と法律により定められる10億スイス・フランとの差額を塡補する連邦塡補限度額部分に関しては異議はほとんど生じない。反対に，民間民事責任保険が免責されるリスク（特に，例外的な自然現象，社会的動乱）に対して支払われる保険料がその分少なくなるということは非常に問題である。

原子力民事責任に関するオルドナンスにおいて，政府は連邦保険に関する保険料の算出の方法を定めた。この算出方法を修正する必要がある場合，オルドナンスを改正しなければならない。その場合，以下の点を考慮する必要がある。

－　５億スイスフランの民間塡補限度額と５億から10億スイスフランの間の連邦塡補限度額との間には一定の実質的関係が存在する。民間保険は，この補充的塡補限度額に関して，市場と一致し計理士によるリスクの評価を考慮される現実的な価格の算出を可能とする。

－　例外的な自然現象や社会的動乱の場合の塡補限度額に関しては問題は別で

ある。実際上，この種のリスクの保険料と民間民事責任保険の保険料とを関連させることの客観的理由は存在しない。例外的自然現象に関して問題となるのは，なによりもほとんど発生することがないような大規模の自然災害である。実際上，中小規模の損害は，リスクの算定においてほとんど役に立たない。この場合，連邦保険料の算出は確率の算出に基づく必要がある。

－　戦争に関して，以下のことを付け加える必要がある。国際情勢により，確率はすぐにその大きさを変え得る。それゆえ，短期間で保険料を引き上げうる法制度を準備することが必要である。

－　さらに，発生までの期間が長期にわたる損害に関しても問題は別である。損害をもたらす事故と損害との間の期間が長いので，因果関係の証明はしばしば立証することが非常に難しく（あるいは不可能であり），多くの場合，責任の否定に至る。加えて，損害をもたらす事故の後で，連邦保険の年間保険料を引き上げることは可能である。それゆえ，この部分の連邦保険に関して，損害をもたらす事故が発生しない限り相対的に低い保険料を徴収し得る。

5．結論

スイスが，原子力民事責任に関する進歩的な法律を導入してから約２年が経過した。議会は，原子力損害に関する塡補限度額を10億スイス・フランと定めた。民間保険業者と国は，両者とも保険者として機能する。国は，民間機関が塡補できないリスクを保証する。連邦保険の保険料は，民間保険の保険料に応じて定められ，原子力損害基金に払い込まれる。保険料の定めは単純であり，基金の管理は多額の費用を生じない。当局の観点からは，制度は十分なものである。しかしながら，保険市場での進展がもたらされるので，連邦保険料の現在の算出方法が将来において見直され変更される可能性はある。

表1.

原子力民事責任保険に関して，1991年にスイス原子力発電施設により払い込まれた保険料

	民間保険業者保険料（スイス・フラン）	原子力損害基金への拠出金（スイス・フラン）	合計（スイス・フラン）	KW／時あたりの負担（サンチーム）
ベスナウ1号機および2号機	1, 994, 019	3, 190, 430	5, 184, 449	0. 102
ミューレベルグ	1, 184, 665	1, 895, 464	3, 080, 129	0. 127
ゲースゲン	1, 521, 325	2, 434, 120	3, 955, 445	0. 056
ライブスタット	1, 521, 325	2, 434, 120	3, 955, 445	0. 056
合計	6, 221, 334	9, 954, 134	6, 175, 468	0. 075

〔注〕

(1) RCS (Recueil systematique du droit federal) 732.44

(2) RS 732.0

(3) RS 732.441

(4) 原子力民事責任に関する1985年12月２日のオルドナンスによる改正

(5) 原子力民事責任に関する1990年10月24日のオルドナンスによる改正

(6) FF (Feuille federale) 1980 202

・原子力事故の補足的補償への国家の介入

トーベン・モルチオル

民事責任制度のもとで国が行う補償手当は，ふたつの側面を持つ。ひとつは，事業者の責任を保障することで国が補助的な役割を果たす場合である。もうひとつは，損害が事業者の責任を超えるケースで事業者によって提供される基金の不足分を国が補足する場合である。

以下，最初の側面についてはＡ章で簡単に触れ，また，それよりも非常に重要な二番目の側面についてはＢ章で検討を加えることにする。

Ａ．補助資金

ウイーン条約（第ＶＩＩ条第１項）は，事業者の保険が責任限度までの請求を満足させることができない場合，「施設国」がその限度までの不足額を支払う，と明確に定めている。この規定は，保険者の支払い不能というケースに適用されるだけでなく，保険が施設単位で期間が固定されていて，一度事故が起こるとその後に保険を事業者の責任額にまで回復できないといった状況にも適用される。パリ条約には，同様の規定は盛り込まれていないが，その理由説明には，締約国が介入して不足分を補うのが望ましいとの期待が表現されている。将来のパリ条約の改正に際して，ウイーン条約にみられるようなより拘束力を持った表現の採用が望まれる。

両条約とも，現行の補償請求期限は10年となっている。この期限は国内法のもとで延長も可能で，人の損傷については多くの国がさらに長い期限（例：30年）を定めている。しかし保険者の観点からすれば，10年を超えた期間をカバーする保険は現在存在しない。従って，期限の延長を国の保障によって裏付ける必要がある。

もうひとつの例は，両条約の免責規定である（ウイーン条約第ＩＶ条第３項とパリ条約第９条）。たとえば，国内法に特段の定めがない限り，例外的な天災に

よる損害については事業者の責任は問われない。国内法または改正条約のもとで事業者の責任が問われ，かつ保険に依存できないといったケースでは，国が保障すべきである。

B．補足的基金

損害が事業者の責任を超える場合，パリ条約とウイーン条約のいずれにも，事業者の基金を補うための追加基金を保障することによる政府の補償は規定されていない。しかし，パリ条約第15条は，特定の状況におけるそのような介入を明らかに認めており，また，ウイーン条約の準備作業は，この条約の起草者がそうした可能性を違法と判断しなかったことを示している。

パリ条約の署名国は，1963年にブラッセル補足条約を採択した。同条約（1982年議定書によって改正）は，パリ条約を土台にした補償制度を確立している。ブラッセル条約の補償制度は3段階からなる。

第1段階は，保険など事業者の財政的保証によるものである。

第2段階は，第1段階にもとづく補償を超え1億7,500万ＳＤＲまでの損害の補償である。同段階は施設国によって賄われる。

第3段階は1億7,500万ＳＤＲを超えて3億ＳＤＲまでの損害を対象とし，締約国が共同で支払い，その際の支払額は，締約国の国民総生産と原子炉の熱出力をベースに計算される。

近年，第三者責任の分野での展開同様，十分な補償の必要性に応じるためにブラッセル条約を改正すべきか否かという問題が，ＯＥＣＤ／ＮＥＡにおいて検討されてきた。その刺激剤として大きく貢献してきたのが，現在進められているウイーン条約の改正作業と，ＩＡＥＡ内での「補足的基金」条約の審議である。

公的基金という国の共同介入制度の確立を進める際の検討要素をいくつか，以下に簡単に述べることにする。

1）地理的範囲

補足的基金に関する重要な論点のひとつは，地理的範囲についての問題である。制度の適用は，締約国における被害に限定すべきか，あるいは，非締約国における被害者に対しても制度のもとでの請求資格を与えるべきか？

ブラッセル条約は，独自の地理的範囲を規定している。損害だけでなく事故そのものも締結国で発生したものでなければならない。加えて同条約の適用は，パリ条約が適用されるケースに対象が限られ，かつ，ブラッセル条約の締結国の裁判所が裁判管轄権を持つ。ウイーン条約締約国の請求者が補償を受ける資格がある場合，1992年４月からの共同議定書が発効したことで，ブラッセル条約のもとで提供される公的基金が早い段階で要請されるという効果が考えられる。しかし，そうした効果は，ブラッセル条約の地理的範囲からの逸脱ではなく，事業者の責任（第１段階）のもとでの補償をさらに多くの被害者が請求するようになるという事実から生じるものである。

新たな補足的基金制度はそれ独自の地理的制約を必要とするのか，それとも国内法の実施を通じて母体条約（パリ条約またはウイーン条約）の地理的範囲に従うだけで十分なのかを検討すべきである。後者を選択した場合，締結国それぞれの義務のあいだのバランスが失われる可能性がある。たとえば，Ａ国の方がＢ国にくらべて，非締約国における損害をより大きな範囲でカバーしている場合，Ｂ国において提供される公的基金（非締約国において損害を発生させたＡ国の事故のケース）は，逆のケースよりも早い段階で，しかもより大きな金額が要請されるであろう。こうした理由から，母体条約とは別に，補足的制度独自の地理的範囲を採用する方が望ましいであろう。

その場合，ブラッセル条約で選択された解決法がひとつの有効な出発点となりうる。締約国が非締約国の被害者を公的基金によって補償することを望むというようなことを期待するのは妥当ではない。実際，パリ条約第15条では，損害補償に公的基金が関係する場合，国籍や居住地を根拠とする差別を禁じた規定の適用除外を締結国に認めている。

一方，締結国で発生した事故への適用を制約する必要はないであろう。パリ条

約またはウイーン条約のもとで事業者の責任が問われるとすれば，締結国の領域外での事故による損害は輸送中のものに限られよう。

2）世界的か，それとも地域的か

地理的範囲に関する別の側面は，将来の補足的基金制度をどういった地理的範囲で確立するかという問題である。パリ／ブラッセル条約は地域的な性格を持つ一方，ウイーン条約は普遍的な性格を持つため，少なくとも理論的には地球規模の条約が可能である。

しかし，国の共同介入を含む補足的基金条約の確立には，国際政治における協力と信頼だけでなく，関係する国々の利害が一致する必要があることを心得ておくべきである。そうした利害が歴然としているのは，隣あった国々である。

当然のことながら，利害で重要なもののひとつは補償を得ることである。補償が必要となるかどうかは，さまざまな要素が関係しており，たとえば，地理的に近接する国に立地する原子力施設の数や場所などである。原子力汚染は国境に制約されないが，国によっては他の地域における潜在的な汚染源から安心できるような距離にあるため，輸送中の事故の危険性を顧みることなく，地球規模の協定への参加をためらうであろう。

さらに指摘されてきたことは，共通の安全基準を採用してそれを遵守することが補足的基金制度の確立を推進し，あるいはその前提にすらなりうるが，それは同時に地球規模のアプローチと相容れないものである，というものである。安全問題は関係国間の義務の不均衡を確かに生じさせることになるかもしれない。しかし，それほど厳格でない安全基準のもとにある施設ほど，大規模な原子力事故の危険性は大きく，また補足的基金の必要性も高いことが強調されるべきである。実際，条約に忠実であるかどうかを安全基準の遵守によって判断するというのは無理がある。もしそうなれば，批准を済ませた締約国が一時基準を満たせなくなるといった問題に直面するであろう。

もう一つ考えておく必要があるのは，地球規模の解決策がいくつかの地域的な取り決めとなる可能性である。これは，それぞれの取り決めの基金能力を弱める

だけでなく，地域の地理的定義という難しい問題を生じさせることになる。いくつかの地域にわかれた制度が生まれると，ひとつの事故がふたつの地域に損害をもたらした場合に，それぞれの地域の制度の関係の問題が出てくる。この問題に対する答えとして考えられるのは，ふたつの地域的アプローチのあいだのギャップを埋めるための，地域間の「共同議定書」の策定である。

地域的なアプローチに関するもうひとつの問題は，地域によっては利害が関係する国の数が少なく，有効な補足的基金制度を十分に確立できないことから，そうした国々がやや隔離された立場に置かれてしまうことである。

3）越境被害のみか

締約国が共同で拠出した基金による補償は施設国に適用すべきではなく，越境損害のみを適用の対象にすべきであるとの考え方が出されている。そうしたアプローチの結果，他の締約国の被害者が事業者，施設国，さらには共同基金による保障制度のもとで，補償を請求できることになる。一方，施設国（原子力事故によって最も大きな被害を受けやすい）の被害者は，この1番目および2番目の補償しか請求できなくなる。その結果，施設国における損害は補償されないままで，各国の共同拠出による基金も完全には利用されなくなる。2種類の被害者のあいだの補償の配分における技術的な問題はさておき，こうした方法は，国際的な利害の一致と相反し，そうした制度に忠実であろうとする施設国の関心を弱めることにもなる。

4）原子力施設非保有国の立場

地理的に範囲を限ることで締約国における被害のみを適用の対象にするという考え方は，原子力施設非保有国が補足的基金の恩恵を受けるためには基金拠出に参加すべきかどうか，という問題を提起する。原子力施設非保有国は，自らは原子力リスクをまったく生じさせていないと当然主張するであろう。これらの国のなかには，まさにそうしたリスクゆえに，原子力エネルギーに依存しないことを建前としている国すらある。その意味からすれば，そうした国が基金の拠出を免

除されて当然ということになろう。

しかし，まずはじめに，原子力施設非保有国の定義について考えてみる必要がある。条約における狭い意味での個々の定義はさておき，ベースとなる条約（ウイーン条約第Ⅰ条第１項およびパリ条約第１条(a)(ii)）の定義で考えると，領域内に原子力施設を保有する国は原子力施設保有国ということになろう。したがって，研究炉など低リスクの施設でも，原子力施設保有国とされるには十分である（原子力物質の領土内輸送を認める国は，それだけで原子力施設保有国とみなされるかどうか，といった点はここでは触れないが，答えはおそらく否定的であろう）。

原子力施設保有国は，すべての締約国による基金拠出に固執するであろうし，参加しないことは相応の負担のない保護になるとの主張がなされてきた。しかし，補足的基金に関する条約の批准は，母体となる条約のいずれかひとつの批准が条件である。そこで原子力施設保有国は，責任集中，補償限度及び事故地の裁判管轄権に関する規定を受け入れることになる。一方，原子力施設非保有国は，国際的な補償制度に参加することで保障を得る。現実に大きな意味あいを持つ別の疑問は，そもそも原子力施設非保有国が，原子力責任に関する条約の批准に前向きに取り組むかどうかである。なぜならば，批准には議会において非常に複雑な立法作業が伴うにもかかわらず，それが自国のエネルギー産業にまったく意味を持たないからである。

もうひとつの主張は，原子力施設非保有国は原子力エネルギーによって生産された電力を輸入することで原子力産業の恩恵を受けており，したがって，補償制度への基金拠出を求めるのは理にかなっている，というものである。しかし，事業者の潜在的な責任は，輸入国が支払う電力の価格に含まれていることを忘れてはならない。

原子力産業を持たないふたつの国（デンマークとノルウェー）は，ブラッセル条約を批准し，それらの国の施設が大規模な事故を起こすことはまずありえないという事実に拘らず，参加の意向を表明している。これは，ブラッセル条約の採択時，このふたつの国がすでに原子力エネルギー・プログラムの確立を計画して

いたこともあるが，共同責任にもとづく国際的な制度への参加に対する積極的な姿勢によっても説明されうる。

すべての締約国による基金拠出への参加を条件とした批准でない限り，十分な数の原子力施設保有国を補足的基金制度に追従させるための動機が著しく弱められることになる。そうした場合に重要なのは，基金拠出に相当な程度までリスクの発生を反映させることである。

5）条約の構造

上で述べた通り，補足的基金に関する現在唯一の条約はパリ条約にもとづくものであり，こうして，民間および公的基金がふたつの条約に分割され，パリ条約の締約国は，ブラッセル条約も批准するかどうかをみずからの裁量に任されている。被害者保護の主要な部分は後者の条約によるものであることから，被害者の立場からすれば，補足的基金制度への追従が任意というのは遺憾なことといえよう。加えて，パリ／ブラッセル制度は複雑であり，それがために，補足的基金の問題は別のもうひとつの条約でではなく，ひとつの世界的な基本条約，すなわちウイーン条約のなかで取り上げるべきである，という考えが示唆されてきた。そうした基本条約を地域条約によって補強し，国から基本条約に対して一層の補償を提供することも可能であろう。

事業者による財政的保障と比べて，実質的に被害者保護を大きく改善することになる補足的基金制度への追従は，締約国とおそらく施設国にはとくに大きな経済的負担をもたらすことになる（項目8を参照）。第1段階の規定，つまり事業者の責任等を盛り込んだ条約のみの批准を望む国もあろう。したがって，基本条約と補足的基金に関する条約をひとつの条約に合体すると，本来であれば受け入れたであろう国際的な制度への国の参加を妨げるケースも出てくる可能性がある。

補足的条約よりも基本条約の批准を希望する国の方が多くなるであろうことは当然予測される。したがって，ふたつの条約に分割する方がより柔軟な解決であり，それは補足条約の採択時点のみならず，後の改正の場合についても言える。

6）事業者の責任の共通の限度

1963年のブラッセル条約の起草者たちは，第1段階，即ち事業者の保険によってカバーされる金額が，事業者の責任限度としてパリ条約にある参考限度額1,500 万計算単位にもとづく締約国の国内法の金額とほぼ同じ規模になると想定していたかもしれない。しかし，国内法の展開をみると，パリ条約およびブラッセル条約の批准国の大半が，民間および公共基金による補償のあいだに適切なバランスを保ち，また汚染者負担原則に従うために，事業者の責任額の引き上げを望んでいることがわかる。

この結果，現在の状況にみられるのは，国と国とのあいだの相当な不均衡である。そのためＮＥＡの運営委員会はパリ条約の締約国に対して，事業者の責任限度額をできることなら最低でも1億5,000 万ＳＤＲ以上に引き上げるよう勧告してきた（1990年4月20日運営委員会勧告）。ブラッセル条約では，そうした不均衡は被害者にとって不利益とはならない。というのも，施設国は第2段階において，事業者の責任額と1億7,500 万ＳＤＲのあいだの差額をカバーしなければならないからである。しかし，すべての締約国が事業者の責任額に同じ最高限度額を採用すれば，あるいは少なくともそうした金額以下に限度を設定しなければ，国の共同介入という新たな制度の展開が促進されよう。

7）変動下限額

ブラッセル条約のもとでの補償最高限度額は，1982年の議定書によって3億ＳＤＲに引き上げられた。しかし，この引き上げは，1963年の条約の採択以後の物価上昇を考慮に入れたものである。とくにチェルノブイリ事故以降，現行の金額が時代遅れのものであり，不十分であることは明らかである。ブラッセル条約の締約国の多くは，こうした状況に対して，国内法における事業者の責任額を条約の第2段階の上限（1億7,500 万ＳＤＲ）近くまで引き上げ，場合によってはその水準を超える引き上げによって対処している。

ブラッセル条約の表現がもとで，こうした展開が条約の運用に関して問題を生じさせている。たとえば，国内法における事業者の責任額を2億ＳＤＲにすると，

第３段階のもとでの基金の共同拠出額を１億ＳＤＲ（３億マイナス２億）に限定できるのか，それとも，第３段階の全額（１億2,500 万ＳＤＲ）を据え置いて被害者の補償に向けられるようにすべきか，という疑問が出されている。当然のことながら，後者を選択すれば，こうしたケースにおける条約のもとでの合計金額が３億2,500 万ＳＤＲ（２億プラス１億2,500 万）となることから，被害者にとっては有利である。

この問題は，1992年秋にＯＥＣＤ会議におそらく提出される勧告案のテーマである。締約国は，事業者の保険のもとでの金額が使い果たされるまでは第３段階の補償を据え置くよう勧告される。これは，ブラッセル条約の改正までの一時的な解決方法とみなされている。この方法は，必然的に国と国のあいだの不均衡を生む。というのは，共同介入がどの時点で発動されるかが，国内法のもとでの事業者の責任額の水準に左右されるからである。

不均衡はさておき，この問題が示しているのは，補足制度をいかなるかたちに改めるにせよ，国の共同基金拠出からなる補償段階を対象に変動下限額なるものを検討すべきということである。さもなければ，事業者の責任額を引き上げ，あるいは補足条約を批准しようとする施設国の意欲がそがれてしまうからである。

８）金額

補足的基金制度の信頼性と社会的な支持の有無は，その制度がどの程度まで補償金額を実質的に増加させられるかどうかにかかっている。ブラッセル条約の現在の最高限度額（３億ＳＤＲ）があまりに低すぎることは歴然としている。新たな条約のもとでのおおよその数字を推測することは時期尚早といえよう。しかし，被害者に対する十分な補償という日頃のかけ声が政治の堅い決意に裏打ちされたものであることを望みたい。

全体的な金額を設定する際に，原子力産業の拡大，発電量の増加，原子力の安全性の増大，さらには多様な「事故シナリオ」といった要素によって指針を得ることもできよう。しかし，そうした分析には広範かつ長期にわたる調査が必要であり，意見の食い違いは，考慮に入れるべき要素やその比重に関してだけでなく，

調査から引き出される結論に関してすら生じ兼ねない。現実面では，金額は独断的に決定されると考えるのが妥当であろう。財政的な理由が被害者への配慮の妨げともなりうる。多くの国の批准を得るためには，適度なバランスが必要であり，金額の大さと広範な支持のどちらかを選ぶとなれば，後者の方が望ましいともいえる。

ブラッセル条約もそうだが，どのような補足的基金制度であっても，施設国に対して実質的な規模の基金拠出を求めることを期待してもおかしくはないであろう。原子力事故による被害を最も受けやすいのは施設国であり，そうした施設国の実質的な基金供出は，施設国自身にとっても国内の事業者のあいだに安全の認識を高めようとする動機となりうる。

求償額が，事業者と施設国による財政的保障をすべて消化してなおかつ満たされない場合，次の段階の基金は締約国の拠出によるべきである。その場合，参加国間の拠出割当が重要な問題となってくる。ブラッセル条約では，第3段階に対する拠出額を，各締約国の国民所得と設置原子炉の熱出力を半々で考慮して算出している。

この方法は補足的基金の改訂制度を検討するためのベースとして使えるが，すべての方法がそうであるように批判の対象ともなる。国民所得を参考に使うというのは，原子力施設によって生ずるリスクとは基本的に何の関係もないが，締約国の経済力も考慮に入れようという試みである（原子力施設非保有国による参加の問題は，以下に触れることにする）。原子炉の熱出力のみを参考にすることが正当化されるかという問題も提起することができる。将来的には，さらに別の原子力施設（例：再処理プラント，ウラン濃縮プラント，貯蔵施設）を算定の際の考慮に入れることも考えられる。おそらく，熱出力だけでなく施設の数も考慮されるであろうが，それにはたとえば，それぞれ500 MWの原子炉2基の方が1,000 MWの原子炉1基よりも大きなリスクと見なしうるかどうかといった問題が生じてくる。

9）金額の改訂

補足的基金に関する新たな条約でどのような金額が採用されるにせよ，将来，そうした金額が不足してくるといった状況が現れることを頭に入れておく必要があろう。

インフレによって，補償金額が目減りするであろう。1963年にはじめて採択されたときのブラッセル条約は，最高補償額を1億2,000万計算単位としていた。先に触れたように，この金額はその後の物価上昇を考慮に入れるかたちで1982年の議定書では3億ＳＤＲに変更されたが，しかしそれ以上には増額されなかった。計算単位としてＳＤＲを使用するとインフレが相殺されてしまうという意見を耳にすることがある。たしかに，単一の通貨とＳＤＲを並べて比べればそうともいえよう。しかしＳＤＲの価値は，最も重要な数種類の国際取引通貨の「バスケット（集まり）」として表されるものであることを考えれば，ＳＤＲとて世界的インフレを免れるものではない。こうした国際取引通貨のインフレはＳＤＲの価値に反映されることになる。

インフレ以外の要素，たとえば原子力災害による損害のリスクなども，責任限度額の見直しの要素となりうる。

当然，金額改訂は条約の改正によって実施できるが，その手続きは難しく時間を要する。ブラッセル条約の改正には全締約国の合意が必要であり，1982年の議定書の批准には約10年を要した。

簡略手続きによって責任限度額を改訂するという問題は，一般的な性格を持ったもので，そのためのモデル条項がＵＮＣＩＴＲＡＬ（国連国際取引法委員会）によって作られ，1982年，国連総会の決議によって現行の責任条約の改正への利用が勧告された。締約国はこの制度のもとで，責任額の増加を特定多数決によって決定することができる。締約国は，改正された金額への追従を受け入れないというのであれば，条約の破棄通告を行うほかはない。民事責任条約であればこの原則を離れて，締約国に対し，新たな限度額に追従することなく条約の当事国としてとどまることを認めることもできよう。しかし，国の共同介入をベースにした補足的基金制度となると，さらに厳格なアプローチが必要であろう。

10）国による追加基金手当

ブラッセル条約の締約国のいくつかは，条約のもとで確立されている制度を補完する意味の国の補償制度を国内法で規定している。ドイツ，オランダ，スウェーデンがこれに当たる。こうした制度は，ブラッセル条約による3段階の補償に加えた第4段階の補償制度とみなすことができる。補償のこうした追加は，条約改正のための1982年の議定書が発効するまでは，当然のことながら非常に切迫したものであったが，この追加補償は条約が規定する3億ＳＤＲをはるかに上回る。オランダでの最近の立法措置はひとつの例となろう。1991年の改正法によると，オランダ政府は，補償の合計額が約19億ＳＤＲに達するような額に補助基金を設定することになる。

この追加補償制度のもとでの他の締約国における損害の補償は，相互主義を条件とする。たとえば，オランダの法律にもとづくこの公的基金をブラッセル条約の別の締約国の被害者の補償に利用するためには，その締約国が法律で同様の制度を設けていることが前提となる。

こうしたさまざまな展開が示しているのは，条約のもとでの現行の補償水準は不十分であるというだけでなく，国際的な協力によって十分な保護が実現しえない場合には，それぞれの締約国は国内的な解決策に目を向けざるを得なくなる，ということである。

・業界による原子力リスクに対する補足資金調達 ― 2事業者団体，原子力エネルギー生産者連合（ＯＰＥＮ）および国際発電・給電業者同盟（ＵＮＩＰＥＤＥ）の共通の見解 ―

Ｄ・デルピルー

チェルノブイリ事故から2年後の1988年になされたパリ条約およびウィーン条約に関する共同議定書の調印後，ウィーン条約加盟諸国は同条約への新たな加盟を促し，原子力事故の被害者の損害賠償額を引き上げるために同条約の改正を決定した。

国際原子力機関（ＩＡＥＡ）は経済協力開発機構（ＯＥＣＤ）原子力機関の協力を得て，新しい損害補償制度を立案した。

この新制度案はとくに，ＯＥＣＤ原子力機関の勧告に従って1億5,000万特別引出権（ＳＤＲ）に決定される可能性がある各国国内法上の責任保険または損害賠償措置の他に，世界中の事業者から集めることができる資金により負担される第二次的な損害賠償枠を定めている。

原子力業界の出資金により賄われるこの基金の創設は，次のような目標に応えるものである。

- 原子力事故の被害者の損害賠償額を引き上げる
- 原子力事業者間の連帯を強化する

この新制度案が成立するか，またいつ頃までに成立するかについては明らかではない。

ウィーンとパリにおける現討議段階においては，20カ国の53事業者が加盟している非政府間国際機構，ＵＮＩＰＥＤＥと8カ国の19事業者が加盟しているＯＰＥＮは，この資金プール制度の創設に関する見解を公表することが必要であると考えている。

ＵＮＩＰＥＤＥおよびＯＰＥＮ加盟事業者はこの制度が実施される場合は，以下の原則に基づかなければならないと考えている。

Ａ．ひとつまたは複数のプールを組織する，とりわけそのプール構成員を選択す

る事業者の自由

信頼は，原子力事業者が原子力リスクをカバーする共同基金に参加するために必要な条件である。ところで，信頼は自ら名乗りあげたりしない。信頼は安全性に関しては権限を有する国際機構，とくに国際原子力機関より出された勧告の共通に承認することから生じるだけなく，これらの勧告を実効的に適用することからも生じる。これは事業者がプール参加者を選択できることを意味する。

実際，事業者の施設の安全性に匹敵し得る安全性もしくは事業者が最終的に受け入れられる新たな安全性をプール参加事業者の施設が示されない場合は，事業者は１人または複数の事業者と強制的にプールを組織させられることはない。リスクが共有され得るのは，リスクが十分に管理されている場合だけである。

事業者の強制的なプール参加は次のような２つの難点を生じることになる。

・強制的なプール参加は原子力の安全性を促進する要因とはならない。各事業者の施設の安全性のレベルがどうであれ，この強制的参加制度においてはプールの容量から利益を得ることになる。

・一般化された連帯の原則が考慮されるとすれば，強制的なプール参加は高レベルの安全性を保障している原子力事業者に不公正な負担を課し，これは結局，電力消費者により負担されることになる。

安全性の問題はプール制度に特有なものではなく，すでに条約に基づく第一次的な損害賠償措置の枠内で提起されていることを想起しなければならない。事業者によっては保険をかける困難に直面するかもしれないからである。

だからといって，ある時点で施設が他の事業者の施設の安全性に匹敵し得る安全性レベルを示さない事業者をプールが決定的に受け入れないことはないだろう。実際，この仮定においては，かかる事業者は安全性レベルの見直し期間中はプールの全容量から利益を得ることができないが，プールには参加することはできる。かかる事業者の原子力事故の際のプールという名目で必要な資金を提供するのは，かかる事業者の施設所在地国および・または補足資金を出資

するその他の国家グループの責任である。

B．地域プールの創設

現在のところ，ＯＰＥＮおよびＵＮＩＰＥＤＥ加盟事業者にとって，世界の原子力事業者を一つのプールに参加させるという考えは現実的主義的ではないと思われる。動力炉のすべてが均質であるわけではなく，非常に異なる新しいリスクのある原子炉炉型式の組合せがいくつか存在しており，原子力施設の安全性に関する規則は相互に調整されておらず，原子力損害の民事責任制度は統一されるどころではないからである。

したがって，同一の利益共同体に属し，同一の安全基準と保険額基準に依拠し，交流と協力を可能にする関係がある事業者が参加するプールを設立することが重要である。現在，これらの要求に応えるのは地域的な解決だけである。

C．施設に妥当な最高出資額の決定

出資額の決定方法は計算が簡単で，管理が簡単でなければならない。今のところ最も簡単なのは，すべての施設に適用できるとすれば，種々のリスク要因を考慮に入れない定率法である。しかし，施設の種類とリスク（たとえば，建設中，運転中，一次運転停止，永久停止）にほり定められる率の一覧表も調整可能である。

動力炉事業者だけが出資しなければならないとしたら，この解決法はほとんど正当化されないだろう。熱出力は出資金計算のベースとして使用できるだろう。たとえば，ブリュッセル補足条約の制度により計算のベースとして考慮されたのは公称熱出力であるが，ドイツの現行プール制度は公称熱出力の平方根を考慮に入れている。

いずれにせよ，出資額がこれから原子力リスク資金供給に多額の貢献をしていく事業者にとって過度な負担とならないことが非常に重要である。

D．事後に支払われる出資金

定期的に事前に支払われる出資金により賄われる資金の設立は，多少とも定期的な支払いの保証を予想しなければならない場合には適していると思われる。しかし，事故の確率が非常に低い原子力分野における場合はそうではない。負担が重く，費用がかかる管理運用を回避するために，ＯＰＥＮおよびＵＮＩＰＥＤＥ加盟事業者が事後的な出資金制度に賛成であるのはこのためである。各事業者が事故の場合の結果の責務を考慮して，来るべきときにこの責務に応えることができる方法および手段（損害賠償措置，引当金，保険など）を選択する自由を保持しなければならないことが了解されている。

E．制度の組織化における柔軟性

原子力リスクをカバーするための国際共同基金の設立と管理には種々のアプローチが可能である。基金に法人格を付与することは検討することができるが，これはプール参加者各々が契約を締結し合うか，全体として保険プール協定を締結する場合は必ずしも必要ではない。

法的な形態とは関係なく，ここで考慮すべき原則は資金の柔軟かつ経済的な管理の原則である。資金の運用法式は参加事業者自身により決定されなければならない。

たとえば，制度の実施については協力関係にある既存の組織に依拠することができる。

結論として，ＯＰＥＮおよびＵＮＩＰＥＤＥ加盟事業者は，プール制度が創設されることになるか否かについては，その可能性が開かれたままであることを望んでいる。このような制度が実施されなければならない場合は，上記の原則が可能な限り考慮に入れられることを要求する。

6．セッションV

・越境原子力損害に関する国際賠償制度に向けて：民事責任と国家責任／責任との関係に関する考察

ギュンター・ハンドル

Ⅰ．はじめに

チェルノブイリ事故直後のＩＡＥＡ総会とその後の理事会会合における論議は，世界的な原子力賠償制度の基本原理としての国際的国家責任を作ることにより，現行の責任制度を改正することを支持する国が多数派を占めていることを示唆した。もっとも，それ以来，各国はこの問題の見直しを始めたようであるが，国際的国家責任の原則の検討は名目上，引き続きＩＡＥＡ常任委員会により検討中のテーマの１つである。パトリック・レイナーが，国家責任をめぐる委員会論議を「混乱ではないとしたらある種の多義性」を示すものと特徴づける気になったのもこのためである(1)。現に，大多数の国が現在とっている交渉スタンスは，よくて慇懃な無視，悪ければ国際的国家責任に対する硬直したイデオロギー的敵意のように映るだろう(2)。

こうした態度をとる理由は顕然としたものから隠然としたものまである。第一に，民事責任(3)制度を適正に改正すれば，国際的国家責任に頼らずに越境原子力事故に効果的に対処することができると主張する国がある。これらの国は，物理的越境損害についての費用の再配分に関する基本概念としての民事責任に向け，国際的に立法上の強いはずみがついているような状況から正当化された感がある(4)。こうした立場は，北半球の工業国で現在十分確立した政治的教義であるだけでなく，南半球や新興の東欧民主国でも支持が拡大している，「民活化」つまり社会問題一般にかかわる国の役割の縮小の傾向から一段と力を得ている。

第二に，国際的国家責任への反対は，原子力事故による国際的費用の内のいくらかが，民事責任の範囲からはみ出すことを黙認する各国の意向から生じていることは疑う余地がない。後述するように，専ら民事責任に基づく賠償方式が，原子力業界や直接関係のある諸国の間での損失分散を特徴にしているとしても(5)，

それは，原子力の過酷事故の越境損害を完全に吸収することができない。この欠点は，十分理解されてはいるが，全ての有効な世界的制度にとっての不可欠な柱としての国際的国家責任の原則を広く各国に支持させるには到らなかった。

第三に，国際的国家責任の原則を世界的原子力賠償制度に取り入れることは，国際法上複雑な問題を引き起こす。その多くは，相対的に未公認の領域を構成し，おそらく国際法制全般に非常に密接な関係を持つものである。中でも特に顕著なのは，同一の有害な原子力事件にかかわっていながら，異なる法制（国内法と国際法）の下で生じ，異なる被告（私人と領域主権者としての国家）を伴うことになるという賠償請求を，伝統的に異なる責任への期待を持ちながら，手続上どのように統合するかの問題である(6)。

本稿で取り上げようとしているのは，国際的国家責任の幅広い受け入れを妨げるこの概念上の障害(7)，すなわち，世界的な法手段における民事責任と国際的国家責任の関係である。そこで基本的前提について簡潔にまとめると，地域的な制度とは違い，世界的な原子力賠償制度は，重大原子力事故の被害者の完全な賠償を確保する国際的国家責任に依拠するという選択を必要とする。もっとも，この選択は，ウィーン条約とパリ条約で行われているように(8)，当該原子力事故に関して各国が有する国際公法上の救済方法を明確に維持する旨の１条項を民事責任制度に追加するだけでは賠償することができない。というよりもむしろ，完全に有効にするためには，国際的国家責任を民事責任制度に完全に統合しなければならない。原則として，それは，国際的国家責任を実行することができる時期・方法・当事者についての条約上の明文の規定を意味する。

ウィーン条約の改正と，専ら民事責任に依存しようという強い指向性を示す新しい補足的資金供与手段の採用に関する論議がＩＡＥＡ内で比較的進んでいる点から見て，国際的国家責任の問題を再提起することは，馬が逃げ出した後で馬小屋に鍵をかける類の徒労ではないかとの印象を与えかねない。しかし，原子力事故にかかわる全ての賠償可能な国際間の費用の分配に関して，基本原則と適正な手続き制度を事前に解明することはあまりにも重大な問題で，現在の改正運動で対処するわけにはいかない。重大原子力事故後に被害者の迅速かつ効果的な賠償

を確実にすることができるのは，このような法的な緊急時対応計画のみである。さらに，国際的国家責任と民事責任との相互関係は，国際法委員会（ＩＬＣ）自体はもとより，他の国際法廷と国際機関にとってかなり重要な問題である(9)。こうして，国際原子力責任制度に関するＩＡＥＡの作業に民事要素と国際的責任の要素を首尾よく統合することはおそらく，他の国際賠償制度にとっての先例を定めることになろう。

こうした問題の詳細な検討に入る前に，「国際的国家責任」の基本をある程度明確にする必要があろう(10)。本稿において国際的国家責任とは，越境原子力損害の発生についての国家の賠償義務をいうものとする(11)。現行国際法の原則としてのそのような義務が存在するかどうかは，論議の余地がある問題であることは疑いない(12)。もっとも，立法政策を明確にするという現在の目的にとっては，基本的な国際秩序の諸原則，国際慣行　－　どれほど貧弱であるにせよ　－　ＩＬＣ内の論議および関連文献から推測可能なこの概念の輪郭を概説するだけで十分であろう。つまり，国際的国家責任は，厳格責任であり，不可抗力に際しての免責を排除し(13)，原則として，損害の完全賠償を意味しよう(14)。したがって，国際的国家責任は，「国家介入」　－　ブリュッセル補足条約，またはウィーン条約およびパリ条約を補足する原子力損害の賠償に関する国際条約草案にあるように，民事責任協定の文脈の範囲内において，協定により定められた限定的な責任の国家による引き受け－とは区別される。後者は，自発的に取り決められた各国の義務にほかならず，ひいては所定の限度および例外の適用を受ける。前者は，領域主権の直接の副産物　－　一般国際法の問題として各国に課せられた義務，すなわち越境原子力損害を負わされることで覆されたとみなされる国際的権利のバランスの回復を最終的に保証すること(15)　－　である。

最後に，国際的国家責任の概念は，効果的な国内法大系を通じてこのような越境損害の賠償を規定するという国家の新しい国際的義務とは一致しない(16)。このように「国際的国家責任」を，国家自体が賠償の資金的負担の全てを負わなければならないということと同一視することができないとしても(17)，国家自体が国際的に責任を負う全ての場合において，またその限度において，賠償の支払い

をその国内機構で保証しているのでなければ，当該国はその国際的責任を果たすことも当然できないだろう。

II. 国際原子力賠償制度における国際的国家責任の妥当性

A. 一般政策上の理由

国際原子力賠償制度の統合原則としての国際的国家責任が，国際的公序良俗の観点から正当化されなければならないことは自明のことである。同様に明らかにされるべき事実は，生まれたばかりの原子力業界を潜在的に破滅をもたらすような責任から保護することに対して，当初妥当な政策上の目的として少なくとも同程度示されていた一般の片方の関心が，現在，特にチェルノブイリ事故後においては，衰える一方であり，他方の原子力事故の被害者の賠償[18]が最大の関心事になったということである[19]。現在の責任規則の主たる狙いとは，原子力分野では紛れもなく，また他の大半の危険活動においてもほぼ間違いなく，一部が示唆するような[20]「リスクを発生する業界の経済的能力」ではありえず，被害者の全額賠償である。この観点からすると，民事責任原則のみに基づく国際原子力賠償制度は，民事責任と国際的国家責任とを結び付けた混合方式に対する貧弱な代案の１つにならざるを得ない。

ここで，既存の民事責任制度 － 共同議定書を通じて結び付けられたパリ条約とウィーン条約 － の周知の欠点を詳細に検討する必要はない。一方で賠償責任に対する低すぎる責任限度額が，他方で幅広すぎる責任除外の根拠[21]が，現行制度を原子力事故の被害者を賠償するための適切な協定は現在どうあるべきかという世界の期待とは全くそぐわないものにしていると指摘するだけで十分である[22]。

ＩＡＥＡによる改正が是正すると称しているのがこうした欠点である。もっとも，ウィーン条約改正案と新しい補足的基金という手段は，現在考えられている原子力事故の国際間被害者を賠償する上で大きな潜在能力を示しているが，まだ全額賠償を保証するという目的には及ばない。まず第一に，賠償の塡補範囲の既

存のギャップが埋められていない。新しい補足的基金という手段の狙いは，責任を負う運転者が維持する保険または他の資金的担保の総額が原子力損害の全額賠償を提供するのに不十分である場合に，「･･･ 原子力損害に関して追加の賠償」を規定することにある(23)。こうして，この手段の下で賠償水準の引き上げが利用可能になるのは，原子力施設の運転者がウィーン条約またはパリ条約のいずれかの下で責任を負うことになる場合のみである(24)。伝統的な両制度の下で規定された既存の免責の根拠は，依然として全て援用可能であろう。

第二に，補足的基金協定は，チェルノブイリ事故のように重大，すなわち原子力の過酷事故から生じる潜在的損害を塡補するのに十分かどうかという疑問が生じる。この疑問は，ウィーン条約改正案の下で「原子力損害」が「環境への損害」も含む見込みがあるという事実を鑑みると(25)，全くもっともなものである。特にこの項目は，原子力損害にかかる賠償水準の引き上げについて無限の要因になりかねない。これまでのところ，改正ウィーン条約と補足的資金供与手段の下で利用可能になる追加賠償額は，やや推測の域を出ないままになっている(26)。業界と当該設備国からの見込拠出額についての楽観的な仮定をもってしても，この新しい賠償制度によってチェルノブイリ型事故で生じる損害が完全に塡補されると信じさせることにはなるまい(27)。

第三に，もし仮に，現在考えられている追加的基金が十分な額のものであるかについて問題がなかった － 現在，紛れもなくそれが問題となっている － としても，業界ベースまたは設備国間，あるいはその両方であるにせよ，世界的な原子力事故リスク・プール制という前提は，きわめて疑わしい前提であり，今後ともそれに変わりはあるまい(28)。プール制協定は，プール制の当事者間の高度の相互信頼と連帯の精神(29)を必要とする。国の原子力安全基準および慣行に著しい差が存続する限り，すなわち，効果的な国際的監視・監督機構によって裏づけられた厳格な世界的原子力安全基準が実施されない限り(30)，原子力リスク・プール制は世界的規模では実現不可能か，みせかけの努力に終わるだろう。

要するに，新しい国際原子力賠償制度は，大規模な原子力事故から生じる全ての賠償可能な越境損害を塡補することができるかどうかという観点からみて重大

な欠点がある。この欠点はよく理解されている。もっとも，①このような事象の発生確率が小さいこと②各国は国内的に，国家としての結束の問題として，どのような世界的制度で合意に達した賠償責任限度があったとしても，越境原子力事故の被害者を賠償せざるを得ないという事実(31)を指摘して，原子力の過酷事故から生じる損害の全てを塡補できない欠点を擁護する向きは少なくない。

とはいえ，いずれの弁明も十分な説得力を持たない。一方では，東欧・旧ソ連継承国内の設備国の経済・社会の不安定化は，世界中で増大しつつある急速に老朽化する原子力発電設備とともに，原子力安全に対する懸念を引き起こしている。原子力の過酷事故が発生する見込みは小さくなっているどころか事実はその逆ということになりかねない(32)。

他方で，自国内で発生したが，国際原子力賠償制度の中で塡補されない損害の賠償には介入するという国の公約は，このような介入の費用が当該原子力運転者または設備国に最終的に再配分されない場合にもちろん限るのであるが，演繹的に言って，帰するところ，外国の原子力設備運転に対する不確定の国際補助金となってしまう。換言すれば，新しい民事責任ベースの原子力賠償制度は，大規模な原子力事故に伴う潜在的に多額な費用が，有害な活動から何の便益も得られない当事者に課されることをその前提として受け入れており，現にこの事実を基礎に制度は構築されている。こうして，このような制度は，少なくとも国際的公序良俗の基本原理 － すなわち，原子力発電運転など，環境上危険な活動（単に危険な性質のあるものを含む）の国際的費用がその行為者に完全に吸収されること － に逆行する前提に立脚して進められている(33)。

もっと限定された，すなわち地域に的を絞った賠償制度は，たとえば，比較的高水準の責任限度で原子力リスク・プール制に産業界や国が同様に参加することによって，ウィーン条約改正案の欠点の一部を回避することができる。もっとも，既存の原子力責任制度の改正，すなわち世界的で包括的な賠償制度の確立という所期の目的は(34)，現在でもチェルノブイリ事故直後と同様に当てはまる。「原子力事故は，どこかで起こるとすれば，どこでも起こり得る」という格言は，原子力発電のパブリックアクセプタンスの世界的相互依存関係の現状を正確に捉え

ている。この相互依存関係は，安全問題を超えて，一般的な原子力発電事業規制の枠組み[35]（効果的な賠償協定[36]を含む）に及んでいる。このため，原子力利用国は，世界を対象とするだけでなく国際的国家責任を取り入れた効果的責任制度の確立への取り組みに関心を持っている。「平和目的のための原子力エネルギーの一層の発展にとって不可欠な･･･ 公衆の信頼を促進する」のはこのような制度のみである[37]。

以上を要約すると，「私法的解決は，環境上の被害に対する統治国家責任の法理に完全に代わり得ない。」[38]とアラン・ボイルが考えたようになる。

国際的国家責任が包括的な原子力賠償制度とみなされなければならないことは無論であるが，一方それは，運転者の責任と私的または公的あるいはその両方による基金制度での賠償額を超える最終的段階を構成する部分の賠償の補完的財源としてのみ実施されるべきである[39]。言うまでもなくこれは，主として国の管轄権または支配権を超える環境に対して及んだ原子力損害に各国が責任を負わないと示唆するものではない。むしろ，この責任段階のランクづけは，危険な事業における第一線の行為者としての民間事業者側のリスク引き受けの抑制，処理費用の最小化，善意の被害者の最終的賠償の確保など，国際的国家責任のアプローチが付加された民事責任方式を支持している政策上の理由の組み合わせの反映に過ぎない。

III．民事責任と国際的国家責任の手続的統合への模索

A．包括的な国際間賠償に対する「二元的（民事責任か国際的国家責任か）」アプローチ　は避けられないか。

提起された多段階の国際原子力賠償制度[40]内において，国家の国際的責任を補完的に適用するという要請は，民事責任の要素と国際的国家責任の要素を運用上統合するにはどうすべきかという問題に必然的につながっていく。これは，ひるがえって，複雑な概念上の問題を提起する。というのは，ある国が原子力運転者として，または「国家介入」の名目で責任を負うことになる場合の賠償請求と

は異なり，国際的国家責任による賠償請求は，設備国の領域主権者としての責任を意味する(41)。したがってこの問題は，被告の異なる法的地位に反映された，異なる賠償請求の法的性質は，異なる賠償請求手続を必然的に伴うのかどうかということになる。

伝統的に，越境環境損害の法的救済は，同時にしかし独立した損失配分の手法の中で規定されている。１つが民事責任請求で，もう１つが国家の公的国際的責任である。原則として，この種の並列主義は，二重法廷のアプローチを意味した。すなわち，一方は国内裁判所への依拠，他方は外交的賠償請求手続または国際的な紛争解決機構への依拠である。もっとも，この伝統的解決策は，相互依存関係にある民事責任の要素と国際的国家責任の要素の組み合わせにその有効性を依存する国際賠償制度にとって不適切であることは明らかである。　単一の賠償請求のアプローチ，すなわち，民事責任と国際的国家責任が手続上対等の立場で取り扱われるアプローチの方がはるかに優れた解決策であろう。それは，提起される根拠となる法制に関わりなく，同じ方法同じ制度の下で，私人である被告と国家である被告に同様に提起されることを認める協定を意味する。

（１）単一賠償請求手続

伝統的に独立した賠償請求手続を単一の手続に併合する理由として，かなりはっきりしているのは処理費用の問題である。大規模な不法行為についての賠償請求の処理では国内の豊富な経験があり，その全てが費用上の固有の長所，それどころか，集中方式で賠償請求を処理することが不可避であることを説得するに足るものである(42)。

ウィーン条約第ＸＩ条の改正をめぐるＩＡＥＡ常設委員会内の論議は，一般に賠償責任請求の集中型処理の重要性に関する合意を明らかにしている。有効な政策は，国際的国家責任が，原子力賠償請求制度の決定時にも機能し始めている限り，両種の賠償請求訴訟（民事責任と国際的国家責任）が単一の法廷または制度に集中するということになる。最小限，全ての「国際間」賠償請求のこのような

集中処理方式は，民事責任と国際的国家責任による賠償請求を伴う並列的な手続の透明性，よってまた処理費用の大幅削減という利点をもたらす。おそらく，このような単一の賠償請求手続のみが，賠償請求過程が管理可能な業務であり続け，それによってその賠償が効果的に行われることを保証できるだろう。

すでに処理費用を最小限に抑えることに強く結び付いている，衡平と公正の原則についての考察[43]は，異なる理由からも単一の賠償手続を強く促進させるものである。その理由とは，請求者の種別（すなわち自己の請求が各種の民事責任の段階に基づいて賠償される者と自己の請求が設備国の国際的賠償責任の実施により充足される者）の間の差別を回避することである。このため，常設委員会での交渉の発端から，統一した賠償請求の取扱い（確かに重要な問題である）は，「二元的な」アプローチを通じて確保することはできず[44]，単一の賠償請求手続のみが，満足のいく代案になるとオランダ代表が指摘している。要するに，この考え方は，ウィーン条約の賠償請求解決規定をどのように改正するかをめぐるＩＡＥＡ常設委員会におけるオランダ，オーストリア，その他多数の国の立場を支持し続けている。重要なのは，米国でも同様に，原子力の過酷事故に関する大統領委員会が，損害額がプライス＝アンダーソン法の下で調達できる賠償限度額を超える場合には，「同事故について請求を二分することはは実現可能でも公正でもなかろう」[45]と結論づけていることである。

単一の手続のモデルを支持する政策上有効な理由がある一方で，その間近な実現は予断を許さない状況である。賠償請求または生じる見込みのある訴訟原因の二つの法源を取り繕ういかなる提案も，きわめて微妙な問題を提起することは明らかである。このため，汚染・その他環境損害責任に関するＵＮＥＰの専門家報告[46]は，1977年「国自体の行為に起因する損害で国を相手取った民事訴訟事件における国家免責の問題は，即時に解決可能とは考えられない」と指摘した。にもかかわらず，個人に対する国家の直接責任という伝統的に微妙な要因は，原子力賠償分野にとって一見して予想されるほどには重要な問題ではなさそうである。

主権者の免責は，民事訴訟における綿密な審理から国家の行為を保護する機能を果たす。提案されている世界的原子力賠償制度などのように，国家が越境損害

に厳格責任を負う制度[47]では，その危険な活動に典型的な損害が発生しただけで，賠償責任は国の過失とは無関係に生じる。こうして，賠償請求者側が証拠上重視するのは，責任を発生させる一つの事象としての被害の発生に関するもので，原因となる国家の行為そのものの特性を判断することではない。というのも，こうした事情では，越境損害発生に対する支配権としての国の関与の特性はほとんど重要性がなく，同様に私人である原告に対する国家の直接責任もそれほど微妙な問題でもない。

賠償を行う設備国の国際的義務の対象になるのは被害国に対してであって，その国民または居住者に対してではない[48]，つまりその国の国際的責任は個人の賠償請求者にとっては援用することができない，という伝統的法理の観点からみると，単一の手続モデルは，微妙なものになりがちでもある。

確かに，本質的に個人の義務に代わる各国の国際的義務が，単なる「便益」の付与ではなく，個人の国際的「権利」を確立するものとみなすことができるかどうかは，このような義務が当該個人により（国内過程を通じてまたは国際面で）直接発動されうるかどうかの問題と区別しなければならない[49]。しかし，特に人権の分野で国際慣行が示すところでは，各国は進んで，それに関する国際的授権を創設するだけでなく，個人によってそれらが実施できるようにしている。ここで提起された手続上の問題と類似した状況にある国際慣行は，賠償請求手続を迅速にするために非伝統的な手続の整備を受け入れる各国間の柔軟性の兆しを見せている。

ここで検討している問題をめぐるＩＡＥＡ常設委員会内での論議を詳細に検討する必要はない。ただし，指摘しておくべきことは，国際化された賠償請求手続に関する各種の提案（たとえば，オーストリア／オランダ論文など）が単一の手続の考え方を想定していたか，現に想定していることである。さらに，これらは「国際的国家責任」の名目の下で，全く同一の法廷において国と個人が同様に設備国を相手取り請求を起こすことができるという考えを支持している[50]。

危険な廃棄物の越境運搬とその廃棄は，損害の発生頻度，有害な影響の国際的地域分布，予想される賠償請求者の数の面から，直接原子力運転と比較すること

は困難だ。しかし，有害廃棄物の越境運搬に関するバーゼル条約の責任議定書案は，賠償請求手続について革新的な構想を打ち出しているため，ここで触れておく必要がある。

今年後半に予定された当事国の第１回会合で，各国は，議定書に盛り込むべきかどうかをめぐって法律と技術の専門部会により展開された１組の要素を検討する運びである(51)。これらの要素は，国際的国家責任の補完的実施の選択を未定のまま棚上げにしている。手続面では，これらは損害賠償請求一般については国内裁判所の選好を表明しているが，その一方で，「国際化されたアプローチ」（技術的諮問機関または国際委員会を伴う）が，環境損害の評価についてだけではなく，浄化費・救済措置費の評価についても勧告されている(52)。

単一の手続モデルに関して，これまでにおそらく特に興味深い裏づけ資料を提供しているのが，国連賠償請求委員会（ＵＮＣＣ）の作業に関する手続規則である。この委員会を設置させた政治情勢は，どちらかと言うと独特のものであることは疑いない。しかし，関係する賠償請求手続業務は，請求者の数，その国籍または居住国とともに，当該請求の種類でみて，大規模原子力事故後に直面する課題によく似ているかもしれない。

1991年４月３日の安全保障理事会決議第 687号（1991年）は，イラクに関する賠償請求基金を運営するＵＮＣＣの設置を求めている。

「イラクは，イラクによる違法なクウェート侵攻および占領の結果として，直接の損失，損害（環境損害，天然資源の枯渇を含む），政府・国民・法人の権利侵害に対して国際法に基づく責任を負う。」(53)

ＵＮＣＣの手続規則によれば，法人または他の私的法主体は，自己の請求を委員会に提出するようその法人または組織の属する国に請求する必要がある。ＵＮＣＣ理事会が定めた期限内に政府が当該請求に関する決定を下さない時は，当該法人または他の私的法主体は，その後３ヶ月以内に委員会に自己の請求を行うことができる。当該法人等は，当該請求を政府が提出しなかった理由を説明しなければならない(54)。

最後に，賠償請求処理手続に関連して一言述べたい。国際法委員会（ＩＬＣ）

特別報告担当者 Julio Barbozaは，国際法が禁じている行為から生じた有害な帰結に対する責任に関する第６次報告で，やや伝統的な見方をとっているようにみえる。同氏は，賠償責任請求処理に関する二元的制度（国内裁判所での私法と，外交ルートまたは国家間紛争解決での国際法）を提案している(55)。同氏は，厳密な意味での国家間賠償請求について，２つの手続という選択を保持することによって教義的法理に敬意を払う一方で，領域主権者としての国家に対する賠償請求だけではなく，私人の当事者に対する賠償請求についても，国内法手続の道を開くことになる。同氏は，私人と請求を受けた国家の扱いの統一性を確保するために，彼の制度の下で生じるいかなる賠償請求についても，各国に国内法手続において免責を放棄するよう主張するだろう(56)。言うまでもなく，国内法手続におけるこの単一の賠償請求手続案がうまくいくかどうかは後になってみなければわからない。しかし，最初にきわめて疑問に思われるのは，国際法廷そのものよりも，外国の国内法手続による方が，免責を受ける権利を各国が放棄しやすいというその基本的な仮定である。

（２）国際法廷における単一請求手続

理論上，単一の賠償請求手続は，国内レベルと国際レベルのいずれでの位置づけも想定できるが，実際には，後者は想像上のものに過ぎない。このような手続は，一定範囲の発動基準に固定されるべきものである。というのも，損害賠償請求を生じる原子力事故が全て国際賠償請求法廷の利用を正当化するとは限らないためである。逆に，過酷原子力事故を伴う状況では，単一請求処理手続の民事責任要素は，完全に国家間の国際請求に取って代わられる可能性がある。特に，私的請求を併合して，それを国家が代表するという方法以外では訴訟の負担が手に負えなくなることになる事件を，迅速に処理することができないように見える時はなおさらである。

政治的要因（自国の国際的な法的権利のみに影響し，または依拠する問題について各国は外国裁判所の管轄に付託したがらない）は，国際法廷の選択を不可避

にしよう。さらに，特別の国際手続を選択するきわめて実際的な要因　－　ほとんどの国内裁判所または行政機構では，大量の賠償請求／請求者を効率よく処理できそうにないこと　－　もある。請求の併合と行政機構への依存拡大を通じて国内処理が首尾よく簡素化されうるという事実にもかかわらずである。

この処理費用の比較に関する否定的な結論は，特に過酷原子力事故から生じる賠償請求の処理には当てはまらないようにみえる。一見したところ，国内法制の利用はますます合理的な取引費用への見通しを開く。概して，国内法手続はあらかじめ定められた一般に証明済みの請求解決機構への依拠を意味する。さらに，国際賠償請求委員会／審判所の設置は，それ自身の費用を伴う。

もっとも，Seveso，Amoco Cadiz，Bhopal のような，国境を超え分岐した有名な国内不法行為事件，または石綿や枯れ葉剤その他に曝露した被害者に関する米国の手続での原告に対する不当な賠償支払い遅延は，国内法制を伴う賠償の試みが，厄介で時間と費用がかさむ可能性があり，現実にはにそれが一般的であることをうかがわせている(57)。同様に，Sandoz事件から生じる国際間損害賠償請求が比較的迅速に解決されたことは，越境賠償請求を処理する上で国内法制が有効であるということの証拠ではなく，公法上の賠償請求が私法上の請求に，また逆に私法上の賠償請求が公法上の請求に「変容」した，珍しい賠償請求手続に国が直接または間接に介入したことの反映である(58)。

換言すれば，国際法廷が活動を開始する水準は相対的に低いはずである。予想された損害が設備国の国際責任の実行を要求する一定のレベルに達して，全ての請求が充足されうるときはいつでも，国際審判所／委員会が専属管轄権を取得すべきである(59)。もっとも，これまでの考慮要因に照らして，たとえば，最小限の国がその事故の影響を受けたり，最小限の国が希望する場合には，一定の条件が満たされ次第いつでも，賠償請求手続の国際法廷への選択的移管を規定するのが同様に重要であろう(60)。

IV. 結び

国際的国家責任は，世界的で包括的な原子力賠償制度の本質的・補完的要素の１つである。

国際的国家責任は，賠償の効果的な最終段階として機能させるためには，賠償の民事責任の段階に手続上完全に統合する必要がある。このような統合協定に関する提案は２つの主要点を盛っている。１つは，賠償請求処理に対する単一の手続のアプローチ，すなわち，民事上の賠償請求と国際的国家責任による賠償請求が全く同一の法廷で処理することができることと，設備国としての国際的責任を適用することによって国に対して請求を提起する原告適格を個人が有することである。もう１つは，このような単一の手続は必ず国際レベルで行わなければならない点である。

一般に，この種の提案は，越境損害賠償請求の伝統的な手続との断絶を意味しようが，単一の国際的賠償請求手続は，前例のない国家免責の放棄，または実は国内の裁判所または行政機関の管轄権からの異常な逸脱を意味しない。むしろ，ほぼよく似た状況で賠償請求を処理する唯一適切な方式として，少数の事例で単一の国際的手続モデルが採用され，あるいは近い将来採用される可能性がある。こうした制度を支持する政策上の理由である，処理費用の最小化，ならびに全ての被害者の賠償可能な請求の衡平かつ公正な取扱いは，原子力責任制度の改正に関するＩＡＥＡの交渉の指針に据えるべきである。

〔注〕

(1) P.Reyners, Responsabilit。objectives des °tats en cas d'accident nucl。aire － perspectives overtes par les travaux de r vision de la Convention de Vienne, paper delivered at NUCLEAR INTER JURA '91,Bath, 22-26 September 1991, p.20.

(2) 伝えられるところでは，ごく最近の第5回セッションでもまた，常設委員会は「時間不足」を理由に国際的国家責任の問題を検討していくことができなかった。Report of the Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, Fifth Session, Vienna, 30 March - 3 April 1992, Doc.SCNL/5/INF 4,10 April 1992 5, para.12 を参照。

(3) 「民事責任制度」は，締約国が，一定の統一的な責任規則を自国の国内私法の一部として，潜在的に責任を負う当事者に適用することに同意することによって，どのような国際的法協定にも関係する。

(4) たとえば， Doeker & Gehring, "Private or International Liability for Transnational Environmental Damage - The Precedent of Conventional Liability Regimes", 2J. Env.L.1,at 16 (1990)は，「過去20年間に交渉された条約に盛られているのは，国際的であるだけでなく，国際的に準拠する私的な責任制度」がほとんどであると的確に評している。また， Rosas, "Issues of State Liability for Transboundary Environmental Damage", in 60 Nordic J.Int'l L. 29, at 32-33(1991) を参照。さらに，各国は国際的賠償責任請求を外交ルートを通じて要求すること，逆にいうと，この種の責任を引き受けることにしばしば消極的である － 最も顕著なのはチェルノブイリ事故の発生時である。後者の批判的分析については， Handl, "Transboundary Nuclear Accidents: The Post-Chernobyl Mulilateral Legislative Agenda", 15 Ecology L.Q.203, at 222-24(1988) を参照。

(5) 後出ＴＡＮ... を参照。

(6) こうした手続上の問題の重要な役割の認識については，たとえば， Barboza,

Eighth Report on International Liability for Injurious Consequences Arising Out of Acts not Prohibited by International Law, U. N. Doc. A/CN. 4/443, 9, fn.13, 15 April 1992 を参照。

(7) このようにＩＡＥＡ常任委員会での論議を通じて，たとえばポーランドは，当初は手続上の統合方式を支持していたのが，最近では「民事法制に基づく事業者の責任と国際法制に基づく設備国家責任とを結び付ける包括的制度は有効な解決策にはなり得ない」との立場をとっている。 Proposal for the Revised Vienna Convention submitted by Poland at the Fourth Session of the Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, 24 September 1991, SCNL/IWG-2/1を参照。

(8) ウィーン条約第ＸＶⅢ条およびパリ条約付属書IIを参照。

(9) 責任問題をめぐるＩＬＣ論議の現状については，たとえば，Ｂarboza，前出注 at 7-12を参照。

(10)この用語は，便宜上，またそれぞれの関係する義務の範囲に一定の差異があるにもかかわらず，第一次および第二次義務規則という双方の意味での国家の義務を表す。「第一次義務規則」よってまた「第一次義務」は，各国の国際義務の大部分を包括する規則をいう。対照してみると，「第二次規則」または厳密な意味での「国家責任」の規則は，第一次規則が定めた義務の履行が不能な場合の国際間の法的帰結を決定づける。

Report of the International Law Commission on the Work of its Twenty-Fifth Session, [1973] ILC Yearbook (vol.2) 161, 169, para.40を参照。

(11)どんな「越境原子力損害」も，当然「重大」損害を構成し，ひいては法的に審理可能な責任の発生要件を満たすと考えられる。「重大」または「相当の」被害の境界については一般に、 Handl, " National Uses of Transboundary Air Resources: The International Entitlement Issue Reconsidered", 26 Nat. Res. J. 405, 413-427 (1986)を参照。

(12)チェルノブイリ事故による，越境損害の法的扱いの先例としての暗示についての考察は， Handl, 前出注･･･ を参照（チェルノブイリ事故への法的影響に

かかわらず，解釈論として，こうした責任の存在の弁護がなされうると主張している。）

(13)一般国際法の下では，このような免責が認められないことは，既存の国際慣行からみて確かに明確ではない。しかし，非免責を推定する有力な証拠がある。不可抗力の抗弁の排除だけが，物理的損害の国際間リスクの管理に関する国際的社会政策と調和するであろう。たとえば，ＩＬＣが指摘したところでは，原因となる国の行為の国際的違法性を排除する事情としての不可抗力の抗弁は，必ずしも国際間損害に対する賠償責任を原因国に免除するものではない。特に，第31条「不可抗力および偶発事象」草案に対するＩＬＣのコメントを参照。その中で，善意の原因国と善意の被害国との間で全部，あるいはごく一部でさえ，国際間損失を後者に負わせるのは不公平であろうとの見解を支持している。[1979] ILC Yearbook (vol. Ⅱ, pt.2)132, para.39.

まして，国際的に危険であると認識できる行為が招く損害に関連して損害賠償請求がなされるとき，不可抗力を理由とする免責は，厳格な国際的国家責任を支持する衡平の基本概念とは矛盾する。のみならず，不可抗力を理由とする免責という概念は，無過失または厳格責任の体系とは論理的に矛盾するものである。たとえば、 P. Dupuy, La responsabilit。internationale des Etats pour les dommages d'origine technologique et industrielle 250(1976) を参照。また、A. Gattini, Zufall und force majeure im System der Staatenverantwortlichkeit anhand der ILC - Kodifikationsarbeit 246-47(1991)を参照。

(14)チェルノブイリ事故直後のＩＡＥＡ内での論議は，越境原子力損害への設備国家の有限責任に反対する各国の強い感情をはっきりと示した。 Handl, 前出注･･･ at 227-28 を参照。

たとえば， Note by the Canadian Delegation on An Approach to A Comprehensive Regime of International Liability for Nuclear Damage, 23 April 1990, submitted to the IAEA Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, First Session, Vienna, 23-27 April 1990, 5 を参照。

もっとも，賠償責任の厳格性と有限性の間のこの関係は，私的当事者に責任を負わせるという状況ではまったく適当であるが，国際的国家責任に適用する場合には，あまり意味をなさない。

ある国が，国際義務に違反する行為から偶発的に越境損害を引き起こしたならば，全て責任を負うだろう。同様に，1972年の宇宙損害賠償条約第XII 条，10 ＩＬＭ 965(1971) は　－　国際的違法性にかかわりない国家責任を反映して　－「全額賠償」基準を取り入れている。　責任問題をめぐるＩＬＣ内での最近の論議と提案の1991年要約は，「賠償において，原則として損害を全額塡補すべきである」としている。 Draft Report of the International Law Commission on the Work of Its Forty- Third Session, U. N . Doc. A/ CN. 4/ L.465, 9 July 1991, 14, para.37.

(15)パルマス島事件を参照。 Quentin- Baxter, Third Report

(16)たとえば，ＩＬＣの特別報告担当者が提案した賠償責任に関する条文草案第29条第(b) 項に留意する。 Barboza, Sixth Report on International Liability for Injurious Consequences Arising out of Acts not Prohibited by International Law, U. N. Doc. A/ CN.4/ 428, 51 (1990)を参照。また，環境と開発に関するリオ宣言の原則13を参照。これは「責任と賠償に関する国際法の発展」と「責任と賠償に関する国内法の発展」の双方を各国に求めている。 Rio Declaration on Environment and Development, U. N. Doc. A/ CONF.151 / 5, 7 May 1992 を参照。

(17)たとえば，　Comment to Art.11 of the Legal Principles for Environmental Protection and Sustainable Development, in Experts Group on Environmental Law of the World Commission on Environment and Development, Environmental Protection and Sustainable Development 82 (1986);およびＵＮＧＡの「ＩＬＣの今後の作業プログラム」に関する第62委員会の論議におけるオーストラリア代表のクロフォード教授による発言を参照。

(18)実は，これは一般に，特に危険な他の活動にかかわる事故の被害者の賠償に当てはまる。ＩＬＣ内での論議を参照。

(19)また， Pelzer, "Uberlegungen zur Novellierung des atomrechtlicn Haftungs- und Deckungsrechts in den 90er Jahren", in R. Lukes, ed., Reform'berlegungen zum Atomrecht 455, at 459 (1991) を参照。

(20) Doeker & Gehring,前出注･･･ at 15 を参照。

(21)こうした問題の一部の完全な議論については， Handl, を参照。

(22)パリ条約は無論，締約国が国レベルで賠償責任基準を強化する融通性を規定している。金額上無制限の責任を導入し，または免責の基礎としての不可抗力（「例外的性格の重大な自然災害」)を削除した国もある。それに対して， Dr. Pelzer が最近の調査で結論づけているように，多数のＯＥＣＤ加盟国は，現実離れした低水準に責任を制限しつづけているため，ブリュッセル補足条約を通じた追加の資金供与をもってしても，利用可能な賠償総額が重大事故の損害を塡補するにはとうてい及ばない。 Pelzer, 前出注 ･･･ at 461 を参照。

(23) Art. 2, para.2 of the Draft International Convention on Compensation for Nuclear Damage Supplementary to the Vienna Convention and Paris Convention, in Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, Report of the Intersessional Working Group of Experts, Annex I, Doc. IWG. 2, 4, 30 October 1991 を参照。

(24)ただし，国際条約草案は，軍事用原子力施設の運転から生じる損害についてこのような賠償水準の引き上げを規定することもできる。 Art.4, para.3を参照。

(25)もっとも，「汚染による環境損失または環境損害」は，「環境の損傷（当該損傷による利益の喪失を除く）が，実際に講じられたか，または講じられることとなる合理的な現状回復措置の費用に限られる」という意味で限られている。」 Proposal for amending Art. I. 1(k) of the Vienna Convention, Report ofthe Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, Third Session, Vienna, 8-12 April 1991, Annex I, 3, Doc. SCNL/ 3/ INF.2/ Rev.1, 23 April 1991.

(26)ＯＥＣＤ／ＮＥＡ事務局による第一次試算見積りは，原子力業界からの拠出

予想額が７～30億ＳＤＲであることを示している。下限額はパリ条約締約国のみの運転者間のリスク・プール制を示し，上限額はＯＥＣＤ全加盟国の業界 － すなわち，米国，カナダ，日本の運転者を含む － 間の当該リスク・プール制を予想している。

設備国からの拠出は，業界からの拠出可能額の 1.5倍に制限される。 Art.5 bis of the Draft International Conventionを参照。

(27)こうして，チェルノブイリ事故直後に，米国会計検査院（ＧＡＯ）は， 119基の米国発電所のどこかで原子力発電所の過酷事故が生じた場合の損害額を平均 6,700万 ～ 155億ドルと推定した。 United States General Accounting Office, Nuclear Regulation: A Perspective on Liability Protection for a Nuclear Plant Accident, GAO/ RCED- 87- 124, 18, June 1987.この金額は，避難・除染費とともに土地・農作物の価額も含めたもので，現在ではもっと多額，それもおそらくこれをかなり上回るようにみえる。

さらに，原子力の過酷事故に関する大統領委員会が1990年に，米国において考えられるチェルノブイリ型大事故時の対応活動について，「このような可能性に関する計画作りは，委員会の注目を引くにはいたらなかった」として，賠償へのつながりを評価することができなかったことに留意したい。 Report to the Congress from the Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accidents, August 1990, Vol.1, 21.

(28)たとえば，H andl，前出注･･･ at 234-35； Pelzer， 前出注･･･ at 502を参照。

(29)ＩＡＥＡ常設委員会でポーランド代表は1991年10月のセッション間会合で，次のように述べてこの点を簡潔に表明している。

プール制協定は，共通の利害から生じる高度の相互信頼と連帯の精神を必要とする － これは，現在のところ全世界の原子力事業者間や設備国間には存在しない（また，ごく近い将来もおそらく存在しない）前提条件である。」前出注･･･ at 32 を参照。

(30)国際原子力安全条約に関する動向については， Pelzer, "Nuclear Energy:

Power Safety, (Siting, Operational Standards, Contingency Planning, Emergency Assistance and Transboundary Carriage of Nuclear Materials", in 2 Yb. Int'l Env. L. 1991 151 (1992)を参照。

(31)この前提は、米国の原子力賠償制度 － プライス＝アンダーソン法，42 U. S.C. §2210(i) － の基本前提である。また，日本，ドイツ，スイスの原子力法の特徴でもある。

また， Reyners, " Limiting the Liability of the Nuclear Operator", 4 NEA Newsletter, Spring 1986, 3, at 5 ；および Pelzer, 前出注･･･ at 473を参照。レイナーは，政治的必要性の問題として，各国は法的賠償義務がない場合でも原子力損害賠償金を支払うことに留意している。

(32)たとえば，" U. S. Sees Rising A- Plant Dangers in East Europe and Soviet Union", N. Y. Times, October 8, 1991, A4, col.5 を参照。

(33)偶発的被害については，たとえば，Recommendation of the OECD Council of 7th July 1989 on the Application of the Polluter-Pays Principle to Accidental Pollution, OECD Doc. C(89)88(Final)；および一般に，Hafner, "Das Verursacherprinzip" in Economy- Fachmagazin, F23 (4 /1990)を参照。

ただし， Boyle, 前出注･･･ at 376を参照。ボイル は，「“汚染者負担”原則は，ＯＥＣＤとＥＣが政策として支持しているが，現代国際法の原則に相当するには，国家の慣行がまだ十分に成立していない。」と結論づけている。

もっとも，単に被害の発生を基準にし，または被害のリスクに対する事前の知識などの追加基準を条件として，費用が汚染者に吸収されるべきかどうかについては，まだコンセンサスは得られていない。後者の観点の説明については，Handl, " Liability as an Obligation Established by a Primary Rule of International Law", 16, Neth.Yb.Int'l L. 49, at 67-70 (1985) を参照。「実施された時点では当該活動が有害であることがわからなかった場合の国家責任の提唱については，Recommendation 1130 (1990)(1), para.17a of the Council of Europe, Parliamentary Assembly on the formulation of a European, Charter and a European Convention on environmental

protection and sustainable development, 1 Yb.Int'l Env. L. 1990 484(1991) に再録；および Art.11, para.2 of Legal Principles in WCED, Legal Principles, 前出注･･･ at 80 を参照。

(34) Note by the Director General, The Question of Liability for Damage Arising from a Nuclear Accident, IAEA Doc. GOV/2306, 22 May 1987, 2, para.4を参照。

(35)東欧・旧ソ連の既存の原子力発電所の安全性を改善するために，主要先進国が数千億ドルのプログラムを引き受けると最近約束したことは，国際社会にとっての利益の存在が一般的に認識されていることの明白な証拠である。" U. S. and Six Plan Nuclear Cleanup in Eastern Europe", N. Y. Times, May 21, 1992, A1, col.6 ；および G. Handl, Grenz'berschreitendes nukleares Risiko und v°lkerrechtlicher Schutzanspruch 49-51 (1992)を参照。

(36)この点については， Pelzer, 前出注･･･ も参照。

(37) Proposal for Additional Provisions and Amendment to the Vienna Convention Submitted by the Delegation of Italy, Standing Committee on Liability for Nuclear Damage, Third Session, 11, April 1991, 4.

(38) Boyle, 前出注･･･ at 377.

(39)この点に関する考察については，Handl, " International Liability of States for Private Activities Causing Transnational Environmental Injury", 74 AJIL 525(1980)を参照。また,Report of the ECE Task Force on Responsibility and Liability Regulating Transboundary Water Pollution, Part D. を参照。

(40)また，Wildhaber, " Der Basler Chemieunfall und das V°lkerrecht: Eine Standortbestimmung", Neue Z'rcher Zeitung, Nr. 294, December 18, 1986; Boyle, " Nuclear Energy and International Law: An Environmental Perspective", 60 British Yb.Int'l L. 257, at 297 (1989)；および P. Sands, The International Law of Liability for Transboundary Nuclear Pollution 64-65 (1989)を参照。ワイルドハーバーは，補完的国家責任に裏づ

けられた過酷損害賠償基金を支持している。

(41)前出ＴＡＮ... を参照。

(42) Duke..., ;

および Recommendation No.2 of the Presidential Commission, in Report to the Congress, 前出注･･･ at 5 を参照。複数管轄区訴訟パネルが選定した単一の連邦裁判所における裁判を要求している。

(43)ＯＥＣＤ Report,

(44)Note by the Netherlands Delegation on the Relation between Civil and Strict State Liability for Nuclear Damage （年月日不祥）を参照。

(45)Report to the Congress from the Presidential Commission on Catastrophic Nuclear Accidents, August 1990, 18.

(46)Report of the Group of Experts on Liability for Pollution and Other Environmental Damage and Compensation for such Damage, U.N. Doc. UNEP/WG.8/ 3, 5, para.17 (1977).

(47)前出注･･･ を参照。Note by the Canadian Delegation 前出注･･･ at 3, para.4 ; および Handl, 前出注･･･ at 241を参照。

(48)たとえば，国際的法的義務の違反にもかかわらず，次のように示された国家の国際的責任に関する古典的・伝統的見解に留意する。

国際法に違反する行為を一方の国が行ったことにより，二国間で生じる権利と義務の関係は，国際的司法制度の適用を受ける国々の間でのみ生じる。その制度では，違反側の国と被害を受けた個人との間には責任関係は存在しない。後者は，国際法の対象外であるとの理由からである。

ディクソン・カー・ホイール社事件 (Mexican- U. S. General Claims Commission), 4 RIAA 678.

(49)個人の国際的権利の存在と，その権利を国際分野で主張するその個人の資格を区別する必要性については，H. Lauterpacht, International Law and Human Rights 27-28 (1973) を参照。

(50) Note by the Netherlands, 前出注･･･ at 3を参照。

(51) Ad Hoc Working Group of Legal and Technical Experts, Final Report, UNEP/ CHW/ WG.1/ 3/, 6 July 1990;および Report of the Ad Hoc Working Group on its Second Session, UNEP/CHW/WG. 1/ 2 /3, 9 March 1991を参照。

(52) Art. X of the Elements を参照。

(53) U. N. Doc. S/ RES/ 687 (1991), para.16.

(54) Art.5, para.3 of the Provisional Rules of Procedure of the United Nations Claims Commission, in Decision Taken by the Governing Council of the United Nations Compensation Commission at the 27th Meeting, Sixth Session held on 26 June 1992, UN Doc. S/AC.26 /1992/10, 5 (1992) を参照。

(55) Barboza, Sixth Report on International Liability for Injurious Consequences Arising out of Acts not Prohibited by International Law, U. N. Doc. A/ CN.4/ 428, 23-38 (1990).

(56) Barboza, Sixth Report 38, para.68.

(57)一般に, McCaffrey, Expediting the Provision of Compensation to Accident Victims, in TRANSFERRING HAZARDOUS TECHNOLOGIES AND SUBSTANCES: THE INTERNATIONAL LEGAL CHALLNEGE 199 (G. Handl and R. Lutz eds., 1989) を参照。

(58) d'Oliveira, "The Sandoz Blaze: The Damage and the Public and Private Liabilities", in F. Francioni & T. Scovazzi, eds., International Responsibility for Environmental Harm 429 (1991)を参照。

(59)この点については, オーストリア＝オランダ提案を参照。

(60)たとえば, 国際法廷が, 請求を解決するのみという意味で管轄権が制限されたものかどうかは二義的問題であって, 本稿ではそのいずれについても論じない。

原子力責任班平成５年度報告書

「原子力損害に対する第３者責任－
他のエネルギー分野との比較研究」

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

序

当研究所は，原子力損害賠償制度について，原燃サイクル班から原子力責任班への一連の研究において，「わが国の原子力損害賠償制度」，「越境損害の法的救済」，「諸外国の原子力損害賠償制度」，「『ＩＡＥＡ・ＯＥＣＤ／ＮＥＡ共催ヘルシンキシンポジウム ― 原子力事故に関する責任と保障 ― 』についての検討」というテーマを取り上げてきた。そして，平成５年度は「原子力損害に対する第３者責任 ― 他のエネルギー分野との比較研究」というテーマで研究を行った。

原子力損害と同じく広い範囲にわたって損害をもたらす可能性がある石油や危険物質による損害に対しては，国際的な補償スキームが必要とされている。石油による損害（いわゆる油濁損害）については，国際的な２条約（1969年油濁民事責任条約及び1971年油濁補償基金条約）による補償スキームが構築されている。そして，危険物質による損害については，陸上輸送についてはＣＲＴＤ条約が発効しており，海上輸送についてはＨＮＳ条約が成立に向けて作業中である。これらの補償スキームの特徴，問題点及び改正動向について検討を加えるとともに，法的側面から原子力損害との比較を試みた結果をまとめたものが本報告書である。

研究会におけるヒアリングに応じて下さった石油海事協会の高橋清氏及び東京ガス㈱の並木淳一氏にこの場を借りてお礼申し上げたい。本報告書が今後のこの分野における実務および研究に多少なりとも資することができれば幸いである。

平成８年７月

原子力責任班主査　谷川　久
（日本エネルギー法研究所理事
成蹊大学法学部教授）

研　究　活　動　記　録

第１回研究会　　平成５年５月26日
国際条約における補償スキームの比較研究１（油濁損害）

第２回研究会　　平成５年６月22日
国際条約における補償スキームの比較研究２（危険物質の陸上輸送による損害）

第３回研究会　　平成５年７月７日
油濁損害に対する補償スキームと実務について

第４回研究会　　平成５年11月１日
国際条約における補償スキームの比較研究３（危険物質の海上輸送による損害）

第５回研究会　　平成５年12月１日
ＨＮＳ条約をめぐる問題について

第６回研究会　　平成５年12月20日
石油損害及び危険物質損害に関する国内法制度について

第７回研究会　　平成６年１月28日
原子力損害に対する，国際条約による補償スキーム及び国内法制度について

第８回研究会　　平成６年２月16日
環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約について

なお，本稿の執筆は以下のように分担して行った。

第１部　　各エネルギー分野における補償スキーム

第１章　原子力損害	稲葉順一	研究員
第２章　油濁損害（民事責任条約）	中村公幸	研究員
第３章　油濁損害（基金条約）	衣斐勝由	研究員
第４章　危険物損害（陸上輸送）	竹田保史	研究員
第５章　危険物損害（海上輸送）	田上　功	研究員
第６章　環境に対する危険な活動による損害	杉山義尚	研究員

第２部　　国内法制度

第１章　原子力損害	衣斐勝由	研究員
第２章　油濁損害	近藤慎一	研究員
第３章　危険物損害	高畠昌雄	研究員

※　なお，役職等は研究会当時のものであり，本稿の執筆にあたり参照した条約・法令・資料等もまた，原則として，研究会当時のものである。

原子力責任班名簿

主査	谷川　久	成蹊大学法学部教授
研究委員	能見　善久	東京大学法学部教授
〃	道垣内　正人	東京大学法学部助教授
研究員	竹田　保史	日本エネルギー法研究所
〃	下田　恭史	日本エネルギー法研究所 （平成5年7月まで）
〃	稲葉　順一	日本エネルギー法研究所 （平成5年8月から）
〃	衣斐　勝由	日本エネルギー法研究所
〃	杉山　義尚	日本エネルギー法研究所 （平成5年8月から）
〃	近藤　慎一	日本エネルギー法研究所
〃	田上　功	日本エネルギー法研究所
〃	高畠　昌雄	日本エネルギー法研究所 （平成6年2月まで）
〃	中村　公幸	日本エネルギー法研究所

目　　次

第１部　　各エネルギー分野における補償スキーム …… 1

第１章　原子力損害 …… 3

Ⅰ　はじめに …… 3

Ⅱ　各条約の概要 …… 4

１．パリ条約 …… 4

２．ブラッセル補足条約 …… 7

３．1982年パリ条約およびブラッセル補足条約追加議定書 …… 8

４．ウィーン条約 …… 9

５．ブラッセル原子力船条約 …… 12

６．核物質海上運送条約 …… 14

７．1988年ジョイントプロトコール …… 15

Ⅲ　おわりに …… 16

第２章　油濁損害（民事責任条約） …… 19

Ⅰ　条約の背景 …… 19

１．成立の経緯 …… 19

２．改正の動き …… 20

Ⅱ　条約の内容 …… 20

１．適用範囲 …… 20

２．責任の性質等 …… 22

３．賠償措置の方法等 …… 24

４．損害賠償請求手続 …… 25

第３章　油濁損害（基金条約） …… 30

Ⅰ　条約の成立 …… 30

Ⅱ　条約の内容 …… 30

1．補償 …… 30
2．補塡 …… 32
3．請求手続 …… 33
4．基金への拠出 …… 33

第４章　危険物損害（陸上輸送） …… 37
Ⅰ　条約成立の経緯 …… 37
Ⅱ　条約の内容 …… 38
1．適用範囲 …… 38
2．責任の性質等 …… 41
3．賠償措置の方法等 …… 48
4．損害賠償請求手続 …… 49

第５章　危険物損害（海上輸送） …… 55
Ⅰ　概要 …… 55
Ⅱ　民事責任条約部分 …… 55
1．適用範囲 …… 55
2．責任の性質等 …… 57
3．賠償措置の方法等 …… 58
4．損害賠償請求手続 …… 58
Ⅲ　補償スキーム …… 59
1．補償 …… 59
2．補償請求手続 …… 60
3．基金への拠出 …… 61
Ⅳ　条約案の動向 …… 62

第６章　環境に対する危険な活動による損害 …… 66
Ⅰ　環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約の概要 …… 66
１．成立の経緯 …… 66
２．適用範囲 …… 66
３．責任の性質等 …… 69
４．賠償措置の方法等 …… 71
５．損害賠償請求手続 …… 72
Ⅱ　環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約 …… 77

第２部　国内法制度 …… 101
第１章　原子力損害 …… 103
Ⅰ　はじめに …… 103
Ⅱ　原子力損害賠償制度の概要 …… 103
１．原子力損害 …… 103
２．責任の性質及び免責事由 …… 104
３．責任の集中，求償 …… 104
４．責任の制限 …… 105
５．損害賠償措置 …… 105
６．国の援助等 …… 107
７．損害賠償請求権の期間制限 …… 108
Ⅲ　最後に …… 108

第２章　油濁損害 …… 111
Ⅰ　油濁損害賠償保障法の制定 …… 111
Ⅱ　油濁損害賠償保障法の概要 …… 111
１．目的 …… 111

2．適用範囲 …… 111
3．責任の主体 …… 112
4．責任の性質 …… 113
5．過失相殺 …… 113
6．裁判管轄および外国判決の効力 …… 113
7．請求権の消滅 …… 114
8．責任の制限 …… 115
9．保障契約締結の強制 …… 117
10．保険者等に対する直接請求 …… 118
11．国際基金に対する請求 …… 118
12．国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求 …… 119
13．国際基金に対する請求訴訟 …… 119

第３章　危険物損害 …… 121
Ⅰ　はじめに …… 121
Ⅱ　鉱害 …… 122
1．鉱業法 …… 122
2．水洗炭業法 …… 125
3．臨時石炭鉱害復旧法 …… 126
4．石炭鉱害賠償等臨時措置法 …… 128
Ⅲ　公害 …… 128
1．大気汚染防止法 …… 128
2．水質汚濁防止法 …… 129
3．公害健康被害補償法 …… 130

第　1　部

各エネルギー分野における補償スキーム

第　1　部

各エネルギー分野における補償スキーム

第１章　原子力損害賠償責任に関する国際条約について

Ⅰ　はじめに

原子力の平和利用は，多くのメリットをもたらす一方，万が一事故が発生した場合には，広範囲にわたって深刻な損害をもたらすことが懸念され，それに対処するための損害賠償責任に関する国際的合意あるいは国内法の統一の必要性は早くから認識されていた。特にヨーロッパにおいては，国家が相互に国境を接しているという地理的環境にあるため，原子力産業活動にともなう対第三者責任については開発当初から各国とも強い認識を持っており，1959年にイギリス，西ドイツ，スイス，1960年にスウェーデンで立法が行われたが，無過失責任主義の導入を除き，その他の民事責任の性質には相違があり，特に国家の役割について統一されたものではなかった(1)。

こうした状況の下で，ＯＥＥＣ（欧州経済協力機構，現在はＯＥＣＤ；経済協力開発機構に発展的改組されている）加盟国により，1960年にパリにおいて「原子力の分野における第三者責任に関する条約」（以下，『パリ条約』という）が採択された。当時，ヨーロッパ各国は，石油・石炭に代わる経済的・安定的エネルギー供給源として，原子力に大きな期待をかけており，企業と公衆の保護による開発推進という国内的要請に加え，原子力技術と核物質の供給者であるアメリカの強い意向により拍車がかけられたものといわれる(2)。

このような背景で成立したパリ条約だが，責任限度額については，保険市場の引受能力を目安とした金額であるため，低額であり，絶対的制限額としては不適当であるという問題が提起されていた。そのため，パリ条約は15条において当事国は必要な場合に補償金額を引き上げることができる旨を規定している。これは，ヨーロッパ原子力共同体（以下，『ユーラトム』という）が1958年にアメリカとの間に総合的な原子力協定を締結した際，アメリカの要求により第三者責任のための賠償措置を，できる限り早い機会に確立する旨をユーラトムが約束したことに起因している。そして，パリ条約の責任限度額はアメリカの要求を満たすものではなかったので，ユーラトム諸国は15条の挿入と補足条約の作成を条件にパリ条約に参加したの

である(3)。

このようにして，1963年にブラッセルにおいてパリ条約の責任限度額の変更を内容とする「原子力の分野における第三者責任に関するＯＥＣＤ条約に対する補足条約」（以下，『ブラッセル補足条約』という）が採択されている。

以上の条約が地域的なものであるのに対し，ＩＡＥＡ（国際原子力機関）においても，原子力損害の賠償に関する全世界的な条約の作成作業が進められ，1963年にウィーンにおいて「原子力損害の民事責任に関するウィーン条約」（以下，『ウィーン条約』という）が採択された。

前記両条約と並んで原子力損害に対する民事責任を定めたものには，1962年にブラッセルにおいて採択された「原子力船運航者の責任に関する条約」（以下，『ブラッセル原子力船条約』という）と，やはり1962年に同じくブラッセルにおいて採択された「核物質海上運送の分野における民事責任に関する条約」（以下，『核物質海上運送条約』という）がある。

さらに，パリ条約とウィーン条約の適用領域の問題を解決するべく，1988年，ウィーンにおいて「ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書」（以下，『ジョイント・プロトコール』という）が採択された。

Ⅱ　各条約の概要

1．パリ条約

(1)成立

パリ条約は，1960年７月29日に採択され，1968年４月１日に発効した。成立の背景は，前述のとおりである。

原子力活動に伴う被害者保護のための各国家の責任を明示したのみならず，必要な法的原則あるいは措置，手続を従来のこの分野における条約には例を見ないほど明確に定めたものといわれる。これにより，イギリス，西ドイツ等の既存立法は，この条約に基づいて改正され，イタリア，スペイン，オランダ，フランスなどは，この条約に示された内容を基準として国内法を制定した(4)。

⑵内容

①地理的適用範囲（第２条）

責任を負うべき運転者の原子力施設が存在する締約国の国内法に別段の規定がない場合，非締約国の領域内で生じた原子力事故又はその領域で受けた損害には適用されない。

なお，ＥＮＥＡ（ヨーロッパ原子力機関，現在のＯＥＣＤ－ＮＥＡ：ＯＥＣＤ原子力機関）運営委員会は，1968年４月25日に，「パリ条約は公海上で発生した原子力事故又は公海上で被った損害にも適用される。」との勧告を，1971年４月22日には，「国内法により，パリ条約の適用範囲を，たとえ原子力事故が非締約国で発生した場合であっても，締約国において又は公海上の締約国登録船舶において被った損害も含むべく拡張すべきである。」との勧告をそれぞれ行っている[5]。

②損害の範囲（第３条）

原子力施設における原子力事故又はその施設から発出された核物質に起因する人の障害又は死亡，財産の毀損又はその滅失をいう。

③責任の性質と集中（第３，６条）

原子力施設の運転者（以下，『原子力事業者』という）は，原子力損害が当該施設に存在するか又は施設から発出される核物質による原子力事故によって引き起こされたことが証明される限り，無過失責任を負う。これらの原子力事故によって生ずる損害に対する責任は原子力事業者のみが負う。

④核物質の輸送中の責任（第４条）

締約国の原子力事業者間の輸送の場合，文書による契約に明記された文言に従い定まるが，そのような文言を欠くときは，核物質を輸送した原子力事業者が，他の原子力事業者が核物質の引渡を受ける前まで責任を負う。

非締約国への輸送の場合，核物質が非締約国の領域に到着した運送手段から積み卸される前まで，非締約国から輸送の場合，非締約国の領域から運送手段に積み込まれた後から，締約国の原子力事業者が責任を負う。

締約国の法令により，原子力事業者の代わりに輸送者に責任を負わせるこ

とができる。この場合，条約の適用上，輸送者は原子力事業者とみなされる。

⑤求償権（第６条）

原子力事業者は損害をひきおこす意図をもって作為又は不作為を行った者に対して又は契約により明確に規定されている場合にのみ求償権を有する。

⑥免責事由（第９条）

原子力事業者は，戦闘行為，敵対行為，内戦，反乱又は国内法に別段の定めがある場合を除き，異常かつ巨大な自然災害による原子力事故による損害に対しては免責される。

⑦責任限度額（第７条）

一つの原子力事故による原子力事業者の最高責任限度額は，1,500万欧州通貨協定計算単位（以下，『計算単位』という）としたが，国内法により500万計算単位まで減額することができる。なお，限度額を超える損害に対する国家補償については，国内法に委ねられている（第15条）。

⑧損害賠償措置（第10条）

原子力事業者はその責任を塡補するため，第７条に規定された金額の保険又はその他の資金的保証（以下，『損害賠償措置』という）を講じ，これを維持しなければならない。

⑨損害賠償措置提供者に対する直接請求（第６条）

原則として，原子力事業者に対してのみ請求権を行使できるが，直接請求権が国内法により認められているときは，その保険者又はその他の資金的保証人に対しても行使できる。

⑩賠償請求権の消滅（第８条）

賠償請求権は，原子力事故の日から10年以内に訴えが提起されない場合には消滅するが，国内法により，10年より長い期間を定めることができる。

核物質の盗難・紛失等に関する原子力事故の場合，期間は，当該原子力事故の日から起算され，盗難・紛失の日から20年を超えないものとする。

上記期間を超えない範囲で，国内法により請求権の消滅時効又は出訴期間として，被害者が損害及び責任を負う原子力事業者を知った日又は知り得べ

きであった日から2年以上の期間を定めることができる。

⑪裁判管轄権と準拠法（第13, 14, 17条）

原則として，原子力事故の発生した領域の締約国の裁判所のみが管轄権を持つ。原子力事故が締約国の領域外で生じた場合又は原子力事故の場所が明確に決定できない場合，責任を負うべき原子力事業者の原子力施設が領域内に設置されている締約国の裁判所が有するものとする。

複数の締約国の裁判所に管轄権が属する場合，関係のある一締約国の申立により，原子力の分野における安全保障管理を確立するための1957年12月20日の条約により設立される「裁判所」が決定する。

準拠法は裁判管轄権を持つ裁判所の国内法とされる。

2．ブラッセル補足条約

(1)成立

パリ条約における最高責任限度額1, 500万計算単位は，当時において各国の合意の得られる最高額であったが，Ⅰで述べた背景から，この額では不十分だとして，その額の引き上げを目的に1963年1月31日，ブラッセル補足条約を採択し，1974年12月4日発効した。

(2)内容

①条約適用の領域範囲（第2条）

非締約国の領域でのみ発生した原子力事故以外の原子力事故によって生じた損害で次の場合に適用される。但し，締約国の裁判所がパリ条約により管轄権を有することを条件とする。

a　損害が締約国の領域内で発生した場合

b　損害が公海又はその上空において締約国の領域で登録された船舶・航空機内で発生した場合

c　損害を締約国の国民が公海又はその上空において受けた場合（船舶・航空機に対する損害の場合は，それらが締約国に登録されているものに限る）

②最高責任限度額の引き上げ（第3条）

パリ条約における最高責任限度額を一事故当たり１億2,000万計算単位まで引き上げ，次の三段階による資金から調達される。

ａ　最低500万計算単位で，締約国の国内法によって確定された額までは保険又はその他の資金的保証に基づく基金（原子力事業者の損害賠償措置額）

ｂ　上記ａの額と7,000万計算単位との間の額は，締約国によって準備される公的な資金（国家補償）

ｃ　7,000万計算単位と１億2,000万計算単位との間の額は，一定の分担金方式に従い締約国によって準備される公的な資金（共同基金）

上記ｃの分担金方式は50％は原子力事故発生の前年の各締約国のＧＮＰと全締約国のＧＮＰ合計との比率を基礎として計算し，残りの50％は各締約国の領域にある原子炉の熱出力と全締約国の領域にある原子炉の熱出力合計との比率により計算する。

③原子力事業者の責任限度額（第３条）

締約国は，国内法によって500万計算単位から１億2,000万計算単位までの範囲内で上記②ａの額を下回らない額をもって原子力事業者の責任限度額とすることができる。原子力事業者の責任限度額から１億2,000万計算単位までの間の額については，国が条約上および国内法上の義務として補償を行うこととなる。

３．1982年パリ条約およびブラッセル補足条約追加議定書

⑴成立

パリ条約およびブラッセル補足条約は，それぞれ1964年１月28日採択の追加議定書と1982年11月16日採択の追加議定書によって改正されている。

1964年の追加議定書は後に述べるウィーン条約との調和を図るためのものであり，実質的な改正点はない[6]。

1982年の追加議定書が起草された背景は，1972年以降の国際通貨制度の混乱による計算単位の価値変動，インフレの累積効果による責任限度額と保険金額の目減り等が挙げられる。概要は以下のとおりで，パリ条約追加議定書は1988

年10月７日に発効，ブラッセル補足条約の追加議定書は1991年８月１日に発効した。

⑵内容

①パリ条約追加議定書

賠償額の当初の計算単位をＩＭＦ特別引出権（以下，『ＳＤＲ』という）に変更するほか，若干の修正を施したものである。

計算単位はＳＤＲに変更したが，1,500万という数値は従来どおり据え置かれた。これについては，当時のＯＥＣＤ加盟国の平均インフレ率が2.5倍に達していたため，2.5という乗数を掛けるべきといわれたが，イタリアの反対等で意見が対立し(7)，数値の変更はあきらめられた。

②ブラッセル補足条約追加議定書

賠償額の計算単位をＳＤＲに変更するとともに，ブラッセル補足条約第３条の各区分限度額を，当該数値に2.5の係数を乗じた額に引き上げた。この結果，原子力事業者の最高賠償責任額は３億ＳＤＲに，国家補償の限度額は１億7,500万ＳＤＲになった。

４．ウィーン条約

⑴成立

ＯＥＣＤによるパリ条約制定の動きと並行して，ＩＡＥＡにおいても条約の作成作業が進められ，1963年５月21日に採択されたのがウィーン条約である。この条約は，1977年11月12日に発効した。

ウィーン条約は，パリ条約が地域的なものであるのに対し，全世界的な条約ということができる。しかし，参加国が多いため問題点を増幅し，かつ複雑化することとなり，パリ条約と比較して幾つかの重要事項について曖昧さと不十分さを残したといわれる(8)。原子力事業者の無過失責任，責任集中，損害賠償措置の強制，責任限度額の設定等の基本的条項は，ほぼパリ条約と同様となっているが，低額の損害賠償措置とその額での責任制限，条約適用範囲の不明確さ等が，欧米諸国の条約参加意欲を失わせることとなり，発効が遅れた原因

となった。

⑵内容

①地理的適用範囲

パリ条約のような規定はない。しかし，1964年４月のＩＡＥＡ常任委員会で，たとえ，原子力事故が公海上又は非締約国の領域内で発生したとしても，締約国の領域内又は締約国国民が公海上で被った損害については条約を適用すべきであるとの見解が採用された。もっとも，原子力事故の発生地を問わず，非締約国で生じた損害には条約は適用されないとされているようである[9]。

②損害の範囲（第Ⅰ条）

原則としてパリ条約と同様に，原子力施設内の核物質に起因する死亡，身体の障害又は財産の滅失もしくは損害としているが，国内法が定める場合，その他の滅失又は損害も含めることができる。

③責任の性質・集中（第Ⅱ条）

パリ条約と同様，原子力損害が原子力事故により生じたものと証明される限り，原子力事業者が無過失責任を負う。別段の定めのある場合を除き，原子力事業者以外の者は責任を負わない。

④核物質の輸送中の責任（第Ⅱ条）

締約国の原子力事業者間の輸送の場合，文書による契約の明示の条項に従って定まるが，そのような条項がない場合，核物質を輸送した原子力事業者が，他の原子力事業者が核物質を引き取る前まで責任を負う。

非締約国への輸送の場合，核物質を非締約国の領域内に到着した輸送手段からおろした時まで，非締約国から輸送の場合，非締約国の領域から輸送手段に積み込まれた後から，締約国の原子力事業者が責任を負う。

締約国の法令によって，原子力事業者の代わりに核物質の輸送者又は廃棄物の取扱者に責任を負わせることができる。この場合，条約の適用上，その輸送者又はその取扱者は原子力事業者とみなされる。

パリ条約と同様の内容である。

⑤免責事由（第Ⅳ条）

戦闘行為，敵対行為，内戦又は反乱に直接起因する原子力事故により生じた損害について責任を負わない。締約国の法律に別段の定めがある場合を除き，異常な性質の巨大な天災地変に直接伴う事故による損害に対して責任を負わない。

⑥過失相殺（第Ⅳ条）

原子力損害の全部又は一部が，この損害を受けた者の重大な過失又はその者が損害を発生させようとする意図による作為もしくは不作為から生じたことを原子力事業者が証明する場合，管轄裁判所は，その法律が定めるとき，原子力事業者の賠償支払い義務の全部又は一部を免除することができる。

パリ条約にはない規定である。

⑦責任限度額（第Ｖ条）

原子力事業者の責任は，締約国が一原子力事故について500万合衆国ドルを下らない額まで制限することができる。

この500万合衆国ドルというのは，最低責任限度額であり，パリ条約と比べ低額である。

⑧損害賠償措置（第Ⅶ条）

責任限度額の範囲内で，締約国の国内法によって任意に定めることができる。損害賠償措置額が責任限度額に満たない場合，その差額は国の資金の提供により支払いを確保しなければならない。

パリ条約では，原子力事業者はその責任限度額まで損害賠償措置を講じなければならないことになっている。

⑨賠償請求権の消滅（第Ⅵ条）

原子力事故の日から10年以内に訴訟が提起されないときは消滅するが，管轄裁判所の法律により延長することもできる。

盗取，喪失，投棄又は放棄された核物質に関わる事故の場合，事故の日から起算して20年をこえないものとする。

管轄裁判所の法律は，損害を受けた者が損害および損害の責任について責

任を負うべき原子力事業者を知った日又は知り得べきであった日から３年を下らない消滅時効期間を設定することができるが，パリ条約ではこの部分は２年以上となっている。

⑩求償権（第Ｘ条）

原子力事業者は，書面による契約により明示的に定められている場合と，作為又は不作為により損害を生じさせることを意図した自然人に対してのみ求償権を有する。

⑪裁判管轄と準拠法（第ＸＩ，Ｉ条）

原則として，領域内で原子力事故の発生した締約国の裁判所だけが管轄権を有する。事故が締約国の領域外で生じた場合又は原子力事故の場所が明確に決定しえない場合，責任を負うべき原子力事業者の設備国の裁判所が有する。複数の締約国の裁判所が管轄権を有する場合，締約国の間の合意により決定される締約国の裁判所が有することとなるが，パリ条約ではこの部分は原子力の分野における安全保障管理を確立するための1957年12月20日の条約により設立される裁判所によって決定されることになっている。

準拠法は管轄権を有する国際私法に関する規則を含む裁判所の法律である。

５．ブラッセル原子力船条約

⑴成立

この条約は1962年５月25日にブラッセルの万国海事法外交会議で採択された。責任の性質，損害賠償措置，裁判管轄権等の問題については，パリ，ウィーン両条約と異ならないが，責任制限額が高く定められ，その結果国家補償が当初から前提とされている点で顕著な相違がある。

⑵内容

①地理的適用範囲（第ＸⅢ条）

世界のすべての部分で発生し，かつ，締約国の国旗を掲げている原子力船の核物質に関係する原子力事故にによる損害に適用される。

②責任の性質・集中（第Ⅱ，Ⅶ条）

原子力船の運航者は，その運航によって生じた原子力損害について，無過失責任を負う。

③免責事由（第Ⅷ条）

戦争，敵対行為，内乱又は暴動等による原子力事故による損害に対して責任を負わない。

④求償権（第Ⅱ条）

運航者による求償権の行使は，主として故意または特約のある場合に限られる。

⑤責任限度額（第Ⅲ条）

運航者の責任は，15億フランで制限される。

⑥損害賠償措置（第Ⅲ条）

運航者はその責任を塡補するため，締約国の国内法で定める金額，条件等により保険又はその他の資金的保証を講じ，これを維持しなければならない。

締約国は，運航者の措置額と⑤の責任限度額との差額の支払いを確保しなければならない。

⑦賠償請求権の消滅（第Ⅴ条）

原子力事故の日から10年以内に訴訟が提起されないときは消滅するが，締約国の国内法により延長することもできるが，この場合，運航者の責任が損害賠償措置又は国家補償により塡補されなければならない。

盗取，喪失，投棄又は放棄された核物質に関わる事故の場合，事故の日から起算して20年をこえないものとする。

適用される国内法は，損害を受けた者が損害および損害の責任について責任を負う者を知った日又は知るべきであった日から３年を下廻らない消滅時効期間を設定することができる。

ウィーン条約とほぼ同様である。

⑧過失相殺（第Ⅱ条）

原子力事故の全部又は一部が，被害者の損害を発生させようとする意図に

よる作為もしくは不作為から引き起こされたことが証明される場合，管轄裁判所は，運航者の責任の全部又は一部を免除することができる。

⑨裁判管轄（第Ｘ条）

損害発生地または運航許可国の裁判所が管轄権を有する。

6．核物質海上運送条約[10]

⑴成立

1971年12月２日にブラッセルの核物質海上運送国際法律会議で採択された。発効は1975年７月15日である。

この条約はパリ条約及びウィーン条約が，核物質の輸送の場合，原子力事業者に責任を集中させながらも，既存の運送関係条約の適用関係に影響を及ぼさないこととしたため，核物質の海上輸送引受の困難性という問題が提起され，これに対処するため，パリ条約及びウィーン条約との調整を図ったものである。

⑵内容

①海上輸送の分野に適用さるべき国際条約又は国内法に基づき原子力事故によって生ずる損害につき責任を負わされることとなる者は，次の場合には，その責任を免れる（第１条）。

ａ．原子力事業者が，パリ条約もしくはウィーン条約に基づいて，この損害の責任を負うとき，又は

ｂ．原子力事業者が，このような損害の責任に関する国内法に基づいて，責任を負うとき。ただし，この国内法はすべての点でパリ条約またはウィーン条約と同程度に有利であるものに限る。

②上記の①の免責の効果は，原子力事業者がパリ条約・ウィーン条約又は国内法上責任を負わないとき，原子力施設自体もしくは当該施設に関して使用されているか，もしくは使用されるべき当該施設のサイト上にある財産，又は原子力事故の時に当該核物質が存在した運送手段に対する原子力事故に起因する損害についても適用する。ただし，故意に損害を生じさせた者への求償権には影響しない（第２条）。

③この条約は，原子力船運航者の責任に影響を及ぼすものではない（第３条）。

④この条約は，既存の海事条約に抵触している場合，優先して適用されるが，非締約国との関係で既存の海事条約を適用する義務には影響がない（第４条）。

7．ジョイント・プロトコール

⑴成立

パリ条約とウィーン条約は，基本原則は類似しているが，細目では相違点が存在し，また，パリ条約とウィーン条約双方の締約国となっている国がなく，それぞれの締約国を巻き込む原子力事故が発生した場合，条約適用上の複雑な問題が生じてくる。この点については，以前から指摘され，検討が行われてきたが，1986年４月のチェルノブイル原発事故を契機として，原子力事故による越境損害賠償問題が国際的な関心をよび，既存の国際的枠組みを強化する必要性が高まり，両条約の調整・連結が急務の課題となった。このため，ＯＥＣＤ－ＮＥＡとＩＡＥＡの合同で，原子力事故の被災者の保護を地理的に広げるとともに，両条約がともに適用されうる場合にいずれの条約が優先するかについて解決を図る目的で，1988年９月21日にウィーンにおいて「ウィーン条約及びパリ条約の適用に関する共同議定書（ジョイント・プロトコール）」を採択した。発効は1992年４月27日である。

⑵内容

①責任（第２条）

ウィーン条約の締約国の原子力事業者が，パリ条約とジョイント・プロトコール双方の締約国の領域において生ぜしめた損害については，ウィーン条約に従って責任を負う。

パリ条約の締約国の原子力事業者が，ウィーン条約とジョイント・プロトコール双方の締約国の領域において生ぜしめた損害については，パリ条約に従って責任を負う。

②適用関係（第3,4条）

一原子力事故に対しては，ウィーン条約又はパリ条約の一方が他方を排斥

して適用される。

原子力施設において原子力事故が発生した場合は，自国の領域内に当該施設の所在する国が締約国である条約が適用される。

原子力施設外および輸送中の核物質に関連する事故の場合，施設のある国又はウィーン条約もしくはパリ条約のいづれかの規定によって責任を負う原子力事業者の施設がある国が締約国である条約が適用される。

ウィーン条約第Ｉ条ないし第ＸＶ条は，パリ条約とジョイント・プロトコール双方の締約国に関しては，ウィーン条約の締約の間で適用されるのと同様に適用される。

パリ条約第１条ないし第14条は，ウィーン条約とジョイント・プロトコール双方の締約国に関しては，パリ条約の締約の間で適用されるのと同様に適用される。

Ⅲ　終わりに

ＩＡＥＡは，チェルノブイル事故後の新たな状況認識に立ち，ウィーン条約改正の検討を行っている。

1989年２月の理事会による原子力損害賠償制度に関する作業部会設置の決定に基づき，既存の原子力損害賠償制度の強化，補完基金ならびに国家責任導入についての検討を行い，この結果をふまえて，1990年２月の理事会において，条約改正に向けて原子力損害賠償に関する常任委員会での審議の開始を決定した。

なお，1993年後半には条約改正外交会議を開催する予定があったが，早くとも1994年後半にずれ込むことになった。今後の動向にはさらに注意が必要である。

〔注〕

(1) 下山俊次「Ⅳ　原子力」山本草二ほか『現代法学全集54　未来社会と法』 485頁（筑摩書房，1976年）。

(2) 下山俊次「各国原子力損害賠償法制の動向と問題点」ジュリスト 409号40頁（1968年）。

(3) 下山・前掲注(2)41頁。

(4) 下山・前掲注(1) 486頁。

(5) 原子力補償問題等研究会『越境損害の法的救済に関する調査報告書』７頁（日本原子力産業会議，1991年）。

(6) 道垣内正人「原子力損害賠償に関する諸条約」『諸外国の原子力損害賠償制度』382頁（日本エネルギー法研究所　JELI・R・No.58，1993年）。

(7) 経緯の詳細については，M.Lagorce「1982年議定書後のパリ条約及びブリュッセル補足条約の総括と批判的分析」『諸外国の原子力第三者責任保険制度』１～24頁（日本エネルギー法研究所　JELI・R・No.22，1985年）参照。

(8) 下山・前掲注(1) 487頁。

(9) 原子力補償問題等研究会・前掲注(5)７頁。

(10) 成立の経緯等の詳細は，谷川久「核物質海上運送民事責任条約の成立」ジュリスト 499号 105頁以下参照（1972年）。

〔その他参考文献〕

- 科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度（改訂版）』（通商産業研究社，1991年）
- 道垣内正人「国境を越える原子力損害について」『原子力事故による越境損害の法的救済』（日本エネルギー法研究所　JELI・R・No.54，1991年）
- 道垣内正人「国境を越える原子力損害に関する賠償責任」ジュリスト1015号

（1993年）

- 酒井清志「原子力損害賠償責任に関する国際条約の概要」『日本の原子力損害賠償制度』（日本エネルギー法研究所　JELI・R・No.44，1989年）
- 原子力補償問題等研究会『越境損害の法的救済に関する調査報告書』（日本原子力産業会議，1990年,1991年,1992年,1993年）
- 原子力発電法制研究所『欧米諸国の原子力法』（日本電気協会，1981年）

第２章　油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約

Ⅰ　条約の背景

１．成立の経緯

エネルギー大量消費時代に入ると，海上輸送される石油が増加しタンカーも巨大化してきた。これにより事故の際の汚染損害も大規模化し，被害者救済に対する国際的法制度の整備が求められるようになった。そのきっかけとなったのは，1967年３月18日のリベリア船籍タンカーのトリー・キャニオン号の座礁事故である。この事故を背景として，1969年11月29日にブラッセルで作成されたのが，「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（以下「69ＣＬＣ」という。）であり，1975年６月19日に発効した。日本は昭和51年６月３日に加入書を寄託した。

これより以前には，責任限度額については1957年の「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約」（以下「57年条約」という。）があったが，責任の性質を定めた条約はなく，過失責任の原則による賠償が行われるのみであった。また国が自国の海岸の清掃費用を原因者に請求できるのか，ということにすら疑問があった。しかし，防除費用への国としての巨額な出費に窮したイギリスとフランスが，その財源を他に求められるようなスキームを作ろうとしたのが，この条約のそもそもの始まりであった。したがって，過失・無過失は問わないこと，それまではっきりしていなかった損害の範囲に防除費用を含めること，防除費用については誰がそれを行ったとしても賠償されること，さらに低すぎる責任限度額についても大幅アップすること，早急にこれらの要件を満たすスキームを確立することが求められた。

以上のような国家としての切迫した事情が，トリー・キャニオン号事故後３年もかからずに本条約が採択されるという異例の事態を生み出したといえる。このように，本条約の成立が急がれた理由としては，日本で一般に連想されるような漁業被害の救済というのは２次的なものに過ぎなかった。現在この条約について検討する場合には，被害者救済という側面だけに偏りがちであるが，注意しなけ

ればならないのは，一体被害者とは誰なのかということである。被害者として賠償請求を行うのは，ほとんどの場合，トリー・キャニオン号事故におけるイギリス・フランスのような国又は地方公共団体である。日本では個人が被害者として出てくるが，これは世界的には非常にまれなケースで，日本独特の現象といえるだろう。

2．改正の動き

69ＣＬＣ以後の貨幣価値の変動，1978年のアモコ・カジス号油濁事故等の大規模な事故の発生により，賠償額も高騰してきた。既に別稿の基金条約（以下「71ＦＣ」という。）において簡易手続による補償限度額の引き上げが行われてはいた(1)が，それをもってしても被害者救済は十分ではななかった。そこで，賠償・補償限度額の引き上げを中心とする改正議定書が1984年に両条約について採択された（以下それぞれ「84ＣＬＣ」，「84ＦＣ」という。）。しかし，アメリカが1990年油濁法を制定し，両議定書の批准ができなくなった(2)ため，発効要件（合計100 万総トン以上のタンカー保有国６ケ国を含む10ケ国の批准(3)）を満たすことが現実的に不可能となり，発効の見込みは全くなくなった。

そこで両条約について，内容は84ＣＬＣ・84ＦＣと同一で，発効要件のみを緩和させた1992年議定書（以下それぞれ「92ＣＬＣ」，「92ＦＣ」という。）が採択された(4)。この議定書については，現在日本を含めた各国の批准作業が進んでおり，近々発効の見込みである。よって，現行の69ＣＬＣからの制度の変更についても，その主な部分を項目ごとに適宜示すこととする。

Ⅱ　条約の内容

1．適用範囲

(1)　地理的適用範囲

この条約は，締約国の領土，領海内において生ずる汚染損害と，それを防止又は最小限にするためにとられる防止措置について適用される（２条）。よって，地理的に，公海上や非締約国内における汚染損害には適用されない(5)。ただし，公海上等で起きた事故による損害が締約国の領土，領海で生じた場合には適用される。

なお，92ＣＬＣでは，「国際法に従い設定された締約国の排他的経済水域。排他的経済水域を設定してない国については，国際法に従い当該国によって決定された当該国の領海の外部に隣接し，領海の幅を測る際の基線から 200海里以内の区域[6] 」と改められた（３条）。

(2) 損害の範囲

「汚染損害」とは，油を輸送している船舶（登録国を問わない）からの油の流出・排出による汚染によってその船舶外に生じる損失・損害であり，防止措置の費用及び防止措置によって生じる損失・損害を含む（１条６項）。よって，爆発や，火災によって生じた損失損害は当てはまらない。「船舶」とは，ばら積みの油を貨物として現に輸送している海上航行船舶及び海上用舟艇である（同条１項）。よって海上貯蓄用タンク等の固定施設は含まれず，またバラスト航行時のタンカーも，現に油を貨物として輸送しているわけではないので含まれない。なお，国が所有又は運航する船舶も，軍艦と非商業的役務のものを除いてはこれに該当する（11条１項）。「油」とは，原油，重油，重ディーゼル油，潤滑油，鯨油等の持続性油のことである（１条５号）。いいかえれば，常温では容易に蒸発せず，海中・海面に滞留する性質を持っている油である。よって灯油，ガソリン等の軽質油は含まれない。なお，これは貨物としての油だけではなく，燃料としての油も含む。また，「防止措置」とは，誰により行われるかは問わないが，汚染損害を防止し又は最小限にするために事故発生後に行われる相当の措置である。（同条７号）。中和剤の使用等が相当な措置かどうかは個々に判断される[7] 。

なお，92ＣＬＣでは，「汚染損害」については，「船舶からの油の流出又は排出（その場所のいかんを問わない。）により，船舶の外部において生じる損失あるいは損害。ただし，環境の破壊による利益の喪失以外の環境破壊に対する賠償は，実際にとられたあるいはとるべき合理的な回復措置の費用に限られる。」とされた（２条３項）。これにより，油の流出により，その海域の海水が汚染されたことそれ自体を環境損害として，その賠償請求をするということは認められないということが明確にされた。また，「事故」については，「汚

染損害をもたらす，又は損害を引起こす重大かつ差し迫った恐れををもたらすもの」という条件が加えられた（同条４項）。よって，まだ油が流出してはいないが，座礁して大量に流出する恐れがある場合も事故とみなされ，したがって，流出防止のための措置にかかる費用についても賠償されることとなった。

(3) 他の条約との関係

船舶の運行に伴う損害に対する責任の制限に関する条約としては，他に「1976年の海事債権についての責任の制限に関する条約」がある。この条約は，57年条約及び1924年の「海上航行船舶の所有者の責任の制限に関するある規則の統一のための国際条約」に代わるものであり，この条約の締約国間では，二つの条約は効力を失う（17条４項）。油濁事故への適用がどうなっているかといえば，責任条約に定める油による汚染損害についての債権は，その適用範囲から除外されている（３条）。また，原子力損害についての責任の制限を規律し，又は禁止する国際条約又は国内法の適用を受ける債権，原子力船の船舶所有者に対する原子力損害についての債権も同様に適用外である。もっとも，責任条約の語句の定義によりその適用範囲外とされる油濁損害については，この条約に基づいて責任が制限される。ただし，この条約は責任の制限を定めてはいるが，責任の性質については全く触れていないので，それについては各国の国内法で定められることになる。

２．責任の性質等

(1) 責任の性質

油による汚染損害の原因となった事故が発生した当時の船舶の所有者は，事故の結果生じた汚染損害について，所定の免責事由に該当する事実を立証しない限り，すべて損害賠償責任を負わなければならない（３条１～３項）。これは，所有者に対して責任を推定したものであって，その文言はないものの，実質的には無過失責任原則に極めて近い制度となっている[8]。

(2) 責任の主体（責任の集中）

本条約では，所有者が責任主体と明確に定められ，荷主，運送者，国家等は責任の主体としては挙がってこない（３条１項）。これにより船舶運航の内部

関係のいかんにかかわらず，所有者に対して賠償請求ができることとなる。この「所有者」とは，船舶の所有者として登録されている者，登録がない場合には船舶を所有する者をいう。ただし，国が所有する船舶であって，その国においてその船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについてはその会社をいう（１条３項）。このように“締約国の”という要件が入っていないために，所有者は，住所や登録国が締約国か非締約国に関係なく，この条約に基づき責任を負うことになる。

(3) 免責事由（３条２項）

a．当該汚染損害が戦争，敵対行為，内乱，暴動又は例外的，不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと。この自然現象は，台風のように通常その発生が考えられるようなものは含まれず，津波や竜巻のように，発生自身が異常でありその結果が全く避けえないものでなければならない。

b．当該汚染損害が，専ら，損害をもたらすことを意図した第三者の作為又は不作為によって生じたこと。よって，停泊中のタンカーに他の船舶が過失により衝突したことによる汚染損害についても，そのタンカーの所有者は責任を免除されない。ただしこの場合でも，タンカーの所有者の求償権は存在する（３条５項）。

c．当該汚染損害が，専ら灯台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局のその維持についての過失その他不法の行為によって生じたこと。

(4) 過失相殺

専ら又は部分的に，汚染損害を被った者の作為若しくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る。）又は過失によって生じたことを証明した場合には，その者に対する責任の全部又は一部を免れることができる（３条３項）。

(5) 責任限度額（責任の制限）

所有者は，この条約に基づく自己の責任を，１つの事故において，その船舶のトン数につきトン当たり 2,000フランで計算した金額（２億 1,000万フラン

を限度とする。）に制限することができる（５条１項）。これは，責任の制限額をこの範囲で自由に設定できるという意味ではなく，制限をしないか，あるいはこの計算による金額に制限するかの二者択一である。しかしこの制限は，事故が所有者自身の過失によって生じた場合には援用できない（同条２項）。

ここでいう１フランは，金65.5ミリグラム（純分900/1000）から成る単位であり，後述の制限基金の形成の日の公定レートで，基金が形成される国の通貨に換算される（同条９項）。日本の油濁損害賠償保障法施行令２条では，１フラン＝16円である。

なお，1976年にフラン表示を15フラン＝１ＳＤＲの割合でＳＤＲ[9]表示に改める議定書が採択され[10]，1981年に発効している。よって以下本稿ではＳＤＲ表示に統一する。これにより，所有者は，この条約に基づく自己の責任を，一つの事故において，その船舶のトン数につきトン当たり 133ＳＤＲで計算した金額（ 1,400万ＳＤＲを限度とする。）に制限することができることになる。なお日本は批准していない[11]。

そして，92ＣＬＣでは，5,000 トン[12]以下の船舶の場合は，１つの事故において一律 300万ＳＤＲに制限することができ，5,000 トンを越える船舶の場合は，300 万ＳＤＲに，その超過トン数につきトン当たり 420ＳＤＲで計算した金額を加えた金額（ 5,970万ＳＤＲを限度とする。）に制限することができる，と改正された（６条１項）。

さらに，事故の経験（特にその事故から生じる損害の金額，貨幣価値の変化，保険コストへの影響）により，条約改正ではなくＩＭＯ[13]の拡大法律委員会において責任限度額を改正することができることとなった（15条）。

３．賠償措置の方法等

(1) 責任主体の賠償措置額

前述の制限責任額に相当する額。

(2) 賠償措置の方法

締約国に登録されており，かつ 2,000トンを越える船舶の所有者は，前述の制限責任額の保険又は銀行保証若しくは国際的な補償基金によって交付される

証明書のような他の金銭上の保証を維持しなければならない（７条１項）。実際には，ほとんどの場合，ＰＩ保険[14]の機構を通じての付保ということでこの目的は達成される[15]。この保険その他の保証の維持の証明書は，登録国により発効又は公認され（同条２項），それは他の締約国により，この条約の適用上承認される（同条７項）。

また，締約国は自国の旗を掲げる船舶で，この証明書がないものに運航を許してはならない（同条10項）。さらに締約国は，2,000 トンを越える船舶に自国の港又は沖合施設を利用させるためには，非締約国の船舶であっても，国内法令により同様の保険その他の保証を確保しなければならない（同条11項）。

4．損害賠償請求手続

(1) 裁判管轄

賠償請求の訴えは，汚染損害の被害を受けた締約国の裁判所にのみ提起することができる（９条１項）。また，汚染損害の発生が複数国にわたる場合には，諸国の裁判管轄権の競合が考えられるが，前述の制限基金が形成された後は，制限基金が形成された国の裁判所が，制限基金の割当及び分配に関する事項全てについて決定を行う排他的権限を有することとなる（同条３項）。もっともこの権限は，各国裁判所でなされた，損害の存否，責任の有無，損害額の決定等については及ばない。

管轄権を有する裁判所が下した判決は，詐欺や被告の訴訟参加機会の欠如がなければ，すべての締約国によって承認され，各締約国内でその判決の実行のために必要とされる手続は執行力を付与される（10条）。所有者の責任はその国籍等とは関係ないが，裁判の効力が及ぶのは締約国のみであり，非締約国には及ばない。よって，所有者が非締約国の住民や会社である場合には，条約とは無関係に（よって荷主を被告としてもよい。）その所有者の国等で訴えることとなる。なお，締約国の所有する商業的目的に使用されている船舶に関しては，各締約国は主権国家としての地位に基づくすべての抗弁権を放棄する（11条２項）。

なお，請求者の国籍については何の定めもなく，国籍を問わない。また，汚

染損害が生じた場合の実際の賠償請求は，多くの場合は当事者（政府，被害者，所有者，保険者）の直接交渉による解決がなされ，それでも解決しない場合に締約国の裁判所への訴えがなされるというのが通常である。

(2) 基金の形成（制限基金）

所有者は，責任の制限の利益を享受するためには，汚染損害を受けた締約国（複数の場合その内のいずれか）の裁判所その他の権限ある当局に，自己の責任の限度額に相当する額の基金（以下「制限基金」という。）を形成しなければならない（5条3項）。この制限基金の形成によって，所有者は責任の制限を援用できるとともに，これを賠償請求に対する唯一の財源とすることができ，他の財産の保全ができる（6条）。債権者の間における制限基金の分配は，確定された債権の額に比例して行われる（5条4項）。また，所有者が自発的に防止措置をとった場合には，その経費に係る権利は，制限基金に対し他の債権と同一の順位を有する（同条8項）。これは，所有者が防止措置を取りうる状況にある場合に，所有者自身に進んで防止措置をとることを促すためのものである(16)。

(3) 資金的保証提供者への直接請求

賠償請求は，保険者等に対して直接に行うことができる。この場合には，保険者等は，所有者自身の過失があったとしても，5条1項に規定する所有者の責任の制限を援用できる。また，所有者自身が援用できたであろう抗弁と，汚染損害が所有者自身の悪意によって生じたことの抗弁を援用できる。またいかなる場合にも，所有者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する（7条8項）。

なお，汚染損害の賠償の請求は，所有者に対しては，この条約に基づき行わなければならない。また，この条約に基づくものであるかどうかを問わず，所有者の被用者又は代理人に対しては請求を行うことができない（3条4項）。

(4) 賠償請求権の消滅

この条約に基づいて賠償を請求する権利は，損害が生じた日から3年以内，損害をもたらした事故の発生の日から6年以内にこの条約に基づいて訴えが提

起されない場合には消滅する（８条）。

（注）

(1)　71ＦＣの４条６項参照。

(2)　東京海上火災保険船舶損害部編，谷川久監修『アメリカ合衆国油濁法の解説』13頁以下（保険毎日新聞社，1993年）参照。

(3)　これは84ＣＬＣの発効要件（13条１項）であるが，84ＦＣの発効要件の中に84ＣＬＣの発効が含まれている（30条２項）ので，これが満たされなければ両議定書とも発効しないことになる。

(4)　92ＣＬＣについては，合計100 万総トン以上のタンカー保有国４ケ国を含む10ケ国の批准とされ，92ＦＣについては，拠出油量合計が 4.5億トン以上となる８ケ国の批准とされた。なお，92ＣＬＣと92ＦＣは，あくまでも69ＣＬＣと71ＦＣについての議定書であり，84ＣＬＣと84ＦＣについての議定書ではないことに注意。また，92ＦＣについて厳密にいえば，発効要件の変更以外にも拠出金の割合についての capping条項が追加される見込みである。

(5)　本条約の適用外となる汚染損害については，TOVALOP と CRISTALの二つの民間補償スキームがある。詳細については，石油海事協会『タンカーの油濁責任と補償について（第６版）』33頁以下（石油海事協会，1992年）を参照。

(6)　92ＣＬＣの邦訳については，油濁損害賠償補償法研究会編著，運輸省海運局監修『三訂油濁損害賠償補償法及び関係法令』 199頁以下（成山堂書店，1984年）の1984ＣＬＣ仮約部分より引用した。以下同様。

(7)　山本草二『国際法における危険責任主義』 185頁（東京大学出版会，1982年）参照。

(8)　山本・前掲注(7) 147 頁。

(9)　1993年６月末時点での対ドルレートは＄1.40／ＳＤＲ，対円レートは￥149.8／ＳＤＲ。谷川久「海事条約におけるＳＤＲ条項について」海法会誌復刊23号21頁以下参照。

(10)　1974年にＩＭＦ加盟国における各国の平価設定についての基準通貨が金からＳＤＲに切り換えられたことによる。

(11)　よって，日本では油濁損害賠償保障法施行令２条の１フラン＝16円のレートで換算されている。しかし実勢は15フラン＝１ＳＤＲ＝ 149.8円であるから，１フラン＝約10円となり両者の格差はかなり大きい。

(12)　トン数の測度についても改正されている。旧測度は69ＣＬＣの５条10項参照。92ＣＬＣでは，1969年の船舶のトン数測度に関する国際条約附属書Ｉによることとされている（６条５項）。

(13)　International Maritime Organization.　国際海事機関。

(14)　通常の船舶保険契約では担保されない責任を担保する保険であり，船主の相互保険組織によって運営されている。なお，通常の船舶保険では，油濁損害に関する責任については保険者免責とされている。詳細については，谷川久「海上油濁損害の責任についての保険と補償」ジュリスト 594号 108頁（1975年），石油海事協会・前掲注(5) を参照。なお，船主についての法的責任があることを前提としているため，責任条約の非締約国のように船主に法的責任がない場合には適用されない。

(15)　谷川久「国際油濁損害補償制度の二十年」成蹊法学28号54頁（1988年）。

(16)　水上千之「船舶による油濁損害に対する民事責任に関連する諸条約とわが国の対応」『新海洋法制と国内法の対応(1)』62頁（日本海洋協会，1986年）。

第３章　油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約
（1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約の補足）

Ⅰ　条約の成立

1969年の民事責任条約（以下「69ＣＬＣ」という。）の賠償責任限度額は，保険市場の消化能力に従って設定されたが，巨大な油濁事故損害の被害者賠償には不十分であり，所有者にとっても過大な負担を強いるものであった。そこで，油濁事故損害の補償・賠償主体として荷主である石油業者も取り込もうという意見が主張され，1969年の会議で採択された「油濁損害のための国際補償基金に関する決議」(1)に基づき，1971年12月18日「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（以下「71ＦＣ」という。）が採択された(2)。

Ⅱ　条約の内容

１．補償

⑴補償される条件

ａ．適用範囲

被害者に対する補償は，締約国の領域（領海を含む）において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置に対して適用される（３条１項）。

ｂ．補償される場合

前述の防止措置を含む油濁損害につき，

⑷69ＣＬＣの下で責任が生じない場合

（例えば・損害が例外的，不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じた場合

・損害が，専ら，損害をもたらすことを意図した第三者の作為又は不作為によって生じた場合

・損害が，専ら，灯台その他の航行援助施設の維持について責任を有する政府その他の当局の維持についての過失その他の不法

行為によって生じた場合）

(b)69ＣＬＣに基づき責任を負う船主及び保険者が同条約の責任を十分に果たしえない場合

（例えば・船舶の所有者が強制保険を義務づけておらず，保険を維持していない場合

・保険証明者が価値がない場合など）

(c)損害が69ＣＬＣまたは他の条約で制限される船主の責任を超える場合

に補償される（(a)，(b)，(c)いずれも４条１項）。

ただし，以下の場合は基金は免責される（４条２項）。

・油濁損害が戦争・内乱等から生じたとき

・軍艦または公用船から流出した油による損害であるとき

・請求者が一以上の「船舶」（タンカー）による事故から生じた損害であることを立証できなかったとき

また，損害が被害者の過失によって生じたことを基金が証明すれば，過失相殺の抗弁をなしうる（４条３項）。ただし，1992年改正議定書（以下，92ＦＣという。）では，第三者の防除費用については過失相殺不可とされている。

(2)補償額の制限

基金による補償額は，民事責任条約に基づく責任額との合計額で４億5,000万金フラン（3,000万ＳＤＲ）までとされる（４条４項）。この限度額は，国際基金の総会の４分の３の多数決で９億金フラン（6,000万ＳＤＲ）まで増額できる（４条６項）。

なお，基金総会は４条６項に基づき，1979年の第２会期において補償限度額を６億7,500万金フラン（4,500万ＳＤＲ）に，1986年の第９会期において，6,000万ＳＤＲにそれぞれ引き上げている。

さらに，92ＦＣでは，現在の補償限度額（6,000万ＳＤＲ）を，一事故当たり，船主の責任を含め，１億 3,500万ＳＤＲに引き上げ，更にこの92ＦＣの締約国の内の３ヵ国の拠出油量合計が６億トン以上である期間については，２億ＳＤＲと

した（92ＦＣ６条３項）。

２．補塡

⑴補塡される条件

船主及びその保証提供者に対する補塡は，締約国において登録され又は締約国の旗を掲げる船舶によって，民事責任条約の締約国の領土，領海において生ずる汚染損害及びそのような損害を防止し又は最小限にするためにとられる防止措置に対して適用される（３条２項）。

⑵補塡額の制限

基金は，船主及び保証提供者に対して，船舶のトン当り 1,500フランで計算した金額又は総額１億 2,500万フランのいずれか低い方の額から，民事責任条約の責任制限額までの部分を補塡する（５条１項）。

ただし，油濁損害が船主自身の悪意から生じたものであるときは，基金はその義務を免れるとともに（同条１項但書），基金が，船主自身の過失の結果として，(a)油濁損害を生じさせた船舶が，1954年海水油濁防止条約（1962年改正），1960年海上人命安全条約，1966年満載喫水線条約及び1960年国際海上衝突予防規則，ならびにそれら条約の改正で各条約の規定に基づき改正が重要なものであると決定されたもの，に規定されている要件に適合していないこと，かつ(b)事故又は損害の一部又は全部がそのような不適合から生じたこと，を立証したときは，基金はその補塡義務の一部又は全部を免除される（同条３項）。なお，前記の諸条約に代わる新条約が作成されたときは，新条約に代替することが予定されている（同条４項）。基金の船主及び保証提供者に対する補塡は，民事責任条約に基づく強制保険に対する再保険的な機能を果たすものであるが，基金は総会の決定によって直接に保証提供者の義務を引き受けることもできる（同条２項）。

なお，92ＦＣでは，船主及び保証提供者に対する補塡制度の廃止が定められた（７条）。これにより，92ＣＬＣにおける責任限度額の引き上げとともに，船主の

負担部分が大幅に増加されることになり，油濁の民事責任について，船主が基本的部分を負担するという制度ができることになる。

3．請求手続

基金から補償・補塡をうける手続は，実際には当事者（政府，被害者，船舶所有者，保険者，基金）の交渉による示談的解決方法がとられる。こうした方法で解決しない場合に，締約国の裁判所への訴えの手続がとられる。基金条約は次のように定めている。

⑴裁判管轄

基金に対する補償請求の訴の管轄裁判所は，69ＣＬＣと同じ（油濁損害を生じた69ＣＬＣの締約国の裁判所）であり（７条１項），船舶所有者・保険者に対する訴提起後は，その受訴裁判所のみが排他的管轄権を有する（７条３項）[3]。基金は，船主・保険者に対する69ＣＬＣに基づく訴えについて，当事者として参加することができる（７条４項）。

⑵賠償請求権の消滅

基金に対する補償を請求する権利は，損害が生じた日から３年または事故発生の日から６年以内に提訴しない限り消滅するが（６条１項），基金から補塡を受ける船舶所有者・保険者の権利は，69ＣＬＣに基づき自己に対して訴えが提起されたことを知った日から６ヵ月以前には消滅しない（６条２項）。この６ヵ月の期間は，両条約の訴え提起の期間制限が同じであるために，船舶所有者・保険者が補塡請求において不利にならないように設けられた。

4．基金への拠出

⑴拠出義務者

基金への拠出は，前暦年度に15万トン以上の海上輸送された原油又は燃料油（以下，拠出油という）を，締約国の港又は受入施設（非締約国の港又は受入施設で陸揚げされたものについては締約国の最初の受入施設）で受け取った者によ

ってなされる（10条１項）。つまり，拠出金を拠出するのは，油の荷受人（主に石油会社）であり，又，受取量の少ない会社は，拠出しなくてもよいこととされる。

⑵拠出方法

拠出金には，当初拠出金と年次拠出金がある。

⑷当初拠出金

基金条約がその締約国について効力を生ずるに至った年の直前の暦年に，各拠出義務者が受け取った拠出油のトン数に一定額を乗じて計算される額とし（11条１項），その一定額は，総会で決定されるが，総会は，世界の海上輸送拠出油の90％について拠出金がなされた場合に，その総額が7,500万金フランに等しくなるように定めるものとする（11条２項）。この一定額は，1978年の基金総会時に，0.041718金フランとして設定された(4)。

⑹年次拠出金

予算に基づいて，経常運営費及び一事故当りの請求総額が1,500万金フラン以下の請求に対する支払いのための拠出金（前暦年度の拠出油受取トン数の割合による）と，一事故当りの請求総額が1,500万金フランを超える請求に対する支払いのための拠出金（当該事故が発生した年の前暦年度の，締約国の拠出油受取トン数の割合による）とからなる（12条１～３項）。

なお，拠出金の徴収は，各拠出義務者に対し，基金の事務局長が直接行うものであり，締約国は，基金への拠出義務の履行を保証し，義務を強制するための適切な措置を講ずる義務があるに過ぎない（13条２項）。もっとも，国が自ら拠出義務を引き受けることもできる（14条）。

⑶92ＦＣにおける拠出に関するCAPPING条項について

日本は，現行の71ＦＣにおける拠出金について，多大な負担を強いられている（28％）が，今後92ＦＣ体制に加入すれば，より過大な負担を強いられることが予想された。そこで，一定の期間については，一国の総拠出額が全体の拠出額の

Ｘ％を越えないようにするというCAPPING条項を提案し，外交会議において受け入れられた（ちなみに，Ｘ％は27.5％となった）。

（注）

（１）決議の内容は，ＩＭＣＯ（ＩＭＯの前身）に対して，「一．厳格責任制度の下で，被害者は十分に補償されること，二．基金は原則として民事責任条約で課された船主の追加的財政負担を取り除くべきこと」を基本原則とした国際基金に基づく補償機構について1971年までに審議し，これを条約として採択するための国際法律会議の招集を要請する，というものであった。

（２）成立の経緯についての詳細は，谷川　久「海洋油濁損害補償基金条約の成立について」（商事法務研究 583号25頁以下）を参照。

（３）ただし，民事責任条約に基づく汚染損害についての訴えが同条約の締約国であるが基金条約の締約国でない国の裁判所に提起されている場合には，補償・補塡についての基金に対する訴えは，債権者の選択により，基金の本部がある国（イギリス）の裁判所又は基金条約の締約国の裁判所で民事責任条約９条の規定に基づいて権限を有するものに提案する（７条３項）

（４）水上千之「船舶による油濁損害に対する民事責任に関連する諸条約とわが国の対応」（日本海洋協会発行『新海洋法制と国内法の対応(1)』58頁）（1986年）

第４章　道路，鉄道及び内陸水路航行船舶による危険物輸送中に発生する損害に対する民事責任に関する条約について

Ⅰ　条約成立の経緯

「道路，鉄道及び内陸水路航行船舶による危険物輸送中に発生する損害に対する民事責任に関する条約[1]」（以下「本条約」という。）は，オランダの発案により，私法統一協会(Unidroit)および国連欧州経済委員会(UN-ECE)内陸運送委員会により条約の草案が作成され，1989年条約として採択された。その経緯の概略は，以下のとおりである。

1972年，オランダが，Unidroitに対し，危険物の運送から生ずる損害の民事責任に関する多国間条約が作成可能であるかどうかの検討を要請した。それを受けて，1975～1977年の間，その検討作業がUnidroitの作業プログラムに組み入れられたが，特段の進展見られなかった。

一方オランダは，UN-ECEの場で，道路による危険物の運送から生ずる損害の民事責任に固有の法規範に関する調査を行った。

1974年，オランダがUN-ECE内陸運送委員会「道路運送に関する作業部会」に調査の分析結果を提出した。その調査結果に基づき，同作業部会は他の運送手段にも同種の問題があることを指摘し，鉄道，水路の作業部会も，危険物の運送から生ずる損害の民事責任に関する条約の作成可能性について検討することとなったが，複数の交通手段を含む条約の制定，というアプローチは進展しなかった。

このような状況の下，1976年，UN-ECE内陸運送委員会は，Unidroitに対し道路による危険物輸送から生ずる損害の民事責任条約の草案作成に関する予備的検討を依頼したところ，1979年，Unidroit理事会(Governing Council)は，予備的検討を行う事務局をUnidroitに設立し，その検討には鉄道，内陸水路航行船舶も含めることを決定した。

1981年，予備的検討が，Unidroit政府専門家委員会において始まった。そこでは，少数の国および多数の専門家集団(professonal association)が，統一された規範を規定する条約の必要性について疑義を表明したが，大多数の国が，責任，賠償に

関する法の統一の必要性を認めたことから，十分で迅速な補償の確保はいかにして実現されるか，その方法に関心の中心は移されていた。条約の必要性を表明した国の意見は以下のとおりである。

① 危険物の輸送が増加することにより人，物，環境に対する新たな，より大きな損害の危険性が創出されること。

② 1978年７月のLos Alfaquès大事故，1979年12月のToronto rail事故のような大規模な損害が，危険物輸送中の事故防止のために作られ，発効している国際的規制に従った最も厳格な予防策を採るにもかかわらず，将来再発する可能性があること。

③ この様な損害から発生する請求権に関するメカニズムが，多くの国において，被害者に対する十分で迅速な補償の確保がすべての場合に可能であるとはいえないこと。

④ 国際的に統一された補償スキームを規定することにより，運送者が各国において危険物運送に関する異なる責任制度および責任保険に関する規制に直面することを避け得ることから，危険物の国際輸送がより容易になること。

検討が重ねられた結果，第７回政府専門家委員会で条約草案条文が承認されるに至った。

それを受け，1987年，第48回UN-ECE総会で，UN-ECE内陸運送委員会が特別会議を招集し，第４回特別会議において条約草案の本文が採択された。

1989年10月10日，第51回UN-ECE内陸運送委員会総会において条約が採択され，1990年２月１日に署名のために開放された。

加盟国等の状況は，ドイツが1990年２月１日に，モロッコが同年12月28日に署名しているのみで，批准，承認している国はない（1992年12月31日現在）。

Ⅱ 条約の内容

１．適用範囲

(1)地理的適用範囲

本条約が適用される損害は，原則として，締約国の領域で受け，かつ締約国

で発生した事故に起因する損害とされる（２条１項(a)）。

この地理的適用範囲の規定は，一方で広く，また他方で制限的な規定であるといわれている。

前者としては，危険物の輸送は国際的なものとする，という要件がないことである。即ち，本条約により，国際間および国内の危険物輸送双方にに対し適用が可能な，統一的な法が策定されたこととなるからである。

一方，制限的な規定であるという意味は，事故が締約国で起きたものでなければならないというだけでなく，対象となる損害も締約国内のものでなければならない，とする点である。

この点については，当該事故の被害者に対して公正でない，という批判が条約検討会議の段階で出されたが，大多数の意見は，事故時に締約国ではない国の被害者が条約上の利益を受ける理由はなく，そのような国に条約上の利益を与えないことは，かえって非締約国に対して本条約への参加を促すことになる，というものであった。

例外的取り扱いが，２条１項(b)で，(a)の損害で，阻止または最少化のための防止措置(preventive measures)[1]については，締約国か否かを問わない，とする。この意味は，(a)の損害，即ち締約国で発生した事故に起因し，締約国において発生する損害を，非締約国が阻止または最少化した場合の防止措置の費用は非締約国にも支払われる，ということであり，非締約国が自国に及んだ被害のみを阻止または最少化した場合の防止費用はこれに該当しない。

(2)損害の範囲

本条約により補償請求が可能となる損害は，道路[2]，鉄道[3]又は内陸水路航行船舶[4]による危険物輸送中に発生する損害（３条１項前半）および防止措置費用（２条１項(b)）とされている。

ここでいう危険物とは，「道路による危険物の国際輸送に関する欧州条約（通称「ＡＤＲ条約[5]」という。）の包括目録に記載された物質もしくは物品またはＡＤＲ条約に規定されたものをいう（１条９項）。従って，本条約の締約国が本条約にいう危険物の内容について，その改正等何らかの決定に携わ

ろうとするならば，ＡＤＲ条約の締約国になることを要することになる。

輸送とは，貨物を輸送機関へ積み込む作業の開始から，その貨物を荷降ろしする作業終了の時までを含むとされる（３条３項）。

損害とは，危険物を輸送する輸送機関の外部における死亡，身体障害(1条10項(a))，財産上の滅失・損害（ただし，同一輸送機関中の他の車両などの損失・損害またはその財産の滅失・損害は除く，同(b))，環境汚染による滅失・損害（ただし，環境汚染による逸失利益(loss of profit)を除き，現実に実施済みまたは実施予定の合理的な復旧措置費用に限る，同(c))ならびに防止措置費用および防止措置によって生ずる二次的滅失・損害（同(d))をいう。

本条約に規定する損害の範囲については，以下の２つの点が指摘されている。

ひとつは，損害が「重大である(massive)」，「壊滅的な(catastrophic)」等であることに言及されていないことである。その理由は，条約検討会議においてももちろん重大な損害の発生は想定されていたが，そのような損害は例外的であり，また厳格責任の規定および強制保険の制度が規定されていることにより，そのような重大な損害もある一定額を超過した分は，結局塡補されないことになることからである。

二点目は，純粋経済損害(pure economic loss)を損害に含めることが可能であるか，ということである。純粋経済損害を損害に含めることに反対の意見としては，厳格責任制度を規定する本条約において純粋経済損害は典型的な危険の結果として考慮されていたものではないこと，純粋経済損害を損害に含めると責任制限制度の下で財産損害に利用される基金の大部分が純粋経済損害のために使われることになるという懸念が大きいこと，および純粋経済損害に対する補償を認めるかについては各国国内法に広範な差異があり，明文で純粋経済損害の補償を排除しないと多大な不確定性が生じること，である。

一方，損害の定義から純粋経済損害を明文で排除しないことに賛成する意見は，汚染損害は往々にして純粋経済損害の性質を有すること（例えば，事故が起きたことに伴い大多数の住民が避難した結果生ずる損害はその一例である），純粋経済損害の問題は，条約上損害と認められるべきか否かというよりは，各

国国内法で塡補することができるとする範囲の問題であり，それに関する法が各国で現在急速に展開されている分野であることから，条約で純粋経済損害の塡補を一律に排除すると条約を受け入れることができない国がでること，純粋経済損害の塡補を条約から排除すると，国内法に基づく純粋経済損害の請求と条約に基づく損害の請求とが同時に申し立てられることになり手続きが煩雑になること，である。

このような状況の下で，賠償すべき損害の項目から純粋経済損害を明文で排除することをせず，その問題は各国国内法により決定されることになった。

ただし，10条(C)に規定する環境汚染による滅失・損害については，逸失利益は除かれ，また，現実に実施済みまたは実施予定の合理的な復旧措置費用に限定される等その範囲は身体および財産の滅失・損害より狭いものとなっている。環境汚染による滅失・損害を合理的な復旧措置費用に限定する文言は，油濁責任条約１条６項に倣ったもので，その意図は被害者の主観的意図，思惑による請求を可能な限り抑えるためである。これと同様の趣旨から，環境汚染による滅失・損害から逸失利益は除く，とされた。

10条(a),(b)では逸失利益については触れられていないが，この場合も逸失利益は賠償されないのではなく，その逆であり，結局死亡・身体損害および財産損害に関連する逸失利益は当然賠償の対象になるが，環境損害については逸失利益は賠償の対象にならないということになる。

２．責任の性質等

(1)責任の性質

事故発生時の運送者が負う責任は，無過失責任とされる（５条１項）。

本条約制定の検討段階では，過失責任主義を支持する国もあった。その理由は以下のとおりである。

① 危険物輸送中の事故のほとんどは技術的欠陥ではなくヒューマン・エラーに因るものであること。

② 事故予防策を積極的に遵守する態度は，過失に基づく責任制度によって

最もよく教化されること。

③ 無過失責任制度を採用することは，安全基準を緩和することになり，過失が証明された場合より補償額が少なくなること。

しかし，大多数の国は以下の理由により無過失責任(strict liability)主義の導入を強く主張し，５条に具体化された。

① 過失責任制度は，現在の法体系において見出しうる最小共通項(the lowest common denominator)の受容にすぎないことを意味し，その採用は，各国の条約参加への興味を奪うものであること。

② 無過失責任制度の採用は，責任あるものに道徳的非難を付加する意図はなく，単に被害者に対する迅速な救済を保証するためのものであること。

③ 過失の推定(presumed fault)制度を採用しても，裁判は長期に亘ることになり，必然的に保険費用が増加することになること。

運転者が無過失責任を負うことになる「事故時」とは，３条３項にいう，積み込み作業開始時から荷降ろし作業終了時までの期間をいう。

⑵責任の主体（責任の集中）

本条約における責任は，原則として事故発生時の運送者[8]が集中して負う（５条１，６項）。

被害者の保護および保険料を低く抑えるという観点から，ある特定の人へ責任を集中する何らかの形態の導入が望ましいことが大多数の国により考えられていた。条約上は運送者に決定されたが，他の可能性についても，以下のとおり検討された。

ａ．危険物の所有者

検討の当初より否定されていた。理由は，危険物の所有者はその輸送中に１回以上変更する可能性があり，損害が発生した事故時に誰が真の所有者であるか不明であることが予想されるからである。

ｂ．危険物の製造者

危険物の製造者は，国内法または製造物責任を規定した国際取決め（例：1985年７月25日欠陥ある製造物に対する責任に関する構成国の法律等の近似

に関するＥＣ指令(directive), 1977年１月27日身体障害および死亡についての製造物責任に関する条約)に基づき既に責任を負うことになる。

本条約において製造者を責任集中の主体とすることに反対とする理由は以下のとおりである。

① 危険物の製造者は運送中，危険物に対し管理が及ばないこと。

② 一台または複数の車両において異なる危険物を託送している場合，損害の原因となった危険物を特定することは，不可能とはいえなくとも，困難である場合が考えられること。

③ 危険物の製造者が輸送中の損害の観点から長期にわたる保険を維持するのは不合理であること。

c．荷送人(shipper)

以下の理由により，実際的でないとして否定された。

① 危険物を運送するその都度個々に保険および証明書が必要になること。

② 複数の荷送人が同一車両によって危険物を託送する場合が多く想定され，その場合，各々の荷送人は自分の危険物に対して条約上規定された額までの保険を措置しなければならないか，また，どの危険物が実際に損害の原因になったとどのようにして決定するのか，とういう問題が生ずること。

③ 荷送人の特定が困難であること。

d．運送人

(a)多数意見

以上の状況から，政府代表団の大多数は，以下の理由により運送人への責任の集中を支持した。

① 運送人が危険物の移動を管理する者であること。

② 被害者により最も特定しやすいこと。

③ 運送人に責任を集中した場合，通常年間ベースで保険を措置することになり，第三者への保証を確保する方策として最も経済的であること。

しかし一方で，運送人に対して，国内法規により有責とされる他者に対しての求償権を適切な場合に認めることを主張した。

(b)反対意見

政府代表団ならびに政府機関および非政府国際機関からなるオブザーバーの一部は，以下の理由により運送人への責任の集中は不公正で，かつ運送事業に対して経済的に偏りすぎていると考えた。

① 危険物の輸送に伴う事故から生ずる損害は，そのほとんどは運送人およびその雇用者の過失が原因ではなく，危険物が有する固有の危険性によるか，荷送人による瑕疵ある積み込みによるか，荷受人（consignee）により積み降ろしされたかによるのであり，その行為はしばしば運送人の管理の及ばないものであること。

② 条約上の責任を運送人にのみ課することは，高額な保険措置義務と結びついて，事実上運送人に運送料の引き上げを強制することなり，内陸運送の３つの形態（道路，鉄道，内陸水路航行船舶）の間だけでなく，その各々の内部で競争における深刻な歪みをもたらすもので，多数の小規模な道路運送会社および内陸水路航行会社が倒産することになるであろうこと。

③ 運送人に求償権の行使が認められても，自らは条約上無過失責任を課されている一方で，求償権の行使には通常運送者は他の第三者の過失を証明しなければならのであるから，その法的手続が成功することは疑わしいこと。

加えて，危険物の運送は生産者から最終消費者に至る一本の鎖としてのつながりを構成していることから，運送人および荷送人の各々による強制保険措置に基づく両者の責任を結合する何らかの形態を意図することが唯一合理的である，と主張した。

(c)多数派の反論

運送人への責任の集中を支持する政府代表団の大多数は，以下の理由により，運送人および荷送人の責任の結合について賛成しなかった。

① 複数責任の結合の方式は一般的でなく，また，その導入は保険費用の引き上げをもたらす以外の何物でもないこと。

② 結合方式においては，保険措置義務が荷送人に独立して課せられ，荷送人は保険証書を運送人に提出することで条約上の責任が排他的に運送人に置かれることになるのだが，この様な解決方法が必ずしも運送人の最善の利益にならないことから実効性に疑問があること（選択権が運送人にあるとした場合，運送人は商業ベースに従い，運送人は，荷送人によって提出された保険証書を受け取るか，より低額の，あるいはより高額の運送料を要求するか，自ら保険措置をするかを決定することになるから）。

③ 荷送人への責任集中に対してなされたと同様な問題点がそのまま当てはまること。

多数派から，以上の反論があったが，会議の最終段階で運送人保護の規定が同意され，結局原則として運送人に責任を集中し，例外的措置として第6条に積み込みおよび積み降ろし時に生じた損害に関して責任結合の原則を採用する，という解決方法が選択された。

(3)免責事由

以下の場合が証明された場合は，運送人は免責される（5条4項）。

① 損害が，戦争，敵対行為，内乱また例外的・不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じたこと。

② 損害が，全面的に損害をもたらすことを意図した第三者の作為または不作為によって生じたこと。

③ 貨物発送人その他の者が，運送人に対し，貨物が危険であることを知らせる義務を怠り，しかも運送者，その使用人，代理店いずれも危険であることを知らず，また知り得なかったこと。

ただし，①および②については，適用しないことを締約国は宣言することができる（24条1項(b)）。

危険物の輸送機関への積み込みまたは積み降ろし作業が，運送者もしくはそ

の使用人または代理人以外の者（荷主または荷受人など）の単独責任で実施された事実を証明し，この者が誰であるかを運送者が明らかにすれば，その者が積み込みまたは積み降ろし作業期間の損害の責任を負うことになり，運送者は責任を負わない（６条１項）。

⑷過失相殺

損害の全部または一部が，過失によって生じたことを運送人が証明した場合は，運送人のその者に対する責任の全部または一部が免責される（５条５項）。

この規定の代わりに国内法を適用することを締約国は宣言することができるが，その国内法において，死亡および身体障害の対する補償は，被害者または補償請求が可能な者に故意または重大な過失があるの場合のみ，減額または拒絶ができることを規定している場合に限る（24条１項(c)）。

⑸責任限度額（責任の制限）

運送者の責任は，一件あたり以下のとおり制限されている（９条）。

ａ．道路運送者および鉄道運送者（同１項）

(a)死亡，身体障害に対する補償請求… 1,800計算単位[7]

(b)その他の補償請求…… 1,200計算単位

ｂ．内陸水路航行船舶の運送者（同２項）

(a)死亡，身体障害に対する補償請求… 800計算単位

(b)その他の補償請求…… 700計算単位

上記の各々の場合に，死亡，身体障害に対する補償請求に対して規定された制限額が当該請求に対し完済するのに充分でない場合，その他の補償請求に対して規定された額を，その未払い分に充当することができる（同３項）。

運送者の責任に限度を設けることについては，他に強制保険と連結した無過失責任を課することに対する代償(a quid pro quo)として責任限度が規定されている民事責任条約が先例としてあることで，概ね賛成されていた。

そこで取り上げられた問題は，潜在的に起こりうる損害が例外的に重大となるような場合において補償を提供することを条約は意図しているのであるが，保険によってその重大な損害の塡補が可能であるか，可能な場合においても，

それは合理的な保険費用によりなされうるか，ということであった。

検討会議の中で，少なくとも死亡および身体障害について責任限度を設けることに対して反対する国が次第に多くなっていった。その理由は以下のとおりである。

① 無限責任の考え方はほとんどの法体系において一般原則として存在していること。

② 死亡および身体障害への責任限度の設定は，自国内において，特に自動車事故による損害については，強制保険システムの運用を妨げていないこと。

以上の見解を受け，最終的に，原則として第9条に責任限度の原則を確立し，例外として責任限度を超える限度の設定または無限責任を適用することを締約国が宣言できることを規定した第24条第1項(a)に基づく留保の行使を認めることとした。

ただし，運送者自身の作為もしくは不作為またはその使用人もしくは代理人の作為もしくは不作為によって生じた損害が，故意に行われたか，または損害発生の可能性を認知しながら不注意にも行われたことが証明された（使用人もしくは代理人の作為もしくは不作為については，雇用の範囲内で行動していた事実の証明も必要）場合は，運送者は条約上の責任制限をすることはできない（10条1項）とされている。

責任の制限は1件当たりで，運送に利用された車両等の数とは無関係とされた。その理由は，車両等の数を基準とした場合，輸送手段毎の競争力に歪みが出ること，責任限度額の計算に不確定な要素を持ち込むことになることに加え，運搬される危険物の量に比例して損害の危険性が増加するわけでは必ずしもないこと，である。

道路および鉄道運送者の責任限度額の合計が，内陸水路航行船舶運送者のそれの2倍になっているが，両者の事業規模，想定される損害額および保険料負担能力等を考慮した結果である。

9条3項にいう，死亡・身体障害に対する補償の未払い分に，その他の補償

請求に塡補されるべき額を充当することができる，という規定は，1976年海事債権についての責任の制限に関する条約[8] 6条2項に倣ったものである。

3．賠償措置の方法等

(1)責任主体の賠償措置額およびその方法

危険物が締約国の領域内を運送される場合，運送者は，その責任ある全期間にわたり，9条に規定する責任限度額までの金額を，保険その他銀行保証のような金銭保証をしなければならず（13条1，2項），これらの保証措置により提供される金額は，本条約に基づく債権にのみ充当することとしなければならない（同3項）。

検討会議の当初より，大多数の国は，条約上の責任が強制保険またはその他の資金的補償によりバック・アップされることよってのみ，被害者に対する十分な補償の保証という条約の目的が達せられる，と考えていた。

そこでは，強制保険のシステムの導入によって，危険物の運送者が現在支払っている保険料に対しどの様な影響があるかについて関心が示された。保険会社の代表の見解は，その影響については正確に評価することはできない，としながらも，責任制度の変更という事実により，無過失責任制度の採用から生ずると予想される請求増加の意識と結びついて，少なくとも最初のうちは保険料の増加が考えられるが，その保険料については請求の経験により再評価され得る，というものであった。

検討会議においては，本条約により確立された責任制度を保険者が取扱うのは不可能であると考える理由はなく，9条に規定された責任限度額は，中小運送者が条約上の責任を塡補するための保険措置ができなくなるという深刻な危険性を生じさせるほど不合理に高額なものではない，という合意がされた。

具体的な条約上の規定については，「地上の第三者に対する外国航空機による損害に関する1952年10月7日条約」および油濁責任条約などに規定された一般的な方式に従い，一部用語については，ＨＮＳ条約草案条文の該当部分に依っている。

その他補償措置に関する規定を挙げると，締約国は，これらの補償措置が確実に実行されるよう適切な立法措置を講じなければならない（17条）。

ただし，運送者が締約国自身であるか，あるいはその国の構成部分であって，運送が商業ベースではない政府の業務として行われる場合（道路および内陸水路航行船舶による輸送の場合）または，運送者がその国の構成部分である，もしくは締約国に完全に所有されているが財政的に支配されている場合（鉄道よる輸送の場合）には，締約国は，運送者の補償措置義務を免除することができる（16条）とされている。

⑵証明書交付制度

締約国は，確実に補償措置がなされていることを証明するため，証明書の発行および証明書を許可する権限ある当局の選任の義務を負う（14条）。

権限ある当局とは，運送者の車両が締約国に登記されている場合は登記国または運送者が営業の主たる場所を持つ締約国，営業の主たる場所がない場合で車両が登記されていない場合は運送者の通常の住所のある締約国[8]の当局をいい，運送者が以上に該当しない場合は，危険物が運送される締約国の権限ある当局とされる（14条２項）。

その他，証明書の記載事項（同３項），提示義務（同４項），作成言語（同５項），発行国による証明書の発効要件・効力要件規定義務（同６項），証明書の効力，疑義ある国の協議，補償措置連絡機関の指定（同７項），有効期間およびその特則（同８項），グリーンカード・システム加盟国における輸送に関する適用除外（同９，10項）等詳細な規定が設けられている。

４．損害賠償請求手続

⑴裁判管轄

本条約による補償を求める訴訟は，以下に該当する締約国の裁判所のみ提訴することができる（19条１項）。

ａ．当該事件の結果，損害を受けた国

ｂ．事件が発生した国

c．損害を阻止または最少限度に抑えるための防止措置がとられた国

d．運送者が通常の住所を持つ国[9]

11条により運送者が基金を形成した上記a～dのいずれかの国の裁判所は，その基金の割り当ておよび分配に関するすべての事項について排他的に権限を有する（同4項）。

また，次にいう基金の形成を含め，本条約における規定以外の関連する手続規定はすべて基金が形成される締約国の国内法の規定に従う（11条10項）。

⑵基金の形成

本条約により責任を負う運送者は，上記a～dのいずれかの国の裁判所またはその他権限ある当局に，9条に規定する運送者の責任限度額に相当する額および事故日より基金設定の日までの金利との合計額を基金として形成することができる（11条1項）。

運送者の基金の設定は任意で，制限基金が形成されない場合でも運送者は責任制限は可能である（10条3項）が，運送者が責任制限が可能な場合で，実際に基金を形成したときは，当該事故に係る債権者は，その債権に関し運送者の他の財産に対しいかなる権利も行使できず，また，基金が形成された裁判所またはその他権限ある当局は，当該事故に係る債権に関して差し押さえられた運送者の財産の差押えの解除を命じ，当該差押えを免れるために提供された保証その他の担保も同様に取り消さなければならない（11条8項）。ただし，その措置がなされるのは，基金を管理する裁判所の手続に当該債権者の参加が可能であり，かつ形成された基金が弁済のために実際利用可能であることである場合に限られる（同9項）。

保険その他資金的保証を提供するものは，運送者と同じ条件・効果で基金を形成でき，また10条1項により運送者が責任制限できない場合も，基金の形成が可能である（11条3項）。

⑶資金的保証提供者への直接請求

5，6条に規定する補償の請求は，保険その他の資金的保証提供者へ直接行うことができ，グリーンカード・システムが適用される道路運送機関の場合は，

保険業者または事故発生国のグリーンカード取り扱い局に直接請求することができる（15条１項）。

保険その他資金的保証提供者は，運送者が責任制限できるか否かを問わず，９条の規定する運送者の責任制限を援用でき，また，運送者が破産または解散以外の場合において運送者が援用できたと思われる弁護手段を利用することができる（同２項）。

また，保険その他資金的保証提供者は，運送者が訴訟手続に参加することを要求する権利を有する（同３項）。

⑷補償請求権の消滅

以下の期間内に提訴されない場合には，補償を請求する権利は消滅する（18条）。

① 損害を受けた者が，損害および運送者が誰であったかを知った日または知り得たと合理的に判断される日から３年以内。ただし，事故以後に当事者間で合意がある場合は，期間の延長が可能。（同１項）

② 損害を生じた事故日より10年経過後（同２項）。

事故が一連の出来事から成る場合は，①および②の期間は，最後の出来事の日から起算する（同３項）。

⑸補足的基金について

９条の責任限度を超過した部分の補償を提供するのため，国または利益関係者による補足的基金の構築が検討会議で示唆されたが，以下の理由により採用されれなかった。

国による補足的基金の構築の可能性については，例えば予防・清掃費用を塡補するには，保険その他の措置により利用できる補償が十分でない，などの場合に国が何らかの方法で財政的に介入することを要請されることはあろうが，国にそのような責任を仮定することは，現在の経済状況においてはほとんど見込みがない，という見解が広く表明された。

利益関係者による可能性については，その主体として主に化学産業が考えられた。その際，油濁責任条約を補足する油濁基金条約が参考にされた。油濁基

金条約においては，荷受人による荷受量に従った拠出金により基金が構築され，その基金は，油濁責任条約に基づく責任が発生しない場合または損害が油濁責任条約上の船舶所有者の責任限度額を超過した場合に提供される，という点が注目されたが，本条約に規定する危険物の多様性，様々な危険の態様，関係する荷送人の数，多数の関連産業という事情より，本条約内で同様のシステムを制度化することは，事実上実行不可能である，と考えられ，本条約には採用されなかった。

（注）

(1) 英語名を「convention on liability for damage caused during carriage of dangerous goods by road, rail, and inland navigation vessels」という。この条約のフランス語の頭文字を取り，「ＣＲＴＤ条約」と通称されることが多い。

(2) 「防止措置」とは，事故発生後，損害を阻止しまたは最小限にとどめるために採られた合理的な措置をいう（１条11項）。

(3) 「道路による輸送」とは，道路輸送機関による危険物の輸送をいい，「道路輸送機関」とは，1968年11月８日道路輸送に関する条約第１条に定義された，自動車両(motor vehicle),連結車両(articulated vehicle),トレーラー(trailer) またはセミトレーラー(semi-trailer)をいう（１条１，２項）。

(4) 「鉄道による輸送」とは，軌道バス(rail moter-coach unit) または鉄道車両(rail car)を含む鉄道車両による危険物の輸送をいう（１条３項）。

(5) 「内陸水路航行船舶による輸送」とは，船舶による危険物の輸送をいい，「船舶」とは，海上航行船舶(sea-going ship)および海上用船艇(sea-borne craft)を除く船舶または船艇をいい，船型の移管を問わない（１条４，５項）。

(6) 「道路による危険物の国際輸送に関する欧州条約(European Agreament concerning the International Carriage of Dangerous Goods by Road, 通称ＡＤＲ条約）」では，別紙により，国際輸送が禁止される危険物および一定の条件に合致していることを条件として国際輸送が認められる危険物を規定する。1968年１月29日に発効し，22カ国がこの条約を批准，承認している。本条約は1975年８月21日に改正され，改正条約は19カ国が承認している。

(7) 「運送者」とは，以下の者をいう（１条８項）。

①道路による輸送および内陸水路航行船舶による輸送の場合（同(a)）

事故当時，危険物を積載していた輸送機関の監督の任に当たる者をいう。

当該輸送機関が公開の登記簿に登記されている場合は，その名義人であり，そのような登記がない場合は，その輸送機関の所有者が監督の任に当たる者と推定される。ただし，この者が，当該輸送機関の監督の任に当たる者が他

の者であることを証明し，かつその責任者を明らかにした場合等を除く。

②鉄道による輸送の場合（同(b)）

事故が発生した鉄道線路を経営していた者をいい，共同経営の場合は，それぞれの者が運送者とみなされる。

(8) 本条約にいう計算単位とは，原則として国際通貨基金で定められた特別引出権（ＳＤＲ）である（11条１項）が，国際通貨基金の加盟国でなく，その国内法によりＳＤＲの適用を認めない締約国は，15金フラン（１金フランは純分1,000分の900の金65.5ミリグラムに相当する。）に等しいと宣言することができる（同２項）。

(9) 1957年海上航行船舶の所有者等の責任の制限に関する国際条約の責任限度額の引き上げを行うもの。未発効であるが，その内容を我が国は先取り実施している。

(10) 事件に関係した道路輸送機関または船舶が登記を必要とされる場合は，その道路輸送機関または船舶の登記の国が運送者の通常の住所の国であるとみなされる（19条３項）。

なお，本文中で言及された本条約の制定過程における議論等は，「Convention on Liability for Damage caused during Carriage of Dangerous goods by Road, Rail and Inland Navigation Vessels (CRTD) －Explanatory Report －」(United Nations Economic Commission for Europen, ECE/TRANS/84, GE.90-24280, December 1990-3,170) に依っている。

第５章　海上航行船舶による有害危険物質の輸送中に生じた損害についての民事責任及び補償に関する条約案（ＨＮＳ条約案）について

Ⅰ．概要

1976年のＩＭＯ第30回法律委員会へＨＮＳ条約の原案が提出されて以来，この条約の検討が続けられている。この条約の目的としては，有害危険物質の海上輸送における責任の明確化，そして損害が生じた際の補償の確保があげられる。その背景には，有害危険物質の輸送中の事故及び災害による海洋汚染や損害の深刻化・大規模化がある。現在では，それらの損害に対し満足できる対応ができていない。そこで油濁損害賠償条約(CLC/FC)と類似の仕組みを作ることによって，上記の目的を満たそうと検討が行われている。しかし，当初は1994年前半に予定されていた外交会議が1996年に先送りされるなど，条約の起草が終わるまでにはまだ時間がかかりそうである。

Ⅱ．民事責任条約部分（第Ⅱ章）

１．適用範囲

(1)　地理的適用範囲（２条）

この条約は，領海を含む締約国の領域において生ずる損害について適用される。締約国の排他的経済水域または，同水域を設定していない場合は基線から200海里以内の区域においては，環境汚染により生ずる損害が適用となる。また損害が締約国に登録された船舶または，締約国の旗を掲げる権利を有する船舶によって全ての国の領海を含む領域外で生じた場合は，環境汚染損害以外の損害について適用となる。そして場所を問わず，損害の防止，最小化の為の措置も適用対象となる。

(2)　損害の範囲（１条６項）

この条約の対象となる「有害危険物質(Hazardous and Noxious Substances)」とは，船舶により貨物として運ばれる以下のカテゴリーに含まれる物質をいう。

ａ．1973年船舶汚染防止国際条約1978年議定書の改正版の附属書Ⅱ付録Ⅱに

含まれるばら積み運送される有害液体物質，及び附属書Ⅱ第３規則(４)の規定に従って汚染物質A,B,C,D類に暫定的に分類された物質またはその混合物質

b．1983年の危険化学品のばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の改定版の第17章に掲げられているばら積みで輸送される危険液体物質及び規則の1.1.3に従って関係する主官庁及び港湾当局によって運送のための仮の適当な条件が規定された物質

c．ＩＭＤＧコード(International Maritime Dangerous Goods Code）の改正版に包含される包装品の形の危険有害物質

d．1983年の液化ガスのばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する国際規則の改定版の第19章に掲げられている液化ガス及び規則の1.1.6 に従って関係する主官庁及び港湾当局によって運送のための仮の適当な条件が規定された物質

e．ばら積みで運ばれる引火点が摂氏60度以下（密閉式試験法による）の液体物質・固体ばら積み貨物に関する安全実施基準の改正版の付録Ｂに包含される化学的危険を有する固体ばら積み物質

f．引火点が摂氏60度以下（密閉式試験法による）の物質の前ばら積み航海による残余物質

積み込みの際，有害危険物質が船舶の設備に入った時から，荷揚げの際，船舶の設備から離れた時までの期間を「海上輸送」といい，その期間中に生じた損害が適用対象となる。損害とは，海上輸送中の船舶上又は船舶外において，有害危険物質により生ずる人の死亡又は身体傷害，財産の損害又は滅失である。また，有害危険物質の汚染による損失又は損害も含むが，環境破壊による得べかりし利益の喪失以外については合理的回復措置の費用に限定される。防止措置の費用及び防止措置により生ずる損失又は損害も含まれる。

有害危険物質による損害をその他の要因による損害から合理的に区別できない場合には，全て有害危険物質により生じた損害と見做す。

(3) 適用除外（3条）

この条約は以下のものには適用しない。

a．貨物及び旅客の運送契約から生ずる債権

b．1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約（または改正版）が適用される汚染損害

c．核物質により生ずる損害

d．軍艦，海軍の補助艦艇，又は国によって所有されもしくは運航される他の船舶で，政府の非商業的役務にのみ使用されているもの

2．責任

(1) 責任の性質と免責事由（4条1～3項）

所有者のみが責任主体となる。「所有者」とは，船舶の所有者として登録されている者，登録がない場合は船舶を所有する者をいう。ただし，国が所有する船舶で，その国においてその船舶の運航者として登録されている会社が運航するものについてはその会社をいう。所有者の責任は無過失責任であり，所有者は損害の原因が以下のものによることを証明しないかぎり責任を負うことになる。

a．戦争，敵対行為，内乱，暴動，不可避的かつ不可抗力的自然現象

b．損害をもたらすことを意図した第三者の作為，不作為

c．航行援助設備の維持について責任のある政府その他当局の，その維持における過失その他不法行為

d．荷送人その他の者による運送人への貨物内容通知の懈怠，それによる運送人の不知

また，損害が専ら又は部分的に，被害を被った者の作為もしくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る）又は過失によって生じたことを証明した場合には，その者に対する責任の全部又は一部を免れることができる。

(2) 責任の制限（6条）

所有者は，その責任を一事故につき船舶のトン数に基づき計算された金額

（未定）に制限できる。そのためには，所有者は訴えが提起される締約国のうちいずれかの国の裁判所その他の権限ある当局に，訴えが提起されない場合は訴えが提起されうる締約国のうちいずれかの国の裁判所その他の権限ある当局に，自己の責任限度額に相当する額の基金を形成しなければならない。

3．賠償措置の方法等

(1) 責任主体の賠償措置額（6条1項）

責任限度額（未定）に同じ。

(2) 賠償措置の方法（10条）

所有者は自己の責任を担保するため，責任限度額の保険または銀行若しくは同様の金融機関の保証を保持しなくてはならない。その証明として保険付保証明書が締約国の権限ある当局により各船舶に対し発行される。保険付保証明書は，船舶内に備え置かねばならない。

4．損害賠償請求手続

(1) 裁判管轄（33条）

事故が一または複数の締約国の領域（領海，排他的経済水域，排他的経済水域を設定していない場合には基線から200海里以内の区域のいずれかを含む）において，損害をもたらすか，損害に対する防止措置がとられた場合，賠償請求の訴えは損害を受けた国の裁判所にのみ提起することができる。

事故が領海を含む領域以外で損害をもたらすか，防止措置がとられた場合には以下の裁判所にのみ訴えを提起できる。

・船舶が登録されている締約国または船舶が旗を掲げる権利を有する締約国
・所有者の居住地または主たる営業所のある締約国

(2) 基金の形成（6条3項）

所有者は訴えが提起される締約国のうちいずれかの国の裁判所その他の権限ある当局に，訴えが提起されない場合は訴えが提起されうる締約国のうちいずれかの国の裁判所その他の権限ある当局に，自己の責任限度額に相当する額の

基金を形成しなければならない。基金は，その金額を供託することにより，または基金が形成される締約国の法令によって認められかつ裁判所その他の権限ある当局が十分と認める銀行保証その他の保証を提供することによって形成することができる。

(3) 資金的保証提供者への直接請求（10条8項）

損害賠償請求は，所有者の責任を金銭上保証する保険者その他の者に対し直接行うことができる。その場合に被告は，所有者が自己の責任を制限できるかどうかに関わらず，条約に定められた責任制限を援用することができる。また被告は，所有者自身が援用することができたであろう抗弁と損害が所有者自身の悪意によって生じたことの抗弁を援用することができる。

(4) 賠償請求権の消滅（32条）

損害を受けた者が，損害及び所有者が誰かを知った日，又は合理的に知り得た日から3年以内に提訴されない場合には，賠償請求権は消滅する。しかしいかなる場合にも，損害発生日から10年を経過した後では提訴することはできない。

Ⅲ．補償スキーム（第Ⅲ章11～31条）

有害危険物質の海上輸送により損害を被った者が，所有者から十分な補償を得られなかった場合に補償を提供する目的で設立される。

1．補償

(1) 補償される条件（12条1・3～4項）

スキームは，損害を被った者がその損害につき以下の理由により，この条約の第Ⅱ章の下で十分かつ適正な賠償を受けられない場合，補償を行う。

a．その損害について，この条約の第Ⅱ章の下で責任が生じないこと

b．この条約の第Ⅱ章に基づき，その損害について責任がある所有者にその義務を全うするだけの資力がなく，かつ，同条約の規定に基づいて提供される金銭上の保証がその損害を埋めないか，その損害の賠償にかかる債権の弁済には十分でないこと

c．その損害が，この条約に基づく所有者の責任，あるいはこの条約作成の日に効力を有するか，署名，批准，加入のために開放されている他の国際条約に基づく所有者の責任を超えること

ただし，以下のことをスキームが証明した場合を除く。

a．戦争，敵対行為，内乱による損害

b．軍艦またはそれ以外の国により所有，運航される船舶で，事故発生時に政府の非商業的役務にのみ使用されていたものから出た有害危険物質によって生じた損害

c．関係する船舶の事故によって生じた損害ではないこと

また，損害が専ら又は部分的に，被害を被った者の作為もしくは不作為（損害をもたらすことを意図したものに限る）又は過失によって生じたことを証明した場合には，その者に対する補償の義務の全部又は一部を免れることができる。しかしこの場合でもスキームは，防止措置についての義務を免れることはできない。

(2) 補償額の制限（12条5項）

一つの事故についてスキームが支払う補償の総額には制限があり，その額とこの条約の規定に基づいて実際に払われる賠償額との合計は定められた額（未定）を越えることはない。

2．補償請求手続

(1) 裁判管轄（34条）

所有者に対する訴えに関して権限を有する裁判所にのみ，訴えを提起できる。すでに損害賠償請求の訴えが所有者か保証提供者に対して裁判所に提起されている場合には，その裁判所が同一の損害における補償についてのスキームに対する訴えの専属的管轄権を有することになる。

(2) 補償請求権の消滅（32条）

補償請求権は，損害が生じた日から3年以内に提訴されず，かつ，第34条6項に基づいて通告が行われない場合には，損害を受けた者が，損害及び所有者

が誰かを知った日，又は合理的に知り得た日から3年以内に提訴されない場合には，賠償請求権は消滅する。しかし，いかなる場合にも損害発生日から10年を経過した後では，提訴することはできない。

3．基金への拠出

(1) 拠出義務者（17条）

拠出義務者は荷送人である。「荷送人」とは，その者のために，またはその者本人により有害危険物質が輸送のために引き渡されるものをいい，拠出貨物の荷送人は有害危険物質証書を購買することにより，スキームに対して拠出金を支払わなければならない。

(2) 拠出方法

スキームが発券代理人に対して有害危険物質証書を給付し，その有害危険物質証書を発券代理人が拠出貨物の荷送人に販売する。そして発券代理人は，荷送人から受け取った拠出金を四半期毎にまとめてスキームへ寄託する。

以下が拠出に係わるそれぞれの役割である。

① スキームの職務（13条）

スキームの資産管理，発券代理人への有害危険物質証書の給付，発券代理人からの拠出金や統計の受け取り，定期的な有害危険物質証書の価格の決定，事故による汚染損害の防止措置の斡旋などを行う。

② 発券代理人の職務（14条）

スキームから有害危険物質証書を受け取り，それを拠出貨物の荷送人に販売し，四半期毎にまとめてスキームへ拠出金を寄託する。また，スキームへの統計の提供も行う。発券代理人はスキームに対する財政的義務に見合う十分な財政的基盤を要求される。

③ 有害危険物質証書（17条）

拠出貨物に関して発券代理人が発行する証書をいい，拠出貨物の荷送人にはこの証書の購入義務が課せられる。証書には拠出貨物の性質，量について

の情報が記載されなければならない。

④　締約国の義務（18条）

締約国は，国内法でスキームの要求に従い，発券代理人の設立・運営を可能とするための条項と，自国から海上運送により輸出される有害危険物質の統計を発券代理人以外の者から収集するための条項を制定しなければならない。また締約国には，以下の義務を効果的に実行するために，国内法において適当な措置を取ることが求められる。

・締約国に関わる拠出貨物の有害危険物質証書を購買すること
・発券代理人がスキームに対して四半期毎の拠出をすること
・所有者は船舶が有害危険物質を運ぶときに，強制保険証書を船内に備えつけること
・荷送人が拠出貨物の引き渡しの際，有害危険物質証書を提示すること

⑤　スキームの組織・運営（20～22条）

スキームは全締約国で構成される総会と事務局長を長とする事務局を置く。総会はスキームの最高機関であり，事務局長を任命する。事務局長はスキームの法律上の代表者かつ首席行政官である。その任務は本条約，スキームの内部規則，総会によって与えられる。主に，職員の任命，資産管理，拠出金の徴収，スキームに対する請求の処理などを行う。

Ⅳ．条約案の動向

本条約案登場の背景にはヨーロッパ海域の深刻な汚染がある。化学産業の盛んな北ヨーロッパ，特に北海では化学物質の海上輸送による被害の頻発による復旧・清掃費用が莫大にのぼり，とてもヨーロッパの船主や化学産業ではまかないきれない。そこでヨーロッパ諸国は被害に対する補償・復旧費用の十分な確保を目的に，全世界的なスキーム構築による他地域をも含めた資金の徴収を考えた。そのためには健全な海上輸送の実績を挙げている地域・業界が必要とされ，日本の石油・ガス業界はスキームの大きな資金源として期待されているようだ。

またＥＣ構成国とＥＣによる権限争いも本条約起草の背景にある。これは本条約不

成立の場合，この類の条約策定権限がＥＣに奪われてしまうというＥＣ構成国の危惧から生じたものである。それを防ぐために，ＥＣ構成国としてはたとえ有効に機能しない条約になったとしても成立させたいと考えている。そのためＥＣ構成国による本条約起草のための議論は，現実性を欠いたものなっている。

当初日本には本条約に参加する意思はなかったが，不本意な条約が成立したあとで参加させられるのを避けるために，1984年の外交会議から加わっている。原案のままだと日本の拠出割合が大きく，逆に補償が行われるのは殆どヨーロッパという事態が容易に予想される。そのため日本も本条約の趣旨には賛同するも原案には賛同できず，それは日本と利害の一致する環太平洋の国々にとっても同じであり，日本のイニシアティブに期待が集まっている。

現在のところＩＭＯにおける議論の中心は国際有害危険物質スキームであり，現条約案のスキームがそのまま採用されることはないといわれている。現スキームの拠出金算定方式はＨＮＳポイント制を採用しているが，これが問題になっている。ＨＮＳポイント制とは，海上輸送される有害危険物質の危険度(Hazardous Factor)を１～３，輸送量(Quantity Factor)を１～100にそれぞれポイント換算し，それを掛け合わせて拠出金を決める方式である。これにより算出された金額を荷送人が出し合って基金を作り，それを一つの会計で処理するという形態になっている。この方式を採ると大量輸送で事故の少ないＬＮＧ・ＬＰＧといった物質の拠出金が多く，事故が多くても輸送量の小さい化学物質の負担は少なくなる。これでは拠出金負担者間の公平感が失われ，スキームの円滑な運営に支障をきたす恐れがある。これに対してインドネシアはセクターファクターを提案した。セクターファクター提案は物質毎の安全記録の統計をとり，それをポイントとして拠出に反映させるというものである。これだと輸送量が多くても事故を起こさなければ拠出金は少なくなる。したがって拠出金負担者間の公平感はある程度確保でき，事故防止のインセンティブも働く。しかし拠出金が拠出金負担者と無関係な物質による損害の補償のために使われることに変わりはない。他に有害危険物質証書の売買という拠出方法についても問題が指摘されている。この方法では条約発効直後の事故発生に対して補償すべき原資が全くないため，スキームが機能しないというのである。

スキームに関して日本が提案した独立会計案の概要は，以下のとおりである。

第二段階スキーム	石油会計 石油貨物 荷送人責任	ＬＮＧ会計 ＬＮＧ貨物 所有者責任	ＬＰＧ会計 ＬＰＧ貨物 荷送人責任	ＨＮＳ会計 その他危険物 荷送人責任
第一段階	船舶所有者の責任（強制保険）			

・第二段階のＨＮＳ会計の他に，石油会計，ＬＮＧ会計，ＬＰＧ会計を設ける。
・ＨＮＳ会計は発券代理人からの有害危険物質証書購入により事前に拠出を行うが，その他については事後払いとする。
・拠出金負担者は石油会計，ＬＰＧ会計では荷送人，ＬＮＧ会計では貨物所有者とする。
・スキーム運営のための事務経費は，それぞれの会計で公平となるように分配，支出する。

この独立会計案を採用した場合の日本の主張するメリットは次の３つである。

①拠出金が拠出貨物と関係のある物質による損害の補償に使われるので，拠出と塡補の関係が会計毎に明らかになる。

②拠出と塡補の関係が会計毎に明確になるため，拠出金負担者間の公平感や会計の透明性が保たれ，拠出金負担者の協力がより得られやすくなる。

③会計毎の塡補の実績が次年度の拠出金額を決定することになるので，荷送人においても，拠出の軽減を図るために事故防止のインセンティブが働く。

拠出金の支払いについても，ＨＮＳ会計以外は有害危険物質証書の売買によらず，すでに油濁基金条約で運用実績のある事後払い方式をとっており，その点で機能的でもある。この案に対するヨーロッパ諸国の反論は，被害者救済の観点からするとスキームはシンプルかつ効率的であるべきで，そのためには会計は一つの方がいいというものである。しかしそれは，本条約が有効に機能する条約でなくてもよいという立場からのものと考えられ，対案もなく建設的とは言い難い。

独立会計案は環太平洋のＬＮＧ輸出入国をはじめ多くの国に支持されているが，イギリス・北欧などの反対も強硬であり，現時点では採用の可能性は五分五分とされている。その点では本条約成立についても同じであり，今後の行方は不明である。これからの起草作業は94年３月に最終ドラフト，96年春に最終的な外交会議を行うことになっている。

第６章　環境に対する危険な活動による損害

Ⅰ　環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約の概要

１．成立の経緯

法的協力に関する欧州委員会の提案による，1986年，オスロで開かれた欧州司法大臣会議，ヨーロッパ評議会の閣僚委員会における協議の後，環境に生じた損害の賠償の措置を提案する専門家委員会を1987年に設置した。

1987年から1992年にかけて，専門家委員会は14回の会議を開催し，それらの中で環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約案の条文を起草した。

法的協力に関する欧州委員会による検討の後，条約案は閣僚委員会に提出され，そこで条文が採択され，ヨーロッパ評議会の構成国によって署名開放することが決定された。

２．適用範囲

⑴　地理的適用範囲

第３条により，以下の領域に適用される。

ａ　締約国の領域で事故が起き，損害をどこで受けたかにかかわらず，第34条に従うと決定した場合

ｂ　前号で言及した領域外で事故が起き，国際私法が前号で言及した領域に効力のある法律の適用を導き出す場合

適用領域については，第34条に規定がある。

各締約国は，第35条の留保の条件に従って，領域外の損害の賠償に関する規則を設けることができる。

⑵　損害の範囲

①　環境に対して危険な活動に起因する損害である（第１条，第６条１項参照）。

まず，「環境」については，第２条10項に定義があり，すなわち，

「環境」とは，以下のことを含む。

―　例えば空気，水，土壌，動物相，植物相および類似の要素間の相互作用のような，非生物的および生物的天然資源。

— 文化的遺産の一部を形成する財産。

— 特色ある眺望。

次に，「危険な活動」については，第２条１項に定義されている。

すなわち，

「危険な活動」とは，政府機関によってなされる活動を含め，職業としてなされた場合における，以下にいう１または複数の活動をいう。

a 1または複数の危険物質の製造，取扱，貯蔵，使用または排出もしくは，危険物質を処理する同種のすべての行為。

b 以下にいう，１または複数の製造，培養，取扱，貯蔵，使用，破壊，処分，放出またはその他すべての行為。

— 生物の所有，遺伝子変異，およびその行為が実行された条件の結果として，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる遺伝子的に変異させた生物。

— 所有およびその行為が実行された条件の結果として，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる，例えば病原性を持つ，あるいは毒素を生み出すような微生物。

c 廃棄物の焼却，処理，取扱および再利用のための，附属書Ⅱに明記された施設またはサイトの行為。ただし，そこに含まれる量が，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる場合に限る。

d 廃棄物の永久処分のためのサイトの行為。

そして，「損害」については，第２条７項に，以下のとおり定義されている。

a 死亡，身体の障害。

b 危険行為がなされたサイトにおける施設それ自身あるいは事業者の管理下にある財産を除く財産の滅失，毀損。

c 上記ａまたはｂ項にいう損害とされない，環境を破壊することによる損害。ただし，環境破壊のための賠償は，逸失利益を除き，現実に行われたか，または行われるべき現状回復の手段の費用に限定されるものとする。

d　予防的措置の費用および予防的措置に起因する損失または損害。

ただし，本項ａからｃにいう損失または損害が，危険物質，遺伝子的に変異させた生物または微生物から生じたか，またはそれらに起因する場合もしくは廃棄物から生じたか，またはそれらに起因する場合に限る。

② 適用除外

条約は，３つのタイプの損害を明確にその範囲から除外している。

まず，第一は，輸送から生じる損害である。第４条１項によれば，「この条約は，積み込み作業の開始から荷降ろし作業の終了時を含む運送により生ずる損害には適用されない。但し，パイプラインによる運送には適用される。また，公衆が立ち入りできない設備または施設で実施される運送で，かかる運送が他の活動の付随的なものであり，かつ欠くことのできないものであるときも同様である」。これらにより，道路，鉄道，及び内陸水路航行船舶による危険物輸送中に発生する損害に対する民事責任に関する条約（ＣＲＴＤ）や1969年11月29日の油濁損害に対する条約，およびそれらに関する議定書が対象とする輸送から生じる損害について，適用が除外されている。

第二に，同条２項により，以下の核物質により生ずる損害には適用されない。

a　原子力の分野における第三者責任についての1960年７月29日のパリ条約及び1964年１月28日の追加議定書又は原子力損害の民事責任に関する1963年５月21日のウィーン条約に規定される責任のある原子力の事故によるもの，又は，

b　そのような損害が特定の国内法によって責任が規定され，損害賠償金に関しては，前号に言及した条約のいかなる点においても同様に有利な条件である場合

第三に，「この条約は，雇用者の賠償又は社会保険制度に関して適用される法律の条項と矛盾する場合は，適用されない」（同条３項）。

さらに，この条約は，国内法や他の国際約束において，この条約の規定が損害を受けた個人や環境について有利でない場合に，優先してはならない（第25条１項参照）。

③　因果関係

事故と損害との因果関係の証拠または，第２条１項ｄにおいて定義される危険な活動の場合には，その活動と損害との因果関係の証拠を考慮すれば，裁判所はそのような活動に危険な活動に固有の，そのような損害を消磁させる増大した危険を正しく考慮することとする（第10条）。

この条約においては，因果関係の推定の規定は設けていないが，この規定は厳格責任のシステムを補足するものとして機能する。

３．責任の性質等

⑴　責任の性質

厳格責任である（第６条１項，第７条１項参照）。

損害が発生した活動を管理していた事業者の過失を全く証明する必要がない。

逆に，自分が損害の全部又は一部分のみしか引き起こさなかったとして責任を除外してもらうためには，事業者がそれをを証明しなければならない（第６条，第７条，第11条）。

⑵　責任の主体

①　危険な活動に関係する事業者（第６条１項）。

事故が連続した出来事より成る場合，その出来事の間，連続して危険な活動の管理をしていた全ての事業者は連帯して責任を負う（第６条２項）。

事故が一連の，同一原因による出来事より成る場合，その出来事の時点で危険な活動の管理をしていた事業者は連帯して責任を負う（同条３項）。

施設内あるいサイトにおける全ての危険な活動が終了した後に，危険な活動による損害が知れるところとなった場合の最後の事業者（同条４項）。

②　保管廃棄物による損害が，当該サイトのものに起因するものと知れるところとなった場合，その時点での廃棄物の永久保管サイトの事業者。万一，サイト閉鎖後に，閉鎖前の保管廃棄物による損害が知れるところとなった場合の最後の事業者（第７条１項）。

③　損害が，危険な活動が行われたいくつかの施設もしくはいくつかのサイトで起こった事故または第２条第一項ｄにおける危険な活動に起因する場合，関係

する施設もしくはサイトの事業者はそのようなあらゆる損害に対して連帯して責任を負う（第11条）。

(3) 免責事由

① 第8条により，事業者が以下のことを証明した場合，本条約の責任を免責される。

a 戦争，敵対行為，内乱，暴動，または例外的，不可避的かつ不可効力的な性質を有する自然現象によって生じた損害

b 問題となる危険な活動のタイプに対して適切である安全手段にもかかわらず，第三者による損害をもたらすことを意図した行為によって生じた損害

c 権限ある公的機関の特別の命令または強制手段の承諾から必然的に起こった損害

d その地方の適切な状況において，耐えられる水準の汚染により生じた損害

e 損害を被った人のために合法的に採られた危険な活動によって生じた損害，但し，その人を危険な活動のリスクにさらすことが合理的である場合。

② 事業者が以下のことを証明した場合は，その部分の損害にのみ責任を負う（残りの部分については除外される）。

・事故が連続した出来事より成る場合において，事業者が，危険な活動を管理していた期間に発生した出来事は，損害の一部分しか引き起こさなかったことを証明する場合（第6条2項参照）。

・事故が一連の，同一原因による出来事より成る場合，事業者が，危険な活動を管理していた時点で発生した出来事は，損害の一部分しか引き起こさなかったことを証明する場合（第6条3項参照）。

・施設内あるいサイトにおける全ての危険な活動が終了した後に，危険な活動による損害が知れるところとなった場合で，この活動の最後の事業者か，損害を被った者が，損害の全て，又は一部がその事業者が活動を管理する以前に発生した出来事に起因するものであることを証明した場合（第6条4項参照）。

・同じ事業者が，廃棄物の永久保管施設での別の危険な活動を指揮した場合，

この事業者，又は損害を被った者が，廃棄物の永久保管に関する活動が損害の一部分のみしか引き起こさなかったことを証明する場合（第７条３項）。

・損害が，危険な活動が行われたいくつかの施設もしくはサイトで起こった事故また第２条１項ｄにおける危険な活動に起因する場合の，事業者が損害の一部のみが自分が危険な活動を指揮する施設もしくはサイトにおいて事故より生じたことを証明した場合（第11条参照）。

③　第35条１項により，署名国及び加入書を寄託する他の国は，国内法において，第８条の権利を損なうことなく，事業者は，第２条１項ａ及びｂにいう危険な活動によって引き起こされた損害の場合に，事故の科学的・技術的知識の水準では，危険な物質動産の存在，又は生物を扱う行為に内在する重大なリスクを発見することが，不可能であったことを証明すれば，責任を負わないと規定することの権利の留保を宣言することができる。いわゆる開発抗弁である。

(4)　過失相殺

損害を被った人または国内法において責任を負う人が，彼自身の過失によって，の一因となった場合，賠償額はあらゆる状況を考慮してて軽減あるいは否定されることができる（第９条）。

すなわち，過失相殺が認められている。

(5)　責任制限－責任限度額

この条約における責任をカバーするために国内法において規定する形式および条件の一定限度額（第12条参照）。

4．賠償措置の方法等

(1)　責任主体の賠償措置額

国内法で定める（第12条参照）。

(2)　賠償措置の方法

国内法で定める。

締約国は，活動のリスクを適切に考慮した場合に，領域で危険な活動を行う事業者が資金的保証スキームに参加すること，または，本条約における責任をカバーするために国内法で規定する形式及び条件で，一定限度額までの資金的保証を

持ちかつ維持することを要求されることを保証することとする（第12条）。

(3) 賠償その他の請求

条約は，危険な行為から生ずる切迫した重大で危険脅威を処理するために，予防及び復旧の手段を規定する（第18条。前文参照。）。

いかなる社団や財団も，環境の保護を目的とした法令により，さらにまた要求が提出された当事国の国内法の条件に従って，何時でも，以下の要求することが出来る（第18条１項）。

a　不法で環境に重大な脅威を提起する危険な活動の禁止

b　事業者に事故や損害を予防する方策を命ずること

c　事業者に，事故の発生後に，損害を予防する方策を命ずること

d　事業者に，回復の方策を命ずること

国内法は要求が許容されない場合を規定することができる（同条２項）。

(4) 求償権

この条約のいかなる規定も，他の第三者に対する事業者の求償権を損なうものではない（第６条５項，第７条４項）。

5．損害賠償請求手続

(1) 裁判管轄（第19条～第24条）

裁判管轄に関する規則は，民事及び商事の係争についての裁判管轄と判決の執行に関するブラッセル（1968年９月27日）およびルガノ（1968年９月16日）条約に基づいている。

① この条約の下で賠償を求める訴訟は，締約国内の次の地の裁判所にのみ提起することができる（第19条１項）。

a　損害を被った地

b　危険な活動が行われた地

c　被告の常習的な居住地

② 同一の訴訟原因と当事国に関する訴訟手続が異なる締約国の裁判所に提起されたときは，最初に係属した裁判所以外のいかなる裁判所も，最初に係属した裁判所の管轄権が確立されるまで，職権でその訴訟手続を停止する（第21条１

項）。

最初に係属した裁判所の管轄権が確立されたときは，最初に係属した裁判所以外のいかなる裁判所も，最初の裁判所を支持して自らの管轄権は辞退する（同条２項）。

③　関連訴訟が異なる締約国の裁判所に提起されたときは，最初に係属した裁判所以外のいかなる裁判所も，それらの訴訟が第一審で係争中である間は，その訴訟手続を停止することができる（第22条１項）。

最初に係属した裁判所以外の裁判所は，また，当事国の一方の申請に基づいて，関連訴訟の併合をその裁判所の法が許容しており，かつ最初に係属した裁判所が両訴訟について管轄権を有する場合には，管轄権を辞退することができる（同条１項）。

④　２つ以上の締約国が，裁判管轄の規則を確立し，あるいは他の締約国においてなされた判決について締約国内における承認と執行を規定する，条約に拘束されることとなったときは，その条約の規定は，第19条から第23条までの対応する規定に取って代わる（第24条）。

(2)　基金の形成

（特に規定なし）

(3)　資金的保証提供者への直接請求

（特に規定なし）

(4)　賠償請求権の消滅

①　この条約の下における賠償の訴訟は，原告が損害及び事業者が誰であるかを知った日、または合理的に知り得た日から３年の制限期間を受けなければならない。制限期間の停止や中断を規定する当事国の法は本項に規定する制限期間に適用されなければならない（第17条１項）。

②　しかしながら，如何なる場合においても，損害を引き起こした事故の発生した日から30年を経過して，提訴されてはならない。事件が継続的な継続的な発生から成るときは，30年の期間は最後の発生時から起算しなければならない。事件が同一の原因を有する一連の発生から成るときは，30年の期間はそれらの

最後の発生時から起算しなければならない。廃棄物の永久処分のための用地に関する限りは，30年の期間は最も遅く国内法の規定に従って用地が閉鎖された日から起算する（第17条２項）。

(5) 情報の入手

第３章の情報の入手（第13条～第16条。前文参照。）は，第一に政府機関が持つ環境の情報を損害がなくても入手することを広く可能とし，第二に損害を受けている人，あるいは訴訟を起こしまたは受けた事業者は政府機関や事業者が持つ情報を得る能力は不可能性に限定されないこと，これらは，それゆえ証拠に関連する事項を促進するために設計された措置である。政府機関が持つ情報の入手に関する措置は，環境の情報の入手の自由についてのヨーロッパ共同体の理事会指令（1990年６月７日の理事会指令ＥＥＣ90年 313号，Ｌ158/56）に従ったものである。

①・何人も，要求によってまたは利害を証明する必要性なしに，権限ある公的機関によって保持される環境に関する情報の入手手段を持つこととする。
締約国は，そのような情報が効果的に利用可能であるように実用的な準備を定めることとする（第14条１項）。

・入手の権利は，次のものに影響を及ぼす場合には国内法の下に制限されることができる。

— 権限ある公的機関の行為，国際関係，国家防衛の機密性
— 公衆安全
— 審理中，（懲戒的な審査を含む）審査中または予備的な調査手続に関する事項
— 知的所有権を含む，商業的及び工業的機密性
— 個人のデータ及び／またはファイルの機密性
— 法的な義務のない第三者によってもたらされるデータ，または
— その開示により，そのデータの関係する環境が損害を被ることになりそうなデータ

権限ある公的機関によって保持される情報は，上記の事柄に関係する項目の情報と区別されうる部分においてもたらされることとする（同条２項）。

② 環境に対して公的責任を有する主体が所持する情報の入手

第14条で述べた同一の用語と条件で，何人も，環境に対して公的責任を有する主体が所持するあるいは政府機関の管理化にある環境に関係する情報を入手することができなければならない。入手は資格のある公的行政部によってあるいはそれらの主体によって直接になされなければならない（第15条）。

③ 事業者が持つ詳細情報の入手（第16条）

・損害を被った人は，何時でも，裁判所に対して，それがこの条約における賠償の請求の存在の立証に必要なものである限りにおいて，詳細情報を供給するよう事業者に命ずることを請求することができる（第16条１項）。

・この条約下で賠償の請求が事業者になされた時は，裁判による法的手段の枠組みにあるか否かを問わず，この事業者は，裁判所に対して，それが損害を被った人に対する事業者の賠償可能な義務の程度の立証あるいは事業者自身の他の事業者からの賠償を受ける権利に必要なものである限りにおいて，詳細情報を供給するよう他の事業者に命ずることを請求することができる（同条２項）。

・事業者は本条第１項及び第２項により，彼にとって有用な要素であり，本質的に扱う設備の詳細，使われる機械類，危険物質や廃棄物の種類と濃度はもちろん，遺伝的に変異された生物や微生物の性質に関する情報も供給することを命じられなければならない（同条３項）。

・これらの処置は，国内法により合法に命じられた調査措置に影響を与えてはならない（同条４項）。

・裁判所は，含まれている全ての利害関係を考慮に入れても，それが事業者に不相応な負担を強いるものであるときは，請求を拒絶することができる（同条５項）。

・本条約の第14条１項及び２項に規定する制約に加えて，それらを準用して適用し，事業者はそれらの情報の提供により罪を負う場合には，情報の提供を

許否することができる（同条6項）。

・合理的な料金はいくらでも情報を請求する人により支払われなければならない。事業者はそれらの支払いに対して適切な担保を要求することが可能である。しかしながら，裁判所は，賠償の請求を認容する場合には，不必要に帰した請求の範囲を除いて，この料金は事業者によって負担されるべきことを確定することができる（同条7項）。

環境に対する危険な活動に起因する損害に対する民事責任条約

ここに署名した，ヨーロッパ評議会の構成国，その他の国家およびヨーロッパ経済共同体は，

ヨーロッパ評議会の目的が，その構成国間のより一層の統一を達成することであることを考慮し，

ヨーロッパ評議会の目的の一つが，とりわけ自然，健康，および心地よい環境を向上させることによって，人類の生活の質に寄与することであることに注目し，

自然の保全と環境の保護の分野において他の国家と協力することを希望するというヨーロッパ評議会の希望を考慮し，

人，環境および財産は，ある活動によって引き起こされる特有の危険に曝されることを認識し，

ある国において放たれた放出物が，他国において損害を引き起こすかもしれないこと，従って，そのような損害に対する十分な賠償の問題もまた，当然国際的なものであることを考慮し，

「汚染者負担」の原則を考慮するこの分野における厳格責任を規定する要望を尊重し，

とりわけ損害を防止し，原子力物質および危険物の運搬により引き起こされる損害を処理するために，既に国際的に実行されている実績に留意し，

環境と開発に関する1992年リオ宣言原則13「各国は，汚染およびその他の環境悪化の被害者への責任および賠償に関する国内法を策定しなければならない。更に，各国は，迅速かつより確固とした方法で，自国の管轄あるいは支配下における活動により，管轄外の地域に及ぼされた環境悪化の影響に対する責任および賠償に関する国際法を，更に発展させるべく協力しなければならない。」に注目し，

危険な行為から生ずる切迫した重大で危険脅威を処理するための更なる手段を採用

し，そのような損害の賠償を要求するための証明の負担を軽減するための必要性を認識し

以下のとおり同意した。

第１章　一般条項

第１条（対象および目的）

この条約は，環境に対して危険な活動に起因する損害に対する十分な賠償を目的とし，また，予防および復旧の手段を規定する。

第２条（定義）

この条約の適用上，

1　「危険な活動」とは，政府機関によってなされる活動を含め，職業としてなされた場合における，以下にいう１または複数の活動をいう。

a　１または複数の危険物質の製造，取扱，貯蔵，使用または排出もしくは，危険物質を処理する同種のすべての行為。

b　以下にいう，１または複数の製造，培養，取扱，貯蔵，使用，破壊，処分，放出またはその他すべての行為。

—　生物の所有，遺伝子変異，およびその行為が実行された条件の結果として，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる遺伝子的に変異させた生物。

—　所有およびその行為が実行された条件の結果として，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる，例えば病原性を持つ，あるいは毒素を生み出すような微生物。

c　廃棄物の焼却，処理，取扱および再利用のための，附属書Ⅱに明記された施設またはサイトの行為。ただし，そこに含まれる量が，人，環境または財産に対する重大な危険を生ずる場合に限る。

d　廃棄物の永久処分のためのサイトの行為。

2　「危険物質」とは，以下のことを意味する。

a　人，環境または財産に対する重大な危険を内在する本質を有する物質または配合物。この条約の附属書１，partＡにいうところの意味における，爆発性，酸化性，超可燃性，高可燃性，可燃性，猛毒性，毒性，有害性，腐食性，刺激性，感光性，発癌性，突然変異誘因性のある物質または配合物，複製する場合に危険性のある物質または配合物もしくは環境にとって危険性のある物質または配合物は，いかなる場合においても，上記にいう危険を内在するものと見做す。

b　この条約の附属書１，partＢに明記された物質。上記ａ項の適用に影響を与えない範囲で，附属書１，partＢは，危険物の詳細を一定の量または濃度，あるいは一定の危険または状況に制限することができる。

3　「遺伝子的に変異させた生物」とは，その遺伝物質が，交配および，あるいは自然的遺伝子組換えによっては，自然界では起こらない方法で変換されたすべての生物をいう。

ただし，以下にいう遺伝子的に変異させた生物には，この条約は適用されない。

―　当該遺伝子変異により，遺伝子的に変異させた生物を，受容することを意図した生物として使用しないことを条件として，突然変異によって獲得された生物。

―　その結果として生じた植物が，伝統的な品種改良の方法により製造されることができる場合，または当該遺伝子変異により，遺伝子的に変異させた生物を，親子関係を有する生物として使用しないことを条件として，細胞融合（原形質体融合を含む）により獲得された植物。

「生物」とは，複製または遺伝物質の転移が可能であるすべての生物学上の実在物をいう。

4　「微生物」とは，複製または遺伝物質の転移が可能であるすべての微生物学上の実在物，細胞または非細胞をいう。

5　「事業者」とは，危険な活動の管理を司るものをいう。

6　「人」とは，すべての個人または組合もしくは，企業であると否とを問わず，

国家またはその構成部分を含め，公法または私法により支配されるすべての主体をいう。

7　「損害」とは，以下をいう。

a　死亡，身体の障害。

b　危険行為がなされたサイトにおける施設それ自身あるいは事業者の管理下にある財産を除く財産の滅失，毀損。

c　上記ａまたはｂ項にいう損害とされない，環境を破壊することによる損害。ただし，環境破壊のための賠償は，逸失利益を除き，現実に行われたか，または行われるべき現状回復の手段の費用に限定されるものとする。

d　予防的措置の費用および予防的措置に起因する損失または損害。

ただし，本項ａからｃにいう損失または損害が，危険物質，遺伝子的に変異させた生物または微生物から生じたか，またはそれらに起因する場合もしくは廃棄物から生じたか，またはそれらに起因する場合に限る。

8　「現状回復の手段」とは，損害を被ったまたは破壊された環境の構成要素を現状回復すること，もしくは合理的な範囲で，それらの構成要素の等価物を当該環境のなかに取り入れることを目的とするすべての合理的な手段をいう。国内法により，そのような手段を講ずる主体を決定することができる。

9　「予防的措置」とは，いかなる人によって取られたかにかかわらず，事故発生後，本条７項ａからｂにいう損失または損害を予防または最小化するために取られたすべての合理的手段をいう。

10　「環境」とは，以下のことを含む。

—　例えば空気，水，土壌，動物相，植物相および類似の要素間の相互作用のような，非生物的および生物的天然資源。

—　文化的遺産の一部を形成する財産。

—　特色ある眺望。

11　「事故」とは，すべての突然の発生または継続的な発生もしくは同一の原因を有する一連の発生で，損害を引き起こす，または損害を引き起こす重大で急迫の脅威を生み出すものをいう。

第3条（地理的範囲）

第3章の規定を損なうことなく，この条約は以下に適用される。

a　締約国の領域で事故が起き，損害をどこで受けたかにかかわらず，第34条に従うと決定した場合

b　前号で言及した領域外で事故が起き，国際私法が前号で言及した領域に効力のある法律の適用を導き出す場合

第4条（例外）

1　この条約は，積み込み作業の開始から荷降ろし作業の終了時を含む運送により生ずる損害には適用されない。但し，パイプラインによる運送には適用される。また，公衆が立ち入りできない施設またはサイトで実施される運送で，かかる運送が他の活動に付随的なものであり，かつ欠くことのできないものであるときも同様である。

2　この条約は，以下の核物質により生ずる損害には適用されない。

a　原子力の分野における第三者責任についての1960年7月29日のパリ条約及び1964年1月28日の追加議定書又は原子力損害の民事責任に関する1963年5月21日のウィーン条約に規定される責任のある原子力の事故によるもの，又は，

b　そのような損害が特定の国内法によって責任が規定され，損害賠償金に関しては，前号に言及した条約のいかなる点においても同様に有利な条件である場合

3　この条約は，雇用者の賠償又は社会保険制度に関して適用される法律の条項と矛盾する場合は，適用されない。

第2章 — 責任

第5条（経過規定）

1　この章の規定は，締約国に関しては条約の発効後に発生する事故に適用する。事故が同一の原因による連続した又は一連の出来事から成り，これらの出来事の

一部がこの条約の発効前に発生した場合，この章は，発効後に発生した事故又はその一部が起因となる損害にのみ適用する。

2　領域内にサイトがある締約国に関しては，廃棄物の永久保管サイトにおいて保管されている廃棄物によって起こった損害に関しては，この章の規定は，条約の発効後に知れるところとなった損害に適用する。但し，以下の場合，この章は適用しない。

a　サイトが国内法の規定により条約発効前に閉鎖されていた場合

b　条約発効後もサイトが稼働している場合で，条約発効前から保管されていた廃棄物のみによって損害が起こったことを事業者が証明する場合

第6条（物質，生物及び一定の廃棄物施設又はサイトに関する責任）

1　第2条1項のａ～ｃにいう危険な活動に関係する事業者は，その活動に起因する損害で，その活動を管理していた時点または期間に発生した事故による損害に対して責任を負う。

2　事故が連続した出来事より成る場合，その出来事の間，連続して危険な活動の管理をしていた全ての事業者は連帯して責任を負う。但し，事業者は，危険な活動を管理していた期間に発生した出来事が損害の一部分しか引き起こさなかったことを証明する場合には，その部分の損害にのみ責任を負う。

3　事故が一連の，同一原因による出来事より成る場合，その出来事の時点で危険な活動の管理をしていた事業者は連帯して責任を負う。但し，事業者は，危険な活動を管理していた時点で発生した出来事が損害の一部分しか引き起こさなかったことを証明する場合には，その部分の損害にのみ責任を負う。

4　施設内あるいサイトにおける全ての危険な活動が終了した後に，危険な活動による損害が知れるところとなった場合，この活動の最後の事業者あるいは損害を被った人が，損害の全て，又は一部がその事業者が活動を管理する以前に発生した出来事に起因するものであることを証明しない限り，この活動の最後の事業者が，損害の責任を負う。

その証明がなされたときは，本条の第一項ないし第三項の規定が適用される。

5　この条約のいかなる規定も，他の第三者に対する事業者の求償権を損なうものではない。

第7条（廃棄物の永久保管サイトについての責任）

1　保管廃棄物による損害が，当該サイトのものに起因するものと知れるところとなった場合，その時点での廃棄物の永久保管サイトの事業者がこの損害について責任を負う。万一，サイト閉鎖後に，閉鎖前の保管廃棄物による損害が知れるところとなった場合は，最後の事業者が責任を負う。

2　本条にいう責任は，廃棄物の性質にかかわりなく，第6条にいう事業者のいかなる除外にも適用する。

3　本条にいう責任は，同じ事業者が廃棄物の永久保管施設での別の危険な活動を指揮した場合，第6条にいう事業者のいかなる除外にも適用する。但し，この事業者，又は損害を被った者が，廃棄物の永久保管に関する活動が損害の一部分のみしか引き起こさなかったことを証明する場合には，本条は損害の当該部分にのみ適用する。

4　この条約のいかなる規定も，他の第三者に対する事業者の求償権を損なうものではない。

第8条　免責

事業者は，次のことを証明する損害に対して，本条約において責任を負わないこととする。

a　戦争，敵対行為，内乱，暴動，または例外的，不可避的かつ不可抗力的な性質を有する自然現象によって生じた損害

b　問題となる危険な活動のタイプに対して適切である安全手段にもかかわらず，第三者による損害をもたらすことを意図した行為によって生じた損害

c　政府機関の特別の命令または強制手段の承諾から必然的に起こった損害

d　その地方の適切な状況において，耐えられる水準の汚染により生じた損害

e　損害を被った人のために合法的に採られた危険な活動によって生じた損害，

但し，その人を危険な活動のリスクにさらすことが合理的である場合。

第９条　損害を被った人の過失

損害を被った人または国内法において責任を負う人が，彼自身の過失によって，損害の一因となった場合，賠償額はあらゆる状況を考慮してて軽減あるいは否定されることができる。

第10条　因果関係

事故と損害との因果関係の証拠または，第２条第一項ｄにおいて定義される危険な活動の場合にはその活動と損害との因果関係の証拠を考慮すれば，裁判所はそのような危険な活動に固有の，そのような損害を生じさせる増大した危険を正しく考慮することとする。

第11条　複数の施設またはサイト

損害が，危険な活動が行われたいくつかの施設もしくはいくつかのサイトで起こった事故または第２条第一項ｄにおける危険な活動に起因する場合，関係する施設もしくはサイトの事業者はそのようなあらゆる損害に対して連帯して責任を負うこととする。しかし，損害の一部のみが自分が危険な活動を指揮する施設もしくはサイトにおいて事故により生じたことを証明する事業者は，損害の当該部分のみ責任を負うこととする。

第12条　強制的資金保証スキーム

締約国は，活動のリスクを適切に考慮した場合に，領域で危険な活動を行う事業者が資金的保証スキームに参加すること，または本条約における責任をカバーするために国内法で規定する形式及び条件で，一定の限度額までの資金的保証を持ちかつ維持することを要求されることを保証することとする。

第３章　　情報の入手

第13条　政府機関の定義

本章における「政府機関」は，国家的な，広域的なまたは地域的なレベルで環境擁護の分野の任務を負っており，これに関する情報を有する公行政機関をいうが，司法または立法権限の枠内で活動する機関を除く。

第14条　政府機関の保有する情報の入手

1　何人も，申立てにより利益の証明なくして，政府機関が保有する環境に関する情報を入手することができることとする。

締約国は，そのような情報が効果的に利用可能であるように実務上の基準を定めることとする。

2　入手の権利は，次のものに影響を及ぼす場合には国内法の下に制限されることができる。

— 政府機関の審議の秘密，国際関係，国防
— 公共の安全
— 現に裁判が係属中である若しくは刑法上の操作手続の対象（懲戒手続を含む）である事案，または過去に裁判に係属した若しくは操作手続の対象であった事案，または事前手続の対象である事案
— 知的所有権を含む，取引上及び企業上の秘密
— 個人に関するデータおよび／または文書の秘密
— 提供を法律上義務付けられていない第三者から提供された資料
— その開示が当該領域における環境が損なわれる蓋然性を，さらに高めるであろう情報

政府機関によって保持される情報は，上記の事柄に関係する項目の情報と区別されうる部分においてもたらされることとする。

3　情報を求める申立てが，完成していない文書類，未処理のデータ若しくは内部の通知に関連している場合，または申立てが濫用であることが明白であることが

明白であるか若しくはあまりに一般的に表現されている場合には申立てを拒否することができる。

4　政府機関は，情報を求める申立人にできる限り速やかに，遅くとも2か月以内に返答することとする。求められた情報の提供の拒絶には，理由を付さなければならない。

5　情報を求める申立てが，政府機関によって不当に拒絶され若しくは，無視され，また回答が不十分であると考える人は，適切な国内法制度に従って，裁判上または行政上の方法で，当該決定の取消しを求めることができる。

6　締約国は情報の提供に対して手数料を徴収することができる。ただし，それは適切な額を超えてはならない。

第15条（環境擁護の分野において公的任務を負う主体が保有する情報の入手）

第14条で述べた同一の期間と条件で，何人も，環境擁護の分野において公的任務を負う主体および政府機関の監督下にある主体が保有する環境に関する情報を入手することができなければならない。入手は所管の行政庁を経由してまたはそれらの主体によって直接なされなければならない。

第16条（事業者が持つ詳細情報の入手）

1　損害を被った人は，何時でも，裁判所に対して，それがこの条約における賠償の請求の存在の立証に必要なものである限りにおいて，詳細情報を提供するよう事業者に命ずることを申立てることができる。

2　この条約下で賠償の請求が事業者になされた時は，裁判手続きの内外にあるかを問わず，この事業者は，裁判所に対して，それが損害を被った人に対する事業者の賠償可能な義務の程度の立証あるいは事業者自身の他の事業者からの賠償を受ける権利に必要なものである限りにおいて，詳細情報を提供するよう他の事業者に命ずること申立てることができる。

3　事業者は本条第1項及び第2項により，彼が手に入る要素であり，必須的に扱う設備の詳細，使われる機械類，危険物質や廃棄物の種類と濃度はもちろん，遺

伝的に変異された生物や微生物の性質に関する情報も提供することを命じられなければならない。

4　これらの措置は，国内法により合法に命じられる調査措置に影響を与えてはならない。

5　裁判所は，含まれている全ての利害関係を考慮に入れても，それが事業者に不相応な負担を強いるものであるときは，申立てを拒絶することができる。

6　本条約の第14条第２項に規定する制約に加えて，それらを準用して適用し，事業者がそれらの情報の提供により罪を負う場合には，情報の提供を拒否することができる。

7　合理的な料金はいくらでも情報を請求する人により支払われなければならない。事業者はそれらの支払いに対して適切な担保を要求することが可能である。しかしながら，裁判所は，賠償の請求を認容する場合には，不必要に帰した請求の範囲を除いて，この料金は事業者によって負担されるべきことを確定することができる。

第４章　賠償やその他の請求の訴訟

第17条（制限期間）

1　この条約の下における賠償の訴訟は，原告が損害及び事業者が誰であるかを知った日，または合理的に知り得た日から３年の制限期間を受けなければならない。制限期間の停止や中断を規定する締約国の法は本項に規定する制限期間に適用されなければならない。

2　しかしながら，如何なる場合においても，損害を引き起こした事故の発生した日から30年を経過して，提訴されてはならない。事件が継続的な継続的な発生から成るときは，30年の期間は最後の発生時から起算しなければならない。事件が同一の原因を有する一連の発生から成るときは，30年の期間はそれらの最後の発生時から起算しなければならない。廃棄物の永久処分のためのサイトに関する限りは，30年の期間は最も遅く国内法の規定に従ってサイトが閉鎖された日から起

算する。

第18条（団体からの申立て）

1　いかなる社団や財団も，環境の保護を目的とした法令により，さらにまた申立てが提出された締約国の国内法の条件に従って，何時でも，以下の申立てをすることが出来る：

a　不法で環境に重大な脅威を提起する危険な活動の禁止

b　事業者に事故や損害を予防する措置を命ずること

c　事業者に，事故の発生後に，損害を予防する措置を命ずること

d　事業者に，回復の措置を命ずること

2　国内法は申立てが許容されない場合を規定することができる。

3　国内法は，行政上であるか裁判上であるかを問わず，前記第一項に規定する申立てを行う相手主体を明示することができる。すべての事件について，審査の権利を保証する規定が設けられなければならない。

4　前記第一項に当てはまる申立てについて決定する前に，申立てを受けた主体は，含まれる一般利益を考慮して，所管の政府機関を審問することができる。

5　当事国の国内法が，社団や財団にその領域内に登記された所在地や事実上の活動地域の中心地を持つことを要求する場合は，当事国は何時でもヨーロッパ評議会の事務総長へ提出された通知によって，相互利益を基準として，他方当事国の所在地や事実上の活動地域の中心地を持ち，かつ他方当事国の領域の中で他方当事国の前記第１項に規定する条件に従う社団や財団は，前記第１項ないし第３項による要求をする権利を有しなければならない，と宣言することができる。宣言は事務総長が受理した日から３ヶ月を経過した期間の満了した翌月の最初の日から有効となる。

第19条（裁判管轄）

1　この条約の下で賠償を求める訴訟は，締約国内の次の地の裁判所にのみ提起することができる。

a　損害を被った地

b　危険な活動が行われた地

c　被告の常居所

2　第16条第１項および第２項に規定する，事業者が保有する詳細情報を求める申立ては，締約国内の次の地の裁判所にのみ提起することができる。

a　危険な活動が行われている地

b　情報提供を要求されている事業者のの常居所

3　第18条第１項ａに規定する，諸団体による請求は，締約国内の，危険な活動が行われているかまたは行われるおそれのある地の裁判所，あるいは国内法が規定している場合にはそのような地の所管行政官庁，にのみ提起することができる。

4　第18条第１項ｂ，ｃ，およびｄに規定する諸団体による申立ては，締約国内の次の地の裁判所，あるいは国内法が規定している場合には，次の地の所管行政官庁，にのみ提起することができる。

a　危険な活動が行われているかまたは行われるおそれのある地

b　諸措置がとられるべき予定の地

第20条（通知）

裁判所は，被告が防御の準備をすることができ，あるいは全ての必要な措置が期限までにとられるような十分な期間に，訴訟手続を開始する旨の文書あるいはそれと同意義の文書を，被告が受け取ることができたことが明らかになるまで，訴訟手続を停止する。

第21条（訴訟係属）

1　同一の訴訟原因と当事国に関する訴訟手続が異なる締約国の裁判所に提起されたときは，最初に係属した裁判所以外のいかなる裁判所も，最初に係属した裁判所の管轄権が確立されるまで，職権でその訴訟手続を停止する。

2　最初に係属した裁判所の管轄権が確立されたときは，最初に係属した裁判所以

外のいかなる裁判所も，最初の裁判所を支持して自らの管轄権は辞退する。

第22条（関連訴訟）

1　関連訴訟が異なる締約国の裁判所に提起されたときは，最初に係属した裁判所以外のいかなる裁判所も，それらの訴訟が第一審で係争中である間は，その訴訟手続を停止することができる。

2　最初に係属した裁判所以外の裁判所は，また，当事国の一方の申請に基づいて，関連訴訟の併合をその裁判所の法が許容しており，かつ最初に係属した裁判所が両訴訟について管轄権を有する場合には，管轄権を辞退することができる。

3　本条において，訴訟が関連しているとみなされるのは，それらが密接に結びついているので，別々の訴訟手続の結果として生じる矛盾した判決の危険を避けるために，それらを一緒に審理し判決することが好都合である場合である。

第23条（判決の承認と執行）

1　上述の第19条の規定に従って管轄権を有する裁判所によってなされたいかなる判決も，もはや通常の方式による審査に服しない場合には，いかなる締約国においても承認される。但し，次の場合を除く。

a　そのような承認が，承認を求められた締約国における公序に反する場合

b　被告が防御の準備をすることが可能な十分な期間内に，訴訟手続を開始する旨の文書あるいはそれと同意義の文書が被告に正当に送達されず，欠席のまま判決がなされた場合

c　その判決が，承認を求められた締約国において同一の当事者間の紛争に関して下された判決と矛盾するとき

d　その判決が，同一の訴訟原因と当事者に関して他の国家においてなされた以前の判決と矛盾する場合。但し，この後者の判決が，求められた締約国における判決承認に必要な条件を満たしているときに限る。

2　前項の規定により承認され原締約国内において執行可能な判決は，各々の締約国により必要とされる手続が完了次第，その締約国内において執行可能である。

その手続は，事件の本案の再審理を許容するものであってはならない。

第24条（裁判管轄ならびに判決の承認および執行に関する他の条約）

2つ以上の締約国が，裁判管轄の規則を確立し，あるいは他の締約国においてなされた判決について締約国内における承認と執行を規定する，条約に拘束されることとなったときは，その条約の規定は，第19条から第23条までの対応する規定に取って代わる。

第5章　本条約と他の規定との関係

第25条（本条約と他の規定との関係）

1　本条約のいかなる規定も，損害を受けた個人の権利を制限あるいは一部修正するものとは解釈されないし，また，締約国の国内法あるいは締約国となっている他の条約の下での環境の保護あるいは原状回復に関する規定を制限するものとは解釈されない。

2　相互関係において，ＥＥＣのメンバーとなっている締約国は，共同体の規則を適用し，それゆえ，関係する特定の問題を規律する共同体の規則がない場合以外は，本条約から生じる規則を適用しない。

第6章　常任委員会

第26条　常任委員会

1　本条約の目的のために，本条約により常任委員会が設置される。

2　各締約国は，常任委員会に一または複数の代表者を出すことができる。

3　各代表は，一つの投票権を有する。ただし，ＥＥＣの管轄範囲内では，本条約に加入しているＥＥＣ（欧州経済共同体）構成国の数だけの投票権をＥＥＣは行使する。逆に，ＥＥＣ構成国が投票権を行使する場合には，ＥＥＣの投票権は行使しない。ＥＥＣの構成国が全く締約国でない場合は，締約国としてのＥＥＣは

一つの投票権を有する。

4　第32条に言及される，もしくは第33条の規定に則り条約への加入を求められる本条約の締約国でないいかなる国も，常任委員会にオブザーバーとして代表者を出すことができる。ＥＥＣが締約国でなければ，ＥＥＣは常任委員会にオブザーバーとして代表者を出すことができる。

5　少なくとも会合の一ヶ月前で，締約国が事務局長に異議の申し立てをしていなければ，常任委員会は以下に掲げるものについて，すべての会合もしくは一会合または会合の一部にオブザーバーとして出席させることができる。

— 前記第４項において言及されない国

— 本条約の及ぶ領域において専門的に適切な国際組織，国家組織，政府組織，非政府組織

6　常任委員会はその任務を果たすために，専門家に助言を求めることができる。

7　常任委員会は，ヨーロッパ評議会の事務局長によって招集されるものとする。常任委員会は，締約国の３分の１もしくはヨーロッパ評議会閣僚委員会の要請があれば必ず開催するものとする。

8　常任委員会の会合には締約国の３分の１が出席していなければならない。

9　少なくとも締約国の２分の１の出席があれば，常任委員会の決定を採択することができる。

10　第27条ならびに第29条から第31条を条件として，締約国の過半数の出席があれば常任委員会の決定は採択される。

11　本条約の規定を条件として，常任委員会はその手続規定を作成する。

第27条　常任委員会の任務

常任委員会は，本条約に関する問題の検討を行う。特に，

a　条約の解釈または実施に関して言及された一般的性質の問題を検討することができる。条約の実施に関する常任委員会の結論は勧告という形で採用することができる。勧告は，４分の３以上の投票によって採択される。

b　附属書を含む条約に対する必要な修正の提案や第29条から第31条に準じて提

案されたものの審査をすることができる。

第28条　常任委員会の報告書

各会合終了後，常任委員会は討議内容と採択された決定についての報告書を締約国ならびにヨーロッパ評議会閣僚委員会に送付する。

第７章　条約の修正

第29条　条文の修正

1　締約国または常任委員会が提出した本条約条文の修正案は，ヨーロッパ評議会の事務局長に通達され，少なくとも常任委員会の会合２ヶ月前には当該事務局長から，ヨーロッパ評議会構成国，ＥＥＣ，条約署名国，締約国，第32条の規定に則り本条約の署名を求められる国，第33条の規定に則り本条約への参加を求められる国に対して送付される。

2　前項の規定に従って提出された修正案は，常任委員会により審査される。

a　第１条から第25条までに対する修正案は，４分の３の締約国の受諾により採択された原文に従わなければならない。

b　第26条から第37条までに対する修正案は，閣僚委員会の４分の３の承認により採択された原文に従わなければならない。

3　第１条から第25条までに対する修正は，それを受諾した締約国に関しては，少なくともヨーロッパ評議会構成国２ヶ国を含む締約国３ヶ国が修正を受諾したことを事務局長に通知した日から１ヶ月間を経た翌月の初日に効力を生ずる。

その後に修正を受諾した締約国に関しては，当該締約国が修正を受諾したことを事務局長に通知した日から１ヶ月間を経た翌月の初日に修正は効力を生ずる。

4　第26条から第37条までに対する修正は，全締約国が修正を受諾したことを事務局長に通知した日から１ヶ月間を経た翌月の初日に修正は効力を生ずる。

第30条　附属書の修正

1　締約国または常任委員会が提出した本条約附属書の修正案は，ヨーロッパ評議会の事務局長に通達され，少なくとも常任委員会の会合２ヶ月前には当該事務局長から，ヨーロッパ評議会構成国，ＥＥＣ，条約署名国，締約国，第32条の規定に則り本条約の署名を求められる国，第33条の規定に則り本条約への加入を求められる国に対して送付される。

2　前項の規定に従って，もしくは第31条にいう適切な場所に提出された修正案は，常任委員会で審査され，４分の３の得票により採択することができる。採択された原文は締約国に送付されなければならない。

3　３分の１以上の締約国が異議の通知をしない限り，常任委員会の採択後18ヶ月間を経た翌月の初日に，修正は異議の通知をしていない締約国に対して効力を生ずる。

第31条（附属書ＩＡ及びＢの黙示の改正）

1　ＥＥＣが，附属書のいずれかの改正を，本条約附属書ＩＡ及びＢにいう指令に採択するときいかなる場合も，事務局長はＥＣ機関紙（Official Journal of the European Communities）において公表した後４か月以内に全締約国に通達しなければならない。

2　前項の通達後６か月以内に限って，いかなる締約国も改正が常任委員会に提出されるよう要請することができる。その場合，第30条第２項及び第３項に基づく手続きによるものとする。常任委員会への改正の提出を要請する締約国がない場合は，次項の規定を適用するものとする。

3　改正は，全締約国への改正の通達後18か月を経過した翌月の最初の日に，当事国の３分の１以上が異議の通知を行っていない場合に限り，異議の通知を行っていない締約国に対して発効する。

ただし，改正の発効は，ＥＥＣ構成国が各国内法を指令に対応させるために定めた日が，本項前段にいう期間から起算した日より遅い場合は，当該日まで延期される。

第８章　最終条項

第32条（署名，批准，及び発効）

1　本条約は，ヨーロッパ評議会構成国，すすんで参加した非構成国，及びＥＥＣの署名のために開放しておく。

2　本条約は，批准，受諾，又は承認を条件とする。批准，受諾，又は承認の文書は，ヨーロッパ評議会事務局長に寄託されなければならない。

3　本条約は，少なくとも２ヶ国のヨーロッパ評議会構成国を含む３か国が，本条第２項の規定に従って条約に拘束されることに同意を表明した日から，３か月を経過した翌月の最初の日に発効するものとする。

4　その後拘束されることに同意を表明したいかなる署名国に関しても，条約は，批准，受諾，又は承認の文書の寄託の日から，３か月を経過した翌月の最初の日に発効するものとする。

第33条（非構成国）

1　本条約の発効後，ヨーロッパ評議会閣僚委員会は自らの決定によって，あるいは常任委員会の提案に従って締約国と協議した後，ヨーロッパ評議会法第20条ｄに規定された過半数の賛成，及び閣僚委員会で発言権を持つ締約国の代表の投票による満場一致の決定によって，いかなるヨーロッパ評議会非構成国をも本条約に加入するよう招請することができる。

2　いかなる加入国に関しても，条約は，ヨーロッパ評議会事務局長に加入書を寄託した日から，３か月を経過した翌月の最初の日に発効するものとする。

第34条（領域）

1　いかなる署名国も，署名の時，又は批准，受諾，若しくは承認の文書の寄託の時に，本条約適用の領域を明示することができる。他のいかなる国も加入書の寄託の時に同様の宣言を公式に行うことができる。

2　いかなる締約国も，ヨーロッパ評議会事務局長に対して行われる宣言によって，

宣言に明示され，かつ締約国がその国際関係について責任を有し，又は締約国が保証を与える権限を持つ他のいかなる領域にも，いかなる後にも本条約の適用を拡張することができる。そのような領域に関しては，条約は，事務局長がそのような宣言を受領した日から3か月を経過した翌月の最初の日に発効するものとする。

3　前2項に基づくいかなる宣言も，そのような宣言に明示されたいかなる領域に関しても，事務局長に対して行われる通知によって撤回されうる。撤回は，事務局長がそのような通知を受領した日から3か月を経過した翌月の最初の日に効力を生ずるものとする。

第35条（留保条件）

1　いかなる署名国も，署名の時，又は批准，受諾，若しくは承認の文書の寄託の時に，次の権利の留保を宣言することができる。

a　第3条aを，相互主義のみに基づいて，本条約の非締約国の領域内で被った損害に適用すること

b　国内法において，第8条の権利を損なうことなく，事業者は，第2条第1項a及びbにいう危険な活動によって引き起こされた損害の場合に，事故時の科学的・技術的知識の水準では，危険な物質動産の存在，又は生物を扱う行為に内在する重大なリスクを発見することが，不可能であったことを証明すれば，責任を負わないと規定すること

c　第18条を適用しないこと

いかなる他の国も，加入書の寄託の時に，同様の留保を公式に行うことができる。

2　留保を行ういかなる署名国又はその他の国も，ヨーロッパ評議会事務局長に国内法における関係部分を通知しなければならない。

3　本条約の適用を，第34条第2項に基づく宣言の中で述べられた領域に拡張するいかなる締約国も，関係領域に関して前2項の規定に従って留保を行うことができる。

4　本条約の条項については，本条に述べられたものを除いては，いかなる留保もすることができない。

5　本条にいう留保のいずれかを行ったいかなる締約国も，ヨーロッパ評議会事務局長に対して行われる宣言によって留保を撤回することができる。撤回は，事務局長がそれを受領した日から１か月を経過した翌月の最初の日に効力を生ずるものとする。

第36条（廃棄）

1　締約国は，ヨーロッパ評議会の事務局長宛の通告により，何時でもこの条約の廃　棄を行うことができる。

2　その廃棄は事務局長が通告を受けた日から３か月経過した翌月の最初の日に有効となる。

第37条（通知）

ヨーロッパ評議会の事務局長は，ヨーロッパ評議会の構成国，署名国，締約国，そしてこの条約に加入するよう招請された国に次のことを通知する。

a　署名。

b　批准書，受託書，承認書または加入書の寄託。

c　第32条または第33条によるこの条約の発効の日。

d　第29条，第30条または第31条によって採用された改正と，その改正が発効する日。

e　第18条または第34条の規定のもとでなされた宣言。

f　第35条の規定を遂行してなされた留保と留保の撤回。

g　この条約に関する，他のあらゆる行為，通知または交渉。

以上の証拠として，署名者は，正当に委任を受けてこの条約に署名した。

○○○において１９○○年○月○日，ひとしく正文である英語，フランス語によ

り原本一通を作成し，ヨーロッパ評議会の文書局に寄託する。ヨーロッパ評議会の事務局長は，認証謄本を，ヨーロッパ評議会の各構成国，非構成国であってこの条約の作成に参加した国，ＥＥＣおよびこの条約に加入するよう招請された国に送付する。

附属書Ⅰ

危険物質

A．危険物質のカテゴリーに採用される基準と方法（第２条２項ａ）

第２条２項ａに定める財産は，次の基準と方法による。

― 1992年10月５日のＥＣ議会指令 92/32/EEC（OJEC No.L154/1）で７回目の改正がなされ，また，

1992年４月30日のＥＣ委員会指令 92/37/EEC（OJEC No. L154/30）で16回目の技術進歩への対応がなされた，

危険物質の分類，梱包，ラベル表示についての制定法，規制，行政上の規定の近似値に関する1967年６月27日のＥＣ議会指令 67/548/EEC(OJEC No.L196/1）。

― 1990年10月５日のＥＣ委員会指令 90/492/EEC（OJEC No.L275/35）で技術進歩への対応がなされた，構成国の危険配合物の分類，梱包，ラベル表示についての制定法，規制，行政上の規定の近似値に関する1988年６月７日のＥＣ議会指令 88/379/EEC（OJEC No.L187/14）。

B．危険物質のリスト（第２条２項ｂ）

第２条２項ｂに定める物質は，1992年４月30日のＥＣ委員会指令 92/37/EEC（OJEC No. L154/30）で16回目の技術進歩への対応がなされた，危険物質の分類，梱包，ラベル表示についての制定法，規制，行政上の規定の近似値についての1967年６月27日のＥＣ会議指令 67/548/EEC（OJEC No.196/1）附属書Ⅰにおいて一覧表示される。

附属書Ⅱ

廃棄物の焼却，処理，取扱または再利用のための施設またはサイト（第２条１項ｃ）

1　陸上または海での焼却による固体，液体または気体の廃棄物の部分的または完全な廃棄のための施設またはサイト。

2　減少した酸素供給のもとでの固体，気体または液体の廃棄物の熱分解のための設備またはサイト。

3　固体，気体または液体の廃棄物の高温分解または熱処理のための設備またはサイト。

4　固体または液体の廃棄物からの化合物の熱回収のための施設またはサイト。

5　再生利用または廃棄のための廃棄物の化学的，物理的または生物学的処理のための施設またはサイト。

6　永久処分用のサイトの操業への合意に先立っての混合または配合のための施設またはサイト。

7　永久処分用のサイトの操業への合意に先立っての再梱包のための施設またはサイト。

8　次に掲げる再利用または再生利用のための，固体，液体または気体の廃棄物の取扱と処理のための施設とサイト。

　— 溶剤の再利用／再生

　— 有機物（溶剤は除く）と無機物の再生利用

　— 酸と塩基の再生

　— 汚染除去に使用された成分の回収

　— 触媒からの成分の回収

　— 廃油の再精製またはその他の再生利用

　— 廃車からの成分の回収

9　この附属書でのあらゆる操業への合意，または，生産サイト上の懸案の堆積物である廃棄物（一時貯蔵を除く）の永久処分サイトの操業への合意が予期される物質の貯蔵用施設またはサイト。

第　2　部

国　内　法　制　度

第 2 部

国内法制度

第１章　日本の原子力損害賠償制度

Ⅰ　はじめに

我が国において原子力損害に対する賠償・補償制度は，「原子力損害の賠償に関する法律」（以下，原賠法という）及び「原子力損害賠償補償契約に関する法律」（以下，補償契約法という）から成り立っている。この制度の目的とするものは，「被害者の保護」と「原子力事業の健全なる発達」であり，主として前者から，①原子力事業者の無過失責任及び免責事由の制限②原子力事業者への責任の集中③損害賠償措置の強制，等の，そして後者から，④原子力事業者の求償権の制限⑤損害賠償措置額を越える賠償についての国の援助，等の特色が生まれた。

以下，原子力損害賠償制度の概要について，原賠法の規定を中心に，原子力責任に関する国際条約（以下，条約という）との比較も踏まえて整理していく。

Ⅱ　原子力損害賠償制度の概要

１　原子力損害

原賠法が対象とする原子力損害とは，「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性的作用（これらを摂取し，又は吸入することにより人体に中毒及びその続発症を及ぼすものをいう）により生じた損害」とされている。但し，損害を賠償する責めに任ずべき原子力事業者の受けた損害は除かれる（原賠法２条２項）。

原賠法には，損害の範囲を直接損害，人体損害に限定する規定がないため，損害の範囲は民法の不法行為法でいう相当因果関係のある損害とされる。

＜条約との比較＞

条約では，「核物質の放射特性又は放射性特性と有毒性，爆発性その他の危険な特性との結合から生じた作用」（パリ条約１条(a)，ウィーン条約１条１項）となっており，有毒性，爆発性その他の危険な特性は放射性特性と結合した場合に初めて対象となるという点が原賠法と異なっており，原賠法の方が広い概念となっている。

また，損害の範囲は，死亡，身体障害または財産の損害に限定し（パリ条約3条(a)，ウィーン条約1条1項），精神損害，得べかりし利益等は各国法に委ねる（ウィーン条約1条1項）となっており，条約の方が範囲を限定的に考えている点に違いがみられる。但し，避難費用の取扱いについては双方とも明文の規定がない点は共通している。

2　責任の性質及び免責事由

原子力損害に対する原子力事業者の責任は無過失責任である（原賠法3条1項本文）。これは，従来の過失責任主義を原則とする不法行為理論によっては，被害者の救済が著しく困難になり，その保護に欠けることになるからである。但し，原子力損害が「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」によって生じた場合は原子力事業者は免責される（原賠法3条1項但書）。この「異常に巨大な天災地変」は有史上例のない規模のものと考えられ，「社会的動乱」についても同様の規模が必要と考えられている。したがって，局地的な暴動・蜂起・テロリズムは「社会的動乱」に当てはまらないとされている(1)。

＜条約との比較＞

無過失責任である点は同じであるが，条約では戦闘行為（パリ条約），武力紛争行為（ウィーン条約），内戦または反乱等が免責事由として明示されている点が異なっている。ただ，原賠法でも戦争，海外からの武力攻撃，内乱等は「社会的動乱」に該当すると考えられるので，実質的な差異はないといえる。

3　責任の集中，求償

原子力損害に対する賠償責任は，原子力事業者に集中されている（原賠法4条）。これは，被害者救済の観点及び原子力関連産業のリスクの軽減の観点からなされている。

また，原子力事故を引き起こした第三者に対する原子力事業者の求償権については，その者に故意のある場合または特約のある場合に限られる（原賠法5条）。この故意の内容については，明文で規定していないが，論理上「原子力損害を発

生させるという故意」と限定して解釈すべきである[2]。

＜条約との比較＞

原賠法は法人に対しても求償権を行使できる点に差異がみられる他は，ほぼ同じと考えられる。

4　責任の制限

我が国では，賠償責任制限額について原賠法上の規定がなく，原子力事業者は無限責任を負っている（但し，外国原子力船が日本の水域に立ち入る場合につき，その事業者の負う責任の額は，360億円を下回らない範囲で日本政府と当該事業者の国の政府とが合意した額に制限される。原賠法４条２項）。しかし，後述する損害賠償措置額以上の損害については，国が援助することになっており（但し，義務的国家補償ではない），実際上，原子力事業者に過酷な負担を課すことにはならないと考えられる[3]。

＜条約との比較＞

最も差異がみられる点といえよう。すなわち，条約においては，原則として1500万SDR(約22.5億円[4])，但し500万SDR(約7.5億円)以上で各国が決定し得る（パリ条約７条(a)(b)），３億SDR(約450億円)（ブラッセル補足条約３条(a)），500万US＄を下らない額（ウィーン条約５条１項），というように責任制限が定められ[5]，原子力事業者はその制限額以上の負担は負わないという，いわゆる有限責任の制度が採られている。後述する賠償措置額との関係で，この部分の整合性をいかにとるかという点が日本の今後の条約加盟を考えるうえで問題となっている。

5　損害賠償措置

(1)損害賠償措置の強制

事業者は，損害賠償措置を講ずるよう義務づけられ，損害賠償措置を講じないで原子力施設を運転することは禁じられている（原賠法６条）。これは，損害賠償義務の確実な履行を担保するため，及び事業者について事故の際の偶発

的な賠償負担を経常的支出（保険料の支払等）に転化せしめるためである。

⑵賠償措置額

事業者の賠償措置額は，300億円を上限として施設の種類ごとに定められている（原賠法７条１項，同法施行令２条）。

＜条約との比較＞

責任制限額（原則として1500万SDR,約22.5億円）に相当する額（パリ条約10条(a)），500万SDR(約7.5 億円）から7000万SDR(約105 億円）の間で各国が定めた額（ブラッセル補足条約３条(a)），各国に委ねられている（ウィーン条約７条１項）というように規定はさまざまであるが，概して原賠法に比べて低い額となっている。ここで問題になるのは，有限責任制度を前提に作成されている条約は，責任範囲を完全にカバーする賠償措置を要求するのに対し，無限責任制度を採用するわが国は，その責任範囲をカバーする賠償措置は不可能ないし非現実的である，という点である(6)。この点は，条約の規定の仕方の問題でもあり，今後の検討課題とされている。

⑶賠償措置の方法

賠償措置の方法は，①責任保険契約及び補償契約の締結②現金または有価証券の供託③前記①②に相当する措置，の３つがあり（原賠法７条１項），通常①の責任保険契約及び補償契約の締結が行われている。ここで，補償契約の概要を説明すると次のようになる。

・原子力損害賠償補償契約は，責任保険によって塡補されない場合に備えて政府と締結するもので，責任保険によって塡補されない場合とは次のとおり。

(a)地震又は噴火によって生じた原子力損害

(b)正常運転の場合に生じた原子力損害

(c)発生原因の起こった日より10年を過ぎて請求された原子力損害

(d)その他政令で定める損害

なお，原子力船の場合については別に特別な措置がとられる。

＜条約との比較＞

特に差異はみられない。

(4)賠償措置を講ずる単位

賠償措置を講ずる単位は，「一工場若しくは一事業所当たり若しくは一原子力船当たり」（原賠法７条１項）とされ，これをサイト主義という(7)　よって，一事業所内に二以上の原子炉を設置する場合でも賠償措置は一つでよいことになる。この場合の賠償措置額は，事業所内の個々の施設に関する賠償措置額の合計ではなく，それらの賠償措置額の中で最大のものが当該事業所の賠償措置額となる。

＜条約との比較＞

条約は，「一原子力事故当たり」を基準としているので原賠法のサイト主義と異なっている。

6　国の援助等

前述の，原子力事業者の講ずる損害賠償措置では塡補され得ない損害が２種類考えられている。一つは当該損害について原子力事業者に賠償責任はあるが，損害が賠償措置額を越える場合で，他の一つは，原子力事業者が免責されている場合である。以下，それぞれの場合における国の援助等についてまとめる。

(1)損害が賠償措置額を越える場合

このような場合，国は原子力事業者に対して「損害を賠償するために必要な援助を行うもの」とされている（原賠法16条）。これは，損害が賠償措置額を越え，かつ原賠法の目的の達成のために必要と認められるときは必ず援助を行うものとする趣旨である(8)。しかし，国の法律上の義務ではない(9)。

(2)原子力事業者が免責される場合

このような場合，国は「被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようにするものとする」とされている（原賠法17条）。こうした損害は，原子力損害というよりは国家的・社会的災害による損害というべきものであり，そのような観点から国が措置を講ずると定めたものである。

＜条約との比較＞

条約では，国家補償をすることができる（パリ条約15条(a)），7000万SDRと措置額の差額は各国の公的資金により，また7000万SDR と１億2000万SDRの差額は締約国が分担して拠出する公的資金により補償される（ブラッセル補足条約３条(b)），責任制限額と措置額の差額を国家が補償する（ウィーン条約７条１項）と定められており，いずれも国家による補償というものが考えられている(10)。この中で，ブラッセル補足条約及びウィーン条約は，国家による介入義務を定めているが，パリ条約はそのような義務を定めていない。原賠法にいう国の援助は，法的な義務付けの規定ではないからブラッセル補足条約及びウィーン条約でいう国家補償とは一致しない。この点で若干の差異があるといえよう。

7　損害賠償請求権の期間制限

原賠法には特別の規定がないため，損害賠償請求権の期間制限については民法の一般原則（不法行為の時効の規定）が適用される。よって，請求権は，被害者が損害及び加害者を知った時から３年，不法行為の時から20年で消滅する（民法724条）。前者は時効期間，後者は除斥期間と解するのが通説とされる。

＜条約との比較＞

条約では，原則として事故の日から10年（国内法で10年以上も可），または国内法で設定される損害及び責任ある者を知った日から２年以上の期間（パリ条約，但しウィーン条約では後者につき３年以上）とされる。このように日本に比べて除斥期間が短いのは，責任保険金債権の消滅時効期間との整合のため，因果関係の立証に関する複雑な争いを避けるため，等の理由によっていると考えられる。しかし，原子力損害の特殊性，特に晩発性障害の発生を考えると10年という除斥期間は短すぎるのではないかという疑問が生ずる。

Ⅲ　最後に

日本の原子力損害賠償制度を，原賠法を中心に概観したが，責任の制限に関する部分と損害賠償請求権の期間制限に関する部分を除いては，ほぼ国際的条約と同様

な内容になっている。我が国が無限責任から有限責任に変更することはほとんど考えられないため，今後の国際条約，特に現在改正作業中のウィーン条約への加入を検討するにあたって責任の制限に関する部分においてどのような整合性をとるのか注目される。

（注）

⑴科学技術庁原子力局監修『原子力損害賠償制度』㈱通商産業研究社　平成３年改訂版　55頁

⑵前掲注⑴　67頁

⑶星野 英一「日本の原子力損害賠償制度」金沢 良雄編『日独比較原子力法』第一法規　昭和55年　91頁

⑷以下，１SDR＝150円として換算している。

⑸ウィーン条約では最低額のみ定められており，上限額は定められていない。

⑹道垣内正人「国境を越える原子力損害に関する賠償責任」ジュリスト1015号160頁（1993年）

⑺サイト主義が採用されたのは，一事業所内に数個の原子力施設があり，そのサイトからの放射線の放出等により損害が発生した場合には，それがどの施設からのものであるか明確に区分しえない事態に対処しようとするためとされる。

⑻前掲注⑴　99～100頁

⑼前掲注⑶　94～95頁

⑽このような，損害賠償責任を事業者に集中すると共に国がその賠償責任の一部を分担するという方式は，事業者の民事責任と国の補充（残余）責任とが結合したもので，一般に混合責任とよばれる。山本 草二『国際法における危険責任主義』東京大学出版会　昭和57年　211頁

第２章　油濁損害の補償に関する国内法制について

Ⅰ　油濁損害賠償保障法の制定

油濁損害賠償保障法（昭和50年 法律第95号）は，我が国が，1969年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」（以下「責任条約」という）および1971年の「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」（以下「基金条約」という）を批准するにあたって，これらを国内法化したものである。従って，同法はこれらの条約を忠実に具体化した規定からなっている。

油濁損害賠償保障法は船主の責任制限に関する規定を置いているが，これらの規定は「船舶の所有者等の責任の制限に関する法律」（以下「船主責任制限法」という）に対して特別法の関係にたつものである。油濁事故については，通常の事故の場合よりも船主の責任限度額を高めに設定することが意図されていた。油濁損害賠償保障法の定義する「油濁損害」に該当しない，油による損害（例えば，ばら積輸送を目的としない船舶による事故やバラスト航海時の事故による油による損害など）については，船主責任制限法の適用がある。

Ⅱ　油濁損害賠償保障法の概要

１．目的

油濁損害賠償保障法は，油濁損害に関して「船舶所有者の責任を明確にし」，および「賠償を保障する制度を確立する」ことによって，「被害者の保護を図り」，また「油の海上輸送の健全な発達」を図ることを目的とする法律である（第１条）。

同法は，「船舶所有者の責任を明確にし」「賠償を保障する制度を確立する」ために，責任集中，厳格責任，責任制限，保障契約の強制，国際基金からの補償などについて規定を置いている。

２．適用範囲

油濁損害賠償保障法にいう「油濁損害」とは次のようなものである（第２条第

6号）。

①ばら積みの油の輸送の用に供している船舶から流出し，又は排出された油による汚染（貨物又は燃料として積載されていた油による汚染に限る。）により生ずる責任条約の締約国の領域（領海を含む。）内における損害。

②①に掲げる損害の原因となる事実が生じた後に，その損害を防止し，又は軽減するために執られる相当の措置に要する費用及びその措置により生ずる損害。

以上より，油を輸送している船舶であっても，ばら積みで油を輸送するためのものでなければこの法律の適用がないし，また，ばら積み用の船舶（タンカー）であっても，現にばら積みで油を輸送していない限り（例えば空船のとき，ドラム缶詰めの油を輸送しているとき），この法律の適用はない。反面，ばら積みで油を輸送していた限りは，流出・排出された油が貨物であるか燃料用に積まれていたものであるかを問わず，適用の対象となる。（なお「油」とは，原油，重油，潤滑油，その他政令で定めるものをいう。）

この法律は，非締約国の領域内および公海上で生じた油による汚染損害については適用されないが，②の防除措置費用・損害については，防止・軽減しようとした汚染損害が締約国の領域内で生じるおそれがあった（又は実際に生じた）ものである限り，具体的措置が公海上又は非締約国の領海内で執られても，この法律の適用がある。

なお，この法律の対象は汚染損害及びその防除措置費用・損害であり，油による爆発損害や火災損害等は含まれない。

3．責任の主体（責任集中）

油濁損害が生じたときは，その油が積載されていた船舶の所有者は，その損害を賠償する責めに任ずる（第3条第1項）。船舶賃借人，船舶所有者の使用人，および船舶賃借人の使用人は，油濁損害につき賠償責任を負わない（第3条第4項）。（なお，定期傭船者およびその使用人も責任を負わないと解されている。）このように，責任は登録船舶所有者に集中している。この船舶所有者への責任

の集中は，対被害者の関係において，かつ，当該船舶に関する限りにおいてである。従って，被害者に損害賠償をした船舶所有者が，船舶賃借人に対し，又は船長等に対して求償をすることは妨げられないし（第３条第５項），その他の加害第三者に対する求償権の行使も妨げられない。

４．責任の性質（厳格責任，免責事由）

船舶所有者は，自己又はその使用人（船長・海員等）に故意・過失があったか否かに拘らず，以下に述べる免責事由に該当する場合を除いて，自己の所有する船舶からの油の流出・排出により生じた油濁損害については，損害賠償の責任を負う（厳格責任）。船舶所有者が油濁損害につき責任を免れうるのは，当該油濁損害が次の４つの原因により生じた場合だけである（第３条第１項但書）。免責事由となる４つの原因とは，①戦争，内乱又は暴動，②異常な天災地変，③当該船舶所有者およびその使用人以外の者の悪意（専らこれにより油濁損害が生じたことを要し，他の原因が介在する場合を含まない），④国又は公共団体の航路標識又は交通整理のための信号施設の管理の瑕疵（専らこれにより油濁損害が生じたことを要する），である。いずれの場合にも，船舶所有者は油濁損害がその原因によって生じたことを立証しなければ免責されない。

なお，２隻のタンカーが衝突した結果，両船から油が流出したような場合において，特定の油濁損害がどちらの船舶の油によるものか分別できないときには，各船舶所有者は連帯して損害賠償責任を負うものとされている（第３条第２項）。

５．過失相殺

油濁損害が，被害者の故意又は過失によって生じたものであるときは，裁判所は，損害賠償責任の有無，損害賠償額の決定についてこれを斟酌することができる（第４条）。挙証責任は船舶所有者の側にある。

６．裁判管轄および外国判決の効力

責任条約によれば，「締約国の領域（領海を含む）において汚染損害をもたら

し，又は当該領域（領海を含む）における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には，賠償の請求の訴えは，当該締約国の裁判所にのみ提起することができる」とされ（第９条第１項），「各締約国は，自国の裁判所が１に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにする」こととされている（同条第２項）。我が国の民事訴訟法は裁判籍について種々の規定を置いているが，これらの規定によっても，上記の油濁損害賠償請求事件について我が国に管轄権を有する裁判所が存在しないことが起こりうる（例えば，我が国に営業所も財産もない外国船主の所有する外国籍の船舶からの油の流出について，我が国に住所のない者によって我が国の領海外において防除措置がとられたような場合）。そこでこのようなケースにそなえて，油濁損害賠償保障法は「他の法律により管轄裁判所が定められていないときは，最高裁判所が定める地の裁判所の管轄に属する」と規定している（第11条）。これを受けて，油濁損害賠償責任制限事件等手続規則（昭和51年最高裁判所規則第３号）第１条は，「東京都千代田区とする」と定めている。

外国判決の効力について，油濁損害賠償保障法は「責任条約第９条第１項の規定により管轄権を有する外国裁判所が油濁損害の賠償の請求の訴えについてした確定判決は，次に掲げる場合を除き，その効力を有する」と規定する（第12条第１項）。管轄権を有する外国裁判所のした確定判決の効力が例外的に否認されるのは，①当該判決が詐欺によって取得された場合，②被告が訴訟の開始に必要な呼出し又は命令の送達を受けず，かつ，自己の主張を陳述するための公平な機会が与えられなかった場合，である。

７．請求権の消滅（除斥期間）

船舶所有者に対する損害賠償請求権は，「油濁損害が生じた日から３年以内」又は「当該油濁損害の原因となった最初の事実が生じた日から６年以内」に裁判上の請求がされないときは消滅する（第10条）。責任条約の出訴期間の規定を国内法化したものであり，従って消滅時効ではなく除斥期間を定めたものである。「油濁損害が生じた日」とは，当該油濁損害が客観的に発生した日であって，被

害者が油濁損害の発生を知りたる日ではない。特に「最初の事実が生じた日」としているのは，責任条約第８条が「事故が一連の出来事から成る場合には，その６年の期間は，最初の出来事の発生の日から起算する」としているのを受けたものである。

８．責任の制限

(1) 責任制限の原則とその例外

油濁損害の賠償責任を負う船舶所有者は，当該油濁損害に基づく債権について，油濁損害賠償保障法で定めるところにより，その責任を制限することができる（第５条第１項）。また，被害者から油濁損害の賠償について直接請求を受けた「保険者等」（保障契約の当事者 第２条第９号参照）も，責任制限を主張できる（第15条第３項）。

船舶所有者は，当該油濁損害が自己の故意又は過失により生じたときは，責任を制限できない（第５条第１項但書）。所有者自身の過失とは，一般的かつ概括的には，船舶の不堪航の場合をいうと解されている。船舶所有者に故意・過失があるとの立証責任は，債権者の側にある。なお，この責任制限阻却事由が適用されるのは，船舶所有者についてだけであり，保険者等は，船舶所有者自身に故意・過失がある場合でも，責任制限を主張することができる（第15条第３項は第５条第１項但書を準用していない）。

(2) 責任制限の及ぶ範囲

責任制限は，船舶ごとに，同一の事故から生じた全ての制限債権に及ぶ（第８条）。船舶ごとに，一事故一制限基金主義を採るものである。船舶所有者又は保険者等のうちの１名が責任制限手続開始の申立てをすると，他の者は受益債務者となり，責任制限の利益を享受することとなる（第38条参照）。

(3) 責任限度額

船舶所有者及び保険者等が責任を制限することができる場合における責任限度額は，２千単位に当該船舶のトン数を乗じて得られた金額であって，２億１千万単位を上限とする（第６条）。この場合１単位というのは，純分1000分の

900の金65.5ミリグラムの価値（いわゆる金フラン）に相当する政令で定める金額であり（第２条第８号），油濁損害賠償保障法施行令第２条によって，現在は16円とされている。金価値に対する円の公定の価値が変動する毎に，政令の改正により，その時点での邦貨換算額を正確に表示していくことを意図した規定である。責任限度額決定の基準となるトン数は，いわゆる純トン数に機関室容積を加えたトン数であって，総トン数の60％ないし80％に相当するものである（第７条）。

(4)　責任制限の手続

油濁損害賠償保障法に基づく責任制限の手続については，原則的に船主責任制限法第３章の規定が準用されており（第38条），準用に際しての読み替えが詳細に規定されている。

責任制限事件の管轄については，油濁損害賠償保障法は「本邦内において油濁損害が生じたときは，当該油濁損害が生じた地を管轄する地方裁判所の管轄に」，また損害防除措置が「本邦外において執られ，かつ，本邦内において損害が生じなかったときは，当該措置を執った者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所」の管轄に専属する旨を規定している（第31条）。さらに，この後者のケースにおいて，当該防除措置を執った者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が，我が国に存在しない場合（外国にのみ住所・営業所を有するような場合）には，最高裁判所規則で管轄を定めることとしている。油濁損害賠償責任制限事件等手続規則第２条は「東京地方裁判所とする」と規定している。

同一の事故から油濁損害が数個の地方裁判所の管轄する地域内で生じたときは，そのうちの何れの裁判所に責任制限を申立てるかは，申立てをする船舶所有者又は保険者等の選択に委ねられる。事件をその裁判所に係属させておくことによって，被害者たる制限債権者に著しい損害を生じる等の場合には，裁判所は職権で責任制限事件を他の裁判所に移送することができる（第32条）。

裁判所は，責任制限手続開始の申立てを相当と認めるときは，申立人に対して，１ケ月を超えない一定の期間内に，責任限度額に相当する額の金銭を裁判

所の指定する供託所に供託し，かつ，その旨を届け出るべきことを命じなければならない（第32条の２第１項）。責任制限基金は，制限債権の弁済にのみ充当されるものであり，制限債権者間における基金の分配は，制限債権の額の割合に応じてなされる。

船舶所有者が自発的に損害防除措置を執った場合には，その措置の費用等について制限債権を有するものとみなされ，その債権額をもって責任制限手続に参加することができる（第36条第１項）。これは，船舶所有者に油濁損害の防除措置を執ることを奨励する目的の規定であり，自発的防除措置が執られる結果，結局生ずべき総制限債権額が縮限されることになるから，弊害は少ないと考えられる。

なお，責任条約の締約国である外国において，条約に従って責任制限基金が形成された場合には，その基金の形成に我が国において基金が形成されたのと同様の効果，すなわち，当該基金から支払を受けることができる制限債権者は，当該基金以外の財産に対して権利を行使することができない，という効果を認めている（第41条１項）。

9．保障契約締結の強制

油濁損害賠償保障法は，船主の責任限度額を設定する一方で，船主に油濁損害賠償保障契約の締結を強制することによって，船主の賠償資力を確保することとしている。保障契約とは，船舶（２千トン以下のものは除かれる）の所有者が油濁損害の賠償責任を履行することにより当該船主に生ずる損害をてん補する保険契約又はその賠償義務の履行を担保する契約であり，船主の責任限度額に満たないものであってはならない（第14条）。日本船舶については，保障契約が締結されていなければ，２千トンを超えるばら積みの油の輸送の用に供してはならない（第13条第１項）。また外国船舶については，保障契約が締結されていなければ，２千トンを超えるばら積みの油を積載して，本邦内の港に入港し，本邦内の港を出港し，又は本邦内の係留施設を使用してはならない（第13条第２項）。日本船舶は，運輸大臣が交付する保障契約証明書を備え置かなければならない（第20条第１項）。外国船舶についても，同様の趣旨の規定がある（第20条第２項）。

10. 保険者等に対する直接請求

船舶所有者の油濁損害賠償責任が発生したときは，被害者は保険者や保証提供者に対して，直接に損害賠償額の支払を請求することができる（第15条第１項本文）。船舶所有者の支払不能を示す必要はない。但し，船舶所有者の悪意によって当該油濁損害が発生した場合には，保険者等に対する直接請求は認められない（第15条第１項但書）。悪意が問題となるのは，船舶所有者自身についてであり，船長その他の使用人の悪意は問題とならない。保険者等は，船舶所有者が被害者に対して主張することができる抗弁のみをもって被害者に対抗することができ（第15条第２項），保障契約上船舶所有者に対して対抗することができるにすぎない抗弁は，被害者に対しては対抗できない。

11. 国際基金に対する請求

(1) 国際基金に対する被害者の補償の請求

被害者は，基金条約で定めるところにより，国際基金に対し，賠償を受けることができなかった油濁損害の金額について，基金条約第４条第１項に規定する補償を求めることができる（第22条）。基金条約第４条第１項は，「汚染損害を被った者に対し，その者がその損害につき次の理由により責任条約の下で十分かつ適正な賠償を受けることができない場合に，補償を行う」として，３つの場合を掲げている。３つの場合とは，(a)当該損害につき責任条約の下で責任が生じない場合，(b)責任を有する船舶所有者が，その義務を完全に履行する資力を有せず，かつ，責任条約の規定に基づいて提供される金銭上の保証が，当該損害の賠償に係る債権の弁済のために十分でない場合，(c)当該損害が，責任条約の規定に従って制限される所有者の責任を超える場合，である。言い換えれば，①船舶所有者が油濁損害の賠償について免責される場合，②責任を負うべき船舶所有者又は保険者等が，何れも破産したり，支払不能に陥ったり，保障契約が不十分であった場合，③油濁損害の額が，責任限度額を超えているために，責任制限の対抗を受けて，十分な賠償をえられなかった場合，である。このような場合について，国際基金は，原則として一事故につき，責任条約に

基づき実際に支払われる賠償額との合計額で6千万ＳＤＲまで，被害者に補償する。但し，損害が戦争，内乱，暴動等によって生じたとき，また軍艦や非商業用政府船舶から流出した油によって生じたときには，国際基金は補償の義務を負わない。

(2) 国際基金に対する船舶所有者等の補てんの請求

船舶所有者又は保険者等は，基金条約で定めるところにより，国際基金に対し，損害賠償額の支払の責めに任じた金額について，基金条約第5条第1項に規定する補てんを求めることができる（第23条）。基金条約第5条第1項は，船舶のトン当たり100ＳＤＲで計算した金額又は833.3万ＳＤＲのうち低い方の金額を超え，船主の責任限度額を超えない部分について，補てんすることを規定するとともに，その但書において，船舶所有者自身の悪意によって損害が生じた場合には，補てん義務を負わないと規定している。

12. 国際基金への拠出

前年中に船舶から受け取った特定油（政令で定める原油および重油であって本邦内において荷揚げされるものをいう。）の合計量が15万トンを超えるときは，当該油受取人は，その受取量を運輸大臣に報告しなければならない（第28条第1項）。運輸大臣は，その報告の内容を通商産業大臣に通知した上，資料を作成し国際基金に送付しなければならない（第29条第1項）。前暦年の油受取実績から国際基金への拠出義務を負うことになる者の氏名，名称，および拠出額算出の基礎となる油受取量に関する資料を送付することによって，国際基金の事務局長による拠出金の徴収を可能にするための措置である。特定油の受取量を報告すべき油受取人は，基金条約の規定に従って，拠出金を国際基金に納付しなければならない（第30条）。拠出金は，私人・企業が直接国際基金に対して支払う。年間の特定油の受取量が合計15万トン以下の油受取人は，拠出義務を負わない。

13. 国際基金に対する請求訴訟

国際基金に対して補償や補てんを求める訴えの管轄裁判所は，船舶所有者に対

する油濁損害賠償請求訴訟の管轄裁判所と同じである（第26条第１項）。なお，同一の油濁損害に関し，船舶所有者又は保険者等に対する訴えが第一審裁判所に係属し，又は責任制限事件が係属する場合には，当該裁判所の管轄に専属する（第26条第２項）。

管轄権を有する外国裁判所がした確定判決の効力については，第12条の規定（前述６参照）が準用されている（第27条）。

第３章　我が国の危険物質損害に対する補償制度

Ⅰ　はじめに

我が国における有害危険物質により生ずる損害の補償については，国際条約であるＣＲＴＤ及びＨＮＳ条約に対応するような国内法制度は現在のところ存在しない。従って，国内において発生した危険物質損害は，一般には民法709条による損害賠償請求の形をとることになる。民法709条の不法行為の成立要件としては，

①自己の故意又は過失による行為があること（故意，過失）

②他人の権利又は利益を違法に侵害したこと（権利侵害，違法性）

③責任能力があること（責任能力）

④権利（法益）侵害行為によって損害が発生したこと（因果関係）

とされている（③については，民法712条及び713条から導き出されると解されている。）。

このうち，過失責任主義については，「責任を生じさせるのは損害ではなく過失である」という考えに基づくもので，加害者が通常人として必要とされる注意さえ払っておれば，責任を負わされることはないとすることによって，個人の自由な経済活動を保障する機能を持っていたといえる。

しかし，産業が高度化するに従って，加害者側に不注意といえる行為又は不行為がなくても損害が発生する例が数多く見られるようになった。さらに，加害者に過失がある場合でも，複雑な製造過程を有する工場等の操業から生じる損害は，加害者の過失を立証することが困難となった。そのため，被害者は救済を受けられないこととなり，過失責任主義に対して批判が加えられるようになった。そこで，危険が顕在化したときは，その加害によって生じた損害を事業者が賠償すべきであるという無過失責任論が起こってきた。

危険物質損害に対する無過失責任規定について見ていくと，戦前には，既に，鉱害事件の多発に伴って，旧鉱業法の改正により鉱害賠償規定が定められていた（1939年）。これは，鉱業権者等の無過失賠償責任を定めたものであり，現行の鉱業法に受け継がれている。さらに，1958年には水洗炭業法が制定され，水洗炭業者

にも同様の責任が及ぶこととなった。

1950年代以降の高度経済成長は，深刻な産業公害を引き起こすようになり，1960年代には大公害訴訟が起こされた。このような状況下，1967年，公害対策基本法が制定され，これをふまえて1970年までに大気汚染防止法，水質汚濁防止法が制定されたが，無過失責任の規定はまだなかった。1972年になって，大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の改正として，公害被害の中にも無過失責任が導入された。

さらに，公害に係る無過失責任としては，船舶から流出・排出した油による海洋汚染の賠償責任に係わる二つの国際条約を受けて，油濁損害賠償法が1975年に制定されている。

また，原子力エネルギーの利用に伴って，その潜在する危険の大きさゆえに，徹底した無過失責任規定を持つ原子力損害賠償法が1961年に定められている。

油濁損害賠償法及び原子力損害賠償法については，他に譲るとして，本稿は，鉱害並びに公害のうち大気汚染及び水質汚濁に係る補償制度について述べる。

Ⅱ　鉱害

1.　鉱業法

(1)　適用範囲

鉱害とは，

鉱物の掘採のための
- ①土地の掘さく
- ②坑水もしくは廃水の放流
- ③捨石もしくは鉱さいのたい積
- ④鉱煙の排出

によって他人に与えた損害を言う（109条１項）。

a.　原因行為

各原因行為は，いずれも４条にいう鉱業を前提としての行為を言い，それ以外のものを含まない。また，鉱業法違反の鉱業行為による損害については適用される。

b.　損害の性質

損害は財産的損害であると非財産的損害であるとを問わない。また，財産的損害については，既存利益の減少であると得べかりし利益の喪失であるとを問わない。

c. 因果関係

各原因行為と損害との因果関係については，鉱害の特殊性から，原告被害者はその因果関係の蓋然性を示すことで足り，実質的に被告鉱業権者，租鉱権者に挙証責任が転換されている。

d. 公害との関係

鉱害であると同時に公害であるという場合がありうるが，このような損害には鉱業法が優先的に適用される（Ⅲ 1.(4)，2.(4)を参照）。

(2) 責任の主体

損害発生の時における当該鉱区の鉱業権者が賠償責任を負う。故意，過失の有無を問わない（109条 1 項）。

また，鉱害は原因行為後発生するまでに長時間を要するので，損害発生時に鉱業権が消滅しているときには，消滅時の鉱業権者が責任を負う（109条 1 項）。

a. 共同不法行為

損害が二以上の鉱区又は租鉱区の鉱業権者又は租鉱権者の作業によって生じたとき，あるいはそのいずれによって生じたかを知ることができないときには，各鉱業権者又は租鉱権者が連帯して賠償責任を負う（109条 2 項）。連帯債務者相互間では，各自の負担部分は等しいものと推定される（110条 1 項）。

b. 過失相殺及び免責事由

鉱害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があったとき又は天災その他の不可抗力が競合したときは，裁判所は，損害賠償の責任及び範囲について，これをしんしゃくすることができる（113条）。

(3) 賠償の方法

a. 基本理念

鉱害は，公正かつ適切に賠償されなければならない（111条1項）。

b. 方法・範囲

鉱害の賠償は，原則として，金銭をもってする。ただし，賠償金額に比べて著しく多額の費用を要しないで原状回復をなしうるときは，被害者は原状の回復を請求することができる（111条2項）。また，賠償義務者の申立てがあった場合において，裁判所が適当であると認めるときは，金銭賠償に代えて，原状回復を命ずることができる（111条3項）。

通商産業局長は，損害賠償に関する争議の予防又は解決に資するため，損害賠償の範囲，方法等についての公正かつ適切な一般的規準を作成し，これを公表することができる。ただし，何人もこの規準に拘束されない（112条）。

c. 損害賠償の予定

鉱害賠償の処理については，当事者間の賠償契約を通じて処理されるものが少なくないが，鉱害は損害の予測がきわめて困難であるとされている。そのため，鉱害賠償額が予定された場合において，その額が現実に生じた鉱害額と比べて著しく不相当であるときには，当事者は，その増減を請求することができる（114条1項）。

また，土地又は建物に関する損害について予定された賠償額の支払は，将来相手方及び第三者に対して二重の賠償をすることのないようにするため，賠償の目的となる損害の原因及び内容，賠償の範囲及び金額について，登録をしたときは，その後その土地又は建物について権利を取得した者に対しても，その効力を生じるとしている（114条2項）。

d. 和解の仲介

鉱害賠償に関する紛争の当事者は，いずれも通商産業局長に対して，和解の仲介の申立ができる（122条）（石炭及び亜炭鉱業については4.(2)を参照）。

(4) 消滅時効

賠償請求権は，鉱害の発生した時から20年または被害者が鉱害及び賠償義務者を知った時から3年間これを行わないときは，消滅する（115条1項）。土地掘削による土地の陥落等のように，鉱害が数年間にわたって進行する場合には，進行が終わった時からその期間を計算する（115条2項）。

(5) 賠償義務の確保

石炭及び亜炭を目的とする鉱業権者又は租鉱権者は絶対的に，またその他の鉱業権者又は租鉱権者は，必要な場合に，産出量に応じて一定額を供託しなければならない（117条）（石炭及び亜炭鉱業については4.(1)を参照）。

2. 水洗炭業法

水洗炭業とは，鉱業法の適用を受ける事業以外の事業で，石炭の採掘により生じた廃石（ぼた）を水洗することにより石炭を採取する事業及び石炭を水洗する事業をいう（2条）。

(1) 適用範囲

①ぼたの採取

②廃水の放流又は土砂の流出

③排出される土砂のたい積

によって他人に与えた損害を言う（16条1項）。

同時に公害でもあるという場合には水洗炭業法が優先的に適用される（Ⅲ2.(4)を参照）。

(2) 責任の主体

損害を与えた水洗炭業者が賠償責任を負う（16条1項）。

a. 共同不法行為

損害が二以上の水洗炭業者の作業によって生じたとき，及びその作業のいずれによって生じたかを知ることができないときには，各水洗炭業者は，連帯して賠償する義務を負う（16条2項）。この場合，連帯債務者相互間では各自の負担部分は等しいものと推定される（16条3項）。

b. 過失相殺及び免責事由

損害の発生に関して被害者の責に帰すべき事由があったとき又は天災その他の不可抗力が競合したときは，裁判所は，損害賠償の責任及び範囲について，これをしんしゃくすることができる（19条）。

(3) 賠償の方法

a. 基本理念

損害は，公正かつ適切に賠償されなければならない（17条1項）。

b. 方法・範囲

損害の賠償は，原則として，金銭をもってする。ただし，賠償金額に比べて著しく多額の費用を要しないで原状回復をなしうるときは，被害者は原状の回復を請求することができる（17条2項）。また，賠償義務者の申立があった場合において，裁判所が適当であると認めるときは，金銭賠償に代えて，原状回復を命ずることができる（17条3項）。

d. 紛争のあっせん

損害賠償に関して紛争が生じた場合において，当事者の双方又は一方から申請があったときは，当該都道府県知事は，公正に解決されるようあっせんしなければならない（18条）。

(4) 消滅時効

賠償請求権は，損害の発生した時から20年又は損害及び賠償義務者を知った時から3年間これを行わないときは，消滅する（20条）。

鉱害のうち特に石炭鉱害はその程度が甚大であるので，その対策のために，各種の特別法が見られる。

3. 臨時石炭鉱害復旧法

鉱業法は金銭賠償を原則としていたが，石炭鉱害においては各種被害物件の非代替性という特殊性があり，金銭賠償よりも原状回復に親しみやすい。そのため，関係者ができるだけ公平に費用分担して原状回復すなわち「復旧」を目指す目的で制定された。

(1) 復旧の対象

石炭又は亜炭鉱業による鉱害であって，農地，農業用施設，公共施設（河川，海岸，道路，港湾，水道，鉄道，学校，公園等）及び家屋に係るものである（２条）。

(2) 復旧の主体

石炭鉱害事業団が行う（48条１項）。石炭鉱害事業団については石炭鉱害賠償等臨時措置法に定められている（4.を参照）。

(3) 復旧の内容

a. 復旧とは，土地が本来有していた効用を回復することをいう（２条３項）。

b. ただし，その本来の効用を回復することが著しく困難又は不適当と認められる場合は，当該効用以外の効用を有する土地として復旧することを認める（２条の２）。

c. そして，復旧すること自体が不適当な場合には，金銭賠償を認める。

①農地…復旧不適農地補償金の制度（79条）

復旧不適農地買収制度（79条の２）

②家屋等…復旧不適家屋等補償金の制度（79条の３）

(4) 復旧の方法

①事業団は，鉱害復旧長期計画，そして事業年度ごとに復旧基本計画を定め，通産大臣の認可を受ける。

②復旧工事を施行する。

③補償金の支払い又は買収を行う。

④納付金等を徴収する。

(5) 復旧の費用

a. 通常，以下の納付金等が事業団に集中されて，復旧が行われる。

①賠償義務者の納付金（50，51条）

②受益者の負担金（52条）

③国の補助金（93条）

④都道府県の補助金（94条）

b. 賠償義務者が納付金負担能力を欠くとき，又は所在が不分明であるときは，

事業団，都道府県及び関係地方公共団体が分担する（49，53，94条）。

4. 石炭鉱害賠償等臨時措置法

(1) 石炭鉱害の賠償を担保するための積立金制度（4～11条）

鉱業法の担保の供託制度（同法117条以下）を整備拡充する。

(2) 鉱害賠償の紛争解決のための裁定制度（11条の2～11条の9）

鉱業法上の和解の仲介制度（同法122条以下）を強化する。

(3) 石炭鉱害事業団制度（12条～45条の2）

石炭鉱害事業団について定める。

Ⅲ 公害

1. 大気汚染防止法

(1) 適用範囲

大気汚染防止法の定める損害賠償制度は，

①工場又は事業場における
②事業活動に伴う
③健康被害物質（ばい煙，特定物質又は粉じん）の
④大気中への放出による
⑤人の生命又は身体への害

を適用範囲としている（25条1項）。すなわち，健康被害と財産被害のうち，前者に適用される。

(2) 責任の主体等

当該排出に係る事業者は，無過失責任を負う（25条1項）。

a. 共同不法行為の特例

当該損害の発生に関しその原因となった程度が著しく小さい事業者があるときは，裁判所は，賠償額を定めるについてその事情をしんしゃくすることができる（25条の2）。

b. 免責事由

損害の発生に関して，天災その他の不可抗力が競合したときは，裁判所は，

賠償の責任及び額を定めるについて，これをしんしゃくすることができる（25条の３）。

(3) 消滅時効

賠償請求権は，損害の発生した時から20年または被害者が損害及び賠償義務者を知った時から３年間これを行わないときは，消滅する（25条の４）。

(4) 鉱業法の優先適用

鉱業法に定めのあるときは，同法の定めるところによる（24条の５）。

2. 水質汚濁防止法

(1) 適用範囲

水質汚濁防止法の定める損害賠償制度は，

①工場又は事業場における
②事業活動に伴う
③有害物質の
④汚水又は廃液に含まれた状態での排出又は地下への浸透による
⑤人の生命又は身体への害

を適用範囲としている（19条）。すなわち，健康被害と財産被害のうち，前者に適用される。

(2) 責任の主体等

当該排出に係る事業者は，無過失責任を負う（19条）。

a. 共同不法行為の特例

当該損害の発生に関しその原因となった程度が著しく小さい事業者があるときは，裁判所は，賠償額を定めるについてその事情をしんしゃくすることができる（20条）。

b. 免責事由

損害の発生に関して，天災その他の不可抗力が競合したときは，裁判所は，賠償の責任及び額を定めるについて，これをしんしゃくすることができる（20条の２）。

(3) 消滅時効

賠償請求権は，損害の発生した時から20年または被害者が損害及び賠償義務者を知った時から３年間これを行わないときは，消滅する（20条の３）。

(4) 鉱業法又は水洗炭業法の優先適用

鉱業法又は水洗炭業法に定めのあるときは，当該各法律の定めるところによる（20条の４）。

3. 公害健康被害補償法

大気汚染又は水質汚濁による健康被害に係る損害を塡補するための補償を行い，被害者を救済することを目的として，1973年に制定された。

(1) 指定

地域及び疾病の指定を行う（２条）。

a. 地域

第一種地域…事業活動等に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染が生じ，その影響により非特異的疾患が多発している地域

第二種地域…事業活動等に伴って相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁が生じ，その影響により特異的疾患が多発している地域

b. 疾病

非特異的疾患…原因物質との因果関係が明らかでない病気（気管支喘息等）

特異的疾患…原因物質との因果関係が明らかな病気（水俣病等）

(2) 認定

公害病患者の認定の要件は，指定地域，曝露要件，指定疾病である。すなわち，指定地域において一定期間を過ごし，指定疾病にかかっている者が申請すれば認定される（４条）。

(3) 補償給付

以下の支給を行う（３条）。

①療養の給付及び療養費

②障害補償費

③遺族補償費

④遺族補償一時金

⑤児童補償手当

⑥療養手当

⑦葬祭料

(4) 財源

a. 第一種地域

汚染負荷量賦課金を主に充てる（49条）。

納付義務者は，以下の要件に該当するものとされ，排出量等に応じて納付する（52，53条）。

①大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設（鉱山保安法に規定する鉱山に設置される施設でこれに相当するものを含む）を設置する事業者

②その施設から指定疾病に影響を与える大気の汚染の原因物質を排出していること

③その施設が設置されている工場，事業場の最大排出ガス量が，政令で定める量以上であること

④その施設を各年度の初日において設置していること

b. 第二種地域

特定賦課金を充てる（49条）。

納付義務者は，以下の要件に該当するものとされ，排出量等に応じて納付する（62，63条）。

①大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設や特定施設，水質汚濁防止法に規定する特定施設を設置する事業者

②その施設から指定疾病に影響を与える大気の汚染又は水質の汚濁の原因物質を排出していること

③その排出した物質が指定地域の大気の汚染又は水質の汚濁の原因となっていること

原子力責任班平成4・5年度報告

「原子力事故－責任と保障－　（ウィーン条約改正とヘルシンキシンポジウム）」
及び
原子力損害に対する第3者責任－他のエネルギー分野との比較研究」

1996年7月

発行　日本エネルギー法研究所
〒105　東京都港区虎の門4－1－20
田中山ビル7F
TEL　03－3434－7701(代)

本報告書は，㈶電力中央研究所の委託を受け，日本エネルギー法研究所が作成したものです。